

は じ め に

わたくし達は、来世紀にわたくし達の夢と希望をつなぐ「文化の家」を持ちました。町民の一人ひとりの「家」であって欲しい 町民がそこに「我が家」を感じるような親しみあふれる場であって欲しい そして、そこでの さまざまな芸術、文化活動を通して、常に新しい何かが生まれ、感動と共感を呼び、共有と交流のロンドがきらめく、そんな「家」であって欲しい と願って計画された文化の家が、今、大地に立ち、大気を呼吸し始めました。

本マスタープランの策定は、その文化の家の建設に合わせて進められました。言うまでもなく文化の家がいつまでも古ぼけることなく、わたくし達の願いに沿って、みずみずしくその使命を果たし続けていくための、基本的で、豊かなソフトウェアを示したものです。

しかし、策定に当たっては、単に文化の家のマスタープランに終始せず、町の文化振興施策を総合的に俯瞰し、新たな提案をし、視点を与え、町の将来にわたっての文化行政の羅針盤とも言うべき内容にまとめました。

文化の家と本マスタープランとがふたつながら相乗効果を生み、長久手らしい芸術文化が、生活文化が、伝統文化が、そして産業文化が、町のそこここに花開くことを心から希望して止みません。

1998年3月

長久手町長 加藤 梅雄

文化マスタープラン策定によせて

文化は生きる目標や喜びをもたらし、私たちのところに豊かさを与えてくれます。同時に、21世紀のコミュニティ・都市空間・産業など魅力あるまちづくりを展望する上で地域の文化は重要な役割を担います。

このように、すべての人にとってかけがえのない財産である地域の文化をより豊かにするためには、長期にわたる総合的かつ具体的な取り組みが必要です。町の文化拠点である文化の家の開館を間近に控えた長久手町で、地域の人々がすばらしい芸術活動を今以上に享受できるような、また、自らの自発的な文化創造の活性化をできるような環境づくりや、そうした文化的な町の特色として芸術家や専門家の活動に対する視座も合わせ持ち、さらに、それらを支える行政の事業・組織・費用の考え方を総合的に検討した文化マスタープランが全国に先立ち策定されたことは、大変すばらしいことと思います。

本計画の策定が、長久手文化の充実の一助となり、一層きらめき、住民が暮らしやすい長久手町が実現することを期待しています。

1998年3月

長久手町文化の家(仮称)建設・運営委員長 **清水 裕之**

長久手町文化マスタープラン目次

はじめに

文化マスタープラン策定によせて

序章 文化マスタープランの策定にあたって	1
1 策定の趣旨	3
2 構成と目標年次	3
(1) 構成	3
(2) 目標年次	3
3 文化の定義	4
1章 文化環境の現状と課題	5
1 町の概況	7
2 町の文化活動の現況	10
(1) 町民の意識	10
(2) 文化団体、芸術家	12
(3) 文化施設	14
(4) 行政の文化事業	16
3 文化振興上の問題点	18
(1) 町民	18
(2) 芸術家、専門家	19
(3) 行政	19
2章 文化振興施策の推進方向	21
1 文化の意義、効果	23
2 行政の役割	23
3 基本理念	25
4 基本方針	25
5 具体的目標	26
6 施策の構成	28
3章 長久手町文化の家総合計画	31
1 文化の家の概要	33
(1) 施設概要	33
(2) 基本理念	35
(3) 基本的視点	35
(4) 計画期間別の施策の方向性	38

2	事業	43
(1)	事業の考え方	43
(2)	事業概要	45
(3)	各事業の内容	46
3	組織・運営	54
(1)	運営の考え方	54
(2)	所管	54
(3)	管理運営主体	56
(4)	組織	58
(5)	運営規定	62
4	予算の考え方	63
4章	文化振興についての中長期展望	65
1	地域文化の可能性	67
2	まちづくりと文化	67
(1)	都市環境	67
(2)	施設、設備	68
(3)	住民、企業との協力	70
3	生活と文化	72
(1)	子どもと文化	72
(2)	暮らしと文化	73
(3)	健康、福祉と文化	74
(4)	伝統と文化	76
4	産業・経済と文化	76
(1)	文化関連産業	77
(2)	芸術家の経済的自立	78
5	交流と文化	80
6	文化振興施策の評価	81
終章	文化のまち長久手の将来像	85
<図表目次>		
図表序－1	文化の定義	4
図表1－1	人口の推移	8
図表1－2	年齢別の人口の推移	8
図表1－3	町民の文化活動への関心	10
図表1－4	町民の文化活動の動向	11
図表1－5	活動の目的	12
図表1－6	これまで参加しなかった理由	12

図表 1－7	長久手町在住の芸術家数の推移	13
図表 1－8	町内の主な文化施設	15
図表 1－9	文化関連施設の立地状況	16
図表 1－10	これまで行ってきた主な文化事業	17
図表 2－1	文化の意義、効果	24
図表 2－2	文化振興施策の基本方針	26
図表 2－3	文化振興施策の具体的目標	29
図表 2－4	文化マスタープランの構成	30
図表 3－1	所在地と施設概要	33
図表 3－2	文化の家の位置	33
図表 3－3	文化の家の機能・構成	34
図表 3－4	文化の家総合計画の概要	37
図表 3－5	事業の視点	42
図表 3－6	文化の家の活動シミュレーション	44
図表 3－7	文化の家の事業スケジュール計画	51
図表 3－8	文化振興施策の基本方針と施策例	53
図表 3－9	市区町村別の公立文化会館の所管	55
図表 3－10	公立文化会館の首長部局と教育委員会の所管比較	55
図表 3－11	公立文化会館の直営と財団の管理運営方式の比較	57
図表 3－12	運営組織図	61
図表 3－13	文化施設の創造機能	62
図表 4－1	生涯学習社会の考え方	74
図表 4－2	劇場の生産誘発効果	78
図表 4－3	地域内の創造組織・企画組織の育成	79
図表 4－4	評価の過程	82
図表 4－5	事業レポート例	84

<資料編>

1	統計からみる長久手町の特徴	(3)
2	歴史と地勢	(12)
3	文化活動の状況・意識	(13)
4	芸術家・芸術団体の動向	(22)
5	ワークショップ	(25)
6	町内の文化団体ヒアリングの要旨	(27)
7	文化の家の施設利用見込み	(31)
8	関連計画	(41)
9	近年策定された文化振興指針等	(52)
10	文化の意義・効果	(60)
11	事業	(62)
12	運営体制	(73)
13	関連法令等	(80)
14	貸し空間事業	(84)
15	芸術団体との協力体制	(89)
16	事業助成制度	(94)
17	基金・公益信託	(109)
18	評価レポート	(113)
19	策定経緯	(131)

序章 文化マスタープランの策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国では、近年の産業、経済のめざましい発展により、物質的な豊かさは著しく向上しました。こうした中、経済効率性が優先され、ややもすると精神的なものへの配慮が見落とされがちでした。21世紀を目前に控え、経済の緩やかな成長、高齢化、国際化、余暇時間の増大、環境問題等を背景に成熟化社会へ移行しつつある今、人々はゆとりや潤い、知的満足、美しさ等こころの豊かさを重視するようになってきています。また、地域においても、ゆとりや快適性のあるまちづくり、地域コミュニティの育成、まちの個性やオリジナリティといった視点が重要になってきています。人の生活や考え方そのものである「文化」は、このような個人一人ひとりの充実した生活や地域の豊かさの実現に必要不可欠なものです。

本町では1990(平成2)年に第3次総合計画を策定し、「住んでみたいまち 緑と文化 長久手の創造」を将来目標に掲げました。そして、これを受けて、中央図書館の整備、ワートルロー市との文化交流等、さまざまな文化施策を実施してきました。また、本年(1998年)の7月には、町の文化拠点としての役割を担う文化の家の開館を迎えようとしています。この文化の家は、歴史と文化の香り漂う本町の特徴を踏まえつつ、町民の文化活動を支援し、長久手らしい文化を創造することを目的としています。そして、この機会に町の文化振興施策の指針づくりが求められています。

本マスタープランは、文化を通じて豊かな地域づくりをさらに充実させるために、本町の文化振興施策を総合的な観点から、体系的、個別的にとりまとめたものです。

2 構成と目標年次

(1) 構成

本マスタープランの構成は4章からなり、1章の「文化環境の現状と課題」では本町の文化活動、文化施設等、現況と文化振興上の問題点を把握しています。これを踏まえ、2章の「文化振興施策の推進方向」では文化振興の意義を再確認した上で、基本理念を定め、理念を通じて実現しようとする基本方針と目標を設定しています。

さらに、この基本理念、基本方針、目標を踏まえ、3章の「長久手町文化の家総合計画」では、町の具体的な文化振興施策を実施する上で拠点となる文化の家について、体系的、効果的な事業・運営・予算等のあり方を考え、4章の「文化振興についての中長期展望」ではまちづくり、生活、産業、経済、交流等、幅広い領域にわたって文化振興施策の方向性を示します。また、本章の最後には、本マスタープランで提示された計画の達成状況の把握や計画の見直しに活用できるよう、文化振興施策の評価方法を示しています。

(2) 目標年次

本計画は1998年度を初年度とし、おおむね10年後(2007年)を目標年次としています。

ただし、地域の文化活動の進展や地域、社会の変化にきめ細かく対応するため、文化の家の具体的な施策については、1998年から3年間にわたって毎年、年間の計画について見

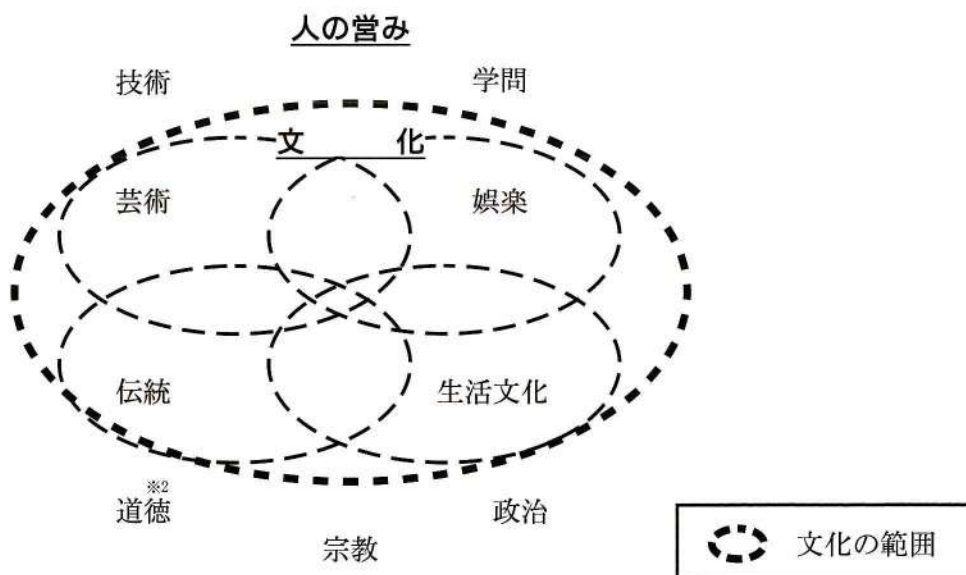
直しを行います。

3 文化の定義

ひとくちに文化といっても場面場面に応じてさまざまな意味に使われているのが実状です。本マスタープランにおいては、文部省の文化の定義^{※1}に準じて、「地域や暮らしの中に潤いや豊かさをもたらす芸術、娯楽、伝統、生活向上のためのものごと」と定義します。

ただし、文化は精神性、創造力、行動様式等、根元的な人の営みと結びつくものです。このため、本マスタープランでは文化が幅広い領域にわたって影響を持つことを踏まえ、計画を策定しています。

図表 序－1 文化の定義



※1. 文部省設置法第2条

※2. 道徳、宗教、政治の分野については、憲法第19条の思想及び良心の自由および第20条の信教の自由からみて、地方公共団体による文化振興の対象とすることは難しいといえます。

1 章 文化環境の現状と課題

本章では本マスタープラン策定の前提として、本町の概況を踏まえ、文化活動、町民の意識、施設、行政の施策等、文化活動の現況を把握するとともに、文化振興上の問題点を把握します。

1 町の概況

・歴史

本町は緑豊かな丘陵地で、長久手古戦場をはじめ、オマント、棒の手等、数多くの有形・無形の文化遺産が受け継がれてきています。

一方、1961(昭和36)年の愛知用水の完成、1969(昭和44)年の地下鉄藤ヶ丘までの延伸、1970(昭和45)年のグリーンロードの開通、愛知青少年公園の開園、東名高速道路の開通等、高度成長期に相次いで都市基盤が整備されました。これを機に、名古屋市のベッドタウンとして土地区画整理事業による宅地開発を主体とした急速な都市化が進んでいます。

・人口

急速に都市化が進み、人口は1980(昭和55)年から1995(平成7)年までの15年間で倍増するなど、愛知県下でも有数の伸びを示しています。特に町内の西部で増加の速度が速く、家族向けのマンションやアパートが数多く建てられているほか、学生の下宿生を中心に一人暮らしの世帯も多くなっています。同時に、都市計画をみると、第1種低層住居専用地域の割合が高く良好な住宅環境も兼ね備えています。人口構成は、若年層が多く流入しているため、20歳代前後が多いエネルギッシュな町といえます。労働力率をみると、男性では全国や愛知県と同様ですが、女性は20歳代、30歳代をはじめ総じて労働力率が低い傾向にあります。

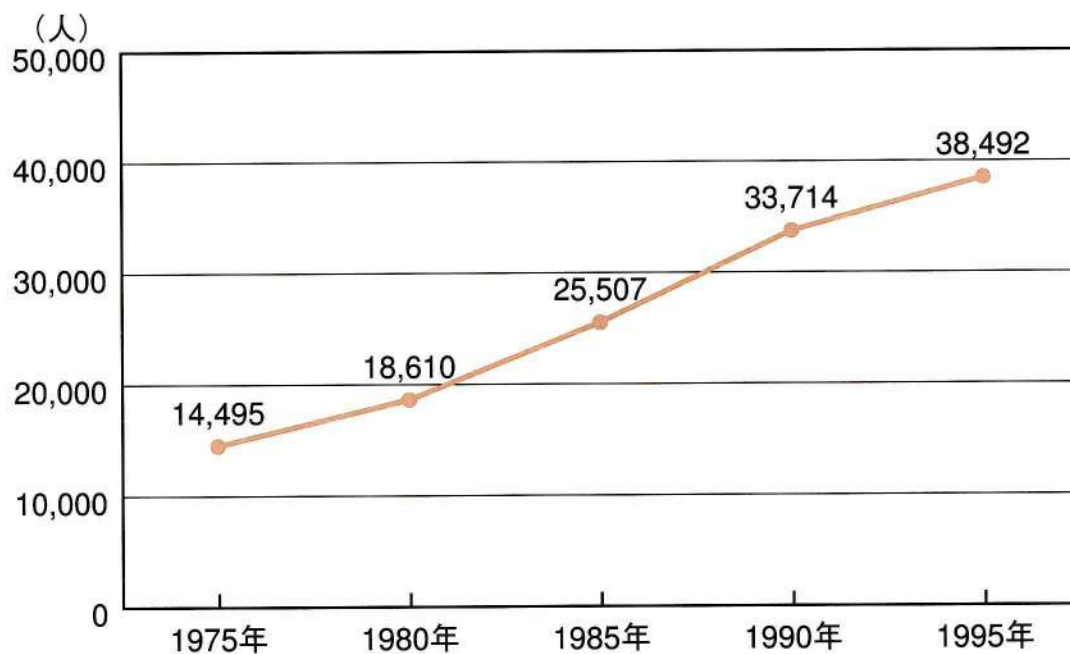
・人の動き

学生や世帯主が転勤の対象となる年代(20代～30代の前半)が多いことなどから、転入転出する人の割合が高くなっています。また、町内在住で、町内に通勤・通学をする人の割合は約3割にとどまり、約7割が他市町村に通勤・通学しています。ただし、昼間は大学生等、学生が流入するため、昼夜間の人口比率はバランスを保っています。勤務地や買い物についても名古屋市の影響が大きく、名古屋市をはじめ周辺市町との機能分担を想定した人の動きがみられます。

・産業

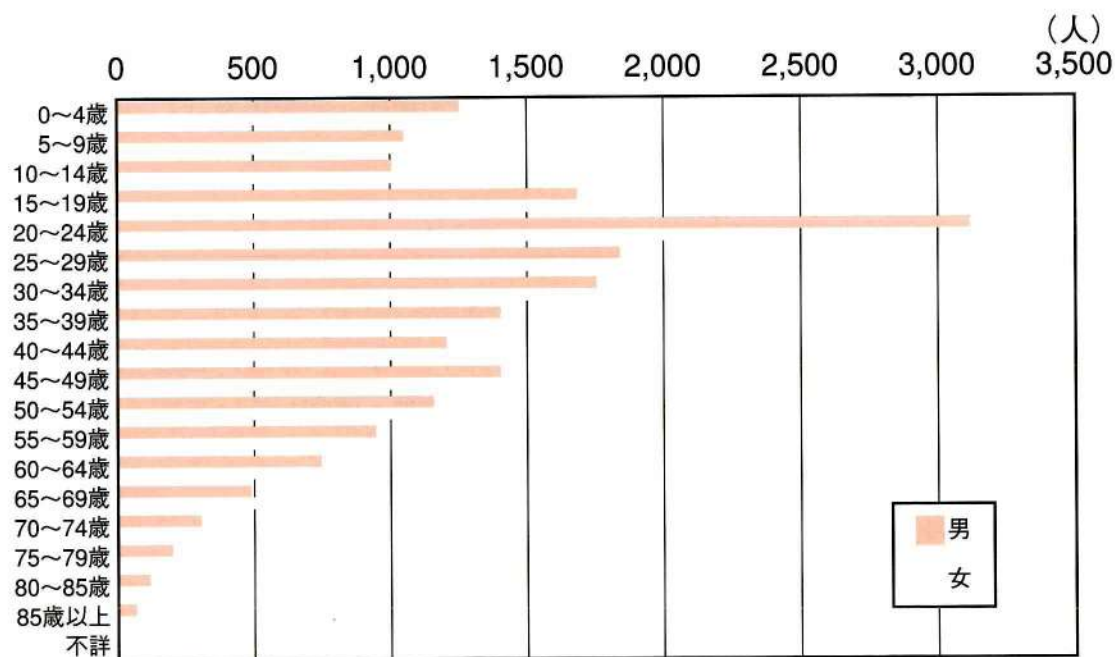
就業者は、第3次産業の就業者が4分の3を占め、その中でも卸売・小売業、サービス業の就業者数が多くなっています。町の都市化に伴い、第2次産業、第3次産業は大幅な伸びを示してきましたが、このところ伸びがやや一段落した感があります。

図表1-1 人口の推移



＜資料＞総務庁：国勢調査

図表1-2 年齢別の人口の推移



＜資料＞総務庁：国勢調査(1995)

(注) 本文中で利用した他の統計は資料編に掲載しました。

・関連計画

本町の文化振興施策を検討するに際しては、その前提となる、国レベル、地域レベル、町レベルでのさまざまな関連計画が存在します。

まず、国レベルでは、国土庁が発表した新しい全国総合開発計画の検討報告(1996年12月発表)が注目されます。この中では、「新しい文化の創造とゆとりある生活空間の実現」が基本的な目標の1つに設定され、特に地域文化の創造、生活における芸術文化の必要性に対して詳細な検討と記述がなされるなど、文化の重要性に対する認識が高まり、文化の創造が国の長期的な主要目標になったことがうかがわれます。

地域レベルでは、本町は愛知県が提唱する「あいち学術研究開発ゾーン」内に位置し、愛知県立大学の移転をはじめ大学や研究機関等の進出が見込まれる地域です。また、「2005年国際博覧会」では開催母都市の1つとしての役割が期待され、これらの計画の進 を踏まえながら本マスタープランを策定する必要があります。

町レベルでは、第3次長久手町総合計画に、「住んでみたいまち 緑と文化 長久手の創造」の将来目標が掲げられ、文化の充実が本町の一大目標に位置づけられています。現在、第4次長久手町総合計画の策定に向け改訂作業が進められており、本マスタープランもこれとの整合性に十分配慮する必要があります。

一方、「長久手町都市計画に関する基本的な方針」、「長久手町都市景観基本計画」、「長久手町緑の基本計画」等、課題別の基本計画が策定されています。特に、広義の文化を検討する場合、これらの計画との整合性にも留意する必要があります。

留意すべき関連計画・報告

- ・第四次全国総合開発計画（国土庁）
- ・新しい全国総合開発計画計画部会調査検討報告（国土庁）
- ・中部圏開発整備計画（国土庁）
- ・2005年国際博覧会（愛知県、通商産業省、経済界等）
- ・第6次愛知県地方計画（愛知県）
- ・新しい地方計画「新世紀の飛躍～愛知2010計画」素案（愛知県）
- ・あいち学術研究開発ゾーン（愛知県）
- ・第3次長久手町総合計画（長久手町）
- ・長久手町都市計画に関する基本的な方針（長久手町）
- ・長久手町都市景観基本計画（長久手町）
- ・長久手町緑の基本計画（長久手町）

（注）計画の内容は資料編に掲載しました。

2 町の文化活動の現況

本節では、ヒアリング調査、アンケート調査、統計、文献をもとに文化活動に対する町民の意識、町内の文化団体、芸術家、町内の文化施設、町の行政の文化事業等、町内の文化活動の現況を把握します。

(1) 町民の意識

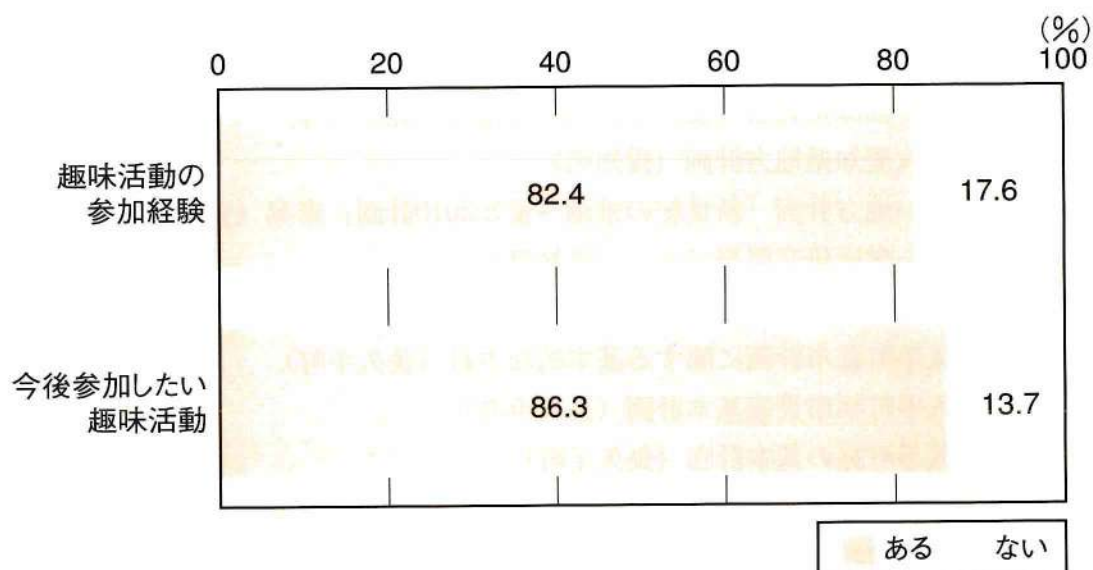
「長久手町文化の家(仮称)計画に関する住民アンケート調査報告書」(1995年9月実施)によると、回答者の82.4%が趣味活動の参加経験がありました。また、86.3%の人が、「今後参加したい趣味活動がある」と答えており、町民の文化活動への関心は非常に高いといえます。

「参加経験のある活動」、「今後経験したい活動」の内容をみると、音楽系、舞台芸術系、美術系、生活文化系等、幅広い分野にわたっています。

活動の目的を複数回答で求めると、「趣味の幅を広げる」、「技術を身につける・伸ばす」、「趣味を深める・追求する」、「感性を身につける・伸ばす」等、自分の能力や知識を高めることを考えている人が多いようです。この他には、「仕事や家事や勉強等からの気分転換」、「生活にはりあいを持つ」といった精神的にゆとりをもたらす効果をあげる人や「友人をつくる」、「人との一体感を得る」等、人とのふれあいや共感を目的としている人も相当数見受けられ、文化活動の持つ意義や効果の多様性が確認できます。

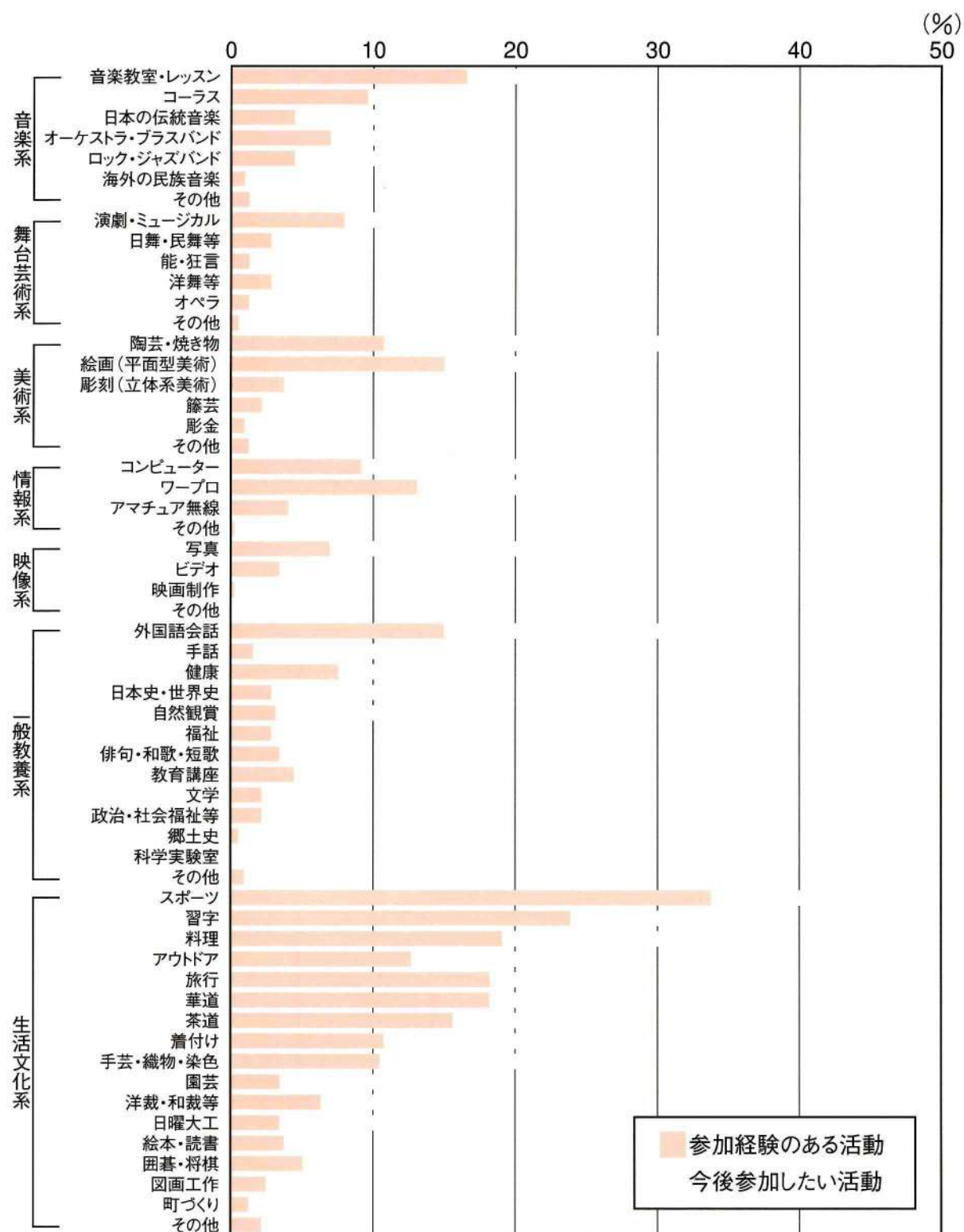
一方、これまで参加しなかった理由を複数回答で求めると、「きっかけがなかった」、「気に入った講座がなかった」、「場所が遠かった」等、参加機会の不足をあげている人が多く、この他には「時間がなかった」、「お金が高かった」等の割合も高くなっています。

図表 1-3 町民の文化活動への関心



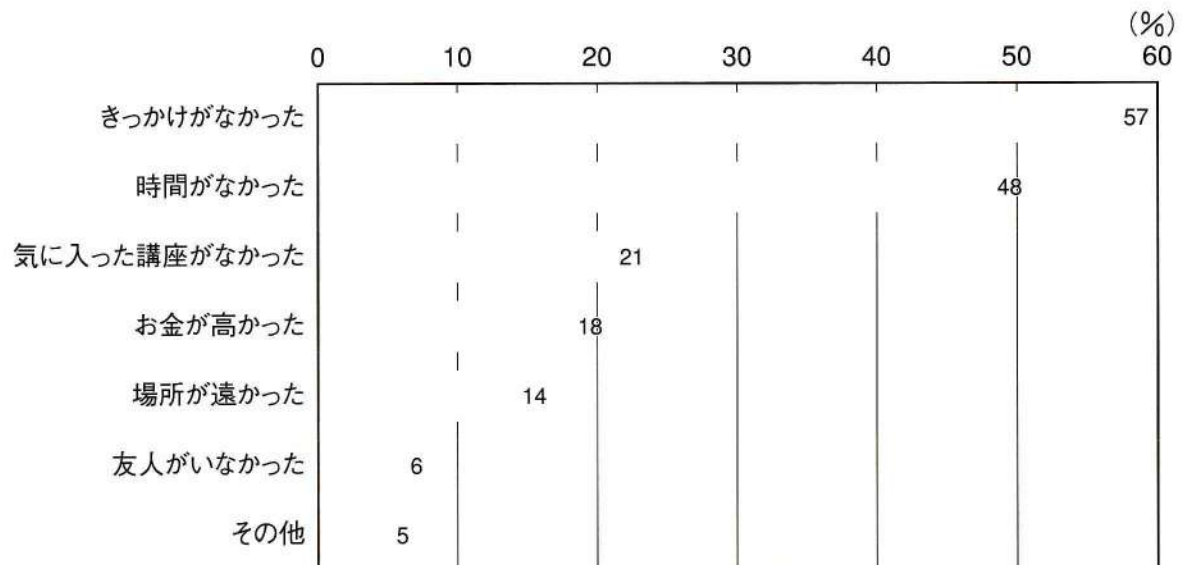
＜資料＞長久手町文化の家(仮称)計画に関する住民アンケート調査報告書(1995)

図表 1-4 町民の文化活動の動向（複数回答）



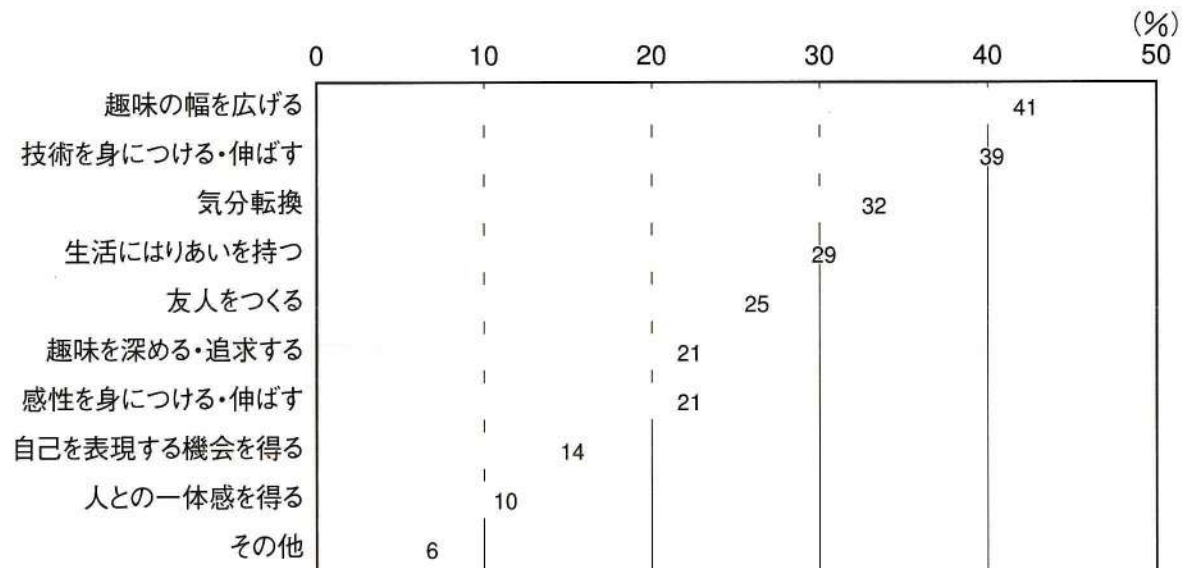
＜資料＞長久手町文化の家(仮称)計画に関する住民アンケート調査報告書(1995)

図表 1－5 活動の目的（複数回答）



＜資料＞長久手町文化の家(仮称)計画に関する住民アンケート調査報告書(1995)

図表 1－6 これまで参加しなかった理由（複数回答）



＜資料＞長久手町文化の家(仮称)計画に関する住民アンケート調査報告書(1995)

(2) 文化団体、芸術家

・町内の文化団体

本調査で把握した町内の文化団体（町文化協会所属団体、町総合福祉会館利用実績のある団体、町社会教育補助金交付団体等）は100団体あまりに達し、音楽、舞踊、絵画、書道、茶華道、外国語等、多彩な分野にわたっています。これらの団体をみると、大字

岩作、大字前熊、大字熊張を活動拠点とする団体や中高年層が中心メンバーとなっている団体の比率が高い傾向にあります。また、本町では棒の手、オマントをはじめ、伝統芸能や民俗文化財が地域に根づき保存会等により継承されてきています。なお、「長久手の棒の手」と「岩作のオマント」は愛知県無形民俗文化財に指定されています。

・学校のクラブ

町内にある中学校、高等学校、大学等、教育機関においても、70あまりの文化系クラブ・サークルがあります。活動分野をみると、中学校では音楽、美術、情報部門にとどまっていますが、高校や大学等、年齢が高くなるほど、身体表現・演劇、映像、生活文化、一般教養等、広がりがみられます。長久手中学校のブラスバンド部が東海地区の大会で優勝するなど、音楽面におけるレベルの高い活動が注目されます。

・芸術家

1990年国勢調査によると、本町に在住の文筆家・芸術家・芸能家数は352人で、10年間に約2.4倍と大幅な増加をみせ、人口に占めるその割合は1.3%と、全国平均や愛知県平均のほぼ2倍に達しています。このように芸術文化関連の職業に従事している人の割合が高くなっています。この理由としては、愛知県立芸術大学等、芸術文化に関連する高等教育機関が町内にあることや、町内の居住環境が良好なこと等があげられます。また、町内の大学に通学している学生や指導者等を含めると、本町を訪れる芸術家は統計より相当多いものとみられ、芸術的なポテンシャル（潜在能力）が高い町であるといえます。

※ 愛知県を中心とする中部地方の産業経済が著しい躍進を遂げているのに対応して、東西の中間に特色のある文化圏を築くとともに、地方文化の水準を高めることを目的として1966(昭和41)年4月開学しました。美術学部（美術科、デザイン・工芸科）と音楽学部（音楽科）を置き、100名近くの教員の指導のもと、900名を超える学生が学んでいます。

図表1-7 長久手町在住の芸術家数の推移

□1980年

		15歳以上人口(人)	文筆家・芸術家・芸能家数(人)	割合
長久手町	総数	13,784	149	1.08%
	男	6,966	75	1.08%
	女	6,818	74	1.09%
愛知県	総数	4,664,611	23,713	0.51%
	男	2,313,791	14,688	0.63%
	女	2,350,820	9,025	0.38%
全国	総数	89,479,570	505,439	0.56%
	男	43,433,890	332,067	0.76%
	女	46,045,680	173,372	0.38%

□1985年

		15歳以上人口(人)	文筆家・芸術 ・芸能家数(人)	割 合
長久手町	総 数	25,431	289	1.14%
	男	13,073	162	1.24%
	女	12,358	127	1.03%
愛 知 県	総 数	5,008,087	29,640	0.59%
	男	2,485,934	16,805	0.68%
	女	2,522,153	12,835	0.51%
全 国	総 数	94,947,625	628,598	0.66%
	男	46,114,992	386,706	0.84%
	女	48,832,633	241,892	0.50%

□1990年

		15歳以上人口(人)	文筆家・芸術 ・芸能家数(人)	割 合
長久手町	総 数	26,993	352	1.30%
	男	13,928	203	1.46%
	女	13,065	149	1.14%
愛 知 県	総 数	5,446,964	35,938	0.66%
	男	2,710,090	19,595	0.72%
	女	2,736,874	16,343	0.60%
全 国	総 数	100,783,631	754,415	0.75%
	男	48,946,731	447,651	0.91%
	女	51,836,900	306,764	0.59%

＜資料＞総務庁：国勢調査

(3) 文化施設

町内の文化施設をみると、総合福祉会館、町立公民館、中央図書館、長久手交流プラザ等の公共施設、愛知県立芸術大学、愛知県立長久手高等学校等の教育機関、名都美術館、トヨタ博物館等の民間施設があげられます。また、愛知淑徳大学、愛知県農業総合試験場、愛知青少年公園等では公開講座が開設されています。民間についても音楽、茶華道、外国語等の教室、文化センター、ギャラリー等、20件あまりの文化施設が町内に立地しています。

このように、学校や社会教育施設等、教育関連の公的施設はひとつとおり整備されており、小規模ながら民間の文化施設もみられます。しかし、地域の芸術文化活動を地域内で活発化させ、さらに深めるような、地域の文化活動の核となる施設がなく、1998(平成10)年7月開館予定の文化の家がこの役割を担うことが期待されます。

文化財については、国の指定史跡である「長久手古戦場」をはじめ、古墳、古窯、城趾、神社、書画、彫像、古文書等、豊かな文化遺産を有し、郷土資料室や色金山歴史公園をはじめ地域の歴史や伝統にふれることができる公共施設が整備されています。

図表 1－8 町内の主な文化施設

長久手町立公民館

場 所	大字岩作字城の内99番地 総合福祉会館内
開設年次	1974(昭和49)年7月
運営主体	長久手町教育委員会
施 設	研修室219㎡、図書室50㎡、調理実習室84㎡、 講義兼教養会議室55㎡、和風会議室55㎡
利用状況	町民、地域の文化団体、行政関連等さまざまな人が会議、練習等、多様な用途に利用

長久手町中央図書館

場 所	大字長湫字野田農106番地1
開設年次	1992(平成4)年6月
運営主体	長久手町教育委員会
施 設	開架スペース1,251㎡、朗読室10㎡、A Vルーム236㎡、特別会議室79㎡、 多目的ルーム65㎡、読書室35㎡、ギャラリースペース94㎡
利用状況	入館者数 年間延べ約30万人

長久手交流プラザ

場 所	大字岩作字東中1番地3
開設年次	1996(平成8)年2月
運営主体	長久手町総務部
施 設	多目的室約100㎡、大会議室、中会議室、小会議室
特 徴	旧長久手郵便局を改修、多目的室にはピアノを設置

名都美術館

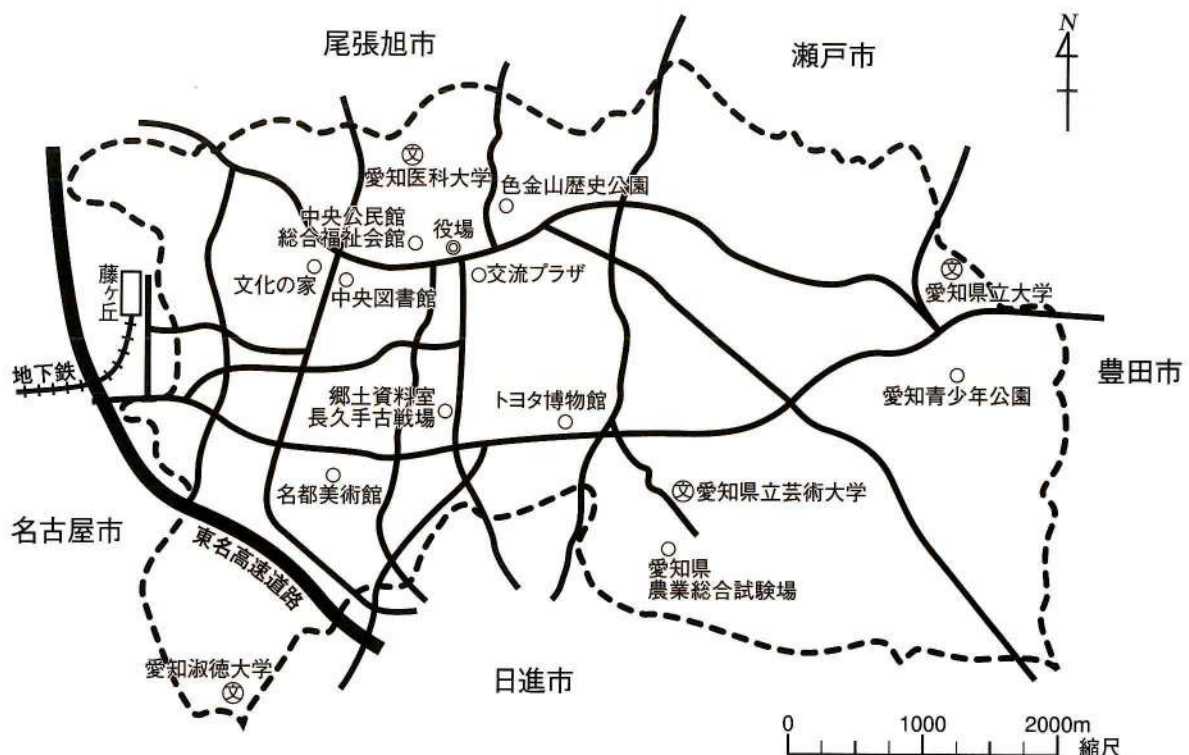
場 所	杵ヶ池301番地
開設年次	1987(昭和62)年1月(92年に長久手町に移転)
運営主体	財団法人林美術財団
特 徴	上村松園、伊東深水の美人画をはじめ、百数十点の近代日本画を展示 この他に年間で6、7回の特別展、企画展を実施

トヨタ博物館

場 所	大字長湫字横道41番地100
開設年次	1989(平成元)年4月
運営主体	トヨタ自動車株式会社

施設 展示場（100台あまりの車を展示）、ホール（収容人員40名）、資料室
特徴 ガソリン自動車誕生から100年間をとらえ、自動車の文化・技術の発展の歴史を紹介

図表1－9 文化関連施設の立地状況



(4) 行政の文化事業

本町がこれまでに文化施策として企画・運営もしくは支援した文化事業をみると、鑑賞事業、講座、国際交流事業等があります。担当部署も文化会館建設事務局、企画課、社会教育課、中央図書館、健康課、福祉児童課等、多岐にわたっており、各課の状況に対応した事業が行われています。

鑑賞事業は、音楽関連（文化サロン事業の音楽鑑賞や室内楽コンサート等）、美術関連（中央図書館企画展等）、映画関連（図書館映画会等）が多くなっています。町内に大規模な文化施設がないこともあり、事業内容はやや小規模となっています。

講座については、社会教育課が学習講座事業で外国語、歴史、情報化等、一般教養主体に講座を開催しているのに加え、健康課、福祉児童課、中央図書館等でも講座を開催しています。また、1997(平成9)年度から町民合唱団と町民劇団を結成し、地域の文化創造活動の支援にも力を入れ始めています。

国際交流事業は、姉妹都市であるワテルロー市（ベルギー）との交流をはじめさまざまな形の交流が活発に行われており、具体的な文化事業としては国際交流音楽祭、ワテルロー市絵画展等があげられます。

この他には、町民の文化活動の発表の機会である古戦場桜まつりと町民まつりの開催を支援しており、公共施設に設置する芸術作品の購入、町史編纂事業等を実施しています。

伝統芸能に関しては、長久手町棒の手保存会、前熊打囃子太鼓保存会の活動やオマントの執行に社会教育補助金を交付するなど側面から支援しています。

図表 1-10 これまで行ってきた主な文化事業

文化サロン事業

文化サロン事業は、小規模のコンサートや講演会等を開催することによって、町民が身近に芸術文化に親しむ機会をつくることを目的にしました。事業の企画や情報紙の編集には公募で集まった町民で組織する文化サロン企画懇話会が参加しています。担当は文化会館建設事務局。

「1997年度の事業例」

人形劇公演、ハーブコンサート、文化講演会、落語会の開催等

幼児期家庭教育推進事業、小中学校家庭教育推進事業

幼児期家庭教育推進事業では幼稚園や保育園の父兄が、小中学校家庭教育推進事業ではPTAのメンバーが推進委員となって、家庭教育を推進する目的で事業を企画運営しています。料理、健康、手芸等の教室や、子どもとともに参加できる観劇会等が実施されています。担当は社会教育課。

「1997年度の事業例」

観劇会（人形劇）、絵本の選び方・読み聞かせの勧め、押し花教室、料理教室の開催等

中央図書館企画展示会

愛知県立芸術大学の教員等、若手の芸術家に美術作品（油画、版画等）を展示する機会を提供するとともに、町民が芸術作品にふれる機会を設定することを目的として、展示会を開催しています。出品者は5～20人程度で、年間2回開催し、場所は中央図書館のギャラリースペースを利用しています。担当は中央図書館。

学習講座

生涯学習に対する関心が高まり、1990(平成2)年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されたのを背景に、本町でも町民に生涯学習の最初のきっかけを提供するため、一般教養、外国語、情報関連、ボランティア等の学習講座が開催されています。開催回数は週1回で計4～8回のものが多く、中央公民館等を会場と

しています。外国語講座等では講座の終了後、自主サークルが結成されています。担当は社会教育課。

「1997年度の事業例」

パソコン入門、親子甲冑づくり講座、文化歴史講座、フランス語講座の開催等

国際交流音楽祭

海外の少年少女合唱団等を招き音楽祭を年1回、開催しています。町内のコーラス愛好会や児童合唱団とのジョイントコンサートや、ふれあいパーティー、町国際交流協会の会員宅でのホームステイ等、音楽を通した国際的な交流が行われています。担当は企画課と学校教育課。

「これまでの招聘団体」

ペンシルベニア少年合唱団、ワーテルロー少年合唱団、モナコ少年合唱団、ウクライナ少年少女音楽舞踊アンサンブル

3 文化振興上の問題点

これまでみてきた町の概況、文化活動や文化行政の現状を踏まえ、また、国内のさまざまな地域文化に関する調査の結果を参考にしながら、本町の文化振興上の問題点を町民、芸術家・専門家、行政の主体ごとに整理します。

(1) 町民

・文化活動をする機会が不足している

余暇時間の増加やゆとり志向の高まり等から、町民の文化活動に対する関心が高まり、その内容も多様化してきていますが、町民アンケート調査結果からもわかるように、町民が文化活動をする機会や場所が不足しています。

・文化活動の質（芸術性）を高める機会が少ない

文化活動は継続性があるものが多く、また、自分のライフワークの1つとして、自己実現を図ることができるなど豊かな可能性を持つものです。鑑賞事業、講座等、文化活動の基礎的な活動の機会の提供は、民間各文化団体の活動や町の文化事業で見受けられますが、文化活動の質を芸術的なレベルまで高めることを意図した活動や事業は実施されていません。

・若年層が主体となった文化団体が町内に少ない

本町の年齢構成で最も多い若年層が主体となって活動している文化団体があまりみられません。つまり、学校を卒業した後、町内で文化活動を続けるための受け皿が少なく、地域に活動拠点となる文化施設也没有ありません。このため、町内に暮らしていても、名古屋市をはじめ町外に活動拠点を置いている人も少なくないようです。

- ・転出入が多い地域では、地域コミュニティ活動が弱い

本町の特色の1つに、名古屋市ベッドタウンとして、急速に開発が進み、人の転出入が多いことがあげられます。このため、町への郷土意識、帰属意識が弱く、また、地域の中で横のつながりが薄い等、地域コミュニティ活動が弱い傾向にあります。

(2) 芸術家、専門家

- ・地域とのつながりが薄い

我が国全体の共通課題ともいえますが、芸術家と地域や町民とのつながりが薄く、芸術活動の持つ豊かな効果が地域に波及するしくみが整備されていません。

- ・町内で芸術創造活動を続ける人が少ない

本町内には愛知県立芸術大学があり、同大学内において研究者や学生が、音楽や美術等の芸術創造に取り組んでいます。しかし、卒業等により大学を離れた後、本町内に残って創作活動を続け、町と関わりを持ち続ける芸術家は少ないようです。

- ・芸術活動を展開する経済的基盤が弱い

全国のほとんどの地域が該当することですが、我が国では地域で芸術家の創造活動を支える経済的な基盤が確立されていません。特に大都市以外の地域でこの傾向が顕著で、芸術家の首都圏をはじめとする大都市への集中をもたらしています。

- ・伝統文化を継承する基盤の変容

本町はオマント、棒の手等、無形の民俗文化財や伝統芸能が脈々と継承されてきています。しかし、現在都市化の進展や住民意識の変化により、継承の基盤となる地域のコミュニティ活動が弱まりつつあります。

(3) 行政

- ・たくさんの参加者による文化事業を実施する文化施設がない

本町内にはある程度の収容能力を持った集会施設や文化施設がありません。このため、たくさんの人が参加する文化事業は、名古屋市、瀬戸市、日進市等の近隣市町の施設を借りているケースが見受けられます。また、町文化協会の発表（町民まつり）をはじめ、多くの人参加して町内で事業を実施する場合、適当な施設がないため多大な苦勞が伴いがちです。このような施設がないことは、たくさんの人が力を合わせて行う文化事業に対する制約となっています。

- ・体系的に事業が展開されていない

本町の文化行政は、各部署で個性的な事業や、地域と密着した施策等が実施されています。しかし、町行政として長期的な目標を定め、各部署が連携して体系的に事業を進めているわけではありません。町内の文化の中核施設となることが期待されている文化の家が完成し、町行政内の各部署で行う事業を長期的な視点から再整理する時期にさし

かかっているといえます。

・ **町の地域アイデンティティが弱い**

本町は豊かな伝統や文化遺産を持っていますが、急激な人口増等により短期間で地域の姿が大きく変化しました。このため、町内に暮らしている人々が共有する地域のイメージやアイデンティティがまだ形成されていない面があり、町外に対して生き生きした地域文化を発信する力も十分とはいえません。

2章 文化振興施策の推進方向

本章では文化の意義、効果を確認し、文化振興における行政の役割を位置づけます。これを踏まえ、本町の文化振興施策の基本理念、基本方針、目標を定めます。また、町の文化振興施策を考える上で文化の家が先導的かつ拠点的な施設となることを確認します。

1 文化の意義、効果

文化は個人、家庭、コミュニティ、地域それぞれに重要な意味を持っています。

個人にとって文化とは、「豊かな感受性や想像力を育む」、「自己実現ができる。自分の能力が高まる」、「暮らしの中の楽しみ」、「リフレッシュ」等、ゆとりがあり生き生きとした暮らしに欠かせないものであるといえるでしょう。

また、文化は「生活を豊かにする」、「人と人の連帯意識を醸成する」等、家庭に潤いや彩りを与え、文化活動を通じた人のつながりがコミュニティに厚みをもたらします。

地域に対しては、「暮らしが楽しい地域・環境の創出」、「地域の活力の向上」、「主体的なまちづくりの担い手の育成」、「経済の活性化」等を実現することが可能で、住民が地域に愛着と誇りを持ち、快適で魅力あるまちづくりのために重要な役割を担います。

個人、家庭、コミュニティ、地域はそれぞれが互いに密接につながっています。例えば、一人ひとりが充実した生活をおくることにより、良好な家庭やコミュニティが実現し、ひいては地域の活力の向上につながります。一方で、暮らしが楽しい地域、環境の創出は、良好な家庭やコミュニティを実現し、一人ひとりにこころの豊かさをもたらします。

2 行政の役割

町の文化振興においては、行政はもとより町民、芸術家、専門家、企業等がそれぞれの役割を担い、協力することが必要です。その中で、行政は「文化の基盤整備」、「広範な領域にメリットをもたらす施策の実施」、「文化に触れる機会の提供」、「町民、専門家、企業等の連携を支援」の4つの役割があります。

・文化の基盤整備

現在、私たちの生活や経済活動は、教育制度や法制度、道路・公園・水道等の生活基盤といった行政が整備したインフラストラクチャー（社会資本）に支えられています。文化についても、町民や専門家等による学習、創造、発表、蓄積、流通等の各活動を支えるインフラストラクチャーを、行政が縁の下^{*}の力持ちとして整備することが求められています。

・広範な領域にメリットをもたらす施策の実施

前節の文化の意義、効果でみたように、文化は個人の資質を高めるだけでなく、良好な家庭・コミュニティの形成や、快適で魅力ある地域づくり等、広範な領域にメリットをもたらします。また、芸術、伝統文化、まちづくり等は後世の人が恩恵を受けるケースも少なくありません。このように外部効果を持つ活動は、市場に基づいた経済活動の

中で最適な供給ができないため、行政が主体的に取り組む必要があります。

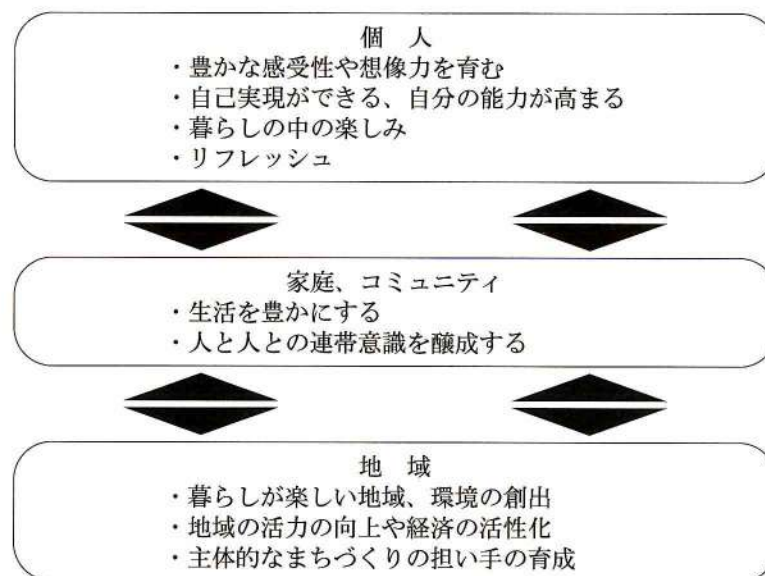
・文化にふれる機会の提供

文化は「暮らしの中の楽しみ」、「自己実現ができる、自分の能力が高まる」、「豊かな感受性や創造性を育む」、「生活を豊かにする」等、個人に対してもさまざまなメリットがあります。ただし、芸術文化や伝統文化では、理解の前提として特別な知識を要すること、子どもの時の体験がその後の関わり方に大きな影響を与えること、芸術団体が都市部に偏在していること等から、文化の享受は個々人を取り巻く環境に左右されやすいものです。このため、機会の平等という観点から、多くの人が文化に触れる機会を提供するなど、行政が文化事業に携わる必要性が認められます。

・町民、専門家、企業等の連携を支援

町民の文化活動、伝統文化や芸術等に携わる専門家の活動をはじめ、本町にはさまざまな文化活動がみられます。行政は地域の文化活動の相談役もしくは調整機関として、町民、専門家、企業等を効果的に結びつけるなど行政ならではのコーディネート力を発揮し、地域の文化資源の効果的な連携、活用を図る役割があります。

図表2-1 文化の意義、効果



P23の※ ある活動によるメリットがその活動に対価を支払わない人にまで及ぶことを、経済学では「外部効果」と呼んでいます。この外部効果が発生すると、フリーライダー（ただ乗り）の問題が起きて、活動の供給者はそれに見合った対価を確保できず、経済的な面で採算が合わなくなってしまう。例えば、外交、治安維持、衛生、教育、産業基盤等はこの外部効果があるため、行政が担当しています。文化についても前節の意義、効果でみたようにさまざまな外部効果が確認できます。

3 基本理念

本町は、歴史の中で培われ継承・発展してきた風土や伝統文化を持ち、地域には芸術家や専門家が多数在住しています。このような地域の特性と、町民一人ひとりの個性を活かしながら、たくさんの人が協力して新たな魅力ある文化の創造を図ります。また、豊かな地域社会が織りなす質の高い生活空間を創出することによって、真に町民がゆとりと潤いに満ち、生き生きときらめいている町を目指します。そして、本町の文化振興施策の基本理念を次のように掲げます。

ともに創る きらめく長久手

4 基本方針

本町の文化振興施策の基本理念である『ともに創る きらめく長久手』の実現を図るため、「誰もが参加でき、充実を得られる文化環境」、「芸術文化のまちアイデンティティの確立」、「文化を育てるまちづくり」を基本方針に掲げます。

・誰もが参加でき、充実を得られる文化環境

本町の文化振興の担い手は、町における生活の主役である町民です。町民一人ひとりが文化を通じて、豊かな感受性や創造力を育み、自己実現を図ることによって、人生を充実感あるものにし、生き生きと暮らすことができる文化環境づくりに取り組みます。

・芸術文化のまちアイデンティティの確立

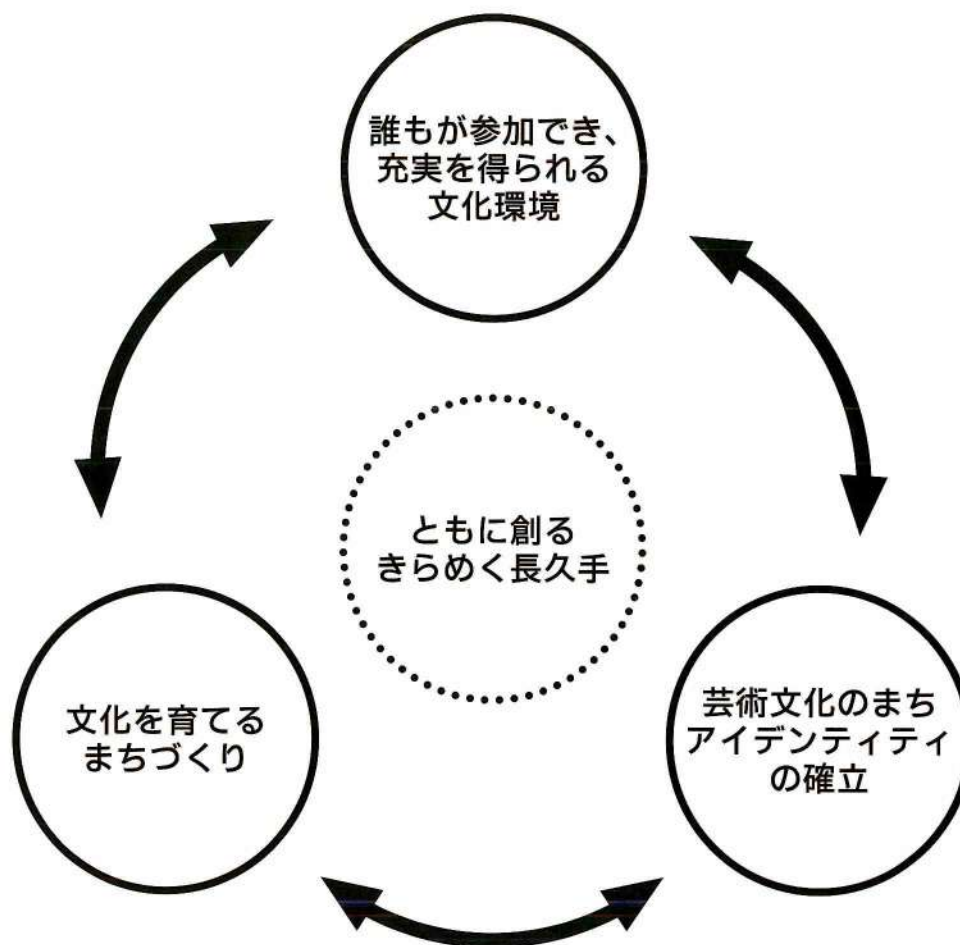
地域の伝統や資源を活用してオリジナリティある芸術文化を発展させ、全国・世界へ情報を発信し、交流することにより、芸術文化の発展に貢献します。また、芸術文化が町民に身近なものとなり、本町が芸術文化のまちであることを実感でき、誇りに思えるようなまちづくりを推進します。

・文化を育てるまちづくり

町民の文化活動、芸術家の芸術活動、地域の伝統文化活動等の発展と継承を図るため、都市、自然環境、産業、教育、情報、行政組織等、多面的で中長期的な視点を持ち、文化を育てるしくみや環境の整備に努めます。

図表2-2 文化振興施策の基本方針

3つの基本方針は別々のものではなく、互いに結びつき関連し合っています。基本理念である「ともに創る きらめく長久手」を実現するためには、この3つのバランスを取りつつ、各方針に基づきそれぞれの施策を実施することが必要です。



5 具体的目標

本節では、前節の基本方針に沿って具体的目標を定め、本町の文化振興施策を実施する上でのガイドラインを示します。

・誰もが参加でき、充実を得られる文化環境

幅広い分野にわたる文化環境の充実

価値観やライフスタイルの個性化、多様化に伴い、地域の文化活動も幅広い分野にわたっています。このため、音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能、映像、情報、生活文化、一般教養等、広範なジャンルの文化活動に対して環境の整備を図ります。

町民の多様な文化活動の展開を支援

町民の文化活動に対する関心は、初歩的なものから芸術性の高いものまでさまざまで、活動内容も創造、練習、学習、発表、鑑賞、継承等、多岐にわたっています。参加者は、大人から子ども、高齢者、障害者等、社会的な弱者まで、また、主婦、会社員、学生等さまざまな社会属性の町民が想定されます。このような文化活動及び参加者の多様性を踏まえ、その文化活動が円滑に展開できるよう支援します。

町民の文化活動のレベルアップを支援

町民の文化活動が一層活発になり、芸術性、技量の向上が図れるよう、文化の創造環境、学習環境、情報の収集・発信環境等を充実させます。また、町民の文化活動を牽引し、手助けする指導者の育成を行います。

町民の主体的な文化活動の展開に対する環境づくり

文化は人のライフスタイルや内面に深く結びついています。このため、町民を行政施策の受益者としてではなく、主体的な文化活動者と考え、その自立的な文化活動の展開に対して支援するための環境を整備します。

郷土の伝統文化の保存、継承、発展

本町で脈々と引き継がれてきたオマント、棒の手、打囃子太鼓等の民俗伝統文化は、郷土の歴史や文化の理解に欠かせないものです。これらの文化資源を保存し、次世代へ継承するとともに、現代的な観点から活用し、長久手らしい文化の創造に努めます。

・芸術文化のまちアイデンティティの確立

地域で芸術を育成、創造

本町内や近隣にある大学や地域の芸術家等の人的な芸術資源、文化の家等の文化施設、地域で継承されている伝統文化等を活用して、地域における芸術の育成、創造を推進します。

芸術創造と町民文化活動の相乗効果の発揮

芸術家の創造活動や指導が町民文化活動の質を向上させるとともに、町民の芸術に対する関心や理解が芸術家の活動を支えるなど、芸術家と町民の交流が相乗効果を発揮します。このように、芸術文化が地域に根差したまちづくりを進めます。

芸術を通じて、全国・世界と交流

地域で育て、創造した芸術を全国ひいては世界に情報発信し、さまざまな地域の人々との交流を促します。これらの情報発信や交流により、芸術文化のまちとしてアイデンティティが確立されるよう努めます。

・文化を育てるまちづくり

文化的な生活空間の創出

「都市計画に関する基本的な方針」や「緑の基本計画」等、各計画の内容を踏まえつつ、文化的な視点を取り入れて、町内の公共施設、景観等を総合的、体系的に整備し、快適で潤いのある生活空間の創出を促します。

文化を育む仕組みづくり

文化が町民一人ひとりに親しまれ、文化を育む風土を醸成するため、文化に対する町民の関心の向上、伝統文化の継承、芸術活動の経済的な基盤づくり等、長期的な視点に立って仕組みを整備します。その際、町民、文化団体、企業、行政等がそれぞれの役割や責任を担うと同時に、相互の連携と協働によるパートナーシップの構築を図ります。

文化的な視点を取り入れた行政の仕組みづくり

文化に関わる領域は広く、文化の観点から取り組むべき施策は多様な分野に及んでいます。このため、職員相互の連携をもとに全般的で体系的な文化振興施策の展開に努めます。また、町民の文化的なニーズに対して柔軟に対応できる仕組みづくりに努めます。

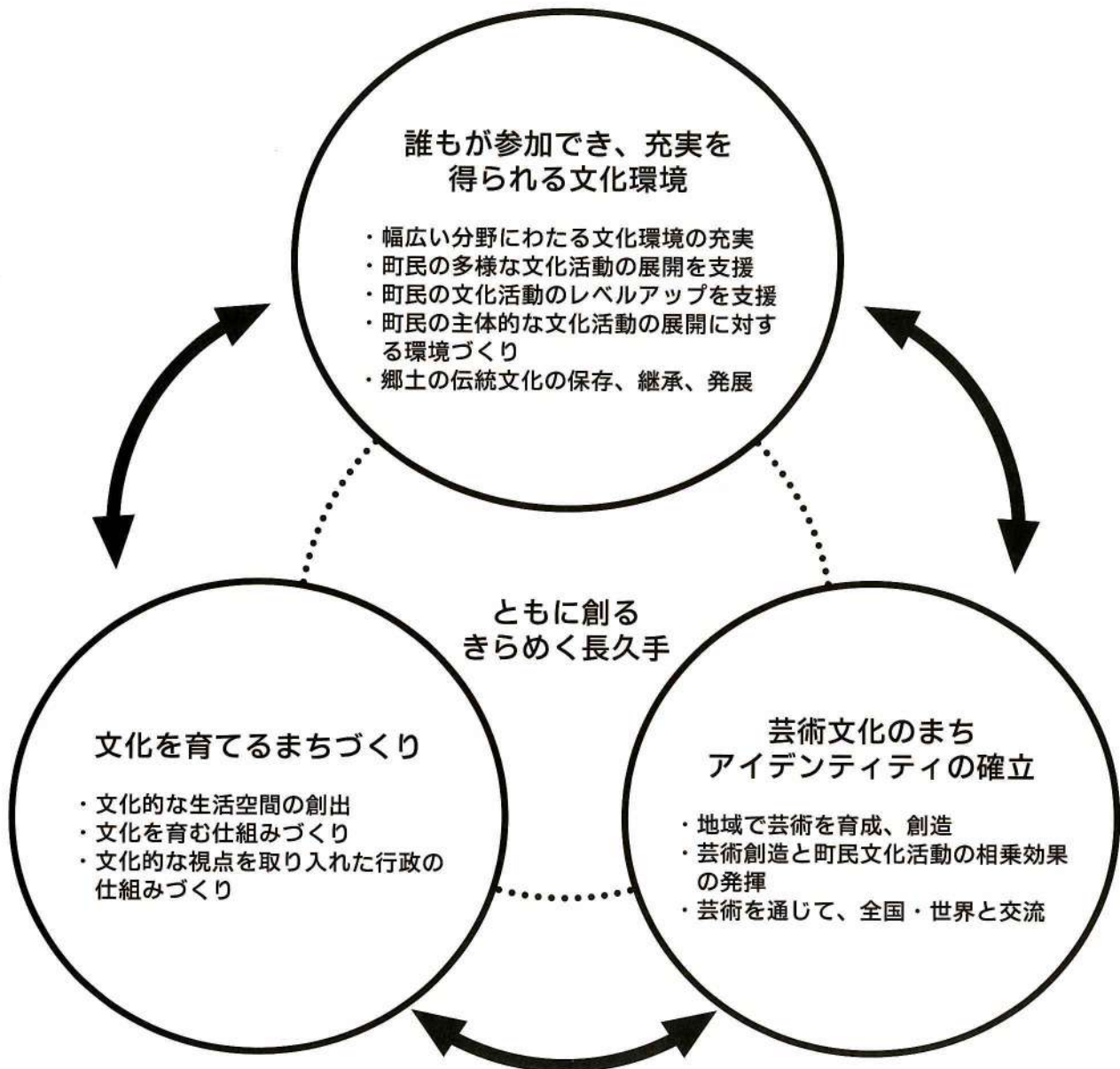
6 施策の構成

これまでみてきたように、文化は私たちの営みに広く、かつ、深く関わっています。『ともに創る きらめく長久手』の実現を図るためには、芸術文化、生活文化、伝統文化の領域にとどまらず、町の自然環境、都市環境、教育、福祉、産業等、さまざまな領域と関わりながら総合的な計画性を持ち、それぞれの行政施策に文化的な視点が必要になってきています。

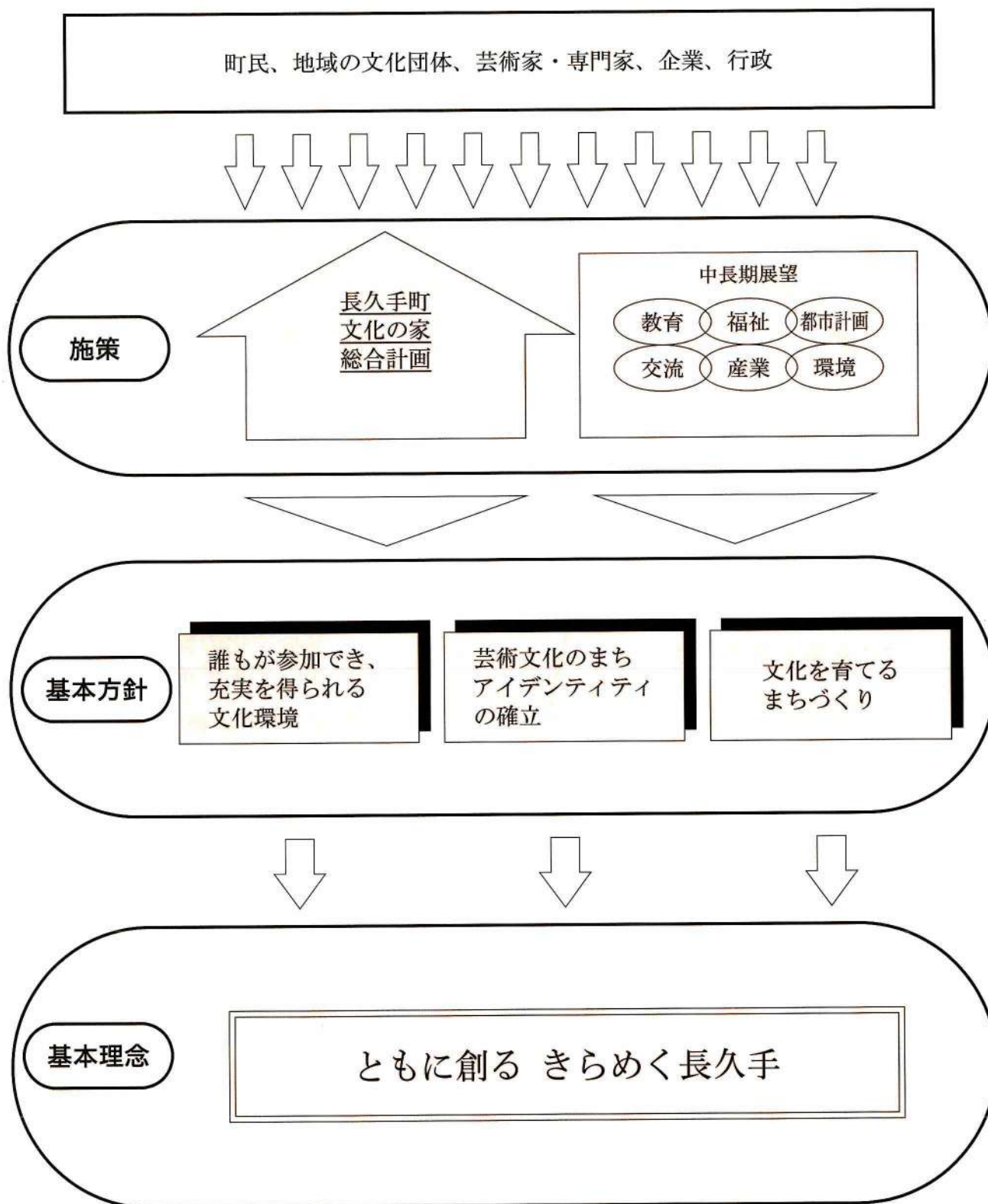
基本方針のうち、「誰もが参加でき、充実を得られる文化環境」、「芸術文化のまちアイデンティティの確立」については、町の芸術文化振興の拠点施設である文化の家が大きな役割を担います。また、「文化を育むまちづくり」については、前述のとおり、広範な領域を対象とするものです。

このような特徴を踏まえ、本町では文化の家を地域の文化振興の先導的かつ拠点的な施設と位置づけ、3章の「長久手町文化の家総合計画」において、文化の家に関する事業、運営、予算を体系的、計画的、具体的に編成します。また、4章の「文化振興についての中長期展望」では、まちづくり、生活、教育、生涯学習、福祉、産業・経済、交流等テーマ毎に基本的な方向と施策の具体例を提示します。中長期的には、文化の家に関連する文化振興施策だけでなく、これらの領域についても具体的な計画を策定する必要があるといえるでしょう。

図表 2-3 文化振興施策の具体的目標



図表2-4 文化マスタープランの構成



3章 長久手町文化の家総合計画

本章では、本町の文化振興の拠点施設である文化の家が持つ機能を十分発揮できるように、基本方針を定め、事業、運営、予算について一体的な計画を組み立てます。

1 文化の家の概要

(1) 施設概要

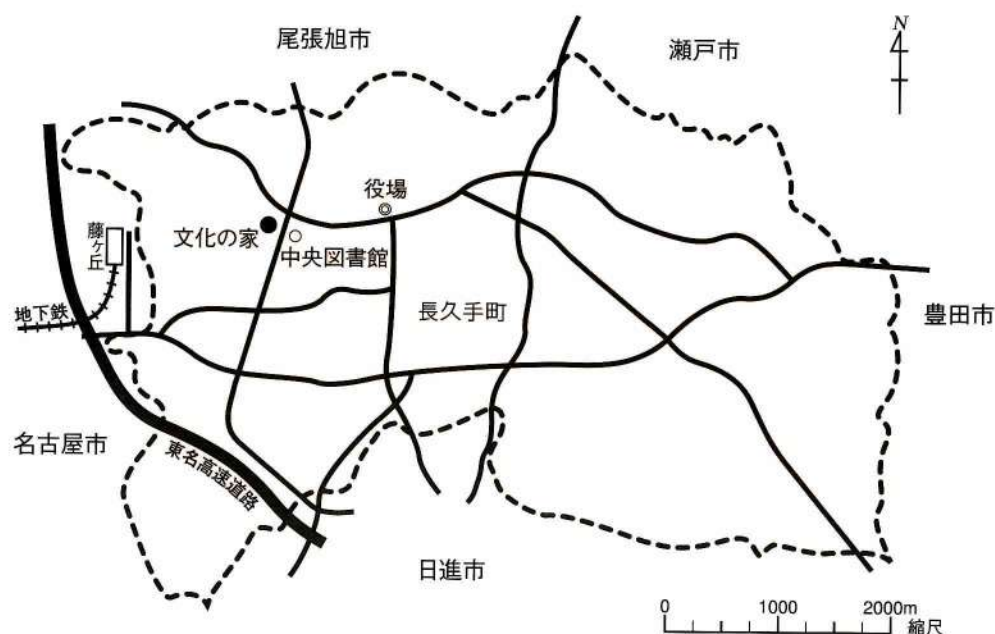
文化の家は町のやや西部、大字長湫字野田農地内の丘から川へくだる丘陵斜面に位置します。東側に中央図書館があり、図書館通りに架かる友愛橋を渡れば中央図書館と行き来ができます。このように文化の家は中央図書館とともに町の文化の中心地を形成しています。

文化の家は、町民の文化創造活動の中心となり芸術文化の拠点ともなるアートリビング※空間や、舞台を利用した活動のためのホール空間、緑豊かなゆとりのある屋外空間等から構成されます。施設内容と所在地は下記のとおりです。

図表3-1 所在地と施設概要

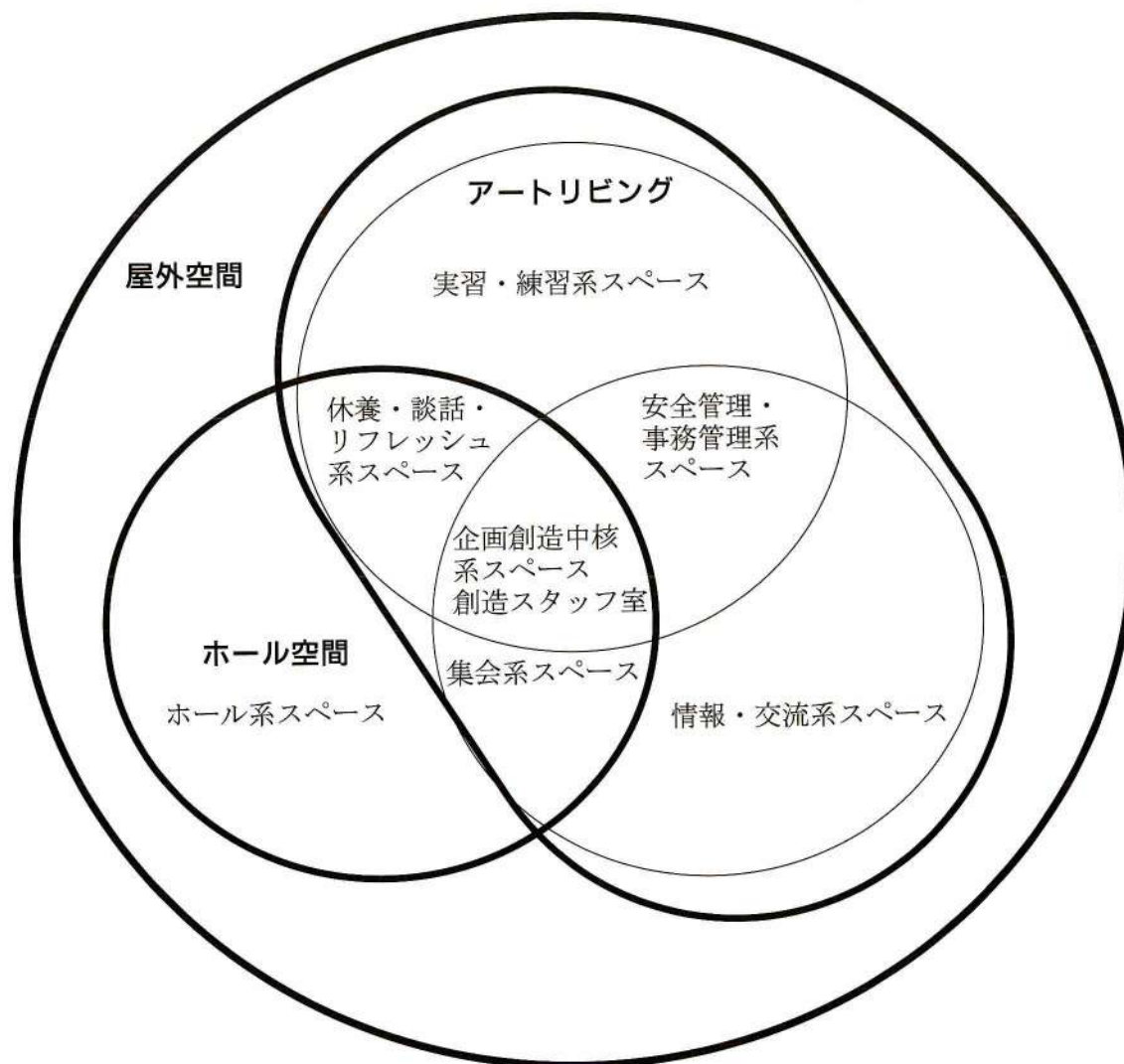
所在地	長久手町大字長湫字野田農94番地1				
敷地面積	24,455.59m ²	建築面積	7,894.54m ²	延床面積	17,488.09m ²

図表3-2 文化の家の位置



※ 日常の芸術文化活動で人が集まるスペースを指し、光のホール、展示室、音楽室、舞踊室、美術室、和室、会議室、情報ラウンジ等の総称

図表3-3 文化の家の機能・構成



施設の概要

- 実習・練習系スペース
光のホール、展示室、講義室、和室、音楽室、音楽スタジオ、舞踊室、美術室、食文化室、生活工房等
- ホール系スペース
森のホール、風のホール、光のホール等
- 情報・交流系スペース
情報ラウンジ、創造スタッフ室、講義室等
- 休養・談話・リフレッシュ系スペース
ラウンジ、アトリウム、ミーティングブース、レストラン等
- 集会系スペース
森のホール、風のホール、光のホール、会議室、講義室等
- 企画創造中核系スペース
創造スタッフ室
- 安全管理・事務管理系スペース
事務室、機械室等
- 屋外空間
駐車場、緑地、広場等

(2) 基本理念

昔、庭に、縁側に、お勝手に人々が集い、憩う家がありました。野良や社寺の行事で集う機会がありました。そこでは、祭ばやしや御神楽、田舎芝居、棒の手等、土の匂いのする地域の文化が育ち、伝えられてきました。現在、商品やサービスに美や芸術が深く関わるようになり、発達したメディアを通じてたくさんの情報があふれ、集うことなく文化に触れることができます。一方で、与えられることに慣れている自分に物足りなさを感じる人が増えています。「仲間が欲しい」、「何かをやりたい」との声が高まってきました。そして、人と人がふれあう中で、いっしょに創り、学びあい、伝え、ともに楽しむ新たな『場』として考えられたのが文化の家です。文化の家が、各層各年代の町民が自らの芸術文化創造活動を展開する家、そして優れた舞台芸術を鑑賞する家、学習する家、交流する家、くつろぐ家、元気になる家、そんな「我が家」感の持てる文化施設として実現されるため、次のことを基本理念とします。

長久手文化の創造・交流・共有

(3) 基本的視点

基本理念を具現化するため、文化の家は、次の7つの基本的視点を持っています。

・まちの文化活動の中核

文化の家は、地域文化の発展に寄与し、町民が集う文化創造活動をはじめ、優れた舞台芸術鑑賞、学習、情報・交流活動ならびにその成果の発表等、多岐にわたる文化活動の拠点となる、まちの文化活動の中核施設です。また、町内の他の施設、地域の文化施設、全国の文化施設とネットワークし、文化情報の集積し、それを提供することを通じて幅広いサービスを提供するなど、地域文化情報の拠点になることを目指します。

・地域文化の創造を追求

文化の家は21世紀に向けた町の将来目標である「住んでみたいまち 緑と文化 長久手の創造」を実現するため、町民、芸術家・専門家それぞれの創造活動や創造へのチャレンジする気持ちを尊重します。このため、芸術家・専門家の知識や技術を積極的に取り入れる機会を提供するなどして町民のアマチュア文化団体を育成するとともに、地域における芸術家の創造活動を支援し、地域文化の創造活動の活性化を図ります。また、創造活動への確かな支援をするため、職員の育成に努めます。

・ホールとアトリビングによる構成

文化の家は、主にホール空間とアトリビング空間から構成されています。ホールは家の「ハレ^{※1}」の空間であり、アトリビングは「ケ^{※2}」の空間といえます。このアトリ

ビングは文字どおり生活の場あるいは家の居間的空間で、従来の公民館的機能、生涯学習施設の機能、地域の集会所機能等を併せ持ち、町民の暮らしの中に息づく文化を育む空間です。一方、ホールは優れた鑑賞空間として機能するだけでなく、アトリビング空間の延長線上、つまりアトリビング空間における学習、練習、創造等の諸活動を発表、公開する機能を担う空間です。

・ **地域の文化活動を支援するソフトウェアを重視**

文化の家では、自主的な文化活動が活発に展開されるしくみづくりという中長期的展望に立って、事業、運営、予算を一体的かつ計画的に編成します。このため、芸術家、専門家や文化の家の利用者、支援者と協力しながら、地域の文化活動の広がりや活動の水準に合わせて自主事業を編成するとともに、施設の運営体制を整備します。また、事業や運営の成果について事後チェックを実施し、その後の計画策定に反映させます。このように、文化の家はソフトウェアを重視し、文化あふれる地域づくりに努めます。

・ **利用者が使いやすい施設**

文化の家は、施設構成やホールの規模、機能、運営体制等、利用者が使いやすい施設となるように心がけます。例えば、ホールの規模は、興行の採算性から決定するのではなく、舞台芸術の鑑賞、芸術家の公演、町民の文化活動の発表等を最優先して設定します。アトリビングの各部屋は音楽、身体表現、美術、情報、教養等それぞれの文化活動に適した特性を持たせています。運営面でも、分かりやすい利用規定を定め、夜間にも開館するなど利用者の要望がかなうよう努め、人々から愛される施設を目指します。

また、町民自身の事業の企画参加や運営に対して、その熱意を受け止め、諸活動を支援する手法、方策を検討します。

・ **内に外に開かれた施設づくり**

「芸術に国境はない」、「心のふれあいに国境はない」という表現がありますが、文化の家は、これらのフレーズの奥にある「普遍」、「寛容」の理念に立脚しています。町民に開かれ、地域に開かれ、また、文化を介した人々や情報の交流を通して世界に開かれた施設を目指します。

・ **都市環境整備の一翼を担う**

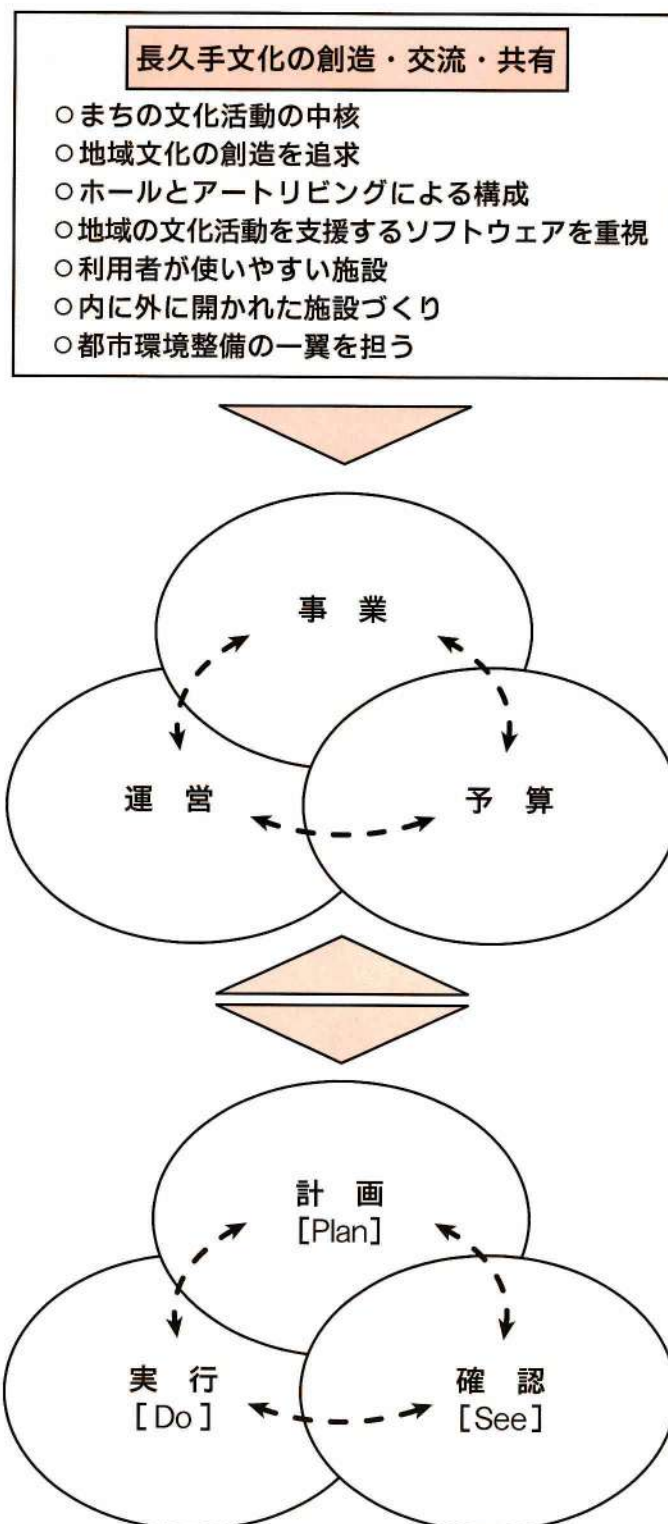
文化の家は、21世紀に向けた本町のまちづくりや環境づくりの一翼を担い、町の美しい景観づくりに貢献する施設です。この施設を中心に良好な地域アメニティが創出され、広くコミュニティの輪が広がるような、そんな美しく暖かみのある施設を目指しています。また、情報化、高齢化、自然環境をはじめ21世紀社会における諸問題の文化的側面への対応に努めます。

P35の※1. 表向きのことであること、表立って晴れがましいこと

P35の※2. 日常。よそゆきでないこと

図表3-4 文化の家総合計画の概要

文化の家では、基本理念である「長久手文化の創造・交流・共有」を実現するため、7つの基本方針を踏まえて、事業、運営、予算を一体的に編成するとともに、計画、実行、確認、測定評価を行い、効率的に施策を進めます。



(4) 計画期間別の施策の方向性

文化の家では、長期的な視点を持ちつつ、その時々地域の文化活動の高まりや広がり
に合わせた施策を実施します。このため、「開館当初」（開館準備～開館後3年間程度）、「展
開期」（開館4～10年程度）、「長期」（10年以上）の3期に分け、期間毎に施策の方向性を
整理します。

・開館期（開館準備～開館後3年間程度）

文化の家は本町内にこれまであった施設とは異なる新たなタイプの施設です。このた
め、開館後3年間は文化の家の基礎づくりの期間と位置づけます。この期間は、たくさ
んの人に文化の家を知ってもらい、親しみをもってもらうとともに、文化の家の持つ機
能を十分に発揮できるよう事業や運営等のノウハウを蓄積する必要があります。

事業面では、まず、多種多様な初心者、初級者向けの文化教室や講座を開催し、町民
文化活動を体験する多くの機会を提供します。講座の終了後は受講生の有志による文化
サークルの結成を支援し、地域の文化活動の基盤をつくります。また、講演の内容やそ
の背景を分かりやすく解説するレクチャーコンサートや参加者も一緒になって考えるワー
クショップ^{※1}、町民が自ら企画し発表する文化フェスティバル等を実施し、多くの人が文
化活動を楽しみ、感動を共有できる事業に重点を置きます。また、合唱団、劇団等の結
成や町民スタッフの募集、育成など町民参加型の事業を実施することで、文化活動をし
たいという住民の欲求を掘り起こし、地域の潜在的な文化活動の需要を喚起します。

その一方で、地域の芸術家、伝統芸能の継承者等の創造、発表活動を支援し、文化施
設に創造性を持たせ、我が国の地域の文化施設のあり方に一石を投じます。

運営面では、貸し空間事業における連続利用を認め、創造スタッフ^{※2}をはじめ職員が丁
寧で的確にアドバイスできるよう努めるなど、利用者の立場に立った運営を心掛けます。
また、事業の企画や舞台技術については、専門家を職員に起用して、柔軟で質の高い事
業や運営を目指します。

伝統芸能の継承やまちづくり等に関しても、町内の継承団体や専門家と連携をとりな
がら町民の関心を高めるための活動を支援します。

以上のように、この時期は施設の始動期で、基礎を固める期間です。多くの町民の参
加と支持を得られるよう努め、試行錯誤を重ねつつ柔軟に対応をしながら、文化の家の
基本的な姿勢を確立する時期です。

※1. 次ページ「ワークショップ」の項参照。

※2. 文化の家の契約スタッフで、芸術系や情報系の分野で優れた技術や知識を有する若手の芸術家
や専門家などで、文化の家が独自に発想したスタッフ概念です。主に、町民の文化活動に対す
るアドバイス、自主事業の企画・実施、事業運営の支援、専門分野での講座や教室の開設等を
担当します。

ワークショップ

ワークショップとは、指導者が受講者に一方的に技術を伝えるのではなく、参加者の個人的工夫、相互の刺激と交流、集団的創意等を優先させた集団制作や芸術体験のことです。鑑賞事業や講演会では得ることができない参加者の自発性や積極性が必要とされるため、近年、公立文化施設でも積極的に導入する動きがみられます。一般的には数十人で開催され、ジャンルや内容は千差万別ですが、概ね次のように整理できます。

分類

1 目的別

- ・ 成果ではなく、体験等の過程自体を重視する
- ・ レベルアップを図る
- ・ 公演や作品を創作する
- ・ ワorkshopという方法でのみ可能な芸術創造を目指す

2 対象者別

- ・ アマチュア、子ども、障害者、プロフェッショナル、プロフェッショナル志向の学生を対象

成果

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・ 地域の芸術活動の核が生まれる | ・ 地域づくりにつながる |
| ・ 身体全体で体験することで理解や共感を深める | ・ 芸術の社会的意味を高める |
| ・ 表現欲求の実現 | ・ 作品のレベルアップにつながる |
| ・ 表現者・鑑賞者の共感の発生、共有 | ・ 視野を広げることができる |
| ・ 個性の確認 | ・ 現代芸術の特殊性を理解できる |

具体例

- ・ ワorkshop参加者から選出されたメンバーがプロの俳優と共演(岡山県倉敷市)
- ・ 環太平洋地域からオーディションで選ばれた若手音楽家対象のセミナー(札幌市)
- ・ アフリカ、南米等の民族音楽の楽器づくりや演奏を体験する(富山県福野町)
- ・ 中学生と芸術家が共同して作品を制作(横浜市)
- ・ 演劇祭の一環で、観客の演劇への興味を深めるイベントとして実施(北九州市)

＜参考＞ 財地域創造：地域におけるアーツ共感促進のための調査研究(1995)
財地域創造：地域におけるアーツ創造拠点づくり調査研究(1995)

・展開期（開館4～10年程度）

開館期に築いた基礎をもとに、文化の家における活動が本格的に展開される期間です。

町民に対しては、引き続き多くの人々が文化活動に参加するきっかけづくりを提供するとともに、活動の芸術性や創造性を高める視点を持ち、さまざまなレベルに対応した文化の家独自の普及教育プログラム^{※1}の確立に努めます。その際、地域の自主的な文化活動の基盤づくりを図るため、文化リーダー養成講座、アートマネジメント講座^{※2}等、地域の文化活動の中心人物やリーダーの育成に力を入れます。

芸術文化に関しては、芸術家、芸術団体と提携したオリジナル作品の創造、定期的に芸術系のコンクールを開催するなど芸術家・専門家の育成に貢献し、全国、世界への情報発信に取り組みます。また、地域の伝統文化や芸術資源を活かしつつ、文化の家の利用者が力を合わせて1つの作品を創造する総合舞台芸術の制作を目指し、地域の文化活動のネットワークを充実させるとともに、良好なコミュニティづくりに努めます。芸術文化を町民が身近に実感できるよう、各種勉強会やワークショップを開催するとともに、生活への芸術の導入を研究します。このように地域が芸術文化と密接に関わるようになるに伴い、芸術家、芸術団体が文化の家を活動の拠点とするように図ります。

情報機能に関しては、地域文化情報の拠点として、相談、仲介、蓄積、発信機能をさらに充実させるとともに、全国の公立文化施設と協力体制を築き、優れた舞台芸術公演の実現やノウハウの共有に取り組みます。

さらに、芸術家、専門家の経済的自立の支援や芸術家や専門家が地域で暮らせるような職場づくり、活動する機会づくりに努め、芸術の産業化の萌芽を育みます。

このような事業の変化に合わせ運営方法も定期的に見直すなど、フレキシブルな体制を維持します。例えば、フランチャイズ制^{※3}や芸術顧問制の導入など芸術家や専門家との協力をさらに深めるとともに、文化の家に適した町民参加の方向を探ります。また、文化の家の活動が活発化するにつれて、文化活動の領域が広がり、町の行政組織内を横断的に効率よく連携する仕組みが必要になることから、その調整、連絡方法を検討します。

※1. 作品の制作とは異なり、舞台芸術の普及および観客の育成につながるもの。

具体的にはワークショップ、レッスン、講義等の手法があげられます。

※2. 次ページ「アートマネジメント」の項参照

※3. 特定の施設を練習、発表、事務局の設置など活動拠点とすること

アートマネジメント

アートマネジメントとはアート・アドミニストレーションとも呼ばれ、芸術と社会の出会いをアレンジすること、言い換えると、芸術を運営し、広く一般社会の人々に享受されるような環境をつくり出すことを意味します。芸術の専門知識、文化事業の企画、作品の評価、マーケティング、予算作成・経理、資金獲得等の能力が必要とされ、次の3つの役割を持っています。

- ①芸術家の作品や芸術家の活動を観客に紹介するプロデュース活動
- ②芸術活動が社会にとって意味があることを主張し、芸術家が社会で生活できるような環境の整備
- ③観客教育、参加促進、職業芸術家の発掘と訓練等、社会自体が持つ潜在能力の向上の支援

アートマネジメントが職業として明確に確立しているのは、1970年代以降のアメリカだけですが、現在アメリカの大学の学部レベルで80以上の教育プログラムがあるといわれています。我が国でも多くの地方公共団体に公立文化施設が設置されたことなどを契機として、行政職員や地域の文化愛好家の運営能力開発という意味からアートマネジメントが注目され始めています。

アートマネジメント教育の具体例

- ・全国公立文化施設アートマネジメント研修会（公立文化施設協議会）
地域における芸術文化活動の企画、制作、組織、経理、マーケティング等について3日間にわたる研修会。
- ・アートマネジメント実践講座（愛知県）
県及び市町村職員等を対象として、文化施設等の自主企画事業を行う人材の育成等、芸術文化活動の管理運営に関する実践講座。舞台技術公演の企画、実施や講義を含め10回程度実施。
- ・昭和音楽大学音楽芸術運営学科
アートとマネジメントを連携させた総合教育を目指している。音楽学、音楽史、実技、芸術運営、文化政策等をカリキュラムとしている。

＜参考＞ ㈱電通総研：欧米におけるアートマネジメント教育の現状と課題(1993)
芸術文化交流の会：日本におけるアートマネジメント教育及び研修実態調査(1997)、芸術文化交流No.24(1997)
㈱企業メセナ協議会：メセナNo.16(1994)

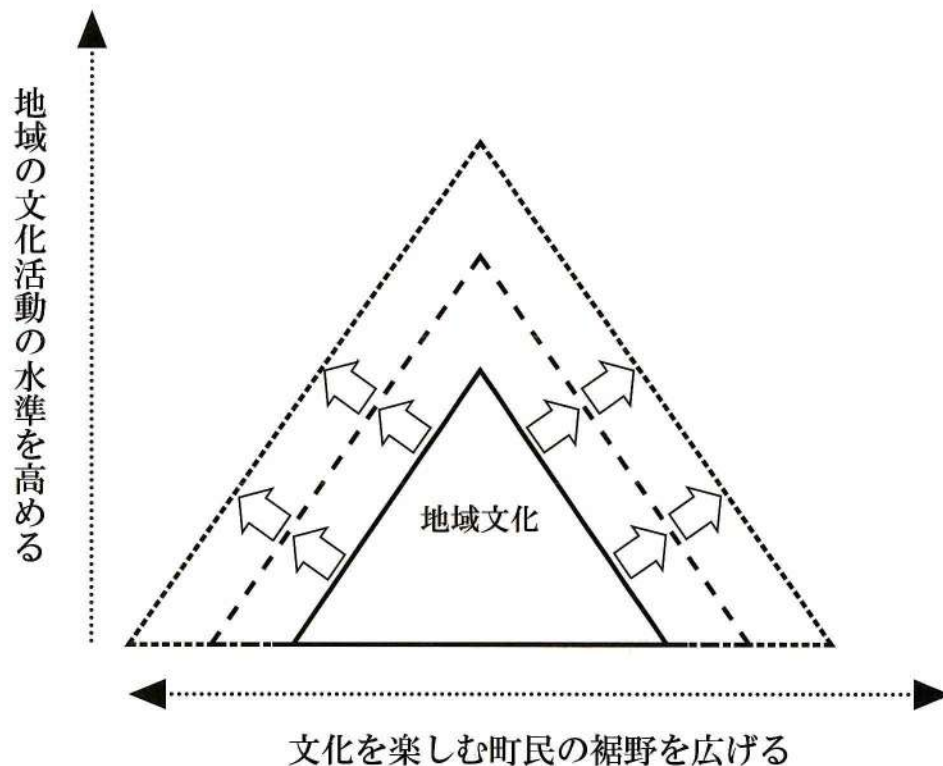
・長期（10年以上）

展開期の各施策を継続することにより、地域で多くの文化活動が誘発され、町民自身による主体的な文化活動のサイクルが少しずつ確立されていきます。文化の家では、地域の文化活動の指導者の養成に力を入れるなど、町民の主体的な文化活動が発展し継承されるような支援事業を続けます。また、地域の文化団体や町民と芸術家、芸術団体が交流することにより互いに刺激を受け、それぞれの活動をさらに深めるような機会をつくれます。

また、文化活動も文化の家だけでなく、コミュニティ、家庭、各公共機関、企業等、町全体に広がり、その領域も福祉、教育、国際交流、都市計画、産業等、広義の文化領域にわたるようになります。このため、文化の家は多種多様な地域の文化活動の要として、地域内の文化活動の調整、アドバイス、情報の蓄積、収集等の役割を果たすことが重要になります。

このように、町民の生活の中に芸術文化が溶け込み、芸術文化のまちアイデンティティが確立されていきます。

図表3－5 事業の視点



2 事業

(1) 事業の考え方

従来の文化行政は、東京や海外等の優れた芸術家を招聘した芸術鑑賞事業の実施、文化活動を始めのきっかけとなる公民館講座の開催、文化ホールや公民館等の公共施設の整備による活動場所の提供、伝統文化の保存、継承が施策の中心でした。しかし、鑑賞事業では観客が集まらない、地域の文化活動のレベルがあがらない、施設の利用者が少ない、伝統芸能の後継者難等、地域になかなか文化活動が広がらないという問題が起きています。

文化の家の事業ではこのような問題を踏まえ、「文化を楽しむ町民の裾野を広げる」、「地域の文化活動の水準を高める」等の視点を持ち、地域にしっかりと根付いた文化振興施策を推進するため、次の5つの考え方が導き出されます。

・多くの人に文化活動の楽しさを知らせる

文化活動は、気晴らしやリフレッシュになる、生活環境に美しさやゆとりをもたらす、自分の能力の向上を図ることができる、ともに感動するなどいろいろな楽しみを与えてくれます。このような楽しみを多くの人が体験できる事業を実施します。

・多様な活動を想定して事業を編成する

文化に対する関わり方は、みる、感じる、学ぶ、つくる、みせる、伝えるなどいろいろな方法があり、一人ひとり興味や関心が異なります。文化の家では、このような多面的な文化活動の広がりを踏まえ、多様な活動を想定した事業を編成します。

・活動のレベルや技量の向上を図るための支援をする

既に文化活動に取り組んでいる町民の中には、質の高い作品づくりにチャレンジし、自分を磨きたい、観客を感動させたい、楽しませたいと考えている人もいます。このため、芸術家や専門家、創造スタッフ等の協力を得て、町民の文化活動のレベルや技量の向上を図るための支援をします。

・創造の機会を提供する、創造活動を支援する

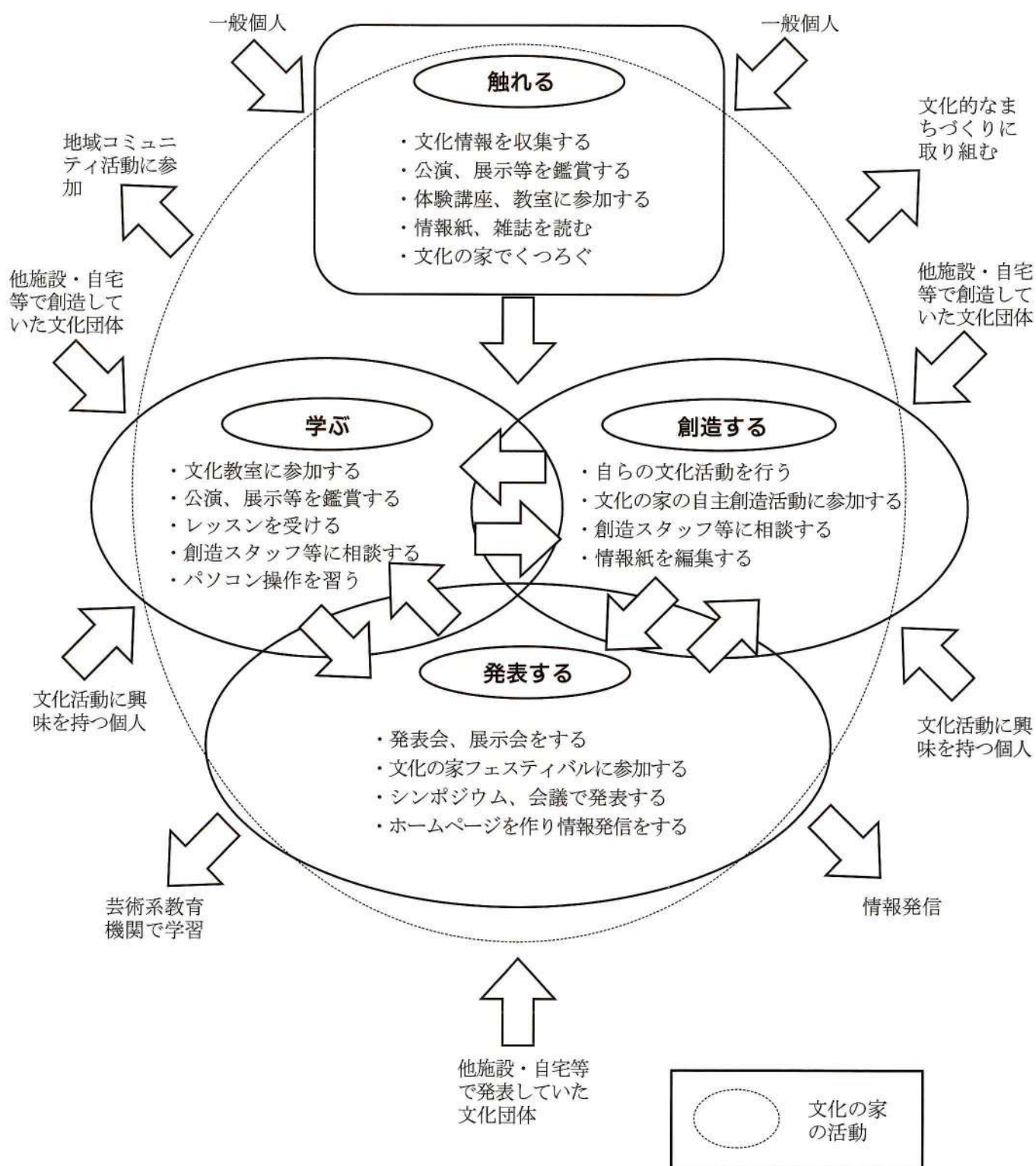
創造は、練習や学習によって蓄えられたエネルギーの集大成であり、自己を見つめ直し、自分自身を表現するなど文化活動が飛躍的に高まる契機に結びつきやすいものです。また、多くの人と協力してつくることによって、感動を分かち合うことができるなど大きな可能性を持つ活動であり、その機会を提供し活動を支援します。

・芸術家・専門家の育成や創造活動を支援する

芸術家や専門家は、地域の文化活動の水準を高めるために不可欠です。しかし、その育成や創造活動を支援するためには専門的な人材や資金を要します。本町の規模を考えると、合唱、身体表現等ある程度分野を絞って支援を行い、他市町村とのネットワークを視野に入れながら、我が国の芸術振興に寄与できるよう努めます。

図表3-6 文化の家の活動シミュレーション

文化の家は、まちの文化活動の中核施設です。次のようにさまざまな目的を持った人がここを訪れて、文化に触れ、学び、創り、発表することを重ねながら、豊かな文化生活を実現するための支援ができる施設になるよう努めます。



(2) 事業概要

文化の家では、前述の「事業の考え方」を踏まえながら、施設の特徴を生かし、次の7つの事業を柱として、多角的に事業を実施します。

・教養、鑑賞事業

文化教室や鑑賞事業等、町民ニーズに対応できる多彩なプログラムを編成し、町民が文化に触れ、楽しむ機会を設けるとともに、町民自らの文化芸術活動をはじめ多岐多様にわたる文化活動を誘発します。本事業の展開は町民文化および地域文化を活発化する上での基礎体力づくりとなり、将来の発展に大きく寄与します。

〔主な事業〕文化教室、舞台芸術鑑賞事業、美術展、映画鑑賞会等の展示、鑑賞事業

・自主創造活動事業

町民演劇や町民合唱等、町民が主体となる舞台公演やフランチャイズ芸術団体、芸術家による芸術作品の制作等、文化の家独自の企画による創造活動を展開します。併せてオペラコンクール、地域演劇祭等ユニークな芸術系のイベントや、町の伝統文化を活用した事業を実施し、創造的、文化発信的な役割を担う事業を展開します。

〔主な事業〕町民合唱事業、町民演劇事業、地域演劇祭、文化の家フェスティバル、伝統文化関連事業、オペラコンクール関連事業

・提携事業

プロフェッショナル、アマチュアを問わず、地域の演奏団体や劇団等、芸術家、芸術団体、芸術系大学等の教育機関とフレキシブルな形態でフランチャイズ提携を結び、提携公演や創造活動の支援を行います。また、各地の文化ホールと連携し、ネットワークを活かして提携舞台公演を催すなど、効率的で質の高い文化事業を実施します。

〔主な事業〕芸術家、芸術団体と提携、文化ホールと提携

・育成事業

専門家によるワークショップやレッスンの開催、創造スタッフのアドバイスやインストラクト（指導）等、町民の文化活動の水準の向上や指導者を育成する事業を充実させ、地域の文化活動に厚みを持たせるとともに、アートマネジメント講習会を開催するなど、自立的な文化活動の展開を図ります。

〔主な事業〕専門家のレッスン、指導、自主的な鑑賞、学習、創造発表活動の支援

・情報事業

文化の家の諸活動をデータベース化し、町内の公共施設をはじめ、情報ネットワーク機能を高め、小中学校の授業や地域の文化活動等における情報環境を整備します。また、定期的な情報紙（誌）の発行による活字出版文化の振興や、地域のデザイナーの活用に

よるデザイン文化の伸長、促進を図ります。

〔主な事業〕文化の家情報事業、活字出版文化事業

・交流事業

町民スタッフや事業倶楽部等、町民に身近な組織をつくり、町民が文化の家に親し^{※1}みを持ち、主体的に参加する機会を設けます。また、芸術文化に関する会議やシンポジウ^{※2}ムを招致あるいは開催し、地域内や他地域との交流を促進します。

〔主な事業〕友の会、町民スタッフ事業、交流事業

・貸し空間事業

地域の自主的な活動に対し、アトリビングやホール等、活動場所を貸し出します。その際、利用時間、利用目的等、利用者の活動特性を尊重した運営を行います。

(3) 各事業の内容

ここでは、柱となる7つの事業について、その目的や具体的な方法を踏まえながら、内容を整理します。

・教養、鑑賞事業

文化教室

音楽、演劇、身体表現、美術、情報、生活文化等、広範なジャンルにわたり、モチベーション（動機づけ）を持たせる教室や講座を開設します。教室の内容も、初級者から中上級者まで多様なレベルを設定し、参加者の習熟度にも配慮します。教室の終了生に対しては、文化サークルづくりとその活動を支援し、多岐多様にわたる文化活動を誘発します。

舞台芸術鑑賞事業

町民の芸術文化鑑賞ニーズに応えるため、可変機構を持つホールの特徴を活かして、音楽、演劇、身体表現、芸能等、優れた舞台芸術公演の鑑賞機会を提供します。その際、初心者を対象に、事前に作品の背景を学ぶ機会を設けたり、レクチャーコンサートを開催するなど行政主催ならではの工夫をします。

美術展、映像鑑賞会等の展示、鑑賞事業

創造スタッフや地域の芸術系大学や情報系の学部を持つ大学等と協力し、展示室では美術展を、光のホールでは映像鑑賞会を開催するなど、美術、映像系の事業を実施します。

※1. 60ページ参照

※2. 60ページ参照

・自主創造活動事業

町民合唱事業

合唱は、特別な楽器を必要としないため、音楽の中で、誰にでも親しみやすいジャンルです。町内にある愛知県立芸術大学には音楽科が設置されており、人材が豊富です。そこで町民が主体となった合唱団を結成し、町民自ら芸術創造活動に携わるとともに、たくさんの人が集まり協力して作品をつくることによって、良好なコミュニティの形成を図ります。

町民演劇事業

これまで町内で演劇に関する活動はほとんどみられませんでした。そこで町民自身が演劇を学び、作品を制作、発表する機会をつくり、地域の演劇活動の芽を育みます。同時に、演劇関連の定期講座やワークショップ等を開設し、自立的で継続的な演劇活動ができるよう支援します。

地域演劇祭

地方公共団体がプロデュースもしくは公立文化施設で制作した演劇を中心に、劇団を招致し集中的に公演を行います。同時に、講演会、発表、討議、ワークショップ等、関連事業を実施し、地域や公立文化施設における演劇制作を考え交流する機会をつくり、その発展に寄与します。

文化の家フェスティバル

文化の家で活動するさまざまな文化活動団体、活動者が一堂に会し、祝祭形式で集中的に活動の成果を発表します。町民が主体となって企画、運営することを目指し、町民の文化事業の展開ノウハウの修得、習熟を図るとともに、文化団体のネットワークづくりを促します。

伝統文化関連事業

本町に受け継がれる伝統的な文化活動、芸能等を継承、発展させるため、関連講座、展示、シンポジウム等を開催します。語り継がれてきた伝統を記録して後世に伝えることはもとより、現代的な意義を再発見するなどその活用を検討します。

オペラコンクール関連事業

新進声楽家を対象としたコンクールを周年事業で開催し、本町の音楽文化の発展に寄与するとともに、国内ひいては世界に通用する芸術家の発掘に貢献します。また、それに伴い、声楽体験講座、著名な声楽家による声楽指導等、コンクールのインパクトが地域に効果的に波及するよう関連事業を開催します。

・提携事業

芸術家、芸術団体と提携

文化の家での練習や発表等を通じてオリジナルな芸術活動の展開を促すため、プロフェッショナル、アマチュア及び地域や国の内外を問わず、芸術家、芸術団体や芸術

芸術家、芸術団体との協力

地域の文化振興において、地域で芸術家や芸術団体が活動していることの重要性やその恩恵を評価し、芸術家や芸術団体と協力する地方公共団体や文化施設が増えてきています。その方法も、「行政がプロフェッショナルの芸術団体を設立」、「既存の芸術団体と提携・フランチャイズ」、「事業で芸術家が地域に滞在」等、目的や地域の特性に合わせてその形も多彩です。これらの事業によって持たられる地域のメリットとして、優れた芸術に触れる機会が増える、オリジナルの芸術創造ができ情報発信力が高まる、アマチュア活動の指導や触発に寄与することなどがあげられます。

行政がプロフェッショナルの芸術団体を設立

- 例) 常設 : 石川県・金沢市 (オーケストラアンサンブル金沢)
 茨城県水戸市 (劇団ACM)
 兵庫県 (ピッコロ劇団)
 随時編成 : 茨城県水戸市 (水戸室内楽団、水戸カルテット、ATMアンサンブル)
 岡山県津山市 (ヴォーカルアンサンブル津山)

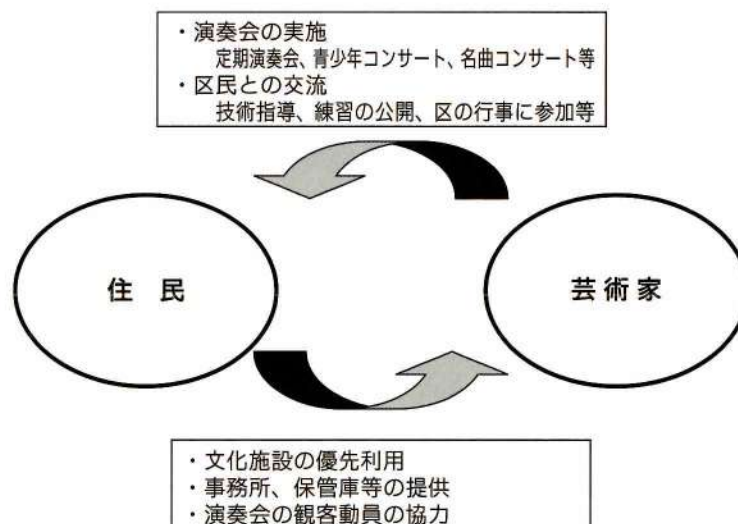
既存の芸術団体と提携・フランチャイズ

- 例) 埼玉県和光市 (新星日本交響楽団)
 東京都墨田区 (新日本フィルハーモニー交響楽団)
 愛知県岩倉市 (セントラル愛知交響楽団)
 石川県中島町 (無名塾)

事業で芸術家が地域に滞在

- 例) 福井県福野町 (世界の民族音楽家：スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド)
 長野県駒ヶ根市 (劇団昴)
 沖縄県与那国町 (青年団)

墨田区と新日本フィルハーモニー交響楽団の提携



系大学をはじめとした教育機関等とフレキシブルな形態でフランチャイズ提携を結びます。フランチャイズ提携先には、地域の文化団体や行政の文化事業の振興について助言や指導を受け、地域の文化活動のレベルアップを促します。

文化ホールと提携

各地の文化ホールと連携、協力して、鑑賞事業や展示事業の巡回公演等を企画し、互いに情報やノウハウを交換するなど、効率的で質の高い文化提携事業を行います。

・育成事業

専門家のレッスン、指導

ワークショップ、中上級者向け講座、専門家によるレッスンを充実し、町民の文化活動の技量やレベルの向上を図るとともに、その指導者の育成や活動の支援に努めます。

自主的な鑑賞、学習、創造発表活動の支援

町民の自主的な鑑賞、学習、創造活動が円滑にできるよう、場の提供、創造スタッフによる指導、アドバイザーや指導者の紹介、メンバー募集や発表会のお知らせ等の支援を行います。

・情報事業

文化の家情報事業

文化の家のデータ集積やデータベース整備等、情報機能を充実させ、学校での授業等の教材としての活用、文化サークルや町民の意見交換、情報収集活動の支援等を通じて町民の文化活動環境を整備します。また、アニュアルレポート（年次報告）を作成し、文化の家における活動を記録、公開します。

活字出版文化事業

町民が主体となって作成する文化の家の情報紙や雑誌を発行し、文化の家の活動を広報、宣伝するとともに、活字文化の伸長を図ります。また、文化の家のチラシやポスターのデザイン作成に地域の若手デザイナーを起用するなど、その育成に寄与します。

・交流事業

友の会、町民スタッフ事業

多くの町民にとって文化の家が身近に感じられるよう友の会の会員を募り、組織します。また、町民各自の技量にあわせて事業や運営に参加し、楽しんでもらうため、文化の家の町民スタッフを育成します。

交流事業

文化に関するシンポジウムや会議の招致、海外との文化交流、情報交換等さまざま

な交流を企画し、町民や町内で活動するさまざまな地域の文化団体、文化活動者、芸術家等との交流を促進します。

・貸し空間事業

貸し空間事業

町民や地域の団体の文化活動、芸術家、芸術団体の文化活動、地域のコミュニティ活動等、自主的な諸活動に対し、アトリビングやホール等、活動場所を適正な使用料金で貸し出します。その際、連続利用等、利用者の活動特性を尊重した運営を行います。なお、プロフェッショナルな活動の利用に対しても、相応の使用料金で対応します。

ボランティアの可能性

ボランティアと文化施設の関係は、次の3つに大別できます。事業の内容、地域の文化資源、参加者の意識等により活動の形や方法が異なります。

・サポートスタッフ

施設側の責任者のもとで活動が行われ、運営業務の補助作業が中心となります。

「活動例」

ホール運営（チケットのもぎり、プログラム配布、客席案内等）

舞台技術（舞台、音響、照明、搬出入）の手伝い

広報・宣伝活動（広報誌の編集、チラシづくり、会員勧誘）のアシスタント

・事業の企画・推進役

住民参画型の事業等で、ある程度の専門知識や技能、経験が必要とされ、参加者が主体性と責任を持ちます。

「活動例」

演劇・コンサート等の企画・制作

広報・宣伝（広報誌の編集・制作、チラシづくり）

舞台技術（舞台、音響、照明、搬出入）

・事業パートナー

自立した組織として資金調達や意思決定機能を持ちます。文化施設を運営するためのボランティアというより、施設を活動拠点とした市民団体といった方が適切。アメリカでは盛んですが、国内ではまだ多くありません。

「活動例」

事業方針や内容の決定

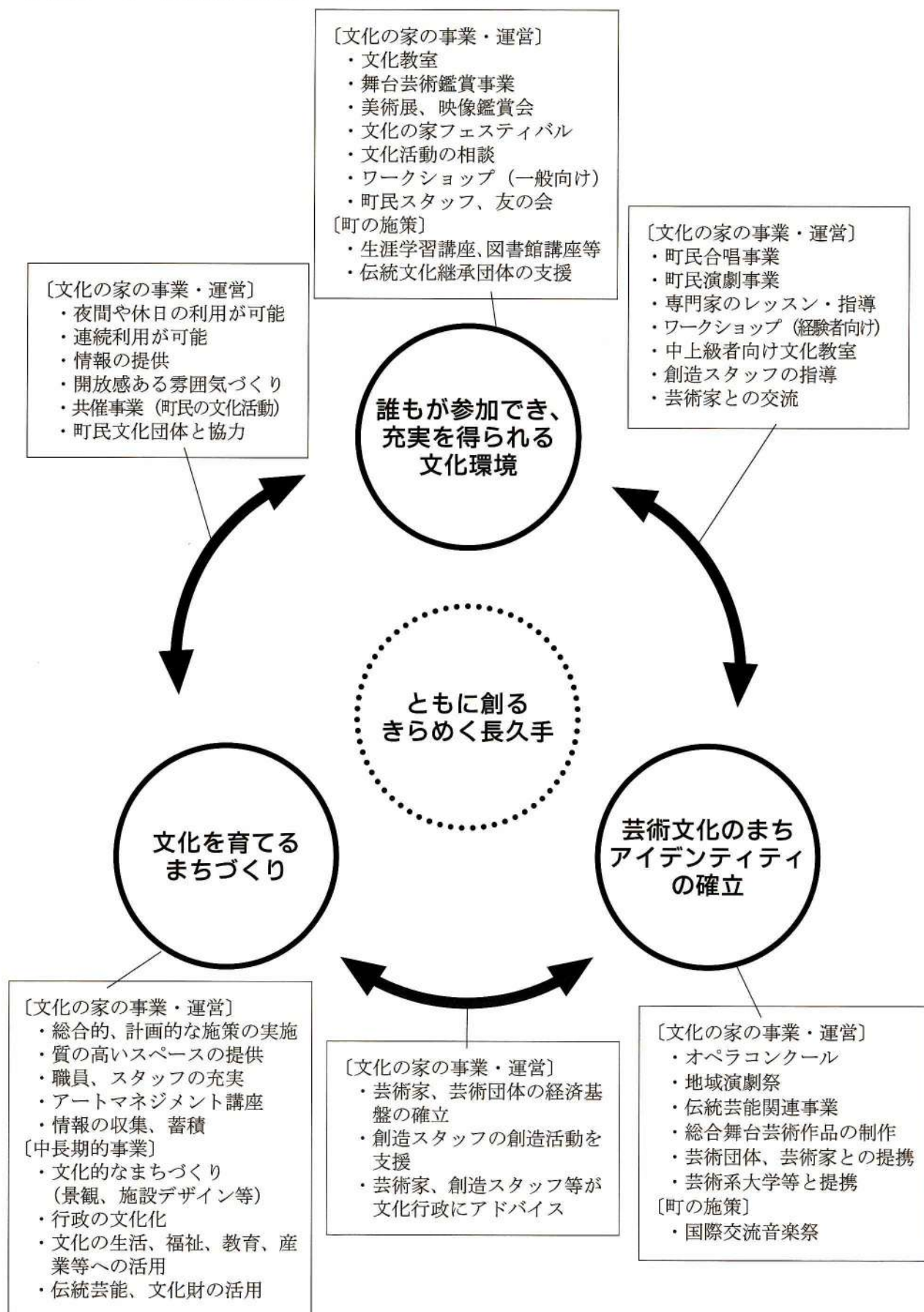
運営や事業財源の確保

＜参考＞財地域創造：公共ホール・劇場とボランティアに関する調査(1997)

図表3-7 文化の家の事業スケジュール計画

事業案	1996年度	97年度	98年度		
			4月	7月	10月
〈式典、祭典関連〉			●愛知県植樹祭	●開館祝賀式 ●柿落し事業	
〈教養、鑑賞事業〉 ●舞台芸術鑑賞事業				●舞台芸術鑑賞事業 ・音楽系（クラシック、ポピュラー） ・舞台芸術系（演劇、舞踊等） ・芸能（落語等） ※児童向け、シニア向け、初心者向け、 ど様々な工夫をする	
●文化教室				●文化教室 ・教室（定期、短期、単発）、講 演会、日曜サロン ・音楽、舞台芸術、美術、情報、 生活文化、一般教養 ※当初、初心者向け講座主体	・文
●美術展、映画鑑賞会 等の展示、鑑賞事業				●展示事業 ・企画展（芸術作品、子供の作品等） ●映像鑑賞 ・映画、地域の映像作品等の上映 ・メディアアートの上映 ・講座、講演会	
〈自主創造活動事業〉 ●文化の家フェスティバル					●文化の家フェ スティバル ・町民の活動発表
●伝統文化関連事業	長久手の伝統文化・文化財 ・オマント、棒の手、祭礼 ・民謡、前熊打囃子太鼓 ・長久手合戦をはじめとする歴史				●伝統文化関連事業 ・伝統芸能の実演 ・文化教室、講演会
●オペラコンクール					
●町民合唱事業		○合唱団員公募一結成一練習			●合唱団員
●町民演劇事業		○劇団員公募一結成一練習			
●地域演劇祭				●地域演劇祭（プレ） ・町民演劇発表 ・招聘公演	
〈貸し空間事業〉 ●貸し空間	町民の様々な文化活動 ・町民の文化団体、文化サークル ・大学等教育機関関連 ・地域コミュニティ活動		○受付開始	●貸し空間事業 ・町民の文化活動スペースの提供	
〈提携事業〉 ●芸術家、芸術団体と提携				●芸術団体と提携 ・施設の連続利用など創造活動支援	
●文化ホールと連携				●文化ホールと連携 ・巡回公演、情報交換	
〈育成事業〉 ●専門家のレッスン、指導				●ワークショップ、レッスン ・芸術家、専門家等による指導	
●自主的な鑑賞、学習、 創造発表活動の支援				●活動支援 ・場の提供、相談事業、広報支援 ・共催事業	
●創造スタッフ			●創造スタッフの契約 ・音楽、美術、演劇 ・舞踊、情報等 ・指導や事業のサポート		
〈情報事業〉 ●文化の家情報事業				●情報事業 ・町内公共施設とネットワーク ・事業や活動等のデータベース化 ・情報収集、情報発信機能の充実 ・双方両通信機能の活用	
●活字出版文化事業		●情報紙の発行 （文化の家だより）		●情報紙、雑誌等の発行 ・編集は一部町民スタッフへ移管 ・チラシ、ポスターの作成 （若手デザイナー等の起用）	
〈交流事業〉 ●友の会、町民スタッフ事業	●文化サロン企画懇話会 ・町民が文化事業を提案、企画			●町民参加制度の充実 ・事業倶楽部の設立 ・町民スタッフ制度の設立 ・友の会設立	
●交流事業				●交流事業 ・シンポジウム、会議の開催 ・海外との文化交流	

図表3-8 文化振興施策の基本方針と施策例



3 組織・運営

本節では文化の家の円滑な運営を図るため、その基本となる考え方を提示し、所管、運営体制、運営規定についての考え方、あり方を定めます。

(1) 運営の考え方

・行政、町民、芸術家、専門家、企業の協力

地域に根付き、多彩かつ水準の高い文化を育むためには、行政、町民、芸術家、専門家、企業等が自分の役割を果たした上で、互いに協力することが不可欠です。文化の家は行政内部で完結した組織でなく、芸術家の指導や町民の参加等に対して開かれた組織を目指し、地域と一体になって文化振興を図ります。

・分かりやすく利用者を尊重した運営

文化の家は分かりやすく利用者を尊重した運営を図ります。このため、所管は簡略化した一元組織とし、利用者の活動にあった利用規定を定め、利用者の意見を反映する機会を設けるなど利用者のニーズに的確に応えるよう努めます。また、来館者が戸惑うことなく快適に利用できるように、施設の案内や設備・機器の使い方等の分かりやすさに気を配るなどサービスの充実した施設を目指します。

・芸術創造など高度な業務に対応

文化の家では、単に芸術作品の鑑賞機会と発表機会の提供だけでなく、地域の文化の育成・創造に積極的に取り組みます。このため、事業の企画や舞台技術の専門家を職員として迎えるなどスタッフを充実させます。また、芸術家や専門家をはじめ広くネットワークを築き、多彩で高度な業務に対応します。

・フレキシブルな運営体制

組織がいったんできあがると、その改変には多大なエネルギーを要するため、運営体制が硬直化してしまいがちです。文化の家では、当初からフレキシブルな運営体制を心がけ、地域の文化活動の高まりに伴うニーズの変化に柔軟に対応できるようにします。

(2) 所管（担当部局）

一般に、公立文化会館は首長部局が所管する場合と、教育委員会が所管する場合に大別され、地域や施設の特性を踏まえ地方自治体にその判断が委ねられています（図表3-9参照）。

多くの公立文化会館は、講演、集会、舞台芸術鑑賞等さまざまな用途で利用できる多目的ホールを備え、そこで行われる事業は貸し空間事業が主体です。この場合、運営組織の主な役割は施設管理であり、職員もとりたてて専門的な技術や知識を必要としません。このため、文化会館を、図書館、博物館、公民館等、社会教育施設の延長線上に位置づけ、

教育委員会が所管するケースが数多くみられます。

近年、住民の文化に対する創造的な活動の高まりを受けて、稽古や練習の場の提供や作品の制作を意図した創造型施設、音楽や演劇等、特定の用途の利用を想定した専門施設の設置等、意欲的に取り組む公立文化施設が増加してきています。この場合、自主事業の企画や施設の管理運営等に専門的なノウハウを持つ職員が必要となり、組織や予算規模も拡大するなど、担当部局、担当者の重要性が増してきています。幅広い事業展開、予算等の機動性、まちづくりとの一体性が図りやすいこと等から、近年、首長部局が所管するケースが増えてきています。

文化の家は、本町の芸術文化創造の核として、多彩で広範な文化を対象としつつ、地域の芸術創造をはじめ高度な事業展開も意図しています。また、営利、非営利を問わず、多くの団体や人との連携が必要です。したがって、文化の家は、首長部局が所管し、行政内の各組織と協力して地域の文化振興に取り組むことが適切と考えられます。

図表 3-9 市区町村別の公立文化会館の所管

	計	首長部局		教育委員会	
		数	構成比	数	構成比
市区町村計	1,018	471	46.3	547	53.7
市区	756	380	50.3	376	49.7
町村	262	91	34.7	171	65.3

＜資料＞文部省：社会教育調査(1993)

図表 3-10 公立文化会館の首長部局と教育委員会の所管比較

	首長部局	教育委員会
施策の範囲	・総合的な展開が可能 ・営利団体をはじめ、幅広い活動を対象にできる	・教育が主な視点 ・営利、政治、宗教等、目的により利用制限が大きい
既存組織	・既存の組織内に文化振興担当部署がないケースが多い。	・以前から社会教育等で何らかの文化関連の事業を手がけているケースが多い。
ノウハウ	・総務、企画、商工、都市計画等と連携が取りやすく、総合的な文化振興が図りやすい	・公民館、図書館、博物館等のノウハウが活用できる

ノウハウ（続）		・地域と密接な活動をする教育団体の協力が得やすい ・教員は地域文化活動の担い手
予 算	・柔軟性が高い	・教育面が中心となる
利用料収入	・受益者負担の原則の採用等フレキシブルに設定しやすい	・公民館等では極力低額に ・営利団体の利用に対して利用制限や、大幅な割増料金を設定する傾向がある
関 連 法 規	—	・社会教育法（1949 年施行） ・生涯学習法（1990 年施行）
	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（1994 年施行）	

文化、生涯学習行政の所管組織（地方分権推進委員会中間報告から抜粋）

【改革の方向】

文化、生涯学習については、教育委員会が所管するか、首長部局が所管するかは、当該地方公共団体の主体的な判断に委ねる方向で、引き続き検討する。

【趣旨】

文化・生涯学習の分野は、住民の多様なニーズに対応するため、教育の分野のみならず、福祉、職業能力開発、環境問題等より広い分野にまたがる対応が必要である。これらに関連する施策を総合的に行うためには、法令等の規定により教育委員会の所管に限定するのは適当ではなく、首長部局が所管するか、教育委員会が所管するかは、地方公共団体の判断に委ねてよいのではないかと。

(3) 管理運営主体

公立文化施設は、設置主体である地方公共団体が直接管理運営にあたるのが原則です（直営方式）。ただし、設置目的を実現するため直営より効果的な管理運営主体がある場合、地方公共団体以外の法人、団体が管理運営を行うことがあります（管理委託方式）。管理委託方式の場合、委託先は財団、任意団体の事業団、第三セクター[※]等が想定されます。

文化の家の事業は、町の文化の基盤づくりや地域に影響が広く及ぶ性格を有するもので、株式会社として採算性のある事業を前提とする第三セクターは不適切です。

任意団体の事業団は、財団を設立するための基本財産等の準備が難しい中で、行政とは

※ 国や地方公共団体等、行政と民間事業者との共同出資で設立された法人

別組織として機動性や柔軟性の確保を目的とする場合が多く、今回の検討からは除きます。

文化の家の業務内容は不定型なものが多く、時として機動性、柔軟性が必要とされます。図表3-11をみてもわかるように、予算や職員に関する制度が、行政の仕組みとそぐわない面があります。このため、財団を設立し、そこに施設の管理運営を委託することが考えられますが、財団の中には、職員のほとんどが地方公共団体からの出向者であったり、基本財産や事業収入が少ないため、費用の大半を地方公共団体からの事業委託費や管理委託費等の補助金に頼るなど、実質的には直営に近いケースが少なくありません。

本町では文化をより豊かなまちづくりのための行政の主要施策の1つと考えています。このため、文化の家の管理運営については、町が責任を持つ直営とします。直営による問題点については、専門職員を雇用したり、民間への委託を活用するなど、さまざまな工夫をして解決しようと考えています。ただし、本町における文化活動が活発化し、施策の内容が複雑になりすぎたり大規模になったり、町民の活動が拡大するなど文化環境が大きく変化した場合、その組織のあり方について見直しをする必要があります。

※ 例えば、兵庫県宝塚市では、文化施策の内容の変化に伴い、教育委員会→首長部局→財団と担当部局を変えています。

図表3-11 公立文化会館の直営と財団の管理運営方式の比較

	直 営	財 団
行政理念上	・ 原則	・ 特例
職 員 数	・ 公務員の総職員数に上限がある	・ 地方自治法の規定外のため、柔軟
雇 用 形 態 勤 務 形 態	・ 公務員規定に準じるため、勤務形態等に制約が多いが、職員の身分は安定 ・ 異動、昇進昇格制度が整備されている	・ 財団内で内部規定を設けるため、雇用や勤務の形態、給与体系等の設定が柔軟 ・ 職員の配置の変化が少なく、活力の維持や処遇、人事考課の点で問題がある
予 算	・ 基本的に単年度主義	・ 複数年にわたる計画が可能
運 営 基 盤	・ 予算は一般会計に基づき、相対的に安定。ただし、文化振興全体を対象とする法律がないなど、不安定な面がある	・ 基本財産が不十分のケースが多く、利率の変動の影響があるなど、不安定要因が多い ・ 行政事業の受託が多くなる傾向
コスト意識	・ 事業収入が一般会計の歳入となり、コスト意識が低くなりやすい ・ 採算にとらわれず、公共性や創造性豊かな施策を実施しやすい	・ 事業収入を内部で活用できるため、問題意識を持ちやすい

事業計画の変更	・ 相対的に硬直的	・ 相対的に柔軟
提携協力先	・ 営利団体、特定個人等との連携に制約がある	・ 営利団体、特定個人等との連携に対する制約が相対的に少ない
チェック機関	・ 議会	・ 財団の監事（評議員会）
根拠法令	・ 地方自治法、地方公務員法	・ 民法
傾向・問題点等	・ 規模の小さな自治体が多い ・ 施設運営に関しての行政の責務が明確	・ 規模の大きな自治体が多い ・ 職員や予算等、実質的には行政の影響が大きい一方、組織上は私法人である。

(4) 組織

文化の家の組織は、職員の充実はもとより芸術家・専門家や町民をはじめ多くの人の協力と参加を想定しています。組織は図表3-12に示すとおりで、各部門は次のような役割を担います。

・事業部門

文化の家の自主事業は単に住民に鑑賞の機会を提供するだけでなく、地域の文化団体の育成や芸術文化の創造の促進を目的としています。ホールをはじめ施設、設備はさまざまなニーズに応えるため多様な機能を備えています。そこで、博物館における学芸員、図書館における司書と同様に、文化の家でも自主事業の企画、実施、音響、照明といった舞台技術に専門的な知識を持った職員を雇用し、きめ細かく、かつ、高度なサービスを実現します。

・管理部門

管理部門では、庶務、経理、広報、貸し館、施設管理等の事務に携わります。町内の他の公共施設と同様、行政特有の事務処理能力が必要とされるため、一般の職員を配置することを想定しています。ただし、画一的、形式的な管理にとらわれず、利用者を重視した運営に努めます。

・創造スタッフ

文化の家では、当地域の芸術系、情報系の分野で優れた技術や芸術性、高い知識を有する芸術家、専門家の卵ともいえるべき人材と「創造スタッフ」として期間を定めて委託契約を結びます。創造スタッフの主な業務は、町の文化活動の育成、利用者に対するイ

ンストラクト、自主事業の企画、運営への参加、専門分野での講座や教室の開設等です。

また、町はその対価を支払うことによりスタッフの芸術や情報の創造活動を経済的に支援します。

・運営委員会

文化の家は町の主要施設の一つです。このため、担当職員だけでなく幅広く関係者から意見を聴き、施策に反映させる必要があります。したがって、町民、有識者、専門家等からなる運営委員会を設け、事業、運営の方向性を審議し、その結果を館長に報告します。

・企画委員会

企画委員会は、町民、芸術家、有識者から構成され、事業の企画や編成について芸術的、専門的見地から審議します。例えば、芸術性の高い事業の企画、運営もしくはその支援、貸し空間における芸術性の判断等があげられます。

企画部門への専門家の登用

公立文化施設が直接創造事業や芸術性の高い事業に取り組む場合、行政の一般職員では判断ができない、ノウハウがないなどという問題があります。このため、企画部門に専門家を登用する施設が増えてきています。

・芸術監督

芸術監督とは、本来、文化施設の芸術上のすべての責任（芸術上の質、予算、企画等）を担い、ある程度の予算執行権を有する立場を言います。我が国の場合、施設専属の芸術団体を持たない施設が多いこともあり、自主公演事業の企画や選定に力が置かれ、予算執行権や責任が明確でないケースもみられます。

〔事例〕

彩の国さいたま芸術劇場	諸井誠（作曲家）
藤沢市湘南台文化センター	太田省吾（演出家）
静岡県舞台芸術センター	鈴木忠志（演出家）、ジャン・クロード・ガロッタ（演出家）

・プロデューサー

文化事業の企画や運営のノウハウをもった専門家をプロデューサーもしくは自主事業の統括として起用し、事業の牽引役や求心力として力を発揮してもらう動きもみられます。

〔事例〕

伊丹市立演劇ホール（アイホール） 演劇、ダンス各1名を嘱託職員として雇用

・企画委員、芸術顧問

企画委員、芸術顧問等の名称で芸術家や専門家から、事業展開のアドバイスをもらったり、一部の事業について企画・制作や芸術性の高い事業の優先利用についての審査等を依頼することも有効です。

[事例]

浜松市の音楽文化顧問

財団法人名古屋市文化振興事業団の企画委員、専門委員

たんば田園交響ホール運営委員

・常勤職員として雇用

財団方式で運営する文化施設を中心に、専門家、経験者を企画担当の常勤職員として雇用する施設が増えてきています。

[事例]

財水戸市芸術振興財団、財吹田市文化振興事業団をはじめ多数

・町民スタッフ、事業倶楽部

文化の家の事業の企画、運営等を支援するボランティアスタッフとして町民スタッフを募集します。公演当日の事務支援、広報誌の作成、事業の企画、舞台技術の習得など参加者の活動希望の多様性を踏まえて組織化し、文化の家の施策の質の向上と一層きめ細かな対応を図ります。また、事業に関しては、事業倶楽部を設け、町民のさまざまな企画やアイデアを持ち寄り、専門家や職員のアドバイスを受けながら町民間の協力をもとに事業の実現を図ることができる機会を提供します。参加者が力量をつけるに従い、その活動内容が広がります。

・施設利用調整会議

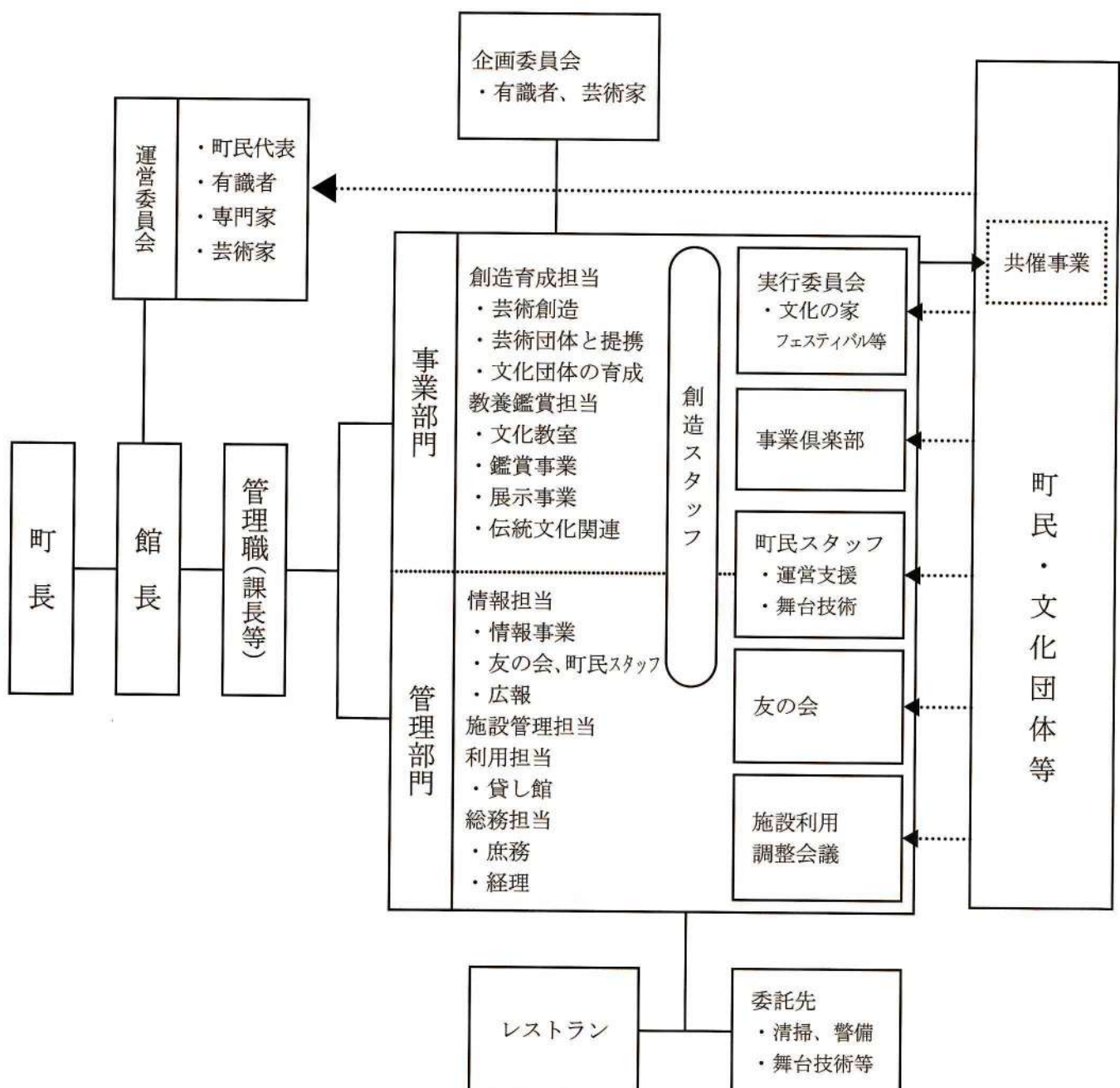
文化の家の貸し空間事業やオープンスペースの利用方法等について、利用者が集まり、問題点を確認したり、具体的な改善策を考えたりするための会議です。

・業務委託

機械・電気設備、舞台設備、情報機器等の設備の保守管理、警備、清掃等の業務については、専門業者に委託し、安全かつ効率的で高度なサービスの提供を図ります。また、すべての事業を職員で賄うことは非効率であるため、時として舞台技術や企画運営について専門家に委託します。

図表3-12 運営組織図

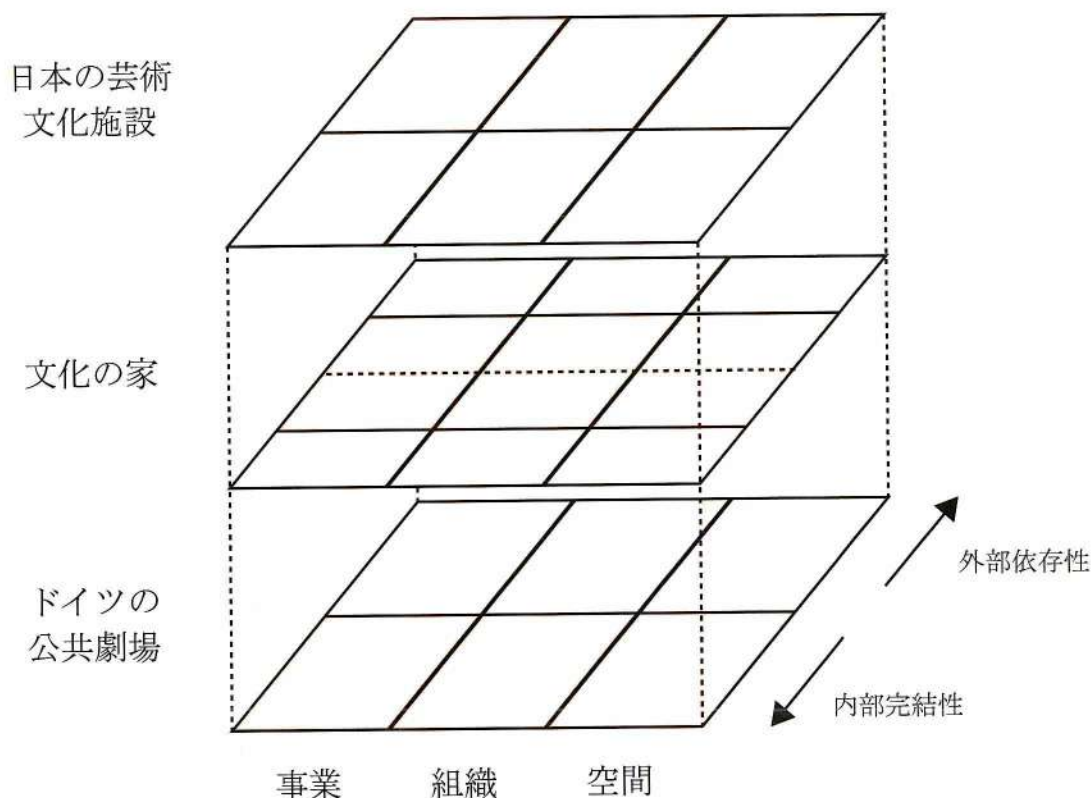
文化の家を円滑に運営するためには、行政職員、町民、有識者、芸術家、民間委託業者がそれぞれの役割を担い、互いに協力することが必要です。町民スタッフをはじめ町民参加型の組織は、町民がノウハウを蓄積するのに伴ってその役割を大きくすることも視野に入れています。事業部門には企画制作や舞台技術にも経験者や創造スタッフを配置し、創造育成能力を持たせます。



図表3-13 文化施設の創造機能

我が国の芸術文化施設は、事業、組織、空間ともに外部に依存する傾向があり、創造機能が弱いことが指摘されています。一方、ドイツをはじめ欧米各国の公共劇場では、事業の企画、芸術作品の創造、スタッフ、稽古場、作業場等すべてを劇場の内部でまかなっており、オリジナリティある優れた作品を創造している例が多くみられます。

文化の家では、職員に専門家を雇用し、稽古場等、創造空間を用意するなど、創造活動に適した施設です。同時に、芸術家、民間業者等とも連携して、外部の優れた人材を活用します。



<参考>清水裕之：日本建築学会論文報告集437号(1992)

(5) 運営規定

運営規定のうち、利用者に最も関係するのが、貸し空間事業に関する項目です。開館日時、連続利用、営利性と公共性、文化活動以外の活動に分けて、その考え方を以下に示します。

・開館日時

町民アンケートによると、文化活動をする時間帯は夜が最も多いなど、学校や会社の都合により、夜間や休日に活動するケースが多くなっています。このため、騒音等によ

る周辺の生活環境や職員の勤務体制に配慮しながら、運営日や時間帯を設定します。

・連続利用

町民の文化団体の活動をみると、毎週一定の曜日や時間に集合して練習や学習するケースが数多くみられます。また、演劇作品等の制作では、稽古から公演まで長期間にわたるため連続して施設利用することが必要になります。このように、創造活動の活性化には、一定期間継続して施設を利用することが求められます。このような活動の特性に配慮し、連続利用の項目を設定するとともに、定期的な利用についてもその利用調整方法を検討します。

・営利性と公共性

地域文化の創造や町民が文化に接する機会の増加を図るためには、民間事業者の協力が必要です。また、文化の家は民間の活動を支えるインフラストラクチャーという役割があり、多くの文化会館と同じように、民間事業者が文化の家で営利活動を営むことも想定しています。

ただし、民間事業者の文化事業の中にも、専ら営利活動であるものと、地域にさまざまな効果を及ぼす公共的に意義がある活動とが混在しています。例えば、貸し空間事業で両者の利用が重複した場合、公共性のある後者を優先させるべきでしょう。このような問題を踏まえ、文化の家では、有識者の協力のもと営利活動と公共的な活動について、実質的な判断ができるよう努めます。

・文化活動以外の利用

本町内には、大規模な催しを行うホールが、現状で不足していることは否めません。また、地域の文化活動はコミュニティ活動をはじめさまざまな地域の活動と密接な関係にあることも少なくありません。このため、文化の家が文化目的で利用されない時は、積極的にさまざまな用途に開放します。

4 予算の考え方

2節、3節で述べた事業や運営を実施するためには、それを裏付ける予算が必要です。本節では文化の家に適した、充実した予算の考え方を整理します。

・事業関連予算の充実

ドイツの市町村の平均的な文化支出は予算の3～4%程度といわれていますが、フランクフルト市のように文化予算が市の総予算の10%強を占める都市もあります。総じてヨーロッパの各都市は文化振興に熱心です。ドイツと日本の文化予算の内訳をみると、我が国の地方自治体の文化予算は、施設建設費の割合が高い一方、事業費の割合は低く、ハードウェアの整備重視の傾向が見受けられます。このような現実を踏まえ文化庁でも

1996年度に、施設建設補助制度の予算枠をそのまま地域文化活動の振興に対する補助制度に移行させるなど、文化振興にはソフトウェア（事業）の充実が大切であるという認識が改まってきています。前節でみてきたように、文化の家は事業や運営を充実させることにより、その機能が十分に発揮されるように考えられた施設です。このため、事業に関連する予算面の充実を図ります。

・運営経費の利用者による一部負担

文化の家では、文化施策によって特にメリットを享受する人に対して、そのメリットの範囲内で経費の一部を負担してもらうことを考えています。この考え方は、負担金、使用料等という名称で、既に水道、病院、鉄道、高速道路等の公共事業で一般的なものになっており、文化施設でも使用料や公演入場料等の形で導入されています。文化の家では多くの町民に開かれた施設であるよう努めますが、人によりその利用の頻度に格差がついてしまうことも否めません。このようなことを背景に、施設の利用料やイベントの入場料として、運営経費について適正な限度で利用者的一部負担制を取り、実質的な公平性を確保します。

・フレキシビリティを持ち、効果的な予算計画と執行

文化の家の事業は、地域活動の広がりやレベルの向上に合わせて柔軟に組み替えます。このため、事業の予算枠が硬直的にならないよう留意する必要があります。また、著名な芸術家による演奏会や講演会等は数年前に出演の要請が必要となるなど、芸術的もしくは創造的な事業は複数年次にわたる計画が必要であり、単年度事業となじまない面があります。このため、債務負担行為[※]を利用するなど柔軟な対応ができるよう工夫が必要です。さらに、事業の実施後、参加者アンケートや運営委員会、企画委員会等でその事業の結果を議論し、次年度の予算判断に活かすなど、フレキシビリティを持たせ、効果的な予算計画と執行に努めます。

・多様な資金調達

地域の文化振興にあたり、資金の調達先は町財政だけではなく。まず、公的機関では文化庁をはじめとする各種国庫補助金、芸術文化振興基金や財団法人地域創造等による事業費の助成等があげられます。民間の企業や財団等でも、社会貢献のために文化事業に対する助成を行っているケースがあります。直接的な資金調達ではありませんが、文化庁、公立文化施設協議会、音楽ホールネットワーク協議会等による巡回公演事業等を活用し、質を保ちながら事業費の抑制を図ります。町民の文化活動についても助成先の情報収集を行うとともに、公益信託や基金など安定した支援制度を検討します。

※ 行政の予算は原則として単年度主義です。ただし、後年度に経費支出が予想される債務を事前に負担をする制度があり、これを債務負担行為といいます。

4章 文化振興についての中長期展望

文化は、人の営みに広くそして深く関わっています。「ともに創る きらめく長久手」を実現するためには、広い範囲で文化を育て、継承する仕組みをつくることが大切です。本章では、本町の文化活動の特色を踏まえて、まちづくり、生活、産業・経済、交流の4つの視点から、施策の基本的な方向と、実現するために考えられる施策例を提示します。また、これらの施策の評価方法を示します。

1 地域文化の可能性

豊かな地域文化には、それを担い、受け継ぐ地域社会の存在が欠かせません。ところが、高度経済成長期以降、都市化の進展、マスメディアの発達、人口の移動の活発化、核家族化等から、旧来の地域社会は大きく変容しました。このような急激な変化により、多くのまちで地域文化の存在基盤が揺らぎ、人々の暮らしに根差し、個性に満ちた地域の文化活動は徐々に弱まっていきました。この結果、一見すると、どこのも、同じようにみえ、情報発信力に乏しく、首都圏や大都市からの情報を一方的に受ける存在になってしまいました。

このような状況に危機感を抱き、「住民がいつまでも住み続けていたいと願い、そこに住んでいることが誇りに思える、そのような人間らしい感性の豊かなまちづくり」を目指す文化行政が提唱されるなど、地域づくりには豊かな文化環境の充実が不可欠であるという認識が広がってきました。こうした中、地域文化の振興に真剣に取り組み、活力にあふれ温かみのあるコミュニティづくりを推進し、成果を上げる地域も多々みられるようになりました。

2 まちづくりと文化

美しく潤いのあるまちづくりが、まちに文化的な雰囲気醸し出し、そこで暮らす人々の生活や心を豊かにします。このような文化の香り高いまちづくりを実現するためには、住民、企業、行政等が協力しながら長期間にわたる努力と工夫が必要です。以下では、「都市環境」、「施設、設備」、「住民、企業との協力」を軸に、本町のまちづくりの基本的な方向と施策例を示します。

(1) 都市環境

文化豊かな雰囲気を持つまちづくりには、地域の自然や歴史と調和した都市環境の整備、保全、つまり都市アメニティ（快適性）の向上が重要です。本町では、緑の基本計画で将来の町全体の緑のイメージづくりと、その実現を図るための方針を定めるなど、「緑豊かな自然環境の保全」を進めます。都市景観基本計画で町内各地区の特徴にふさわしいゾーン別景観形成の基本方針を定め、「美しいまちなみを形成」や「長久手の伝統を生かした風景」の保存等を図っています。このように、本町は文化的で住民が暮らし続けたいと思うようなまちづくりに取り組んでいます。

施策例

緑豊かな自然環境の保全

- ・緑のネットワークづくり^{※1}
- ・緑の流れの確保^{※2}
- ・農地と一体となった緑の保全
- ・山際の緑地帯の保全、育成

美しいまちなみの形成

- ・商業空間のトータルデザインの推進
- ・中高層建築物にモデル地区の指定、モデルサインの提案
- ・地区計画^{※3}、建築協定^{※4}、緑地協定^{※5}等による良好な住宅環境の形成

長久手の伝統を活かした風景

- ・古戦場、旧跡、寺社等の歴史的環境を活かしたまちなみの保存・修景

文化の家でできること

- ・ディスプレイデザイン^{※6}の勉強会の開催
- ・優れたまちなみのビデオ上映会の開催
- ・旧跡等、歴史的遺産を活用したまちづくり先進事例についての講演会の開催

(2) 施設、設備

まち全体のアメニティの向上を実現するためには、町内の個々の施設や設備に文化的な視点を持つことが必要です。つまり、公共施設、道路、公園等、公共的な空間を整備する際に「建築物のデザインや芸術性の向上」、「人に優しい施設づくり」、「周辺環境との調和」に努めます。また、町民や企業に対してもこうした考え方を理解してもらうよう努めます。

※1. 公園、緑地、多くの歴史的遺産等、拠点的な緑を緑道等により連絡する計画

※2. 猿投山から尾張丘陵に展開される緑は、町内の三ヶ峯丘陵、大草丘陵の緑地を保全することにより、色金山、御嶽山に連なり市街地に流れ込み、更に香流川や雑木林やため池等に連なり、市街地内に流れ込みます。この緑の流れを確保します。

※3. 都市計画法に基づき、地区の実状に合わせて土地の利用や建物の建て方のルールを定めることができる制度

※4. 建築基準法に基づき、住宅環境の維持や改善のために建築規制を行うことができる住民協定

※5. 都市緑地保全法に基づき、コミュニティ内の住民相互の合意のもと樹木等の種類、位置や緑地の保全方法、垣、さくの種類等を定めることができる協定

※6. 店舗の外装、ショーウィンドウ、展示構成等のデザイン

施策例

建築物のデザインや芸術性の向上

- ・ 公共建築物とその周辺のデザイン^{※1}の向上
- ・ 公共施設にサウンドデザインを導入
- ・ 地域のシンボルのライトアップ
- ・ パブリックアートの導入
- ・ 公共施設内の案内板等サインのデザインを工夫

人に優しい施設づくり^{※2}

- ・ バリアフリー等、福祉デザインの活用
- ・ 道路、公園、公共施設の段差の緩和、スロープ化
- ・ 公園や緑地が効果的なつながりを持つ歩行者専用道路

周辺環境との調和

- ・ 屋外広告物の規制、ルールづくり
- ・ 緑化、生垣化の推進
- ・ まちの美化の推進

文化の家でできること

- ・ 生活工房等を利用してパブリックアートの作成
- ・ 町の伝統を活かした公共施設のサインの公募
- ・ 福祉デザインを活用した製品の展示会の開催
- ・ 施設内の緑地の整備と保全

※1. チャイム、BGM等の音を施設の用途や環境にあわせて計画的につくること

※2. 高齢者や障害者等が生活する上で障害となるさまざまなバリア(障壁)を取り除くこと

住民に親しまれる「パブリックアート」づくり

パブリックアートとは、「公共空間に置かれた芸術的な価値のある作品」のことです。絵画、彫刻、現代アート等、造形作品が主体ですが、サウンドデザインやライトアップ等、音や光、映像等を利用した作品も見受けられます。主な設置場所として、公園、緑地、公共施設、オフィスビル、学校、道路、ロータリー等があげられます。

設置の目的は、多くの人々が芸術作品に触れる機会の提供を意図するものと、その空間をより豊かにすることを意図するものと2つのケースに分かれます。どちらにしても、パブリックアートは美術館のアートと違って、公共空間に設置されるため、周りの空間や人との関わりを考慮して制作、設置する必要があります。つまり、自立した作品として鑑賞されるばかりでなく、周囲の環境を豊かにする積極的な役割が期待されます。

（参考事例1）ファール立川

ファール立川（東京都立川市）は商業・業務施設の整備を目指した市街地再開発事業です。約5.9 の計画区域内に109のアート作品を設置し、そこで働き、訪れる人の五感にささやきかける空間づくりを図っています。作品はまちとアートの一体化を目指し、オブジェや壁面はもとより、ベンチ、街灯、看板、道祖神、車止め、換気口等、機能性を重視した作品が多くなっています。設置のコンセプトや全体のバランスをとるために、アートプロデューサーが作品の依頼や選定を担当しています。

（参考事例2）岩倉市シンボルロード「音のアート」

「音楽のあるまちづくり」を進める愛知県岩倉市では、市の中央部を南北に走る市道の整備に伴い、沿道に8点の音に関するパブリックアートを設置しました。作品の選定や設置に際しては、作家に現地をみてもらったり、住民参加のワークショップを実施するなど、地域コミュニティと作品との共感を促す工夫をしています。

・音のアートの制作過程

1. ノミネート

数名の作家をノミネートして、作品提案を依頼

2. 作家による調査、検討

各作家が現地をまわり、作品提案に対する調査、設置希望の候補地を選定

3. プレゼンテーション

各作家は設置委員会に対して作品提案のプレゼンテーションを実施

4. 作品の制作依頼

設置委員会がコンセプト、安全面、地域への配慮等を踏まえ、設置作品を決定

5. ワークショップ、作品制作

各作家が提案に沿って制作。その際、住民や大学の若手研究者からなるワーキンググループの協力を得て、ワークショップやイベントを実施

（3）住民、企業との協力

ボランティア活動の活発化、自己実現志向の高まり等、住民のまちづくりに対する関心が高まりつつあります。また、企業にも営利活動だけでなく、地域社会の一員として、社会貢献（フィランソロピー）活動を行うことが大切であるという考え方が定着しつつあります。本町では、長久手らしい文化的なまちづくりを進める上で、町民、専門家、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協力する仕組みづくりを進めます。

施策例

町民のノウハウの蓄積や関心の向上

- ・ まちの思い出の風景の絵画、写真等を募集
- ・ 公園や緑地等の設計案づくりやワークショップの開催
- ・ まちづくり講座やシンポジウムの開催

活動環境の整備

- ・ 公共施設の利用方法等の情報提供
- ・ 情報公開制度の整備
- ・ まちづくりアドバイザー（建築家、学識経験者等）の登録、紹介
- ・ まちづくり公益信託[※]や基金の設立

文化の家でできること

- ・ 文化の家町民スタッフの育成
- ・ タウン誌の発行やホームページ制作の支援
- ・ 文化を活かしたまちづくり講演会やシンポジウムの開催
- ・ まちづくり講座の開催
- ・ 壁画、ストリートファニチャー等、住民との共同制作

※ 住民のまちづくり活動を財政面から支援するために設立された募金型基金。原資は行政からの出資や、企業、住民からの寄付で集められます。信託管理人（信託会社等）が運用することによって原資を残したまま収益金が活用でき、活動の継続性が保証されています。信託管理人や運営委員会は、行政や直接まちづくりに携わっている組織からは完全な中立組織であるため、適正な運営を図ることができます。具体例としては、次に示した世田谷区の例や、足立区の取り組みがあります。

世田谷区のまちづくり

東京都世田谷区では、1975（昭和50）年から独自のまちづくりをスタートさせました。当初は、行政が主導する住民参加型の活動でしたが、実績を積み上げるうちに、住民主体のまちづくりの気運が高まりました。区は1992（平成4）年に住民と行政の中間的な立場から進める「世田谷まちづくりセンター」と住民の活動を経済的に支える「公益信託世田谷まちづくりファンド」を設置し、支援体制の充実を図っています。

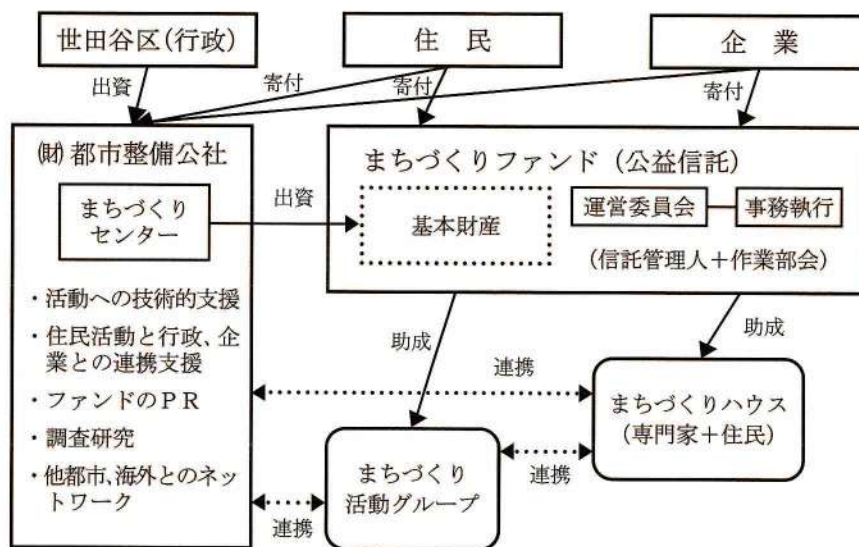
住民のまちづくり活動の事例（1996年度の公益信託助成事業より）

- ・ 風の仲間コンサート実行委員会
2か月に1回、福祉作業ホームでコンサートを開催
- ・ せたがや界限研究会
区の祭を調べ、インターネット等で広報活動
祭りに参加し、紙芝居や手作りの拍子木を販売
- ・ コミュニティケアスペースめぐハウス「まごの手便」
マッサージ教室、映画上映会、講習会、共同野菜づくり等、地域交流を促進
- ・ 街づくり、ことばとかたち研究会
学校等、公共建築の使い手と作り手を結ぶ場とツールの開発

- ・くらしから住まいづくり支援ハウス

まちづくり相談活動が主目的、専門家とのネットワークづくりや学習会も開催

住民主体のまちづくりを支援する仕組み



<資料>世田谷まちづくりセンター

3 生活と文化

豊かな地域文化を育む基礎は生活そのものの中にあるとともに、文化は生活を豊かにする上で欠かせないものです。また、年齢や生活のスタイルにより文化への関心や関わり方はさまざまです。このため、町民のライフスタイルや関心の度合い等を踏まえつつ、それを取り巻く一つひとつの文化の質を高め、継承することが大切です。本町では、「子ども」、「暮らし」、「健康、福祉」、「伝統」の視点から町民の生活文化の継承と充実を支援します。

(1) 子どもと文化

子どもは将来の地域文化の担い手であり、感受性豊かな子どもの時の体験や経験はとても貴重です。現代は都市化、核家族化、少子化、高度情報化、受験競争の低年齢化等が進み、子どもはテレビや書籍を通じて間接的な体験が増加する一方、直接、触れる、観る、聴く等の機会が少なくなってきました。こうした中、文化活動は子どもにとって、主体性、感受性、創造性、協調性等からなる個性や社会性の成長を促すかけがえのないものです。本町では、学校や児童館、文化の家等、行政関連部局と、PTAや子供会、家庭等、地域が協力と連携を十分に図りながら、子どもの健やかな成長を支援する環境づくりに努めます。

施策例**指導者の育成**

- ・学校の音楽や美術等の授業について指導方法の講習会
- ・学校に音楽や美術等の専門家を派遣

地域の団体と協力

- ・保育園、幼稚園、町民文化団体と協力して観劇会や講演会等の実施
- ・小中学校のPTAと協力して文化教室の開催

児童向け施策の充実

- ・児童合唱団の育成
- ・中央図書館で図書ボランティアによる紙芝居、絵本の読み聞かせ
- ・児童館で工作や映画会等、文化関連イベントの開催
- ・愛知青少年公園内の国際児童年記念館のイベント情報の提供

文化の家でできること

- ・子ども向けの人形劇、演劇等の鑑賞会
- ・習字、絵画、工作等、子どもの作品を展示
- ・文化祭や定期演奏会等、イベント会場の提供
- ・町内の子どもによる演奏の合同発表会の開催
- ・子どもが参加できる時間帯にレッスンや講座を配置
- ・子ども向けワークショップの開催
- ・創造スタッフによるアドバイス

(2) 暮らしと文化

文化は、衣食住をはじめ暮らしに深い結びつきがあります。また、自由時間や所得の増加、情報化や国際化等、社会、経済の変化の加速等を受け、いつでも自由にいろいろな学習を続けていたいという要望が高まってきています。本町では、社会教育課、中央図書館、健康課、経済課、文化の家等の各部署が連携して、その環境づくりに努めます。

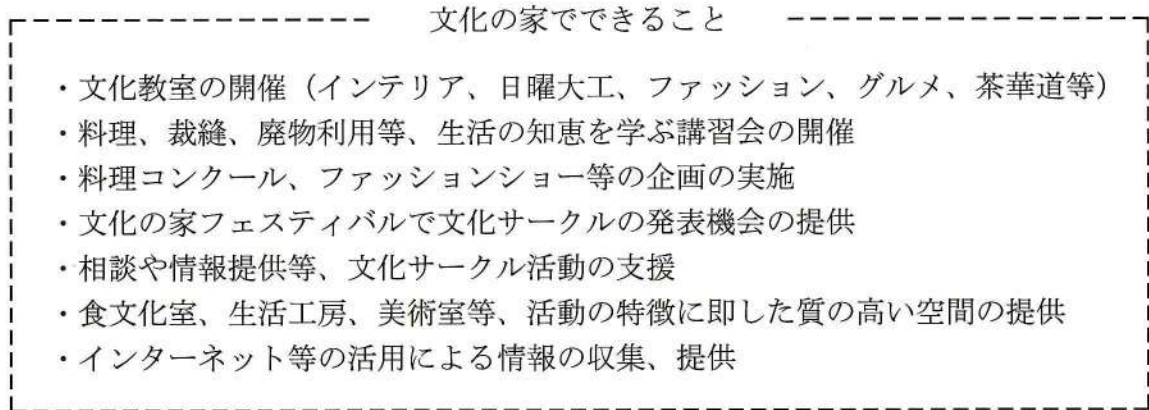
施策例**講座等、知識を増やす機会の提供**

- ・中央図書館で美術作品等の展示会の開催
- ・食生活改善推進員等による料理教室
- ・消費生活講座

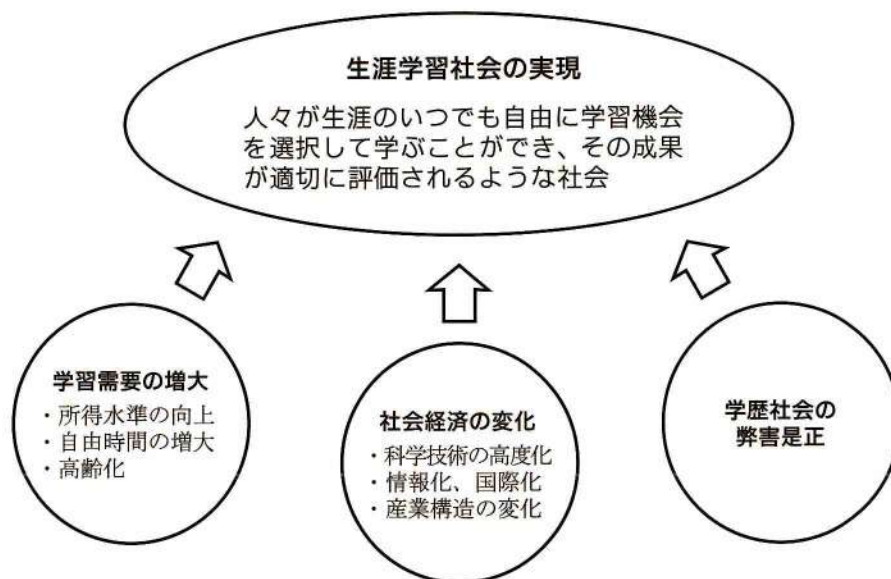
生涯学習の推進

- ・生涯学習基本計画の策定
- ・一般教養や外国語会話等、生涯学習講座の開催

- ・指導者人材リストの作成



図表4－1 生涯学習社会の考え方



<資料>文部省：1996年度 我が国の文教施策

(3) 健康、福祉と文化

歌を歌う、絵画に親しむ、映画を観るなどの文化活動は、楽しみや潤いを与えるとともに、生活に彩りを持たせるなど、精神面の健康増進や維持に役立っています。今後、高齢化社会がさらに進むことが見込まれていますが、文化活動は高齢者の社会参加の手だてとなり、生き甲斐にもなります。近年、ストレス解消法として音楽への関心が高まるなどヒーリング（癒し）への芸術の効用が注目され始めています。さらに、芸術の持つ、創造性、非言語性を利用して音楽、絵画等による芸術療法の研究が進んでいます。このように、健康や福祉の面で文化が与える好影響を踏まえ、本町でもその活用方法を検討します。

施策例

文化的な福祉施策の推進

- ・長生学園等、高齢者向けの事業
- ・特別養護老人ホーム等への文化団体の慰問
- ・障害者関連のイベントで手話を交えた合唱等の実施
- ・福祉映画の上映等、学習、啓蒙イベントの実施
- ・字幕入りビデオやフィルムの充実
- ・芸術療法や芸術のリフレッシュ機能の研究と活用

文化の家でできること

- ・マタニティコンサート
- ・障害者向けのワークショップ
- ・芸術療法関連の学会等、研究発表会の招致

音楽療法

芸術が人の心身にさまざまな影響を及ぼすことは古くから経験的に知られています。しかし、科学的な治療技法として芸術が注目され始めたのは20世紀に入ってからです。音楽療法の先進国アメリカでは、70余りの大学が音楽療法士（Music Therapist）の養成過程を持っており、音楽療法士の認定制度も整備されています。今後、我が国でも実践の場として次のような活動が想定されます。

1. 医療施設

精神医療のプログラムを導入するとともに、リハビリテーションの一環として演奏を取り入れる。医療現場でBGMを流す、ターミナルケアで利用するなど、幅広い範囲での活用が期待されます。

2. 福祉施設

児童の発達障害に対しては、感情発散、コミュニケーション、運動機能等の促進や、法則性による認知発達に、また、老人保健施設では高齢者の心身機能の維持増進、コミュニケーションの回復、情緒の安定等の効果が見込まれます。

3. 地域社会

ストレス解消をはじめ、音楽を利用して自分自身の健康を維持する方法の研究が進んでいます。

＜参考＞ 財音楽創造：CMC no.6

(4) 伝統と文化

本町には、古戦場をはじめとする史跡や各種有形文化財はもとより、オマントや棒の手等の祭事、芸能、日々の暮らしの中に受け継がれてきた生活の知恵、遊び等、さまざまな伝統文化が息づき継承されてきました。近年、急激に都市化が進展し、コミュニティのかたちが大きく変貌するとともに、人々の意識も変わり、伝統文化を継承する基盤が変容しつつあります。

本町では、後世のために有形無形の伝統文化の保全や継承活動を支援するとともに、その現代的な意義を見出し、伝統文化が町民一人ひとりの生活に溶け込み、豊かな暮らしが実現できるよう努めます。

施策例

伝統文化の保存、継承

- ・古戦場、彫像等、有形文化財の整備保存
- ・オマント、棒の手、打囃子太鼓等、文化財保存団体の支援
- ・盆踊りや左義長等、地域行事の活動支援^{※1}
- ・まちの童謡、民話、方言の保存と継承
- ・町史の編纂

文化財や施設の活用

- ・古戦場を利用した古戦場桜まつりの開催等、文化財の活用
- ・郷土資料室の展示事業等の充実
- ・色金山歴史公園の活用

文化の家でできること

- ・お年寄りから生活の知恵や昔の遊びを教わる教室の開催
- ・おこしもの等、町の郷土料理教室の開催^{※2}
- ・伝統文化に関するシンポジウムの招致
- ・まちの伝統文化を、ビデオ上映やインターネット上のホームページ等で紹介

4 産業・経済と文化

現代では、モノやサービスに対して、美しさ、創造性、良好なイメージといった文化的な視点が求められるようになり、産業と文化の結びつきが密接になってきています。また、文化に関連する産業が地域に発生すると、地域の芸術家や住民の文化活動を高め、文化に

※1. 1月15日に実施する厄除けの火祭りで、竹を立て、門松、しめ縄、古いお札を燃やす。

火に書き初めを入れ、それが高く舞い上がると字が上達すると言われています。

※2. うるちの米の粉を練り上げ、木型に入れて成形し、おこしたものを蒸したお菓子

興味のある住民に職場を提供することになります。本町では、「文化関連産業」と「芸術家の経済的自立」の2つの視点を持ち、産業、経済に関する地域の文化環境の充実を図ります。

(1) 文化関連産業

文化関連産業は、今後の発展が期待される産業分野の1つです。本町内には、愛知県立芸術大学をはじめ高等教育機関が数あり、デザインやコンピュータグラフィックス関係の人材が豊富です。また、あいち学術研究開発ゾーン内に位置し、2005年国際博覧会の開催を控え、文化関連の産業が進出する可能性が高い地域といえます。

文化に関連する産業は非常に広がりを持っています。例えば、大規模な舞台芸術作品の上演を実施するためには、芸術家、企画、宣伝、広報、印刷、舞台設営、看板作成、音響、照明、衣装、通訳等、多くの専門家が必要になります。また、遠方からの来客も想定されるため、ホテル、旅行代理店、交通機関、飲食店、土産物店、ガソリンスタンド等も必要となり、地域のさまざまな産業にも影響します。

このように、地域文化はさまざまな文化関連産業に支えられていますが、本町では地域の人材や事業者が活躍する機会づくりに努め、そのノウハウや効果を地域に蓄積する仕組みを大切にし、産業を育成していきたいと考えています。ただし、本町だけでは市場規模が足りない産業もあり、名古屋市や周辺都市との連携を踏まえながら、その育成と誘致を図ります。

施策例

事業活動の支援

- ・地域の事業者をホームページや情報紙等で紹介
- ・芸術産業インキュベーター[※]やオフィスビルの検討

事業者や関連機関の誘致

- ・文化関連産業の誘致
- ・2005年国際博覧会やあいち学術研究開発ゾーン等、大規模プロジェクトと連携

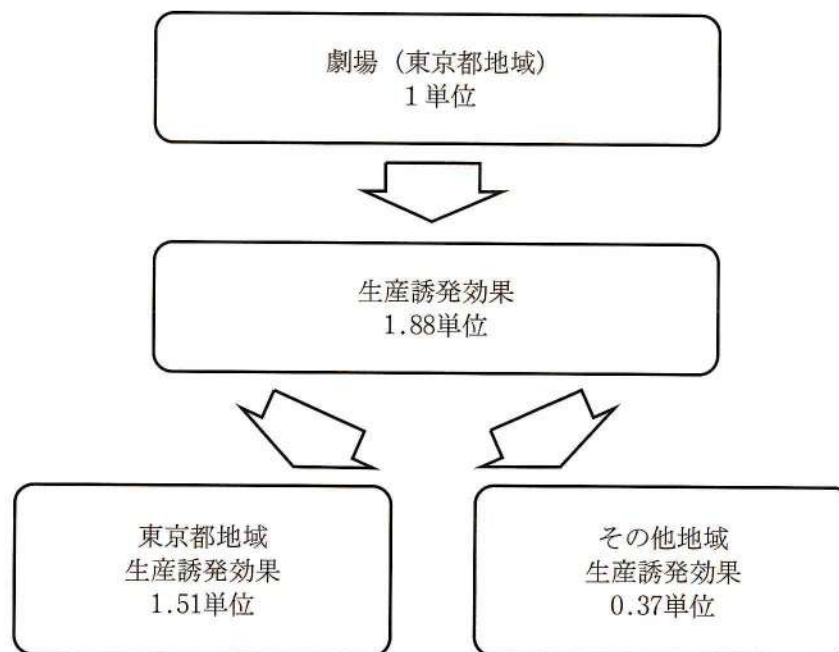
文化の家でできること

- ・文化の家のイベントの企画等に地域の専門家を起用
- ・文化イベントの企画に地域の事業者を起用、育成
- ・優れたデザインの製品を展示
- ・地域の文化関連事業者の把握と活用

※ 孵卵器の意。中小の事業者や新たに芸術産業に取り組む人に対して、研究施設、設備、資金、経営相談等の援助を行い、その活動の自立化を支援し、新たな産業の創出を促進すること

図表4-2 劇場の生産誘発効果（東京都内の場合）

劇場で演劇が創作され、公演される際には舞台装置や照明、電気、運送等、さまざまな財やサービスが必要となり、その財やサービスを生産するための原材料が次々に必要となります。仮に事業費を1000万円と仮定すると、東京都の劇場の場合、事業費以外に880万円が誘発され、全体で1880万円の生産誘発効果が生まれます。東京都の都内には、劇場に関わるさまざまな産業が立地しているため、都内への効果が大きくなっています。



＜資料＞文化経済研究会：文化の経済効果に関する調査研究(1997)

(2) 芸術家の経済的自立

芸術家の活動は、その評価が安定するまでに長い時間を要します。一定の評価を受けた後でも、質の高い創造活動が生活や創造活動の資金の獲得と直接結びつくとは限りません。このため、芸術活動が続けることは経済的な困難を伴うことが多く、芸術家の数は20歳代をピークに、年齢を増すにつれて大幅に減少していく傾向があります。また、我が国では、観客や支持者を集めやすいなど経済的な基盤が相対的に充実し、批評の対象となりやすく芸術活動の情報発信機能が集中している首都圏に芸術家が偏在しています。

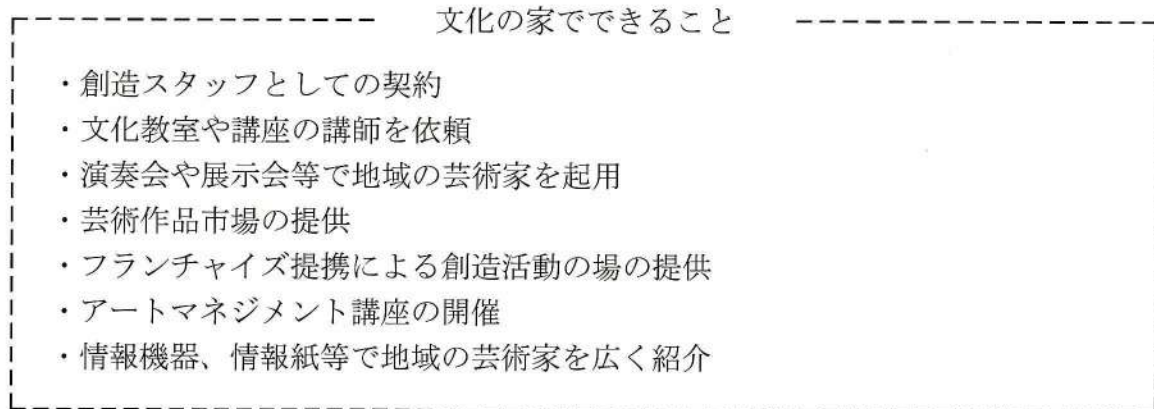
本町では、芸術家の経済的自立を支援するさまざまな仕組みを考え、地域に根差した芸術家の活動を支援し、盛り立てていきます。

施策例

経済的自立を支援

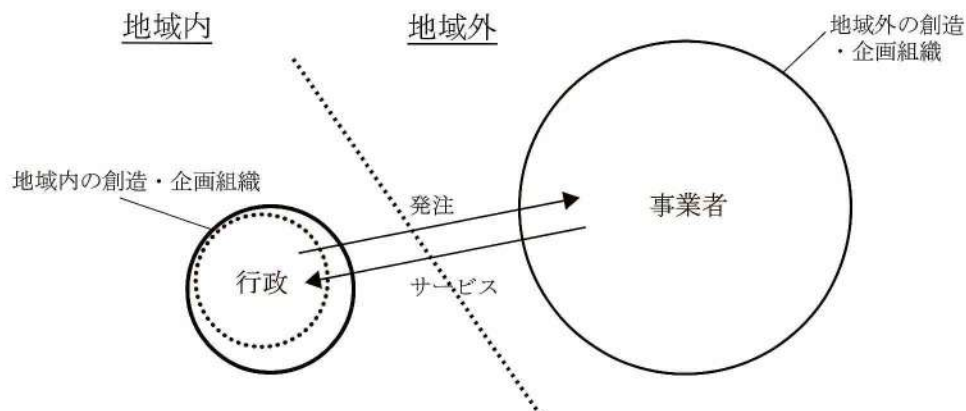
- ・パブリックアートの設置等、公共事業に地域の芸術家を起用

- ・行政の講座の講師等に起用

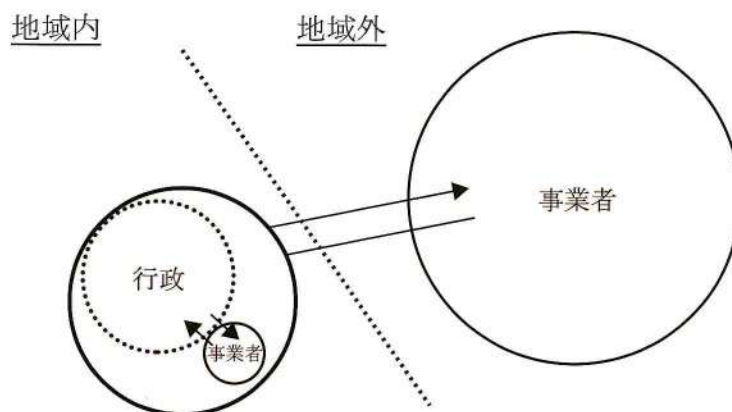


図表４－３ 地域内の創造組織・企画組織の育成

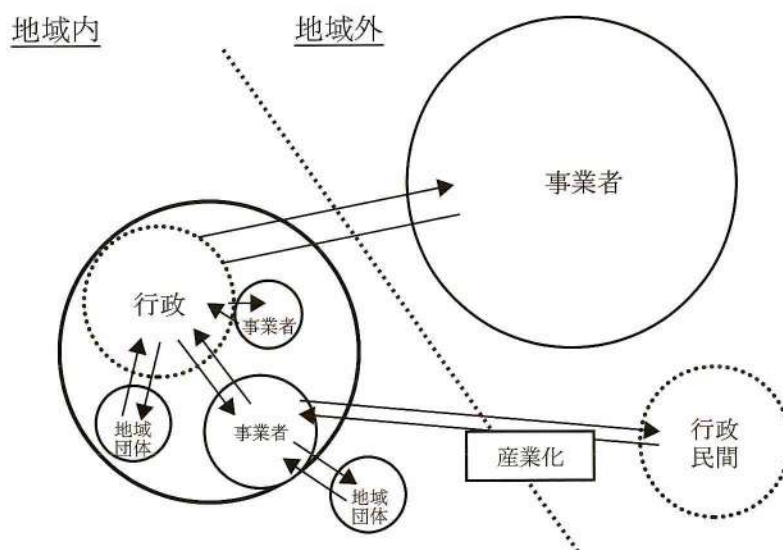
○現状：地域内の創造組織、企画組織の力量が弱く、地域外の事業者が発注



○初期：地域内の創造組織、企画組織を育成



○長期：地域内の組織が力を付け、産業化に到達する組織も出現



5 交流と文化

交流とは、いろいろな考え方や行動様式を持つ人や同じ関心を持つ人等が集まって、互いの生き方や考え方を尊重しながら、語ったり、演じたり、体験したり、新たな発見をしたりすることです。このため、交流は視野の拡大、相互理解の促進、連帯感の形成を促し、地域や歴史の発展の原動力になってきました。

文化交流の中身は、国際交流、地域間交流、芸術家と住民の交流、世代間交流、町民同士の交流等、多様です。その際、参加者の共感や交流の双方向性を持つように工夫し、交流の質を高めることに留意します。例えば、芸術家と住民の交流では、芸術家の作品が住民に理解されるように住民の享受能力を高めるとともに、ワークショップ等、共同作業の機会を充実させます。また、共通の関心や価値観を基にした文化サークル活動の支援をするとともに、これらの文化サークルの交流を図り、地縁や血縁に新たに知縁を重ね合わせ、暖かみのある地域コミュニティづくりを進めます。

施策例

国際交流

- ・ワートルロー市の文化団体の交流、関連の展示会
- ・国際交流協会の活動支援

文化の家でできること

- ・ワークショップや文化教室等で芸術家と町民の交流を促進
- ・文化の家フェスティバルの開催
- ・他の文化施設と協力して公演等の実施
- ・オペラコンクール、地域演劇祭等、参加者が広域的な事業を実施
- ・ラウンジ等に開放感を持たせるなど地域の交流拠点づくり

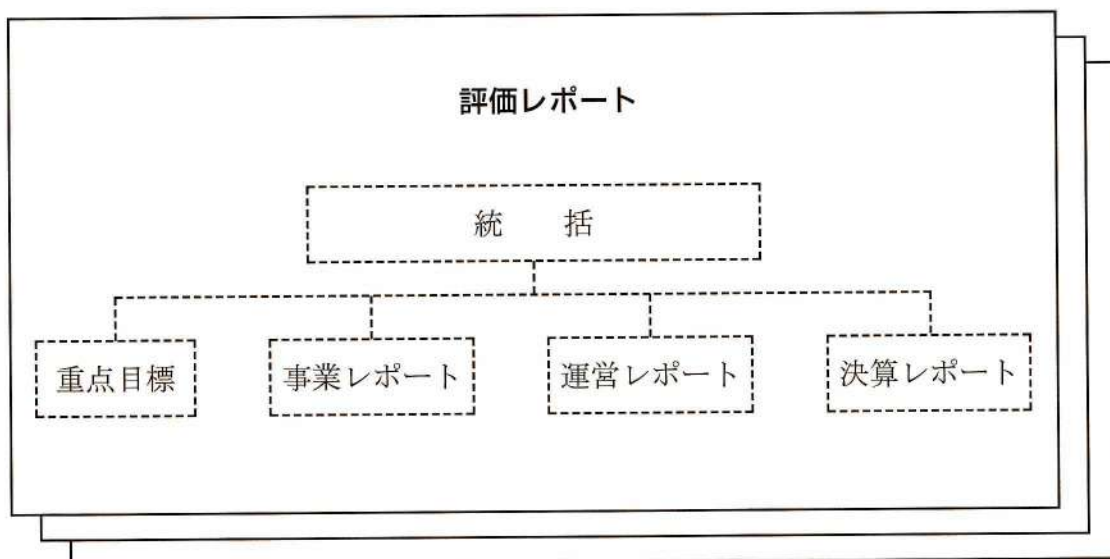
6 文化振興施策の評価

文化振興施策の実施後、その個々の施策の内容や目標の達成状況を事後に評価することは、次回に同様の施策を行う際さらに充実したものにするだけでなく、その効果を確認し次のステップへ進む契機となり、全体の文化施策の進み具合やバランスの把握に役立ちます。このため、本町では文化の家の施策を中心に評価プログラムを作成し、施策の意義と効率的な施策の実施を図ります。

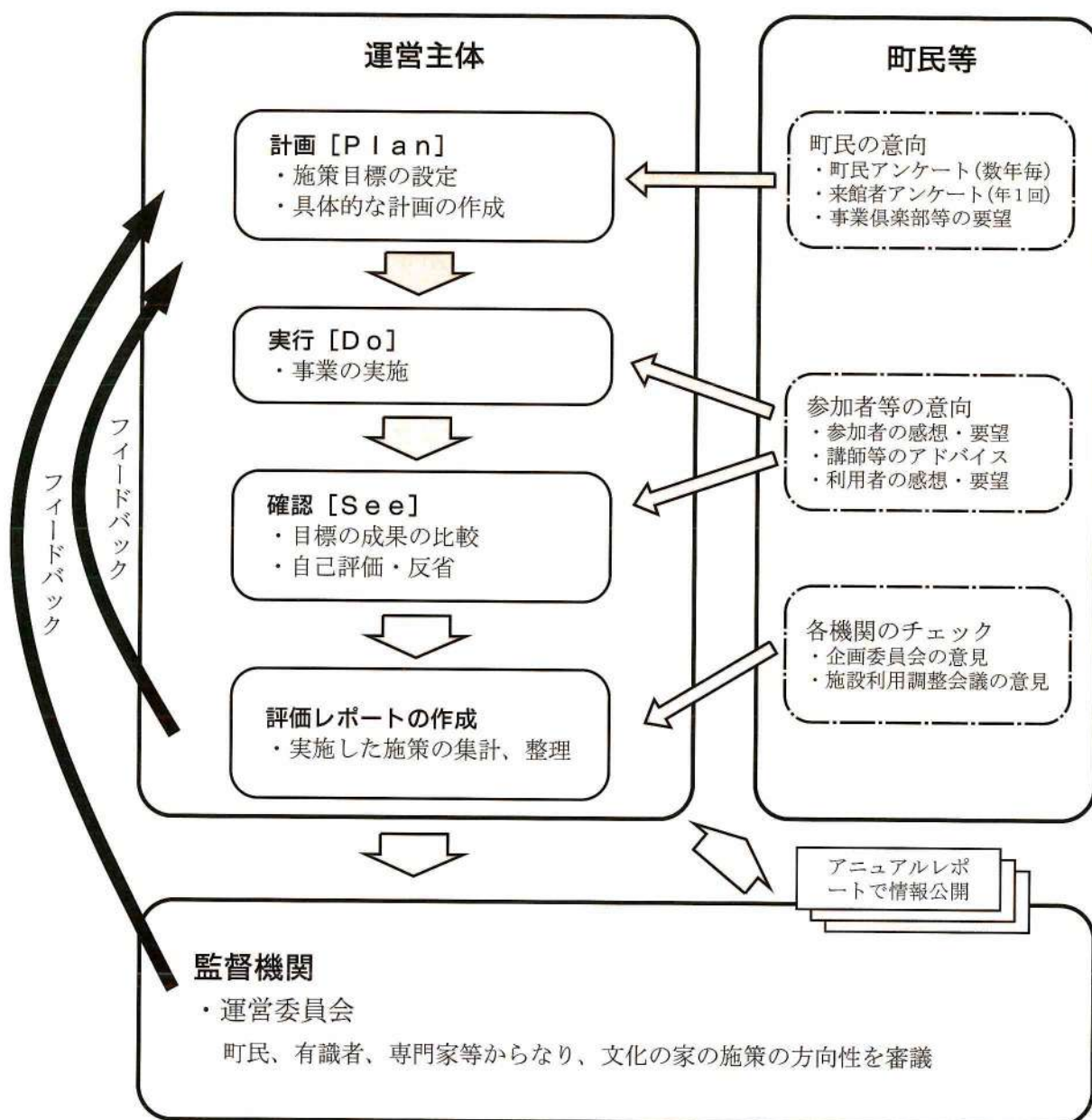
評価指標の設定にあたっては、文化マスタープランとの整合性、分かりやすさ、評価のしやすさに留意しています。なお、指標には数字を利用して把握する定量的なもの、具体例を取り入れながら言葉で把握する定性的なものがあります。文化は人の心の領域が大きく定性的な把握が中心とならざるを得ませんが、統計やアンケート等を利用してできるだけ定量的な指標を取り入れます。

評価レポートは、期間別に定めた目標の達成状況をチェックする「重点目標」、文化教室、公演、芸術創造等、自主事業に関する「事業レポート」、運営体制や貸し空間等の施設利用に関する「運営レポート」、予算と決算報告のための「決算レポート」、以上4つのまとめとなる「総括」からなります。担当部署がこれらのレポートを作成した後、自主事業については企画委員会、貸し空間事業については施設利用調整会議で審議した後、運営委員会で検討します。その際、評価資料はできるだけアニュアルレポートの内容と関連を持たせ、作成業務の省力化を図ります（評価手法の詳細は資料編に記載）。

評価の結果を踏まえて次年度以降の施策を編成するとともに、その結果や資料については、アニュアルレポートで情報開示します。施策の記録を整理することによって事業そのものがマニュアル化され、担当者が替わった場合でも質の高いサービスが提供できることはもとより、他の公共文化施設や各種の研究、調査の参考になります。



図表4-4 評価の過程



開館期（開館準備～開館後3年間程度）の重点目標

1 全体

□町民の活動状況...①

- ・ 1年間で直接、芸術を鑑賞する割合 65% (町民アンケートを実施して把握)
- ・ 1年間で自分自身で文化活動をする割合 50% (町民アンケートを実施して把握)

□文化の家の利用者数 ...①

- ・年間利用者数 160,000人
- ・町民来館経験率 6割（町民アンケートを実施して把握）

☐文化の家の稼働率 …①

- ・ホール：日稼働率50%
- ・アトリビング：日稼働率80%、単位稼働率30%

2 住民向け事業

☐初心者向けの事業の充実 …①②

- ・各分野別の事業実施状況（開館期3年分の累計）
- ・実施した事業のジャンル数（開館期3年分の累計）
例）音楽6ジャンル、舞台芸術5ジャンル、生活文化10ジャンル、一般教養20ジャンル等

☐自主文化サークル活動を支援 …①

- ・新たに結成された自主文化サークル数 50サークル
- ・貸し空間登録団体 100団体

☐住民の創造的な文化活動の支援 …②

- ・町民合唱、町民演劇、町民スタッフ等の取り組み状況

☐中長期的な取り組みの開始 …②

- ・まちづくり
- ・伝統文化

3 芸術家向け事業

☐地域の芸術家の文化活動を支援 …②

- ・芸術家との提携、文化の家内における芸術家の芸術創造活動の状況

4 運営

☐利用者の立場に立って運営 …①②

- ・開館日数300日、開館時間9：00～22：00
- ・サービス（来館者や登録団体等に満足度をアンケート）
- ・連続利用制の実質的な導入

☐利用者の立場に立って運営 …②

- ・専門的な能力を持つ職員の起用

☐運営面で新たに工夫した点 …②

（注）表中①は定量的評価、②は定性的評価を表わす。

図表4-5 事業レポート例

事業名	〇〇××
日時	
内容、方法	
指導者・参加者	指導者： 参加者：(年齢層、性別、住所等)
費用	費用： 主な内訳 収入： 主な内訳
ねらい・効果	
講師・参加者の感想	
担当者の所感	(担当者名：)
委員会等からのアドバイス	

終章 文化のまち長久手の将来像

ともに創る きらめく長久手

・誰もが参加でき、充実を得られる文化環境

誰もが文化活動を通じて、生活を充実させる、豊かな感受性や創造力を育む、自分の可能性を高める、自己実現を図る等、生き生きとした暮らしを実現します。また、たくさんの人が力を合わせて作品を創ることにより、共同、共感の地域ネットワークが広がり、豊かで暖かな地域社会が育まれます。

このような町民の主体的な文化活動が受け継がれ、発展するような文化環境が形成されます。



・芸術文化のまちアイデンティティの確立

たくさんの芸術家が町内で芸術作品を創るようになり、その芸術活動は町民に時には大きな感動を与え、時には新たな考え方やアイデアの源泉となるなど、芸術が地域に溶け込み、町民の暮らしに彩りを与えるとともに、深く豊かになっていきます。また、本町で生まれた芸術家や芸術作品が全国や世界に飛躍し、芸術文化のまち長久手のイメージが形成されます。



・文化を育てるまちづくり

緑があふれ、伝統文化がいきづき、美しく潤いのある街並みや景観が、まちに文化的な雰囲気醸し出します。文化が、子どもの健やかな成長、老後の楽しみ等、町民一人ひとりの豊かな暮らしを実現するとともに、地域の活力を高め、文化に縁の深い産業や、地域を豊かにするための住民の文化活動が地域の中で活発になります。行政も柔軟にそして的確にそれらに対応し、町の文化環境の充実を図ります。



※ P87の写真はオリオンプレス提供、P88の写真は財団法人名古屋市文化振興事業団の総合舞台芸術公演「こうもり」より

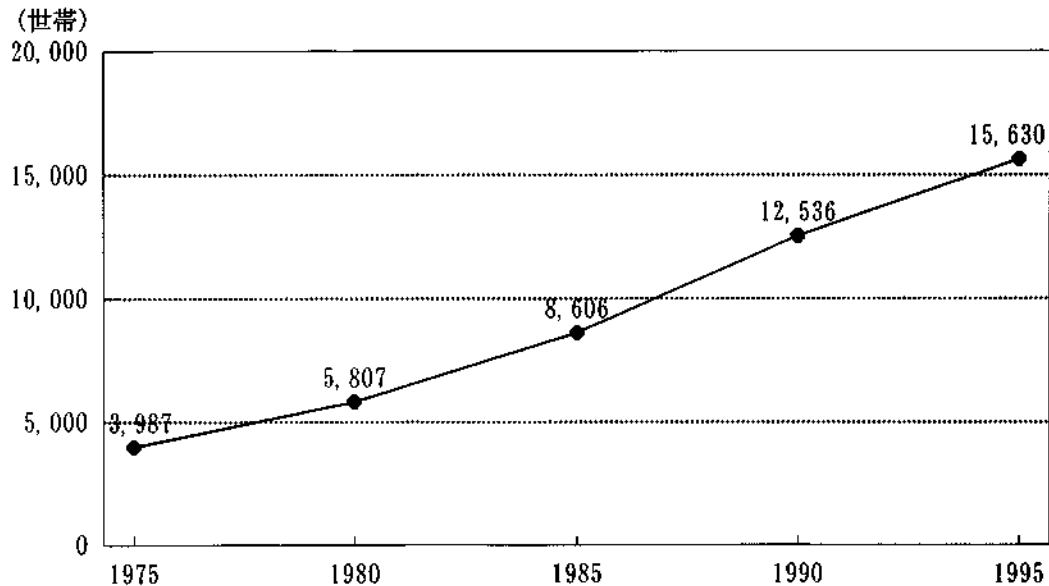
資料編

1. 統計からみる長久手町の特徴

(1) 世帯数の推移と特徴

1章でみたように本町の人口は大幅に増加しています。単身世帯を中心に世帯数が増加したため、1世帯当たりの平均世帯人員数が急速に減少し、県内有数の低い水準となっています。

(図表1-1) 町の世帯数の推移



(資料) 総務庁：国勢調査

(図表1-2) 人口と世帯数の伸び率の推移

期間	人口(人)			世帯数(世帯)		
	長久手町	愛知県	全国	長久手町	愛知県	全国
1970～75	28.1%	10.0%	7.0%	43.3%	17.1%	11.0%
75～80	28.4%	5.0%	4.6%	45.6%	16.0%	6.8%
80～85	37.1%	3.8%	3.4%	48.2%	5.7%	5.9%
85～90	32.2%	3.6%	2.1%	45.7%	9.5%	7.6%
90～95	14.2%	2.7%	1.6%	24.7%	8.4%	7.4%

(資料) 総務庁：国勢調査

(図表1-3) 1世帯当たりの平均世帯人員数の推移

(単位：人/戸)

年	長久手町	愛知県	全国
1975	3.64	3.66	3.32
80	3.20	3.31	3.25
85	2.96	3.25	3.17
90	2.69	3.08	3.01
95	2.46	2.91	2.85

(資料) 総務庁：国勢調査

世帯人員別の一般世帯数をみると、単身世帯（１人）の割合が４割を占めています。また、共同住宅に住む町民の比率が６割を占め、全国や愛知県平均を大幅に上回っています。大字別にみると本町の西部に位置し、名古屋市に隣接する長湫地区で人口や世帯数の増加が顕著です。

（図表１－４）世帯人員別の一般世帯数

		総数	１人	２人	３人	４人	５人	６人以上
一般世帯数	長久手町	15,596	6,457	2,574	2,379	2,722	974	490
	愛知県	2,348,211	589,585	489,094	433,239	476,488	204,526	155,279
	全国	43,899,923	11,239,389	10,079,958	8,131,151	8,277,047	3,511,770	2,660,608
構成比	長久手町	100.0%	41.4%	16.5%	15.3%	17.5%	6.2%	3.1%
	愛知県	100.0%	25.1%	20.8%	18.4%	20.3%	8.7%	6.6%
	全国	100.0%	25.6%	23.0%	18.5%	18.9%	8.0%	6.1%

（資料）総務庁：国勢調査（1995年）

（図表１－５）住宅の建て方と持ち家率

		総数	一戸建	共同住宅	長屋建	その他
主世帯数	長久手町	15,160	5,662	9,328	158	12
	愛知県	2,239,668	1,235,123	868,825	132,364	3,356
	全国	42,240,086	25,077,637	15,035,049	2,056,314	71,086
構成比	長久手町	100.0%	37.3%	61.5%	1.0%	0.1%
	愛知県	100.0%	55.1%	38.8%	5.9%	0.1%
	全国	100.0%	59.4%	35.6%	4.9%	0.2%
持ち家数	長久手町	6,317	5,261	1,040	14	2
	愛知県	1,304,800	1,147,115	136,451	20,094	1,140
	全国	25,633,037	22,794,892	2,346,651	462,323	29,171
持ち家率	長久手町	100.0%	83.3%	16.5%	0.2%	0.0%
	愛知県	100.0%	87.9%	10.5%	1.5%	0.1%
	全国	100.0%	88.9%	9.2%	1.8%	0.1%

（資料）総務庁：国勢調査（1995年）

（図表１－６）大字別人口・世帯数

年\地区	人口（人）				世帯数（世帯）			
	長湫	岩作	前熊	熊張	長湫	岩作	前熊	熊張
1980	9,606	5,035	911	1,506	2,989	1,662	251	390
85	15,113	5,335	932	1,550	4,924	1,832	247	410
90	22,051	5,352	972	1,600	8,013	1,867	275	439
95	26,294	5,683	967	1,657	10,068	2,098	278	475
96	27,017	5,599	974	1,678	10,423	2,105	282	488

（資料）長久手町：住民基本台帳

（注）各年４月１日現在

(2) 人の動き

本町は転入比率、転出比率ともに高く、愛知県外からの比率も高いなど、人口の流動性が高くなっています。また、町内在住で町外に就業・通学する町民が7割を占め、町民の生活圏は近隣の市町に広がっています。

(図表1-7) 転入比率

	人口	年間転入者数	転入者率		
			うち愛知県外	うち愛知県外	
長久手町	38,492	3,955	1,856	10.3%	4.8%
愛知県計	6,868,022	374,478	149,615	5.5%	2.2%

(資料) 愛知県：あいちの人口

(注) 1. 人口は1995年10月1日現在(国勢調査より)

2. 転入者数は1995年10月～96年9月

(図表1-8) 転出比率

	人口	年間転出者数		転出者率	
			うち愛知県外		うち愛知県外
長久手町	38,492	3,477	1,658	9.0%	4.3%
愛知県計	6,868,022	372,585	147,722	5.4%	2.2%

(資料) 愛知県：あいちの人口

(注) 転入比率と同じ

(図表1-9) 流出入人口・昼夜間人口

(単位：人)

		1980	85	90	95
夜間人口 (常住人口)		18,610	25,503	33,419	38,487
	男	9,526	13,050	17,289	19,754
	女	9,084	12,453	16,130	18,733
流出入口		6,498	9,521	14,286	16,906
	男	4,735	6,794	9,905	11,436
	女	1,763	2,727	4,381	5,470
流入人口		7,020	9,462	12,471	15,655
	男	4,344	5,794	7,395	8,392
	女	2,676	3,668	5,076	7,263
昼間人口		19,132	25,444	31,604	37,236
	男	9,135	12,050	14,779	16,710
	女	9,997	13,394	16,825	20,526
昼夜間比率		1.03	1.00	0.95	0.97
	男	0.96	0.92	0.85	0.85
	女	1.10	1.08	1.04	1.10

(資料) 総務庁：国勢調査

(図表1-10) 町内で就業・通学する割合

(単位：人)

	総数	就業者	通学者
就業者・通学者数	24,145	19,322	4,823
町内で就業・通学	7,414	6,068	1,346
他市町村で就業・通学	16,731	13,254	3,477
町内で就業・通学する割合	30.7%	31.4%	27.9%

(資料) 総務庁：国勢調査(1995年)

(注) 通学者は15歳以上が対象

流出先、流入先ともに名古屋市、日進市、瀬戸市、豊田市、尾張旭市など近隣の市町村が多く、町内に大学が立地していることもあり、愛知県豊橋市、岐阜県大垣市、三重県四日市市等20人以上の流入者がある市町村は53にのぼるなど、広域的な側面もあります。

(図表 1 - 1 1) 主な流出先市町村

(単位：人)

	総数	就業者	通学者
総数	16,731	13,254	3,477
名古屋市	10,805	9,649	1,156
中区	2,663	2,591	72
名東区	2,498	2,338	160
千種区	1,408	1,051	357
中村区	917	830	87
東区	808	684	124
日進市	2,249	610	1,639
瀬戸市	852	682	170
豊田市	741	431	310
尾張旭市	550	510	40
春日井市	216	198	18
三好町	133	112	21

(資料) 総務庁：国勢調査（1995年）

(注) 町内に常住し、他市町村で就業・通学する総数

(図表 1 - 1 2) 主な流入先市町村

(単位：人)

	総数	就業者	通学者
総数	15,621	9,716	5,905
名古屋市	6,694	4,017	2,677
名東区	2,434	1,376	1,058
守山区	1,142	751	391
千種区	780	425	355
天白区	465	311	154
緑区	349	236	113
瀬戸市	1,985	1,612	373
尾張旭市	1,421	980	441
日進市	1,051	865	186
豊田市	614	401	213
春日井市	509	315	194
東郷町	205	160	45

(資料) 総務庁：国勢調査（1995年）

(注) 町内に常住し、他市町村で就業・通学する総数

本町の小売中心性指数は0.88で1.00を下回り、購買力が町外に流出しています。品目別では買回品、贈答品など価格の高い商品を名古屋市をはじめ町外で購入する比率が高くなっています。ただし、年々町内の買回品の購買比率が高まり、町内で買い物をする割合が高くなってきています。

(図表 1 - 1 3) 小売中心性指数

	長久手町	愛知県計
小売年間販売額 (百万円)	39,485	8,330,521
人口 (人)	36,999	6,850,651
一人当たり販売額 (人/百万円)	1.07	1.22
小売中心性指数	0.88	1.00

(資料) 愛知県：あいちの商業 (1994年)

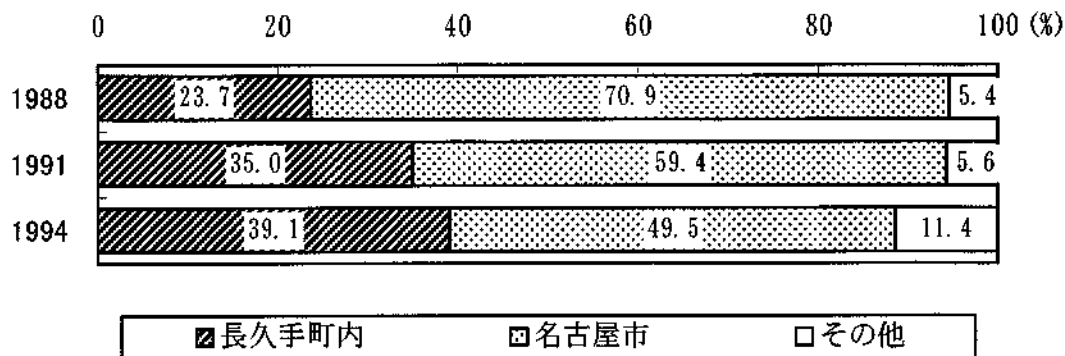
(図表 1 - 1 4) 町民の品目別購買地

(単位：%)

	長久手町内	名古屋市	その他
買回品	39.1	49.5	11.4
準買回品	13.8	69.8	16.4
最寄品	71.1	21.6	7.3
贈答品	2.1	88.1	9.8

(資料) 愛知県商工部：消費者購買動向調査 (1994年)

(図表 1 - 1 5) 町民の買回品の購買地

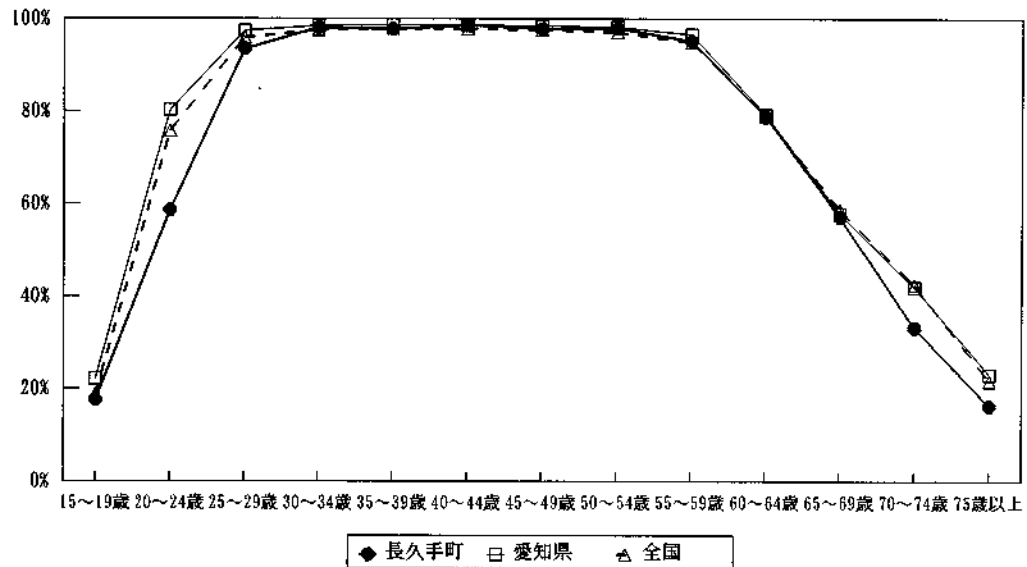


(資料) 愛知県商工部：消費者購買動向調査

(3) 就業状況

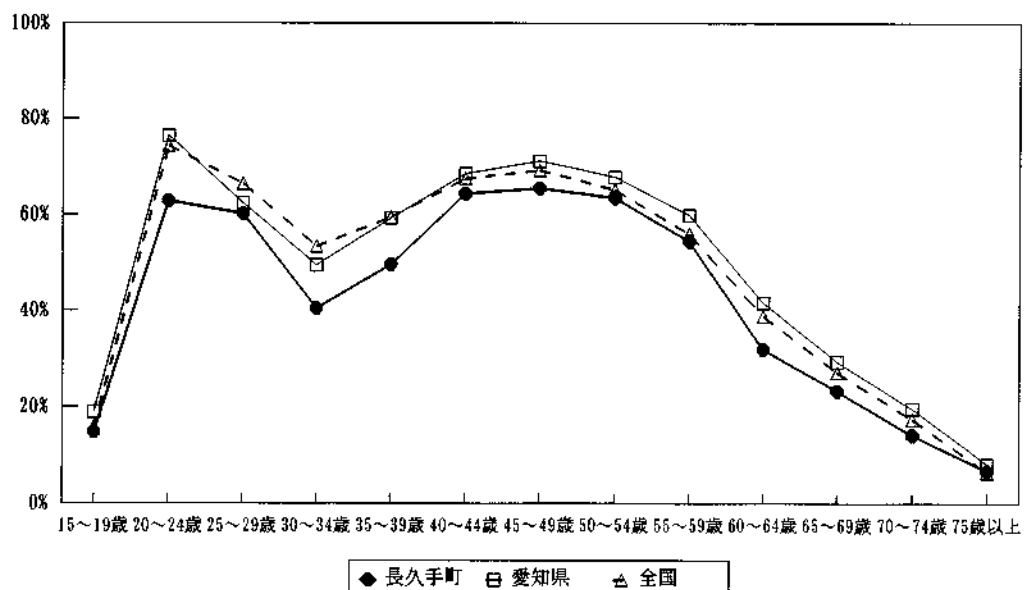
町内や近隣に大学が数多く立地していることもあり、20～24歳の就業比率が低くなっています。また、女性は各年代にわたり就業比率が相対的に低く、他の同規模の町と比べ平日の昼間に文化活動のニーズが高いことが想定されます。

(図表 1 - 1 6) 男性の労働力率



(資料) 総務庁：国勢調査（1995年）

(図表 1 - 1 7) 女性の労働力率



(資料) 総務庁：国勢調査（1995年）

本町の産業別就業者数の推移をみると、第2次産業、第3次産業で増加する一方、第1次産業（農業等）は減少しています。特に、卸売・小売業、サービス業で大幅に増加しています。就業者比率をみると、第3次産業が4分の3に達しています。

（図表1－18）産業別就業者数の推移

	1980	85	90	95
総数	8,426	11,781	16,289	19,322
第1次産業	246	211	172	167
第2次産業	2,789	3,170	4,353	4,325
鉱業	13	13	11	8
建設業	894	1,070	1,353	1,675
製造業	1,882	2,087	2,989	2,642
第3次産業	5,384	8,393	11,676	14,747
卸売・小売業	1,895	3,283	4,661	6,386
金融・保険業	234	401	561	670
不動産業	93	134	222	283
運輸・通信業	423	525	724	808
電気・ガス・水道・熱供給業	83	93	101	95
サービス業	2,246	3,503	4,873	5,898
公務	410	454	534	607
分類不能の産業	7	7	88	83

（資料）総務庁：国勢調査

（図表1－19）産業別就業者比率

産業分類	長久手町	愛知県	全国
第1次産業	0.9%	3.3%	6.0%
第2次産業	22.4%	39.0%	31.6%
鉱業	0.0%	0.0%	0.1%
建設業	8.7%	9.0%	10.3%
製造業	13.7%	29.9%	21.1%
第3次産業	76.3%	57.4%	61.8%
卸売・小売業	33.1%	24.0%	22.8%
金融・保険業	3.5%	2.6%	3.1%
不動産業	1.5%	0.9%	1.1%
運輸・通信業	4.2%	6.0%	6.1%
電気・ガス・水道・熱供給業	0.5%	0.6%	0.6%
サービス業	30.5%	21.0%	24.8%
公務	3.1%	2.3%	3.4%
分類不能の産業	0.4%	0.3%	0.7%

（資料）総務庁：国勢調査(1995年)

(4) 町内産業の動向

町内の都市基盤が整備されるとともに町内に立地する事業所数は大幅に伸び、81年から91年の10年間でほぼ2倍になりました。本町の特徴が生活都市であることから、卸売・小売・飲食業やサービス業など第3次産業の割合が高くなっています。

(図表1-20) 事業所数の推移

	事業所数			構成比
	1981	86	91	91
総数	688	1,014	1,313	100.0%
第1次産業	3	4	5	0.4%
第2次産業	187	220	304	23.2%
建設業	107	109	173	13.2%
製造業	80	111	131	10.0%
第3次産業	498	790	1,004	76.5%
卸売・小売・飲食業	245	400	481	36.6%
金融・保険業	2	7	10	0.8%
不動産業	52	114	147	11.2%
運輸・通信業	3	8	15	1.1%
サービス業	190	256	346	26.4%
公務	6	5	5	0.4%

(資料) 総務庁：事業所統計

(図表1-21) 従業者数の推移

	従業者数 (人)			構成比
	1981	86	91	91
総数	8,732	10,916	15,205	100.0%
第1次産業	4	18	24	0.2%
第2次産業	2,990	2,909	4,108	27.0%
建設業	837	973	1,508	9.9%
製造業	2,153	1,936	2,600	17.1%
第3次産業	5,738	7,989	11,073	72.8%
卸売・小売・飲食業	1,287	2,530	4,178	27.5%
金融・保険業	22	51	79	0.5%
不動産業	96	259	273	1.8%
運輸・通信業	158	225	303	2.0%
サービス業	4,020	4,769	6,032	39.7%
公務	155	155	208	1.4%

(資料) 総務庁：事業所統計

製造品出荷額等から製造業の動向をみると、景気の低迷を受け91年をピークとして伸び悩んでいます。また、商業に関しても、商店数は増加基調で推移していますが、94年の年間販売額は91年とほぼ同水準で推移しています。

(図表 1 - 2 2) 製造品出荷額等の推移

	製造品出荷額等	
	(百万円)	(伸び率)
1985	33,252	—
86	30,549	-8.1%
87	36,380	19.1%
88	39,439	8.4%
89	42,544	7.9%
90	44,659	5.0%
91	49,010	9.7%
92	47,289	-3.5%
93	39,640	-16.2%
94	42,562	7.4%
95	40,958	-3.8%
96	41,550	1.4%

(資料) 通産省：工業統計

(注) 従業者3人以下の事業所は除く

(図表 1 - 2 3) 商店数と年間販売額の推移

		1982	85	88	91	94
商店数	(件)	168	213	274	321	365
	(伸び率)	—	26.8%	28.6%	17.2%	13.7%
年間販売額	(百万円)	16,134	28,938	59,027	113,181	111,609
	(伸び率)	—	79.4%	104.0%	91.7%	-1.4%

(資料) 通産省：商業統計

(5) 土地利用

本町の都市計画区域内の用途をみると、住居系が9割近くを占め、第1種低層住居専用地域の割合が高いなど、良好な住宅環境を持っています。

(図表 1 - 2 4) 都市計画区域内の用途地域

	長久手町		愛知県計	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域計	640	100.0%	109,209	100.0%
第1種低層住居専用	227	35.5%	13,110	12.0%
第1種中高層住居専用	46	7.2%	14,165	13.0%
第2種中高層住居専用	42	6.6%	3,268	3.0%
第1種住居	219	34.2%	29,442	27.0%
その他住居系	29	4.5%	6,650	6.1%
商業系	5	0.8%	10,292	9.4%
工業系	72	11.3%	32,281	29.6%

(資料) 愛知県：土地に関する統計年報 (1996年版)

2. 歴史と地勢

(1) 歴史

本町内では縄文式土器片（北熊）、弥生式土器片等が出土しており、数千年前から人々が暮らしていたものとみられています。また、6世紀頃につくられたといわれる古墳が北熊、前熊、岩作の各地区で確認され、古窯はほぼ町内全域に及び、5、6世紀の須恵器用から14世紀の山茶碗用まで、様々なものが現存しています。

戦国時代には町内に長久手城、大草城等の城館が点在していました。1584年（天正12年）に豊臣秀吉と徳川家康が相まみえた小牧・長久手の戦いの戦場となり、現在、その文化遺産は史跡として保護や整備がされています。

江戸時代前期は水田が耕地の大部分を占めていましたが、その後、水の制約の少ない畑地の開墾が進められました。また、このころから馬の塔や棒の手が盛んになり、その活動は現在まで伝承されています。

明治期になると、大規模な亜炭の採掘が本格化し、ゴールドラッシュにも似た活況をみるに至りました。また、農業ではたばこや養蚕が盛んになりました。1876年（明治9年）に大草村と北熊村が合併して熊張村に、1889年（明治22年）に熊張村と前熊村が合併して上郷村に、1906年（明治39年）には上郷村、長湫村、岩作村が合併して長久手村と、行政区域の合併が進みました。

戦後は、液体燃料の普及により亜炭の採掘はほとんどみられなくなりました。しかし、1961年に愛知用水が完成、66年に愛知県立芸術大学が開学、69年に地下鉄が藤ヶ丘まで延伸、70年にグリーンロードが開通、愛知青少年公園が開園、東名高速道路が開通など相次いで都市基盤が整備されました。また、名古屋市に近い西部の長湫地区を中心に区画整理事業が行われるなど、住宅整備を主体とした急速な都市化が進んでいます。69年には人口が1万人を超え、1971年（昭和46年）に町制が施行され、現在に至っています。

(2) 地理的条件

長久手町は尾張丘陵の中ほどに位置し、西は名古屋市、北は尾張旭市・瀬戸市、東は豊田市（三河）、南は日進市に接しています。

町内の地勢は東部が高く、西部が低くなっています。町内には三ヶ峯丘陵、大草丘陵、前熊丘陵、岩作丘陵、中央丘陵、長湫丘陵があり、これらの丘陵と丘陵の間に河川が流れ、その流域に平地が開けています。

気候は比較的温暖ですが、降水量は県下で最も少ない地域に位置し、高い山に恵まれなため、水が不足しがちで、丘陵の谷間には多くのため池が点在していました。現在は町の中央を愛知用水が南北に通っており、町で利用する水の供給源となっています。

粘土層には良質の陶土や瓦粘土が含まれ、古くから陶器や瓦が焼かれてきました。

3. 文化活動の状況・意識

(1) 近年実施された住民向けアンケート一覧

	文化の家計画に関する住民アンケート調査	我が国の文化の動向に関する調査	世論調査（文化）	文化活動に関する県民意識調査	地域の文化振興に関する県民意識調査
調査目的	長久手町民の文化事業への意識の把握	国民の文化への関心を具体的に分析	文化に関する国民の意識の把握	県民の芸術文化活動の状況を把握	県民の地域文化振興への意識の把握
調査主体	長久手町＆名古屋大学建築学科清水研究室	文化庁	総理府広報室	愛知県総務部文化振興局	愛知県総務部文化振興局
調査時期	95年9月	93年2月	96年10～11月	93年10月	92年9～10月
調査対象	長久手町民 10歳以上	全国 19歳以上	全国 15歳以上	愛知県民 満20歳以上	愛知県民 満20歳以上
有効回収票	381票	1,088票	3,688票	1,004票	1,097票
主な質問項目	・趣味活動 ・文化鑑賞	・文化への関心 ・芸術の鑑賞 ・文化活動 ・地域の文化 ・文化財全般	・文化への意識 ・文化振興 ・伝統芸能 ・文化財	・芸術文化鑑賞 ・文化活動 ・行政への希望 ・文化への貢献	・地域文化への意識・愛着・考え方
調査の特徴	活動にスポーツ、アウトドア、旅行を含む。全国の文化施設向けアンケートも実施。	活動にはカラオケを含む。生徒や芸術家に対してもアンケートを実施。	生活文化の定義がやや狭い。	鑑賞には史跡を含む。活動には郷土芸能を含む。	地域文化は歴史、伝統、自然、芸術など広い範囲が対象。
本稿での略称	長久手町調査	文化庁調査	世論調査	文化活動調査	地域文化調査

(2) 地域文化のイメージ

地域文化のイメージとして、祭り、伝統工芸、史跡、自然、生活、文化施設、芸術、町並みなど非常に広い範囲のことがあげられています。豊かな地域文化として、祭り、自然、史跡、歴史など脈々と継承されてきた文化があがっています。豊かでないものとしては、景観・デザイン、文化施設、芸術活動など創造的な側面の多いものが上位を占めています。

(図表 3-1) 「地域文化」という言葉から思い浮かぶこと

(単位：％)

	県全体	新興住宅街	農林漁業地帯
伝統的なお祭り・行事・芸能等が盛んなこと	41.8	43.3	48.8
水辺や緑など自然が美しく、風土が豊かなこと	32.5	29.9	37.6
歴史的な町並みや建造物、史跡等が保存されていること	27.4	31.6	23.0
文化施設が豊富にあるなど、文化ゾーンになっていること	20.9	27.3	15.0
生活の中から生まれた知恵や工夫などが生かされていること	16.2	13.9	18.8
伝統的な工芸・産業等が盛んなこと	14.9	12.3	16.4
街の建物や景観、雰囲気等が洗練し、デザイン性や芸術性があること	6.9	7.0	3.8
音楽や美術等の芸術活動が盛んなこと	6.6	9.6	2.8
学問が盛んで教育水準が高いこと	1.9	1.6	1.9
科学や技術が発達していること	0.5	0.0	0.9
そ の 他	1.5	2.7	0.5
特にない・無回答	6.2	2.7	3.8

(資料) 愛知県：地域文化調査

(注) 複数回答：2つ以内

(図表 3-2) 住んでいる地域文化の豊かさ

豊かだと思ふもの（上位10項目）

	回答率（％）
お祭り、伝統行事	45.2
自然、風土	30.4
史跡、名勝	18.8
文化施設	17.6
郷土の歴史	11.8
伝統工芸、地場産業	10.7
歴史的な建造物	8.7
方言	8.4
街の景観、デザイン	6.4
学問・教育	5.8

豊かでないと思ふもの（上位10項目）

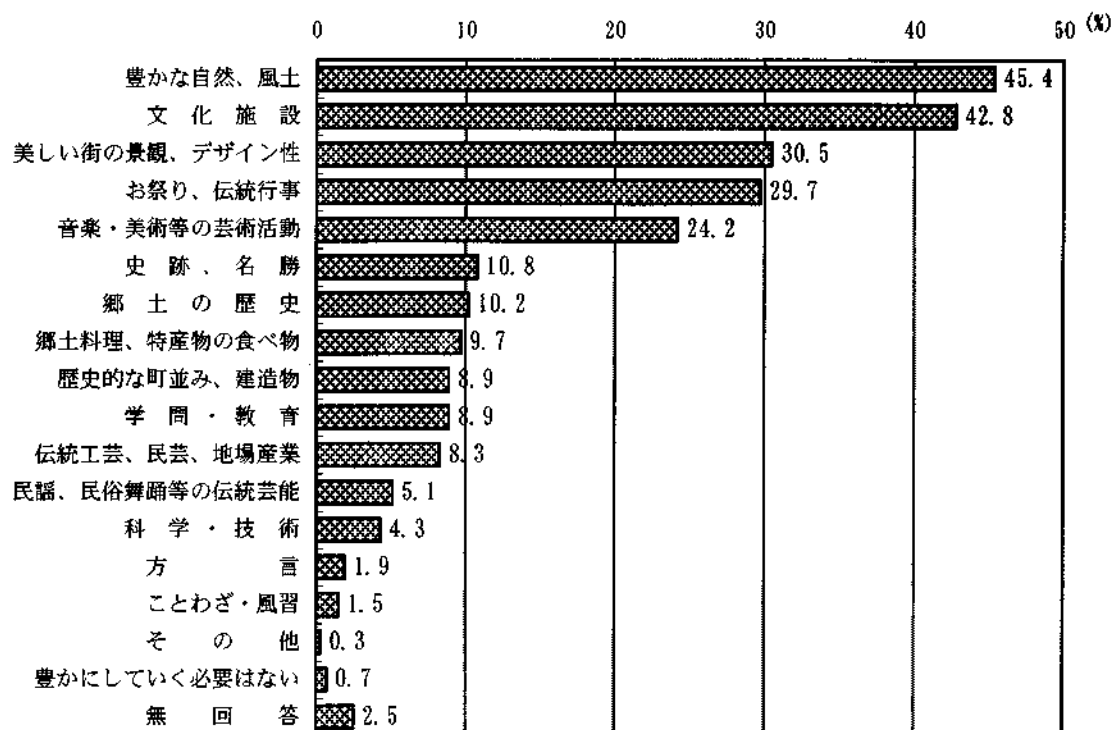
	回答率（％）
街の景観、デザイン	31.1
文化施設	26.7
歴史的な建造物	24.7
音楽など芸術活動	21.9
伝統工芸、地場産業	19.6
民謡など伝統芸能	18.7
郷土料理、特産物	17.5
科学・技術	14.2
自然、風土	12.5
お祭り、伝統行事	12.2

(資料) 愛知県：地域文化調査

(注) 複数回答：3つ以内

豊かにしていきたい地域文化としては、「豊かな自然、風土」、「お祭り、伝統行事」をはじめ、地域で受け継がれてきた文化を大切にするとともに、「文化施設」、「美しい街の景観、デザイン性」、「音楽・美術等の芸術活動」など、新たな文化の創造に対しても、回答が集まっています。

(図表 3-3) 豊かにしていきたい地域文化



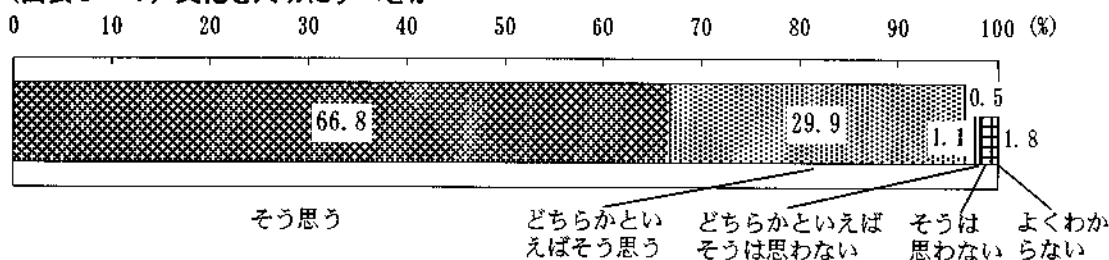
(資料) 愛知県：地域文化調査

(注) 複数回答：3つ以内

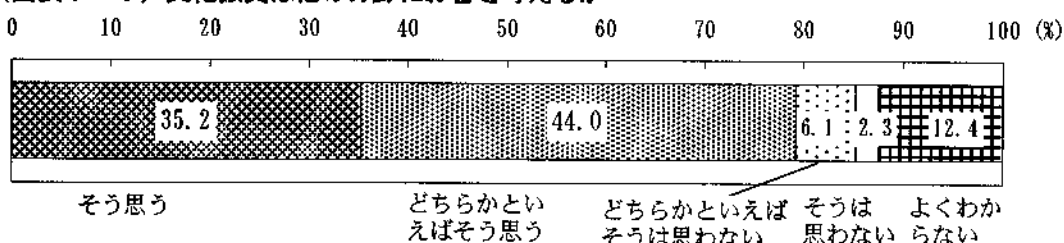
(3)文化振興と行政

文化を大切にすべきかという設問に対して、「そう思う」が66.8%、「どちらかといえばそう思う」が29.9%で、ほとんどの人が文化を大切に考えています。また、文化振興は他の分野に影響を与えている人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」）が8割と文化が幅広い分野に係わっているという認識が広がっています。このため、文化振興は行政の基本的課題と考えている人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」）が8割に達しています。ただし、企業や個人も援助すべきと考える人も多く、行政、個人、企業が役割分担をして文化振興を図る必要があります。

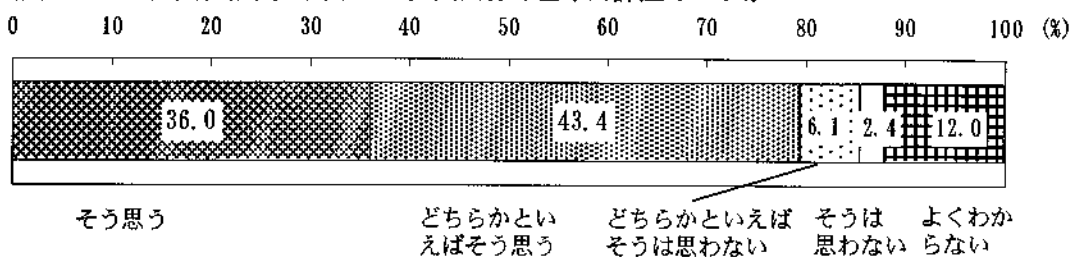
(図表 3-4) 文化を大切にすべきか



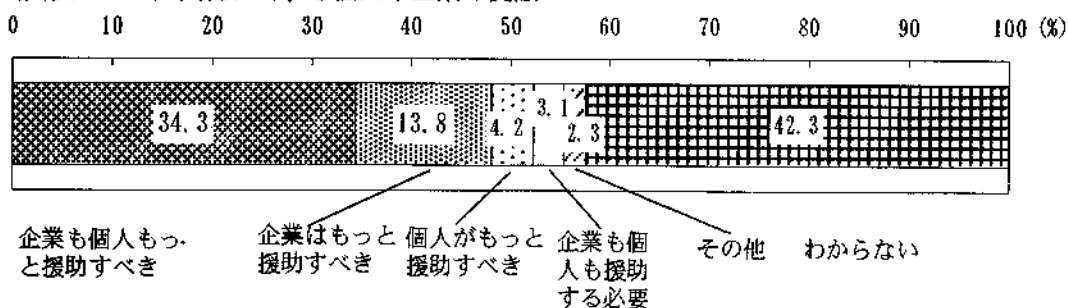
(図表 3-5) 文化振興は他の分野に影響を与えるか



(図表 3-6) 文化振興は国や地方公共団体の基本的課題の1つか



(図表 3-7) 文化に対する個人や企業の貢献



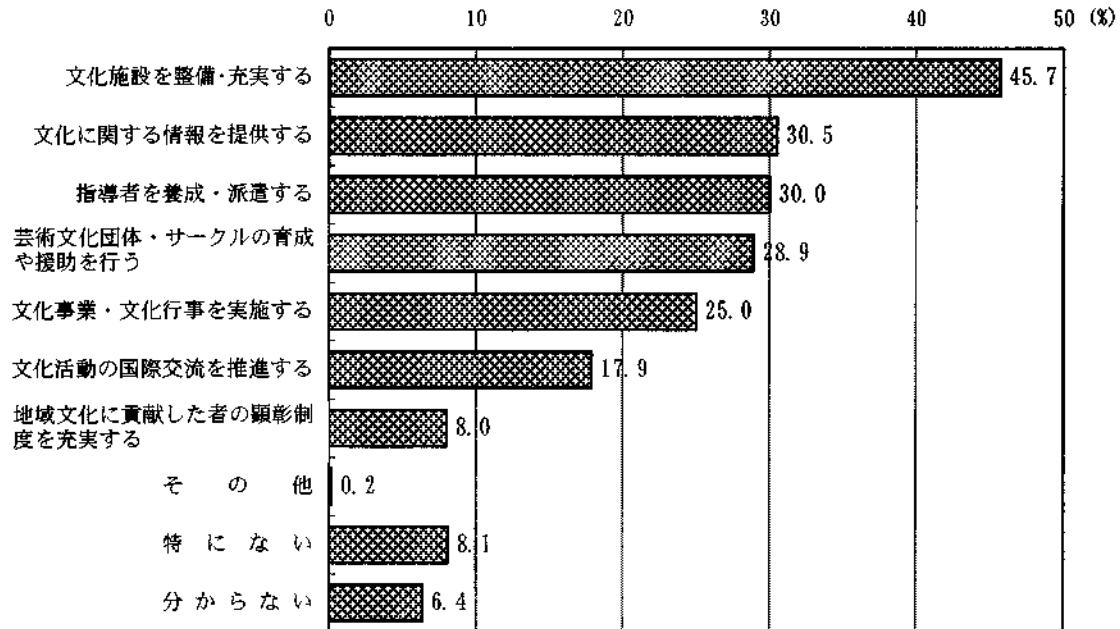
(資料) 図表 3-4 から 3-6
図表 3-7

総理府：世論調査
愛知県：文化活動調査

(4)地域文化や舞台芸術振興に関する要望

地域文化の活性化に関する行政への要望としては、文化施設、情報、芸術文化団体、文化事業に関することの要望が高くなっています。また、舞台芸術振興については、文化会館、鑑賞教育、若手芸術家、指導者、補助金等についての要望があがっています。

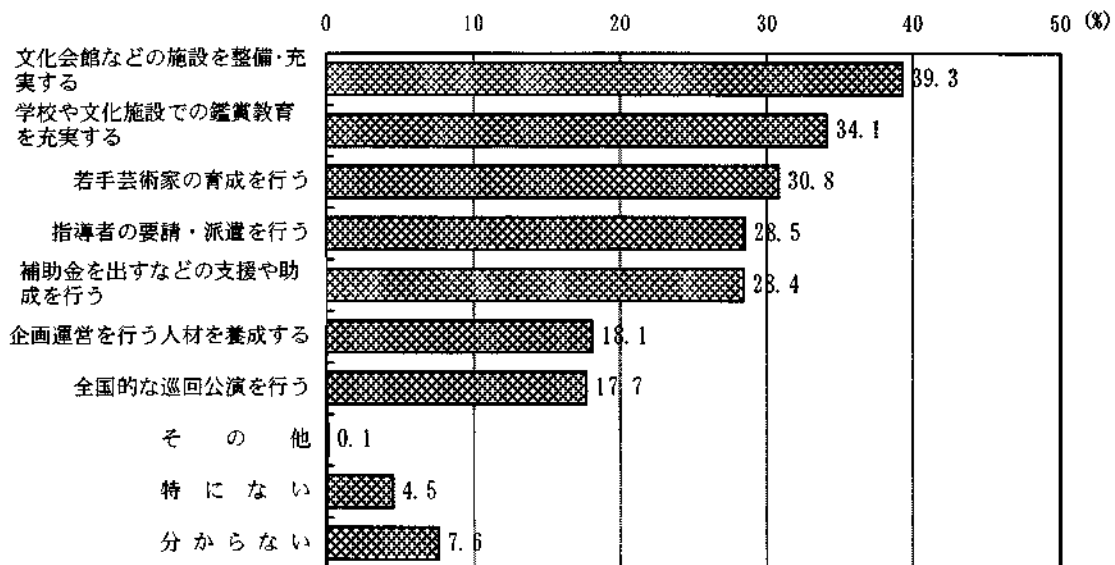
(図表 3 - 8) 地域文化の活性化に関する行政への要望



(資料) 総理府：世論調査

(注) 複数回答：あてはまるものすべて

(図表 3 - 9) 舞台芸術振興に関する行政への要望



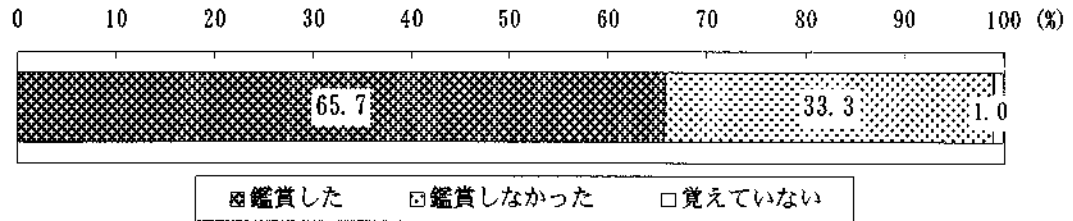
(資料) 総理府：世論調査

(注) 複数回答：あてはまるものすべて

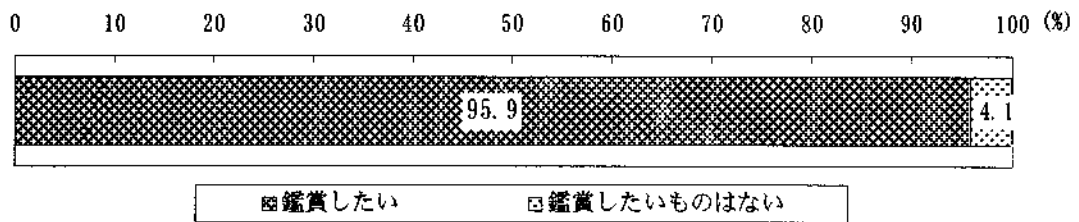
(5) 芸術鑑賞

1年間に芸術を直接会場で鑑賞した人は全体のおよそ3分の2に達し、鑑賞を希望する人は9割を超えるなど、鑑賞ニーズが高いことが分かります。また、それらをテレビ、ビデオ、CD、書籍などメディアを利用して鑑賞した人も9割を超え、多くの人が芸術鑑賞を生活の中に取り入れていることが分かります。

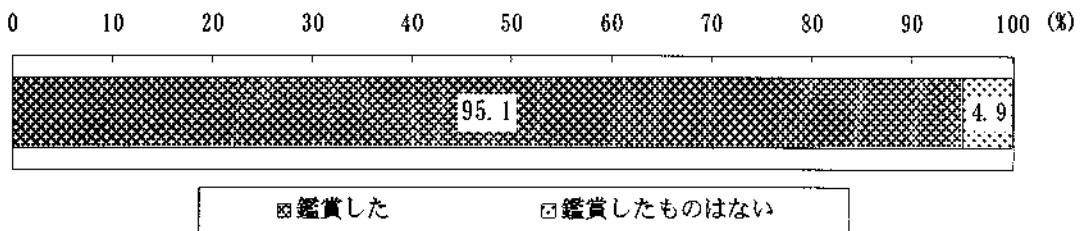
(図表 3-10) 直接会場での芸術鑑賞動向 (この1年間)



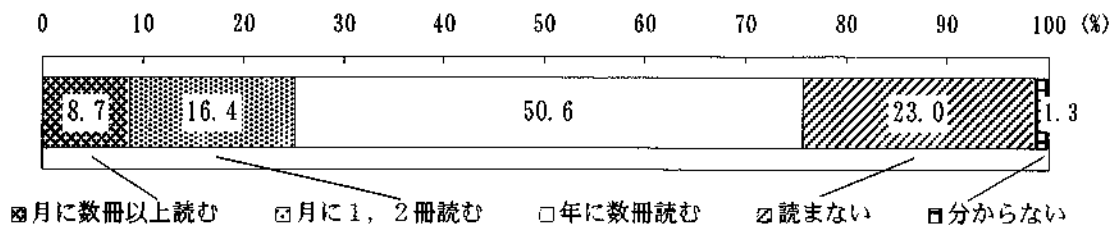
(図表 3-11) 直接会場での芸術鑑賞希望



(図表 3-12) メディアによる芸術鑑賞 (この1年間)



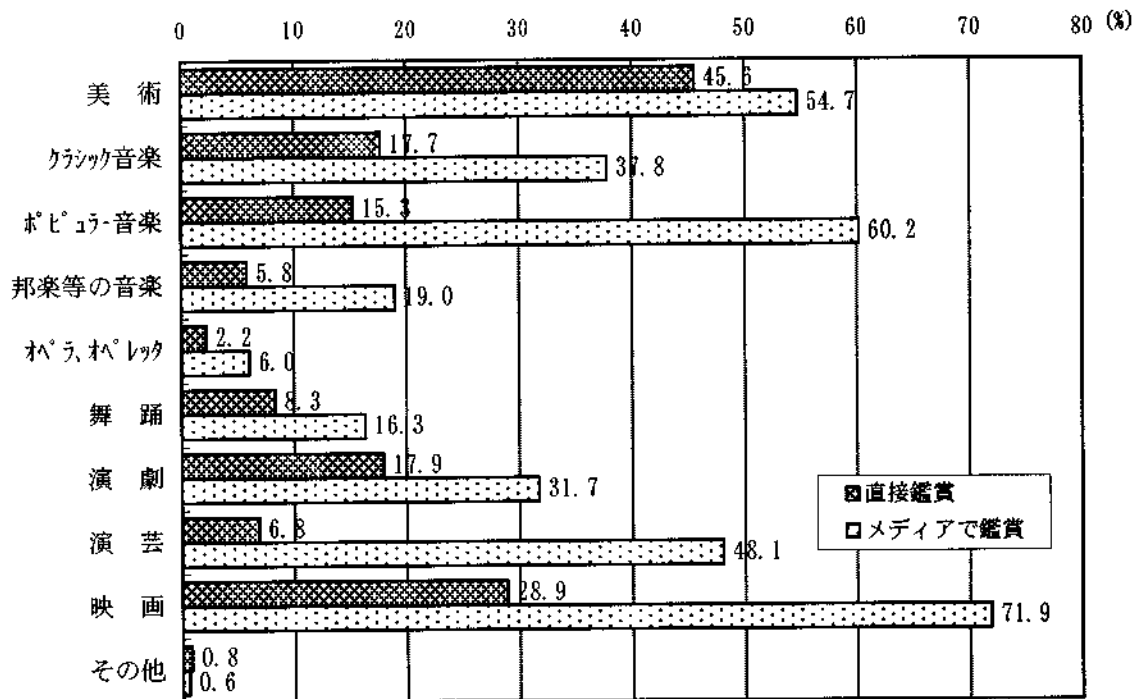
(図表 3-13) 小説・詩歌など文芸作品の読書動向



(資料) 図表 3-10 から 3-13 文化庁調査

鑑賞したジャンルをみると、直接の鑑賞では「美術」、「映画」、「演劇」、「クラシック音楽」の順ですが、メディアを通じた鑑賞では「映画」、「ポピュラー音楽」、「美術」、「演芸」の順になっています。

(図表 3-14) 鑑賞したジャンル



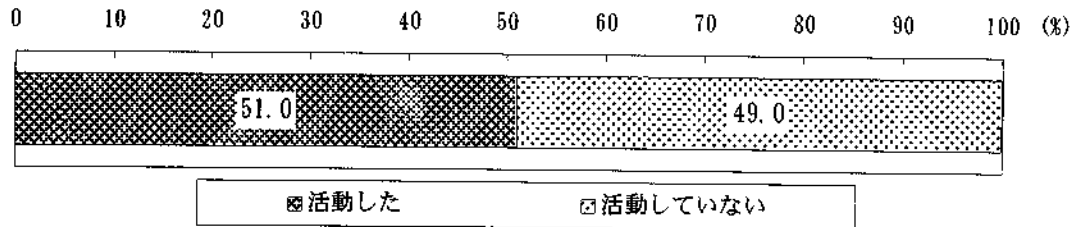
(資料) 文化庁調査

(注) 母数は鑑賞していない人も含めた全数

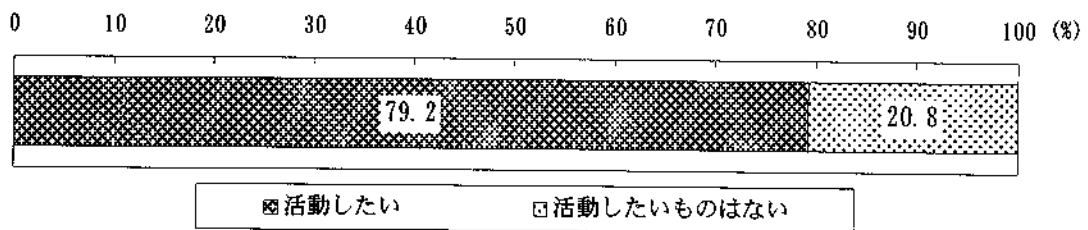
(6) 日頃行っている文化活動

この1年間に何らかの文化活動を行った人は51.0%と全体の約半数を占めています。また、活動したいと考えている人が8割近くにはのぼっており、実際の活動についても関心が高くなっています。ジャンルとしては、生活文化（園芸、生け花、和・洋裁等）、美術（書道、写真、絵画等）、音楽（ポピュラー、民謡、クラシック）の順になっています。

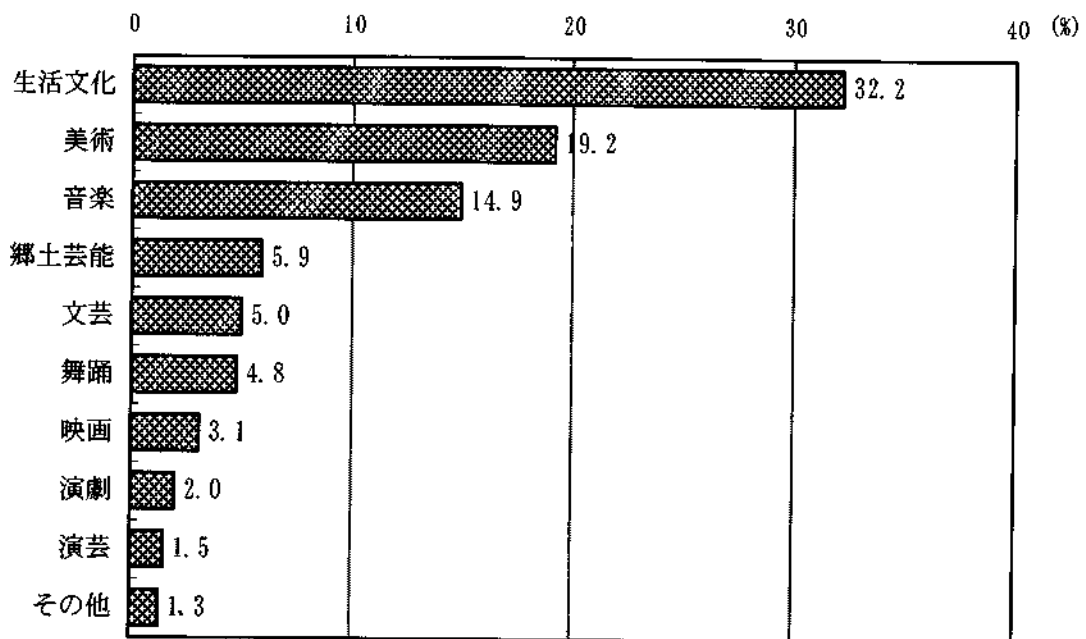
(図表3-15) 日頃の文化活動



(図表3-16) 文化活動の意向



(図表3-17) 活動しているジャンル

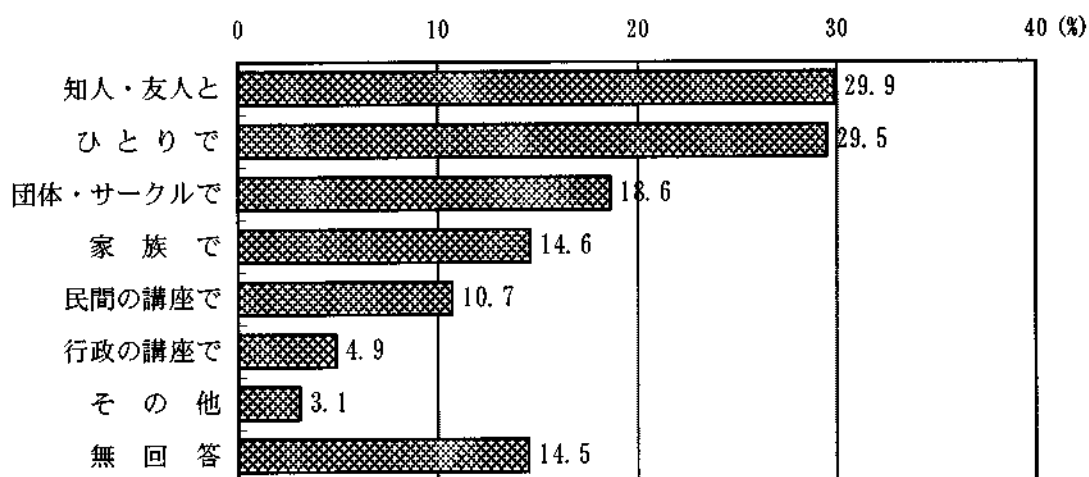


(資料) 図表3-15から3-17 愛知県：文化活動調査

(注) 母数は活動していない人も含めた全数

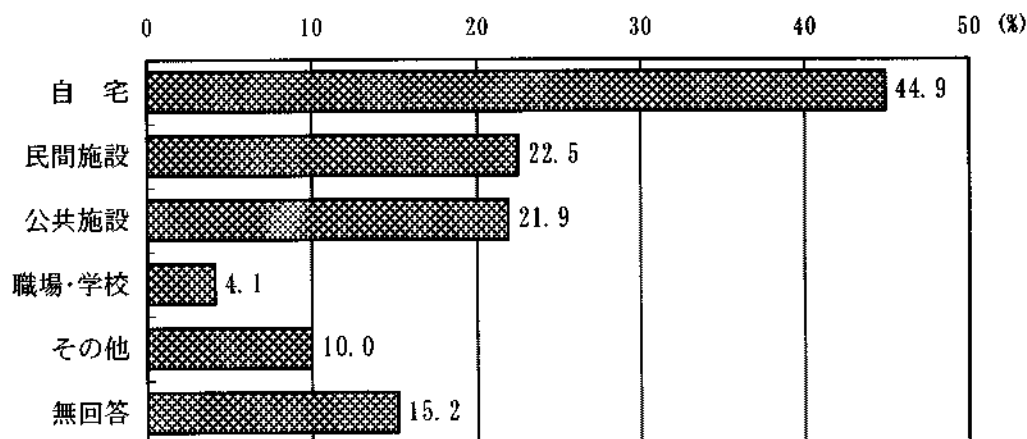
活動形態としては、「知人・友人と」、「団体・サークルで」、「家族で」など複数の人が集まって活動するケースが多くなっています。活動場所は、生活文化、美術など活動が個人的なものは「自宅」の割合が高く、「舞踊」、「郷土芸能」など、多くの人が集まる活動は文化施設を利用する割合が高くなっています。

(図表3-18) 活動形態



(注) 複数回答：2つ以内

(図表3-19) 活動場所



(注) 複数回答：2つ以内

(図表3-20) 活動場所ジャンル別

(単位：%)

	自宅	民間施設	公共施設	職場・学校	その他	無回答
音楽	40.0	34.1	27.1	7.1	9.4	9.4
美術	50.0	19.4	18.4	6.1	14.3	10.2
舞踊	4.3	56.5	65.2	0.0	0.0	0.0
郷土芸能	9.5	14.3	33.3	4.8	28.6	14.3
生活文化	63.4	15.2	9.8	2.4	7.3	14.0

(資料) 図表3-18から3-20 愛知県：文化活動調査

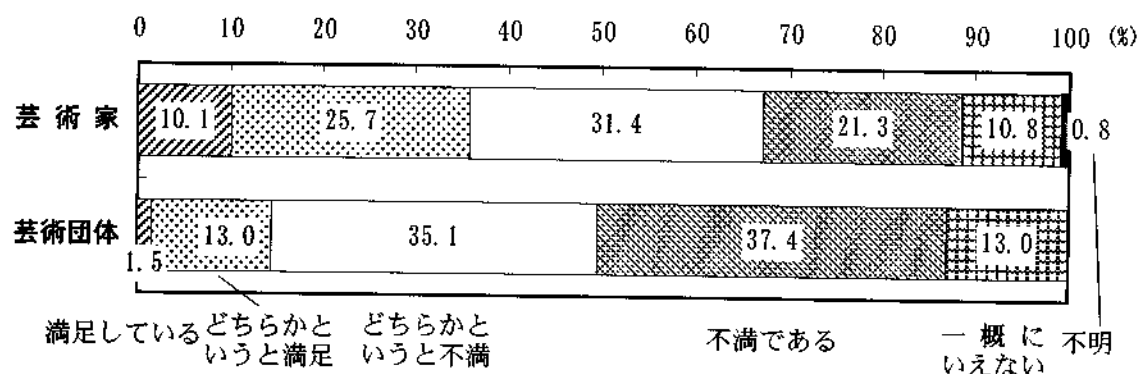
(注) 1. 母数は活動している人
2. 活動場所ジャンル別は母数が20票以上のものを記載

4. 芸術家・芸術団体の動向

(1) 芸術活動上の問題点

芸術活動上の環境について、芸術家、芸術団体（プロフェッショナル）ともに不満を持っている割合が高くなっています。その内容としては、「資金不足」、「発表の場所・機会の不足」、「観客など支持者の不足」、「スタッフの不足」などがあげられています。

(図表 4-1) 芸術活動上の環境



(図表 4-2) 活動環境上の問題点

(単位：%)

	(芸術家)	(芸術団体)
・ 公的または民間の芸術文化に対する援助が少ない	70.1	88.4
・ 自分の芸術活動を公にする機会が少ない	32.1	20.0
・ 自分の芸術を高めるための研鑽を図る機会が少ない	19.6	24.2
・ 国内外の芸術家との交流機会が少ない	10.3	8.4
・ 芸術活動に関する情報が少ない	9.5	6.3
・ その他	22.6	15.8
・ 不明	1.5	2.1

(図表 4-3) 自分の芸術活動を公にする機会が少ない理由

(単位：%)

	(芸術家)	(芸術団体)
・ 資金が足りない	52.0	80.6
・ 理解ある観客、読者、購入者が少ない	24.1	13.4
・ 発表の場所（文化施設、発表媒体）が少ない	22.5	28.4
・ 発表の機会（文化事業、芸術祭、コンクール）が少ない	21.5	11.9
・ アルバイトなど他のことで忙しい	12.5	—
・ 制作スタッフ、協力スタッフが足りない	11.4	20.9
・ 創作や稽古の場がない	10.9	16.4
・ その他	12.7	4.5
・ 不明	4.2	1.5

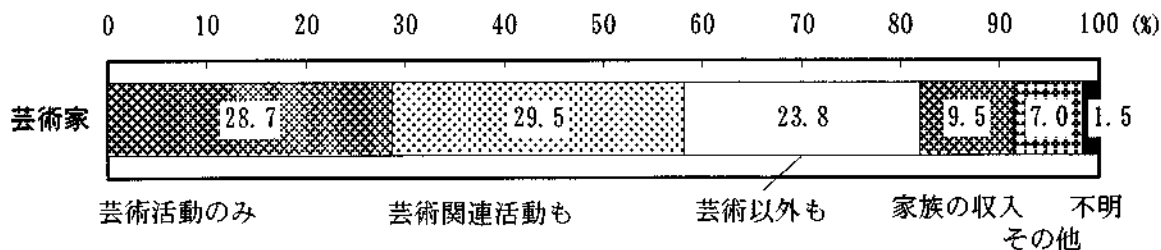
(資料) 図表 4-1 から 4-3 文化庁調査

(注) 1. 自分の芸術活動を公にする機会が少ない理由については、機会が少ないの回答者が対象
2. 図表 4-2、4-3 複数回答：2つ以内

(2) 経済基盤

プロフェッショナルの芸術家や芸術団体の活動上の収入源をみると、芸術家では芸術活動による年収が200万円未満が3分の1を超え、芸術団体でも事業収入だけで運営が成り立つケースが少なく、経済環境が厳しいことがうかがわれます。

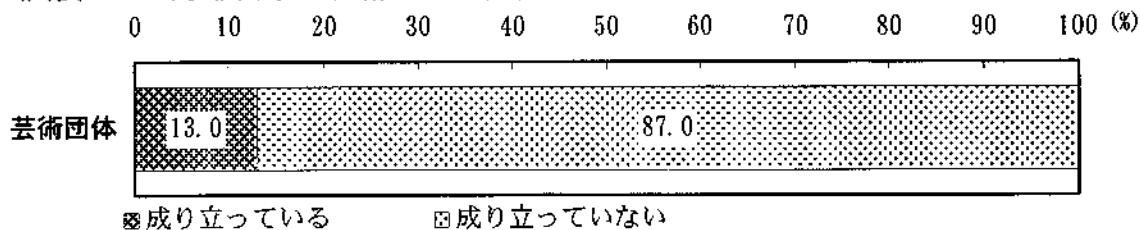
(図表 4 - 4) 生活を成り立たせるための収入源



(図表 4 - 5) 芸術家の芸術活動による年収

	(割合: %)
・ 100万円未満	25.1
・ 100万円～200万円未満	11.4
・ 200万円～400万円未満	13.8
・ 400万円～600万円未満	9.2
・ 600万円～1,000万円未満	11.7
・ 1,000万円～2,000万円未満	9.0
・ 2,000万円以上	8.8
・ 不 明	11.0

(図表 4 - 6) 公演や他の芸術活動の事業収入で採算が成り立つか



(図表 4 - 7) 芸術団体の芸術活動以外の収入

	(割合: %)
・ 団員の自己負担金	54.4
・ 国、地方公共団体や民間の補助金	46.5
・ 団員のテレビや映画などへの出演料	41.2
・ 企業からの協賛金	21.9
・ 維持会員の会費	21.1
・ そ の 他	20.2
・ 不 明	2.6

(資料) 図表 4 - 4 から 4 - 7 文化庁調査

(注) 複数回答

(3) 芸術文化振興に関する行政への要望

前項でもみたように、経済環境が厳しいことから「補助金」、「寄付の促進制度」についての要望が上位を占めています。また、「鑑賞教育の充実」、「文化施設の充実」、「研修制度づくり」などへも、回答が集まっています。

(図表 4－8) 芸術文化振興に関する行政への要望

(単位：％)

	芸術家	芸術団体
・芸術文化活動を支援するための補助金や基金の充実	49.2	58.8
・企業や個人が芸術活動に寄付をしやすくなる制度づくり	35.8	41.2
・学校や文化施設で芸術の鑑賞教育を充実させる	21.1	30.5
・文化施設の充実	19.9	19.8
・芸術専門学校の設立など研修制度をつくる	15.9	24.4
・コンサート、美術展、フェスティバルなど文化事業を行う	13.8	4.6
・国や地方公共団体は芸術文化に関わるべきではない	2.5	1.5
・その他	9.2	10.7
・不明	5.4	0.0

(資料) 文化庁調査

(注) 複数回答：2つ以内

5. ワークショップ（町民向け文化の家利用意向調査）

(1) 目的

- ・文化の家で町民がどのような活動を望んでいるかを把握
- ・文化の家の住民参加型企画の練習とその問題点の把握
- ・文化の家の広報

(2) 内容

【概要】

- ・参加者を10名程度の2つのグループ（グループA、グループB）に分けて、気楽におしゃべりしながら、文化の家、文化のまちで行いたいこと、おきることを参加者自身が発案し、それをグルーピングしてとりまとめました。
- ・なお、気軽に発案できるようにポストイットに発案内容を書いてもらいました。また、参加者相互のコミュニケーションを図るため、自分の発案内容を他の人がポストイットに書く（自分ではポストイットに自分の考えを書くことができない）というルールを設定しました。

【日時】

- ・1996年8月18日（日）10:00～15:30

【進行状況】

- ・10:15 文化の家の概要の説明と質疑応答（設計者）
- ・11:00 リラックスゲーム
- ・11:10 ワークショップ（ポストイットゲーム）
文化の家や文化のまちで行いたいこと、おきることのイメージづくり（グループでおしゃべり）
- ・12:15 昼食（13:30まで）
- ・13:30 再開
- ・15:00 結果発表、参加者アンケート
- ・15:30 終了

【会場】

- ・長久手町役場3階大会議室

【参加者】

- ・計19名（町民：14名、建設運営委員等：5名）

(3) 実施結果の考察

・町民の文化活動の希望把握

文化の家で希望する活動について多くの意見が寄せられました。文化事業では、幅広い分野にわたる文化講座やワークショップの開講、コンサート、町民文化祭、オペラ創造、劇団の結成など様々な要望があがっています。

事業だけでなく、町民の文化活動を側面から支えるしくみについての要望が多くなっています。具体的には、専門家との協力、情報の提供や広報、夜間利用や使用料金など管理運営方法、交通機関や駐車場の整備等が見受けられます。

利用者については、文化の家をたくさんの人が利用できるようにという要望が多くなっています。特に、こどもや高齢者等への配慮に関する意見が数多みられます。また、文化情報の収集・発信の核となるだけでなく、井戸端会議ができ気軽に立ち寄れるような雰囲気を目指す意見があがっています。

また、棒の手など伝統芸能の継承者や高齢者をはじめとした町の才能の掘り起こし、長手の合戦関連など地域の文化資源を活用した事業が発案されました。

・町民参加型企画

アンケートでワークショップの感想をみると、回収票8票中、「楽しかった」が6票、「まあまあ楽しかった」が2票と好評で、このような参加型の企画を続けてほしいという要望が把握できました。

ポストイットゲームの発案をみても、柿落としへの参加、市民参加のコンサートシリーズ、町民を主体としたオペラ制作をなど、町民自身が事業に主体的に係わるのが想定される意見が数多くみられます。

町広報での公募、チラシの配布、はがきや電話で参加の要請をしましたが、参加者は19名と想定より少なくなっていました。この原因として、このような事業が町内で今まで行われていないため主旨が伝わらなかった、お盆休みの最終日で時間も昼食を挟むなど長時間に渡ったこと、町広報で発表したのが開催の20日前であったことなどが原因と思われます。今後は、町内で今まで行われたことがない事業については、募集方法に一層の工夫を持たせる必要があります。

・文化の家の広報

上記のように参加人数が少なかったという問題がありますが、参加者アンケートでは、文化の家のイメージが分かってきたという回答が多数を占め、参加者に対しては文化の家の広報ができました。

6. 町内の文化団体ヒアリングの要旨

町内の文化団体の具体的な活動状況を把握するため、ヒアリング（聞き取り調査）を実施しました。以下はその内容をまとめたものです。

(1) 文化協会

①活動頻度

- ・練習は週に1回程度、発表は年に2回程度、発表前にはやや練習回数が増える団体が多い。勤めている人がいるサークルは土日や夜間に実施している。

②活動場所

- ・練習場所はたくさんの人が集まるため、総合福祉会館など公共施設が多く、農協やスタジオなど民間施設を利用している団体もある。写真、箏、茶華道等では通常、自宅や先生の家を利用している。
- ・発表の場は町民展、町民まつりなど町内のイベントや町内の施設を利用した活動が多い。ただし、名古屋市で発表している団体もあり、先生のネットワーク等を利用して近隣の同様の文化サークルと合同で展示会・発表会しているケースもある。

③参加者

- ・参加者の年齢層は、団体によりやや違いがあるものの、総じて中高年層が主体となっている団体が多い。ただし、ダンスや茶華道は比較的年齢層が低い人が多い。メンバーは町内在住の方が中心で、近隣市町在住の方もいる。

④問題点、要望

- ・町内に展示スペースや練習施設が質量ともに不足している。質的なものとしては、展示スペースの照明、練習場の床、コピー機の設置等があげられる。
- ・文化の家の完成後は、文化協会全体としてまとまって様々な活動をしようと考えている。
- ・文化の家は、気楽に入れるような雰囲気を持った施設にして欲しい。また、活動の質や参加する人数等を踏まえて、貸し空間の利用調整や活動支援策の実施等を考えてもらいたい。

※文化協会は、協会内の9つのグループの代表の方の意見等を取りまとめたものです。

(2) 音楽団体

①活動内容、活動場所

- ・演奏曲目はバロックから現代音楽まで幅広い。
- ・メンバーの各自は仕事があるため、練習を開始する時刻が20～21時、終わる時刻は23～24時。この時間帯で利用できる場所はほとんどみあたらないが、長久手公民館がたまたま利用可能であるため本拠地としている。大きな施設を遅い時間帯まで利用可能にするのであれば、施設の管理委託を外注しないと無理であろう。

②参加者

- ・演奏者5名（金管5重奏）とコンピュータやアレンジメント関係の2名、計7名で活動している。メンバーの年齢は30歳代前半で、長久手町民は1人だけである。

③問題点、要望等

- ・長久手中学、南中学の吹奏楽が活発であるが、卒業してから町内に受け皿がない。このため、長久手町内在住の人でも名古屋市内の楽器屋等で演奏の練習している人が多い。
- ・メンバーが広域から集まっていること、長久手町内に施設がないこともあり、町内を活動母体としたグループは少ない。
- ・貸し空間の料金については、会社員はそこそこの料金であれば関係ない。学生にとって

は料金が重要な決め手となる。趣味の文化活動であれば、利用料を払うのは当然。ただし、町の文化振興のための活動であれば費用を行政が持つこともあろう。

- ・民間施設と比べると、公共施設は定期的に練習場が確保できるかどうか不安である。
- ・文化の家の利用率を高めるのであれば、他の施設がやっていないことをやるのがいいであろう。例えば、深夜利用が可能、ティンパニー・大太鼓・ドラムセットなど大型打楽器を常備、録音設備を保有、機材の配置・結線が容易なことなどがあげられる。
- ・文化の家はそこで腕を磨くところだから、プロのクリニックやレッスンが不可欠であろう。その際、プロが自分の宣伝をして生徒を集めることは地域の文化振興に役立つことであると思う。
- ・講師（プロ）の謝礼に対しては、適切な講師料を設定し、責任をもってレッスンしてもらいたい。貸し空間を利用して教室を開くケースに対しては、それなりの使用料を徴収して利用してもらえばいいし、文化の家で教室の発表会を開くという条件を付けてもいい。

(3)鑑賞団体

①活動内容

- ・会員からの会費をもとに、児童劇・音楽作品等の鑑賞、体験、学習等。
- ・低学年企画が5作品。高学年企画が4作品。低・高共同企画が1作品程度（95年実績）。

②活動場所

- ・日進市および周辺。

③参加者

- ・大人と子供なら誰でも会員になれる。会員は低学年部（4才～）か高学年部（小学校4年生以上）のいずれかに所属する。創立当初、会員数は548名でスタートしピーク時には700名を超えた。その後減少に転じ、現在400名弱である。会員は日進市在住が半分以上。会員が減少したため、以前より活動環境が厳しくなっており、一般の人へのチケットの頒布やバザーの開催も行っている。

④要望等

- ・親子での工作や講演会等の自主活動のために、会議室等が自由に使えるといい。また、気軽に入れる場所であることが必要。
- ・地域公演の際に、小ホール、リハーサル室の利用を可能にしてほしい。
- ・会場、会議室等の利用については、費用の減免を検討してほしい。

(4)伝統文化継承団体

①活動頻度

「馬の塔」

数年前から毎年祭礼を開催しており、長湫と岩作が交互に担当している。

祭礼のある年は祭礼が活動の中心で、祭礼のない年は研究を行っている。

「棒の手」

- ・主な活動・発表の場等は秋祭りで、数百人が参加して、棒の手を演じる。
- ・この他、代表的な愛知の伝統芸能として、神社への奉納、全国レクリエーションフェスティバルや国体など県の関連行事、時にはテレビ等のアトラクションとして参加することもある。

②参加者

「馬の塔」

会のメンバーは固定役員が約50名である。祭礼の隊列に参加するのは約250名で、15～45才の男性が対象である。各地区毎に分会があり、岩作内には7分会ある。

- ・青年会（15～24才）が祭礼準備の責任者であるが、保存会の役員等が様々な支援をしている。祭礼の準備は役割の振り分けと依頼、事務手続き、練習等で少なくとも6カ月程度必要である。

「棒の手」

- ・活動は地域（分会）に根ざしたものであり、部落の集会場等で世話役と小中学生等の子どもが中心になって練習等を行っている。保存会は現在、世話役30人程からなる。

③問題点、要望等

- ・商工会や役場とタイアップしてもう少し賑わいのある祭りにしたい。
- ・後継者が不足している。新しく入ってきた住民の関心が低いことも原因の1つである。また、真剣に祭礼に取り組むひと減ってきている。
- ・馬道具や衣装は地域により違いがあり、祭りの時だけでなくいつでも見られるように常設展示する場所があってもいいと思う。
- ・運営費用はギリギリのところで開催しており、調査費・視察交通費等は個人持ちとなっている。
- ・鉄砲や陣笠等は個人所有である。衣装を新しく購入すると40～100万円必要なため、新たに転居してきた人が参加するのが難しくなっている。

(5) 高校

①クラブ活動の動向

- ・クラブ活動への加入率は1年生で85%、2年生で60%ぐらい。3年生は99%が進学を希望している。文化系のクラブ活動はやや沈滞気味といえるかもしれない。文化の家が高校生向けの事業を行うのであれば、夏休み（特に8月）が最も適している。
- ・校内の文化クラブの発表会を年2回（6月、1月もしくは2月）開催している。まだ人に見せられるレベルではないが、昨年、尾張旭の文化ホールで本校初めての対外発表会を開催した。尾張旭の施設では、和室や展示スペースがない、薬品の持ち込みが難しい（科学部）、ホールに舞台技術の職員がいない（演劇部）など様々な問題があった。
- ・本校の全校事業を行うと席数が1,100ぐらい必要となる。

②各部の活動

・演劇部

基本的に毎日、練習している。メンバーは女性中心で約10名。発表は年に2作品。予算面の制約もあり、あまり大がかりなものはできない。まだ、作品を完成させるのが精一杯で人に見せられる域には達していないと思う。

・映画研究同好会

入学式・文化祭・卒業式など学校行事の記録、学校案内、広報ビデオ、オリジナル作品（パロディが多い）の制作等をしている。これらの作品を映像シアターで流してもらえれば協力したい。また、通りすがりの人がみることができるような場所で上映したい。

・吹奏楽部

毎日練習している。校内発表が年3回、対外的な発表が年2回ある。このほか町民祭りにも参加している。旭野高校のように定期演奏会が持てたらいいと思っている。高校生は移動手段に制限があるので、文化の家で管弦楽器のレッスンがあれば大変いいと思う。

・合唱同好会

基本的に毎日練習している。以前は活動が盛んであったが、このところ部自体がなかった。合唱経験者の生徒が中心となって、95年度再結成された。

・美術部、文芸部等

美術部は石膏のデッサン、油絵、七宝焼等の制作・展示をしている。文芸部はイラスト

やエッセイ・小説等を書き、部の雑誌を年1回発行している。科学部はコンピュータミュージック、天文、写真、化学等に分かれて活動している。放送部は校内放送が主で対外的な活動は行っていない。茶華道部は外部から講師を招き活動している。囲碁将棋部は現在ない。

③その他

- ・生徒のバンドがあり、1時間3,000円から4,000円のスタジオを借りている。
- ・現在の図書館付近は多くの生徒の通学路であり、生徒は図書館をよく利用している。無料で立ち寄れるようなスペースは生徒の利用が見込めるのではないか。
- ・個人的にジャズのバンドを組んでいるが、使用規定等は気楽に使えるようであるといい。
- ・文化の家への交通アクセスをしっかりと整備してほしい。

(6)中学校ブラスバンド部

①活動内容

「中学校A」

- ・部員は一学年で約25人（今年は男性9名、女性16名）。
- ・練習は火曜日、水曜日、金曜日、土曜日（第2・4週を除く）の夕方が中心で、始業前も練習している。
- ・発表は、校内の催し、コンクール、連盟の催し、定期演奏会、町民祭りなど各所からの要請時など、たくさんの機会がある。発表の機会を持つことが一番の練習になる。
- ・定期演奏会は武道場や体育館など校内でアットホームに行っているが、照明や冷暖房の不備が問題である。立派なホールでの発表は、発表する側の生徒達にも感動を与える。

「中学校B」

- ・本校の吹奏楽部は1学年30名ぐらいである。練習はテスト期間以外、毎日行っている。発表は定期演奏会（8月もしくは3月に青少年公園の講堂）、吹奏楽コンクール（8月）、校内行事、クリスマスコンサート、アンサンブルコンテスト（3月）などがある。

②要望等

- ・OB・OGは進学先、市民バンド、瀬戸や日進の市民オーケストラ等で活動を続けており、セントラル愛知交響楽団に入った人もいようだ。長久手町内には活動の受け皿がないので地域外に流出してしまっている。蒲郡市のように中学校→高校→市民オーケストラという流れができるといい。
- ・中学校のコンクールの会場としては公共交通機関と駐車場が整備され（ex. 瀬戸や春日井）、会場費が10万円未満であると使いやすい。また、演奏クリニックは10程度の分科会に分かれるため、たくさんの部屋が必要である。音楽は騒音問題等を伴うため、注意している。楽器毎に月1回、継続的に開催してもらいたい。
- ・ホールに持ち運びが大変な大型打楽器、太鼓、PA等が1組あるだけで練習や発表に大変便利である。また、長久手オリジナルとして棒の手や神楽の道具があるといい。
- ・活動の核となる人を育成するべきである。事業に長期的な視点を持つことも必要であるが、参加者の拘束期間は長くとらず、1年ごとに人を集め解散し、5年後、結果的にここまでできるようになったというイメージ（そのうち1年ぐらいはレベル的に後戻りすることも考えられる）の方が、参加者の負担感を和らげ人を集めやすいであろう。
- ・学校行事で利用できればありがたい。
- ・一部の愛好家だけの施設でなくいろいろなものを町の人に還元できるような施設にしてほしい。

7. 文化の家の施設利用見込み（試算）

(1) 施設利用見込みの試算方法と結果

「長久手町文化施設基本構想」（94年12月）より検討を進めている事業や「長久手町文化の家（仮称）建設のためのハード面の基本的整備概要」（95年10月）で決定した施設の機能を前提に、文化協会や文化サロン企画懇話会のメンバーをはじめとした町民の利用と行政や関連団体の行事等をふまえ、文化の家の利用見込みを試算（96年時点）しました。

①試算の前提

- ・年間開館日数は300日
- ・ホールは日稼働率、アトリビングは1日を7区分した単位稼働率を基本

②利用者の属性毎に利用意向を調査

1. 町民利用意向
アンケート（文化協会、文化サロン企画懇話会）
総合福祉会館の利用実績の把握
2. 文化の家の自主事業
基本構想時の考え方を基に概略を設定
3. 行政関連の利用意向
アンケート調査（町各課、関連団体）
ヒアリング調査（町各課、図書館など関連機関）

③試算結果

・98年度（開館年）の稼働率については、大ホールが5割弱、小ホールは5割強、アトリビングは各部屋の総平均が3割強となっています。部屋別では音楽室、和会議室の単位稼働率が5割を超える一方、調理室、洋会議室等は2割を下回り、部屋によりやや稼働率に違いがみられます。99年度は平年度事業に移行するため、やや稼働率が下がることが予想されます（98年度はオープニング事業があるため、稼働率がやや高くなります）。

・文化の家が町の文化振興の長期的な視点から整備されることもあり、1998年度（開館年）、99年度（開館2年目）ともに、まだ余裕がある部屋やホールが多く、積極的に自主事業を実施し、利用者を募り・育成することが重要であることが把握できました。この結果を踏まえ、開館当初は多くの町民に利用してもらい、幅広い事業を展開するなど、事業や運営の方向性を検討する上での基礎資料となりました。

(2)文化サロン企画懇話会アンケートの結果

・文化サロン企画懇話会の委員に、文化の家の利用意向調査に協力してもらうと同時に、町の文化振興方策についても、ご意見を伺いました（有効回収票は12票）。

○文化の家の事業で期待するもの（複数回答）

- ・「文化、芸術活動を促す講座や教室」 (12票)
- ・「コンサート等の鑑賞事業」 (9票)
- ・「町民の自主活動への支援事業」 (6票)
- ・「オペラ、演劇制作等の創造事業」 (2票)

○文化の家の利用条件（複数回答）

- ・「団体、個人問わず平等な利用」 (8票)
- ・「適切な料金」 (7票)
- ・「弾力的な利用時間」 (6票)
- ・「事業や企画運営への参加が可能なこと」 (5票)
- ・「活動団体の優遇措置」 (2票)

○文化の家の運営で参加したいもの（複数回答）

- ・「町民による自主的文化活動」 (6票)
- ・「来場者への施設案内やお世話等のお手伝い」 (5票)
- ・「公演や講座等のお手伝い」 (4票)
- ・「事業の計画、立案に関すること」 (3票)
- ・「広報、PRに関すること」 (2票)
- ・「清掃や環境整備等を手伝うこと」 (2票)

○文化の家や文化振興方策を広報する上で留意すること（複数回答）

- ・「町民の意見や要望への対応」 (10票)
- ・「計画や現況の詳細」 (5票)
- ・「将来展望」 (5票)
- ・「財政計画」 (5票)
- ・「用語・概念の説明」 (4票)

文化の家（仮称）の利用に関する意向調査のお願い

長久手町
株式会社 東海総合研究所

文化の家の利用の見通しをたてるにあたり、みなさま方が文化の家をどのように利用したいと思っているのかをお聞きしたいと思います。なお、頂きましてご意向は、利用見通しの参考とさせていただきます。（事前の利用申し込みに当たらないことをご了解下さい。）

○文化の家（仮称）事業の概要 （長久手町文化施設基本構想についての報告書（平成6年）から整理）

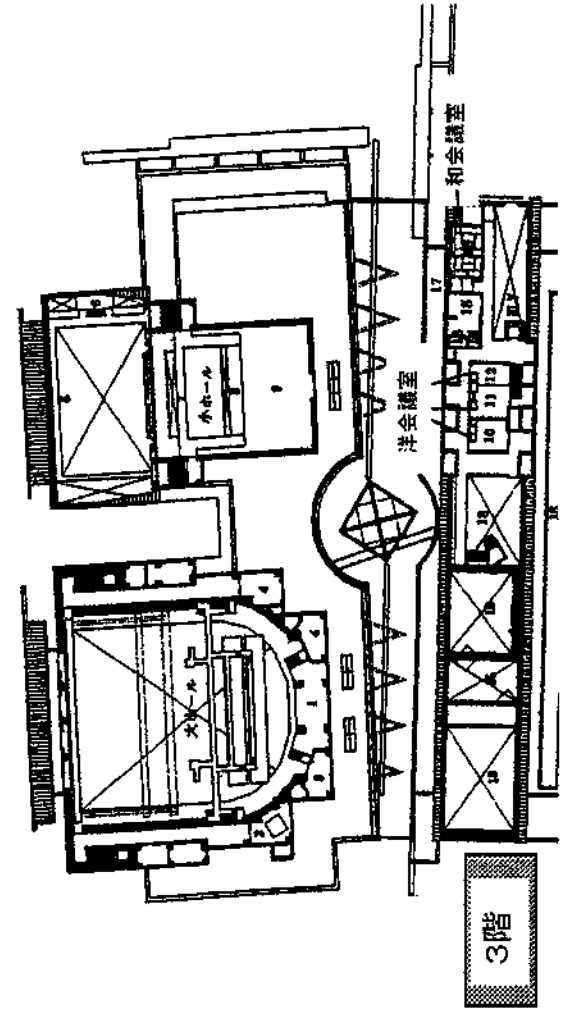
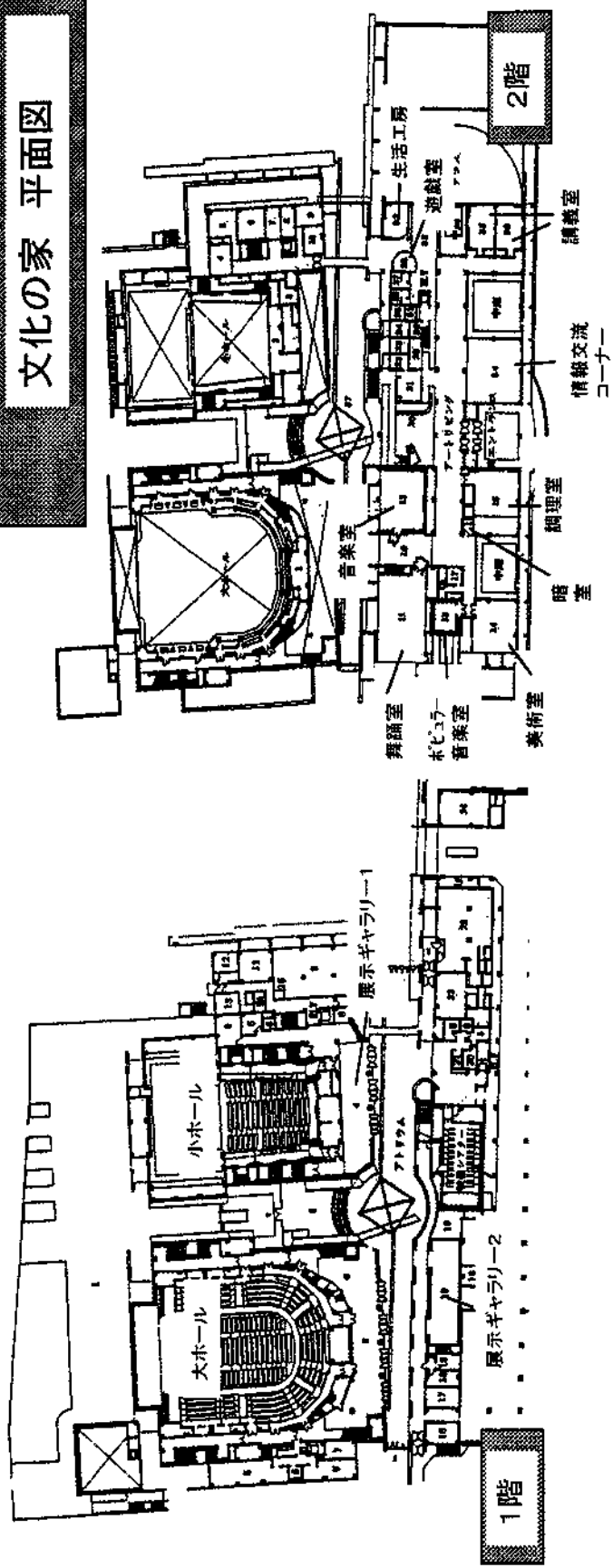
＊文化の家で行う事業の概要

- ①教育・教養・学習事業
 - ・町民個々のニーズ、地域のニーズに対応するための鑑賞教室、各種教養講座・教室、実習、講習会等のプログラムの編成、実施
- ②貸し空間事業
 - ・文化活動を行う団体（アマチュア、プロフェッショナル）の自主的な活動に対して、部屋やホール等の空間を貸し出す
 - ・町民文化祭などの町民主体の文化活動の発表や展示、大集会機能を整備する
- ③自主創造活動事業
 - ・長久手町文化の家独自の企画による舞台芸術の製作を行い、併せて芸術系コクーン等の開設等で創造的、文化発信的役割を担う事業を展開する
- ④研修・養成事業
 - ・文化活動をより高めていくために、創造スタッフや講師等が指導、助言することで、指導者の養成や上級者向けの講座を充実する
- ⑤調査研究事業（情報提供）
 - ・町民文化・地域文化に関する調査研究、資料収集、情報の提供、町の文化情報、国際文化情報の収集・提供、住民への行政情報の提供など

＊文化の家施設の概要 （平面図もご参照ください）

- ①大ホール、小ホール、楽屋等
 - ・舞台芸術鑑賞および創造系スペース、町民文化の発表、公演、展示系スペース、大規模集会系スペースとして利用
- ②会議室、講義室・研修室等
 - ・町民の集会、文化教養講座や研修会等を開催
- ③情報交流コーナー
 - ・芸術文化に関する情報収集や提供や町民が相互に交流するコーナーおよび映像ゾーンの設置等
- ④音楽室、舞踏練習室、美術室、調理室、暗室、生活工房等
 - ・町民の文化活動への空間提供
 - ・「教育・教養・学習事業」での講座や講習会の場、「研修・養成事業」での指導やワークショップ開催の場等
- ⑤休養・談話等その他のスペース
 - ・レストランやラウンジ等のスペース、事務管理や施設管理のスペース等

文化の家 平面図



部 会： _____ 団 体 名： _____ 活動内容： _____

活動人数 _____ 人

1. 文化の家の利用について、見通しをお聞かせください（添付資料の文化の家概要や平面図をご覧ください）

○ 週間利用などの通常の活動での利用の見通し

部屋名	規模、 収容人数	通常の週単位での利用 想定する 曜日、時間	利用の目的	大まかな 利用人数	想定する利用料金	さらに必要な設備な ど
(記入例) 音楽室	160㎡	火曜日 午後6～8時(2時間)	練習 ・その他 ・創作	12人	・規定料金に從う ・1時間()円 ・あれば利用 ・その他	ピアノ庫、備品庫 録音設備一式
大ホール (楽屋、作業 場含む)	客席 400～ 800人		・練習 ・その他 ()	人	・規定料金に從う ・1時間()円 ・あれば利用 ・その他	可動舞台・客席
小ホール (楽屋含む)	客席 200～ 300人		・練習 ・その他 ()	人	・規定料金に從う ・1時間()円 ・あれば利用 ・その他	前舞台、オーディオ・ソフト
展示ギャラリー 1	120㎡		・練習 ・その他 ()	人	・規定料金に從う ・1時間()円 ・あれば利用 ・その他	開放型
展示ギャラリー 2	100㎡		・練習 ・その他 ()	人	・規定料金に從う ・1時間()円 ・あれば利用 ・その他	展示室型、湯沸
映像シアター	150㎡		・活動記録発表 ・自主上映 ()	人	・規定料金に從う ・1時間()円 ・あれば利用 ・その他	

舞踏室	230㎡ 50人		・練習 ・その他 ()	・創作 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	更衣室、備品室
音楽室	160㎡ 50人		・練習 ・その他 ()	・創作 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	ピアノ庫、備品室
ポピュラー音楽室	30㎡		・練習 ・その他 ()	・創作 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	
美術室	130㎡ 30人		・講習 ・その他 ()	・創作 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	
調理室	120㎡		・実習 ・その他 ()	・その他 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	試食室
暗室	8㎡		・実習 ・その他 ()	・製作 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	
講義室	50㎡ 25人 2部屋あり		・講習 ・その他 ()	・創作 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	0A7071室
生活工房	30㎡ 10人		・実習 ・その他 ()	・創作 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	畳あり
和会議室	45㎡ 2部屋あり		・打ち合わせ ・講義 ・その他 ()	・練習 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	6、8畳、水屋
洋会議室	65㎡ 3部屋あり		・打ち合わせ ・講義 ・その他 ()	・練習 ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円	可動間仕切り

○ 発表会などの年間での利用の見通しについて

部屋名	規模、 収容人数	発表会などの年間での利用 想定する 時期、期間、時間	利用の目的	大まかな 利用人数	想定する利用料金	さらに必要な設備な ど
(記入例) 大ホール (楽屋、作業 場含む)	客席 400～ 800人	9月4日、午後4～7時 (1日、5時間)	○活動成果発表 (その他)	500人	・規定料金に従う ・1時間 310,000円 ・あれば利用 ・その他	可動舞台・客席 ・金ねん ・カネアレン
大ホール (楽屋、作業 場含む)	客席 400～ 800人		・活動成果発表 ・その他 ()	人	・規定料金に従う ・1時間 () ・あれば利用 ・その他	可動舞台・客席
小ホール (楽屋含む)	客席 200～ 300人		・活動成果発表 ・その他 ()	人	・規定料金に従う ・1時間 () ・あれば利用 ・その他	前舞台、オケストラピット
展示ギャラリー 1	120㎡		・活動成果発表 ・その他 ()	人	・規定料金に従う ・1時間 () ・あれば利用 ・その他	開放型
展示ギャラリー 2	100㎡		・活動成果発表 ・その他 ()	人	・規定料金に従う ・1時間 () ・あれば利用 ・その他	展示室型、湯沸
映像シアター	150㎡		・活動成果発表 ・その他 ()	人	・規定料金に従う ・1時間 () ・あれば利用 ・その他	
舞踏室	230㎡ 50人		・活動成果発表 ・その他 ()	人	・規定料金に従う ・1時間 () ・あれば利用 ・その他	更衣室、備品室

音楽室	160㎡ 50人		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	ピアノ庫、備品室
ポピュラー音楽室	30㎡		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	
美術室	130㎡ 30人		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	
調理室	120㎡		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	試食室
講義室	50㎡ 25人 2部屋あり		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	OA7071室
生活工房	30㎡ 10人		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	量あり
和会議室	45㎡ 2部屋あり		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	6、8 畳、水屋
洋会議室	65㎡ 3部屋あり		・活動成果発表 ・その他 ()	・コンクール ()	人	・規定料金に従う ・1時間() あれば利用 ・その他	円)	可動間仕切り

長久手町
株式会社 東海総合研究所

☐文化振興施策について伺います☐

1. 文化サロン企画懇話会委員として文化の家（仮称）や文化マスタープランに対するご意見・ご要望

①文化の家（仮称）の施設や利用条件について

ア.文化の家（仮称）の魅力はどんなところだと思いますか。（重複回答可）

- ・洗練された施設、建築デザイン
- ・利用しやすい規模の小ホール
- ・その他（
- ・舞台や客席の変換機構を備えた大ホール
- ・充実した設備のアトリビング

イ. 文化の家（仮称）の利用条件で望むことは何ですか。（重複回答可）

- ・適切な利用料金
- ・弾力的な利用時間
- ・活動団体の優遇措置
- ・団体、個人問わず平等な利用
- ・その他（

②文化の家（仮称）の事業や運営などについて

ア.文化の家（仮称）の事業で期待するものは何ですか。（重複回答可）

- ・コンサートなどの鑑賞事業
 - ・オペラ、演劇制作などの創造事業
 - ・その他（
- ・文化、芸術活動を促す講座や教室等
 - ・町民の自主活動への支援事業

イ.文化の家（仮称）の運営で参加したいものは何ですか。（重複回答可）

- ・事業の計画、立案に関すること
- ・広報、PRに関すること
- ・その他（
- ・公演や講座などの手伝い
- ・町民による自主活動

③文化の家（仮称）や文化マスタープランの広報、PRなどについて

ア.文化の家（仮称）や文化マスタープランの広報で不足していることは何だと思いますか。
（重複回答可）

- ・広報紙の記事掲載
・情報誌の発行
・関連事業（文化サロン、ワークショップなどの開催）
・マスコミ（新聞、テレビ）の利用
・その他（ ）

イ.文化の家（仮称）や文化マスタープランを広報する上で留意することは何だと思えますか。（重複回答可）

- ・計画や現況の詳細
- ・用語、概念の説明
- ・町民の意見や要望
- ・財政計画
- ・将来展望
- ・その他（

④町の文化行政や文化振興施策などについてのご意見をご記入ください。

□委員の方々各自のご活動についてお伺いします□

2. 現在行っている文化活動について

*特に、現在ご活動されていない場合、ご記入いただかなくて結構です。

(1) 活動内容について

・内容

・日常の練習、創作の場所

・日常の練習、創作の頻度

ア. 毎週定期 (曜日・ 時～ 時)
(曜日・ 時～ 時)
(曜日・ 時～ 時)

イ. 不定期 (週 回・1回 時間)

・発表の場所

・発表の頻度

ア. 毎年定期 (月頃・ 日間・1回 時間)
(月頃・ 日間・1回 時間)
(月頃・ 日間・1回 時間)
イ. 不定期 (年 回・1回 日間・1回 時間)

(2) 活動団体について

・人数

・年齢層

・性別

3. 活動上の問題点や活動で文化の家（仮称）を利用する場合の希望などありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

8. 関連計画

(1) 関連計画の動向

国土開発政策の指針となる全国総合開発計画は現在新たな計画を策定中で、同時に中部圏開発計画や愛知県地方計画も新計画の策定に向け検討が行われています。全国と愛知県については、中間報告が公表されており、その内容を現在の計画と比較すると、文化・芸術面の重要性に対する認識が大幅に高まっています。例えば、全国では「新しい文化の創造とゆとりある生活の実現」が計画目標の4つの柱のうちの1つとなり、本文中には「ジャンル別専用ホール」、「指導的スタッフ」、「アートマネジメント」など、個別具体的な対策まで言及されています。

本町は、「あいち学術研究開発ゾーン」内に位置し、愛知県立大が移転開学し、町の東隣には科学技術交流センターが2000年に開館する予定で、これらの施設との協力を視野に入れる必要があります。また、本町は2005年国際博覧会の母都市の1つになりますが、同博覧会のサブテーマに「Art of Life」が掲げられています。これは、文化の家のコンセプトと合致しており、文化の家が世界と交流し、その活動が世界に羽ばたくチャンスになります。

一方、本町でも新たな世紀に向けて総合計画の改訂に取りかかっていますが、以上のような本町を取り巻く文化環境の大きな変化を踏まえ、総合計画内に文化の家の位置づける必要があります。本町内の文化の関連計画としては、まちなみ、景観、建築デザイン等に関する「都市景観基本計画」や自然や緑に関する「みどりの基本計画」などが策定されており、整合性に留意しつつ、町内各部局と連携しながら、まちの文化環境の充実に取り組む必要があります。

各関連計画の概要については、次ページ以降にその概要をまとめました。

(2) 関連計画の内容

第四次全国総合開発計画			
策定年次	1987 年 5 月	担当部局	国土庁
計画趣旨	21世紀へ向けて、国土の均衡ある発展（東京一極集中の是正）や地域課題と新たな時代への対応を意図した、国土開発政策の指針となる政府策定の長期計画。計画期間は87年度から2000年度まで。		
計画目標	・安全でうるおいのある国土の形成 ・活力に満ちた快適な地域づくりの推進 ・新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備 ・定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備		
文化関連 の記述	「地域の教育・文化の活性化」（新しい豊かさ実現... より） 1.地域における生涯学習社会の建設 2.高等教育機関の適正配置 3.文化・学術・研究基盤の整備（以下、一部抜粋） 地域において固有の文化を育み広域的な交流の契機となりうる特色のある文化施設を整備する。その場合、人材、情報の交流を通じて文化施設などのネットワーク化を図るとともに、文化活動のリーダーの養成、芸術文化団体の育成など地域の文化活動の充実のための人づくり、組織づくりの施策を講ずる。		
当地域の 関連事項	名古屋圏：世界的な産業技術中枢圏域にふさわしい高次都市機能（研究開発、情報、国際交流等）の集積 計画事業：名古屋東部丘陵における研究学園都市構想 東海環状都市帯構想（東海環状自動車道の具体化）		
留意点	現在改訂中		

新しい全国総合開発計画（計画部会調査検討報告）			
策定年次	1996 年 12 月	担当部局	国土庁
計画趣旨	混迷の時期を通り抜け、21 世紀にふさわしい新しい文明を支える国土をつくるための国土開発政策の指針となる政府策定の長期計画。		
計画目標	・安全で自然豊かな国土の形成 ・新しい文化の創造とゆとりある生活の実現 ・快適で安心できる暮らしの実現 ・活力ある地域産業のあたらな展開		
文化関連 の記述	「新しい文化の創造とゆとりある生活の実現」 1. ゆとりある生活空間の形成 ・自然や歴史と調和した美しい地域空間の形成 ・多様な主体による地域づくりへの参加と連携 2. 地域の個性を生かす新しい文化の創造・発信 ・個性あふれる新たな地域文化の創造・発信（抜粋） 文化会館や美術館などの文化施設について、地域住民の自主的な文化活動の場などに積極的に活用するなど地域の魅力の形成・発信の場として、地域特性を生かした環境整備を進める。ジャンル別専用ホールなどの特色ある文化施設を効率的に活用するため、地域連携による...（中略）...。また、指導的スタッフや企画・制作のノウハウの不足等により、自主公演や企画展が十分でないなどソフト面での基盤が脆弱であることをふまえ、今後、文化施設の運営や芸術家・芸術団体の活動を支えるアート・マネジメントに関わる人材育成の強化などソフトの施策に重点を置きつつ...（中略）... 地域住民が継続的に文化・スポーツ活動ができる環境を整備する。 ・芸術文化に彩られる豊かな生活の創造（抜粋） 全国各地域において質の高い芸術を鑑賞する機会を充実する。このため地域の芸術文化団体等に対する支援策の充実に努める。 3. 国際交流・協力の推進		
当地域の 関連事項	「名古屋圏」 1. 名古屋市を中心に環状に展開する都市のネットワークを形成 2. 世界を先導する産業技術中枢圏域の強化に資する高次都市機能の充実		
留意点	2010 年度までを想定した計画を現在検討中		

中部圏開発整備計画			
策定年次	1991 年 9 月	担当部局	国土庁
計画趣旨	第四次全国総合開発計画の考え方をふまえ、今後の中部圏の開発整備の方向を長期的かつ総合的な視点から提示する		
計画目標	・中部圏の中枢性の向上 ・創造的で活力ある経済社会の構築 ・多様な交流機会の創出 ・自然と構成する良質な人間居住の実現		
文化関連 の記述	「個性的で文化的な地域づくり」 1.地域の文化振興（一部抜粋） 今後、住民の文化的欲求や学習の意欲の向上を背景に、各々の地域において伝統や風土さらには特色のある活動、産業などを核にして、地域独自の文化の涵養を図る。 各地域において演劇などの独特の文化活動の振興を図る。地域の歴史、文化、産業などの特性に応じて、博物館、美術館などを地域の文化拠点として整備を進めるとともに、全国的な展示会の実施等企画、運営面のソフトの面の充実を図る。 さらにこれらの文化や時代に即した新しいテーマに基づいた各種のイベントを推進し、地域イメージの高揚、圏域内外との多様な交流を図る。 2.教育の充実		
当 地 域 の 関 連 事 項	中部圏建設計画「都市整備区域建設計画」より ・名古屋市を取り巻く周辺地域 名古屋都市部からの人口の流入などにより、都市化が進行している。このため、公害の防止、自然環境の保全及び災害の防止に十分留意しつつ、土地区画整理事業等により計画的な住宅地の供給に努め、公園、下水道等生活関連公共施設の積極的整備を進めるなど、快適で効率的な市街の形成を図る。また、名古屋市との有機的な連携を一層強めるため、道路、鉄道等の交通網の整備を進める。		
留意点	第四次全国総合計画改定後、見直しの予定		

第6次愛知県地方計画（愛知県21世紀計画）			
策定年次	1989年3月(91,93,95に見直し)	担当部局	愛知県
計画趣旨	愛知県の地域づくりの基本となる総合計画		
計画目標	世界に開かれた魅力ある愛知の実現		
文化関連 の記述	あいちレポート'95より 「多彩な学習・文化・スポーツ活動の環境づくり」 (4)文化の振興 ア. 愛知芸術文化センターを核とした文化振興 イ. 県内各地に広がる文化施設の整備と活動 ex. 陶磁資料館、地域文化広場 (5)芸術文化・スポーツ活動と地域づくり ア. 芸術文化・スポーツを生かした地域づくり イ. 芸術文化・スポーツイベントと地域づくり ex. カンヌ、ウィンブルドン、世界劇場会議、東西古典万歳大会		
当地域の 関連事項	あいちレポート'91より 「尾張東部地区」 ・都市基盤と良質な居住空間の整備 ・国際的な学術研究開発拠点の整備と地場産業の振興 ・大都市近接の豊かな緑を生かした文化・スポーツ・レクリエーション機能の充実 ・地区の広域的機能と一体性を高める交通基盤の整備 平成7－9推進計画より ・県立児童総合センターの設立 ・愛知県立大学の整備 ・あいち学術研究開発ゾーン構想の推進 ・科学技術交流センター計画の推進 ・東海環状自動車道 ・新交通システム東部丘陵線計画の推進 ・21世紀万国博覧会（仮称）構想の推進		
留意点	現在、第7次愛知県地方計画を策定中（97.5 中間報告発表） 芸術文化と地域づくりを関係させているように、文化の振興に関しては個人や地方公共団体の積極的な取り組みが期待されている		

新しい地方計画策定準備検討資料「有識者研究会報告書」			
策定年次	1997 年 5 月	担当部局	愛知県企画課
趣 旨	愛知県 21 世紀計画に替わる新しい地方計画の策定準備作業		
計画目標	・独創的で付加価値の高いモノづくり拠点の形成 ・安心して生き生きと活動できる長寿社会の実現 ・全国・世界の一大交流拠点圏域の形成 ・地域主導型ネットワーク社会の形成		
文化関連 の記述	○生活のビジョンと重点課題（重点課題より関係分を抽出） (1)個性が尊重され、能力発揮できる社会の形成 ・個性と創造性に富む人づくり ・ボランティア、NPO等市民活動の促進 ・男女共同参画社会の実現 ・高齢者、障害者の社会参加の促進 ・国際的に開かれた地域社会の形成 (2)生き生きとした交流活動の展開 ・豊かな地域文化の振興 文化はこれまで消費の面からとらえられることが多かったが、これからは、文化を新しい価値や発想を生み出すための重要な要素としてとらえ、個性的な芸術文化、地域文化を創造していくことが必要とされる。それが地域に住む人々の心の豊かさを高めることになるとともに、多様な価値観を持った国内外の人々をこの地域に引きつけ、様々な活動を促進し、新しいモノづくりの展開や観光の振興等につながるものと考えられる。 ・選択性の高い観光・レクリエーション活動の促進 (3)安心して健やかに暮らせる地域社会の形成 ・人にやさしいまちづくり ・コミュニティの形成による地域社会の再生 ・うるおいやアメニティを重視した生活環境の整備		
留意点	現在、第7次愛知県地方計画を策定中		

あいち学術研究開発ゾーン			
策定年次	1988 年 6 月	担当部局	愛知県
計画目標	名古屋東部丘陵地域において、既存の学術研究開発機能を生かしつつ、先端的な研究開発機能の強化をはじめ、居住・文化・レクリエーション機能の充実、交通基盤の整備など総合的な地域整備の推進により、産業技術の中核圏域形成のシンボルとなる頭脳拠点の形成を目指す。		
進捗状況	87年 6 月 第四次全国総合開発計画において名古屋東部丘陵における研究学園都市構想を位置づけ 88年 6 月 愛知県が「あいち学術研究開発ゾーン構想」策定調査を公表 89年 3 月 愛知県21世紀計画において主要プロジェクトとして位置づけ 94年 9 月 財団法人 科学技術交流財団を設立 95年度 三好黒笹研究開発型団地造成完了 <今後> 98年 4 月 愛知県立大学移転開学 2000年度 科学技術交流センター開館予定		
整備手法	7つの拠点地区を設け、その基本的な整備方向を示すことにより、地方公共団体、大学、民間企業等の面整備・学術研究開発関連プロジェクトの誘導を図る。なお、愛知県は県立大学の移転、科学技術交流センターの開設など中核施設となる学術研究機関の整備を図る。		
留意点	計画は 12 万 ha（15 市町村）にわたる地域に学術機関や研究機関等の集積を掲げているものの法的な拘束力はない。ただし、全国総合開発計画や愛知県の各計画などで当ゾーンの位置づけが明示されており、公的機関においてこの地域の整備を促進させる合意はできている。		

2005年国際博覧会			
開催年次	2005 年	提唱主体	愛知県、通産省、経済界等
計画目標	瀬戸市南東部の丘陵部において、国際博覧会条約に基づく国際博覧会を開催する。 テーマ 「Beyond Development : Rediscovering Nature's Wisdom」 サブテーマ 「Eco - Communities」、「Art of Life」 この博覧会は、自然と共生し、21 世紀型まち・地域づくりのプロセスと一体化した、以下の3つの視点による新しい国際博覧会を目指している。 ・問題提起型の知のE X P O ・くるべき時代への実験場 ・アジアの視座		
進捗状況	88年10月 21 世紀初頭の国際博開催構想を打ち上げ 94年 6 月 地元基本構想の策定 95年12月 「愛知県における国際博覧会の開催申請について」閣議了解 96年11月 通産省が2005年国際博覧会構想を公表 97年 6 月 B I E 総会において開催国を日本に決定 <今後> 2005年 3 月 25 日～ 9 月 25 日 国際博覧会開催		
会場規模	・主要施設・緑地区域 極力緑を生かして施設配置（約 150ha） ・自然とのふれあいゾーン 多様な動植物の生息・生育環境の保全と自然とのふれあいの実現（約 100ha） ・森林体験ゾーン （約 290ha）		
留意点	「Art of Life」（自然と生命の輝きを引き出す「暮らしのわざ」） 世界中の風土や伝統の中で育てられてきた、様々な「暮らしのわざ」を交流し、人類の未来に活かしていく。 〔参加様式・展開例〕 1. 自然と生命を輝かす「わざ」としての、ArtとCraftの再発見と創造（工芸、演芸、美術、音楽等） 2. 歴史と伝統に培われた衣食住等の生活様式 3. 豊かな共感の能力と創造力を育む芸術と学びの機会 4. 先端の技術が、伝統の知恵を結合することによって生み出される新しい生活の文化 5. 生命と自然の未知の領域に新しい回路を開く試み		

第3次長久手町総合計画			
策定年次	1990 年 12 月	担当部局	長久手町
計画趣旨	長期的な視点から長久手町の将来に向けての目標を定め、まちの行政運営を総合的かつ計画的に推進する総合計画。特に人口の急速な増加、大型プロジェクト構想、社会経済環境の変化などに対応し、長久手町らしさを失わずその良さを一層発揮できるようなまちづくりの推進に留意している。計画目標は 2001 年。		
将来目標	「住んでみたいまち 緑と文化 長久手の創造」 ・豊かで調和のとれた都市づくり ・安全で快適な環境づくり ・いきいきとしたふれあいの地域づくり ・健やかで安心できる暮らしづくり ・住民と歩むまちの仕組みづくり		
文化関連 施策体系	「いきいきとしたふれあいの地域づくり」の施策の体系より 1. 教育の充実 ・学校教育、社会教育等 2. 地域づくりの推進 ・コミュニティ ・文化振興 (1) 芸術鑑賞及び創作活動の充実 - 学級・講座における鑑賞会などの充実 - 新設図書館やその他施設への巡回美術展の開催 (2) 町民文化の振興 - 文化団体の指導育成 - 講師派遣事業の拡充 - 活動の場の提供・文化会館など検討 (3) 文化財の整備・活用保存 (4) 文化交流の推進 - 情報の提供 - 交流の場の整備 ・国際交流		
留意点	97 年度から改訂作業着手		

長久手町都市計画マスタープラン			
策定年次	1996 年 3 月	担当部局	長久手町都市計画課
計画趣旨	都市計画法で策定が義務づけられた「都市計画に関する基本的な方針」をマスタープランとしてとりまとめた		
計画目標	1. 住民のまちづくりに対する理解と計画づくりへの参加を容易にするため将来の姿を示す 2. 長期的（概ね20年）なまちづくりの目標として、土地利用等それぞれのまちづくりを先導し、個々の計画について整合性・総合性の確保を図る 3. それぞれのまちづくりについて計画の実現の見通しとその手法や時期を明らかにする		
計画内容	・ 住宅地、商業地区、工業地区、研究関連地区、農業地区、緑地などまちのゾーニングの設定 ・ ゾーンの目標の設定 ex. 研究関連地区 瀬戸市に隣接する東部の丘陵地域をあいち学術研究開発ゾーンの一翼を担う、緑に囲まれた研究開発関連地域として位置づけ		

長久手町都市景観基本計画			
策定年次	1993 年 3 月	担当部局	長久手町都市計画課
計画趣旨	国における景観形成を主眼に置いた事業制度の創設、愛知県の都市景観マスタープランの策定など、都市景観における行政の役割の認識が高まる中、長久手町の景観形成の長期的指針を示し、長久手らしい景観形成のあり方を提示する。		
計画内容	ゾーン別、景観軸・景観形成拠点別に景観形成方針を検討し、重点整備地区を提案。 [ゾーン別] 長久手町全体を「快適居住」、「創造」、「集落田園」、「緑の学術研究」の4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンに適した方針を策定。		

	[景観軸・景観拠点別] 沿道、水、緑、街のシンボルなどに着目し、その展開イメージを提言。 [重点整備地区] 図書館通り、古戦場公園、御嶽山・役場、青少年公園周辺など7つの重点整備地区のうち、図書館通り周辺地区から事業化を提言。
--	---

長久手町緑の基本計画			
策定年次	1996 年	担当部局	長久手町都市計画課
計画趣旨	緑を守り緑を増やすため、都市緑地保全法に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を策定した。本計画は今後の長久手町における緑とオープンスペースの保全と創出に係わる施策を総合的に進めるための指針となる。		
計画内容	町の緑の将来イメージを策定し、ゾーン別、景観軸・景観形成拠点別に景観形成方針を検討し、重点整備地区を提案。 ・緑の流れづくり ・町民の憩いの場づくり ・緑のネットワークづくり ・人と自然が共生できるまちづくり ・まとまった緑の確保 ・農地と一体となった緑の保全		

9. 近年策定された文化振興指針等

どの地方公共団体でも、施策において文化の重要度が増し、文化事業の内容や範囲が広がっています。しかし、文化振興は、新たな行政課題となる地方公共団体が多く、直接的に該当する法律がみあたらない、その対象となる範囲が広いなどの特徴を持っています。このため、文化振興の基本的な考え方や目標を再認識し、どのような施策をとるべきかを考えた「文化振興指針」を策定する地方公共団体が増えてきています。既に半数以上の都道府県が「文化振興指針」を作成していますが、市町村では、まだ、わずかです。三重県では89年度に振興ビジョンを策定していましたが、96年度に新たな振興ビジョンを策定しています。

近年策定された文化振興指針をみると、概ね、「現況・背景」、「目標・基本的な考え方」、「施策・推進方策」の3部構成となっていますが、「目標・基本的な考え方」を示すまでにとどめ、具体的な施策まで踏み込んでいないケースも見受けられます。ロサンゼルス市では、短期、中期、長期の事業に分け、その事業に必要な予算を個々に算出するなど、具体性の高い計画になっています。

文化の範囲については、「生活文化」、「芸術」、「伝統」の3つの領域を対象とするのが最も一般的ですが、教育、まちなみ・景観、産業など多彩な分野への拡がり意識されています。こうした中、市民文化（長崎市）、芸術（仙台市）、伝統（石川県）、行政の文化化（豊中市）、交流－融合文化圏（千葉県）など、地域の特色や問題点に焦点を当てているケースも数多く見られます。

このように、文化は広範な分野にまたがるため、三重県や豊中市等では、行政内の複数の部局が協力して指針の策定にあたっています。また、調査したすべての事例で策定を担当する事務局は首長部局に設置されています。

参考のため、下記の振興指針の概要について、次頁以降にその内容をまとめました。

〇〇 参考事例 〇〇

- | | |
|-------|---|
| 「県」 | 千葉県文化振興ビジョン
彩の国文化創造ビジョン（埼玉県）
石川県文化振興指針
静岡県文化振興指針
愛知県文化振興ビジョン
新三重県文化振興ビジョン |
| 「市町村」 | 仙台市芸術文化振興計画（検討委員会答申）
日立市文化振興指針
豊中市文化振興ビジョン
長崎市市民文化活動振興プラン
ロサンゼルス市文化マスタープラン
（訳：ロサンゼルス市文化マスタープラン翻訳研究会） |

[県]

千葉県文化振興ビジョン			
所在地等	千葉県	担当	企画部文化国際課
策定年次	1996年 2 月		
キャッチフレーズ	融合(フュージョン)文化圏千葉をめざして		
報告書の内容	○ ビジョン策定の趣旨 1 章 文化振興の基本方針 1. 時代環境の変化 2. 千葉県の文化環境 3. 文化振興の理念 4. 文化振興の推進方向 2 章 文化振興の展開 1. 心豊かに生きる多彩な文化活動の促進 (1)交流拠点としての文化施設整備 (2)文化創造活動への支援 (3)多様な文化に接する機会の拡充 (4)伝統文化の継承と活用 (5)情報提供機能の充実 2. 文化を機軸とした新たな社会システムの創造 (1)一人ひとりがいきいきと暮らせる社会 (2)環境と調和した生活 (3)人間性を重視した活力ある産業 (4)活力と魅力のあるまちづくり		

彩の国文化創造ビジョン			
所在地等	埼玉県	担当	県民部自治文化課
策定年次	1996年 1 月		
キャッチフレーズ	文化による彩の国づくりをめざして		
文化振興の目標	県民一人ひとりの個性と地域の特性を生かした、多彩で、特色のある彩の国の文化を創造することによって、県民が真に豊かさを実感できる彩の国さいたまを実現する		
報告書の内容	I 彩の国文化創造ビジョンのねらい II 彩の国文化創造の推進方向 III 彩の国文化創造の具体的展開策 1. うるおいと豊かさ (身近な生活における文化の発展) 2. ときめきと交歓 (文化・芸術活動の促進) 3. かがやきと愛着 (美しく楽しい文化環境の形成) 4. やすらぎと郷愁 (文化財や伝統文化の継承と活用)		

	5. 広がりと高まり（彩の国の文化領域の展開） 6. めくもりと優しさ（行政自体への文化性の導入） IV 文化による彩の国づくりを目指して V 彩の国文化創造の推進体制 （県民・企業・行政等の役割分担と協働システムの確立） ○ 現行の彩の国文化創造施策の例
--	---

石川県文化振興指針			
所在地等	石川県	担当	文化局文化振興課
策定年次	1997年 3 月		
キャッチフレーズ	国際的にも評価される個性と魅力あふれる文化の創造と発展をめざして		
文化振興の目標	・ 伝統文化の継承・発展 ・ 新たな文化の創造・発信 ・ 文化的生産システムの構築		
報告書の内容	1. 文化振興指針の趣旨 2. 文化振興の基本目標 3. 文化振興の基本方策 - I 文化の創造と発展のための基盤整備 - II 文化資源の継承と発展 - III 文化創造・文化交流の促進 - IV 個性的な文化創造社会の形成 - V 文化的生産システムの構築 4. 文化振興指針の実現に向けて (1) 推進体制の充実 (2) 文化的視点に立った行政の推進		

静岡県文化振興指針			
所在地等	静岡県	担当	企画部文化国際課
策定年次	1996年 3 月		
文化振興の目標	感性豊かな文化立県をめざして — 感性豊かな人づくり、世界に輝く文化の香るくにづくり —		
報告書の内容	I 文化振興の基本的な考え方 II 文化振興方策の基本方向 III 文化振興方策 1. 新しい文化の創出と国内外への発信 2. 多彩な文化・豊かな感性を育む環境づくり 3. 伝統や歴史に培われた文化の継承		

	4. 文化と産業との連携・融合の促進 IV 文化振興の実現のために 1. 文化行政推進の留意点 2. 推進体制の整備・充実 3. 民間と行政との連携 4. 文化行政への理解の浸透 V 文化振興方策の体系 VI 文化振興の主要事業等の計画概要
--	---

愛知県文化振興ビジョン			
所在地等	愛知県	担当	文化振興局企画課
策定年次	1992年3月		
キャッチフレーズ	魅力ある愛知の文化を創造		
文化振興の目標	文化の振興と産業の発展が調和し、魅力ある愛知の文化を創造していくことにより、「世界に開かれた魅力ある愛知」をめざし、生きがいに満ちた、豊かで、潤いのある暮らしの実現に努めていきます。		
報告書の内容	I. 文化振興の目標 II. 文化振興の基本方針 1. 地域の個性を生かす 2. 世界的な視野で文化を発信する 3. 情報を活用する 4. 支援の立場に立って環境づくりを進める III. 文化振興の方策 1. 文化拠点の整備 中核的な文化拠点の整備、身近な施設の整備 2. 文化活動と文化交流の促進 文化行催事の展開、文化交流の促進、文化団体等の育成、文化情報の整備、文化意識の啓発 3. 文化財の保存と活用 4. 文化的な環境づくり 潤いのある生活空間の形成、文化的な産業基盤の創出 IV. 推進体制の整備 1. 行政の文化化 行政自体の文化化、行政施策の文化化 2. 文化振興機構の整備 文化振興基金の活用、文化振興財団の設立 3. 連携システムの整備、 市町村との連携、県内部の連携、民間との連携 4. 民間等の意見の導入 V. 文化振興施策の体系 VI. 参考（施策の例）		

みえ文化創書（新三重県文化振興ビジョン）			
所在地等	三重県	担当	生活文化部生活文化政策課文化振興室
策定年次	1996年		
キャッチフレーズ	参加と交流で創る三重の文化		
文化振興の目標	・豊かな自然や歴史文化と接しながら一人ひとりが生き生きと暮らせる ・その地域ならではの文化が見え、そこに住むことを誇りにできる ・文化を通じて一人ひとりの個性が活き、それぞれの思いが実現できる ・身近に質の高い芸術文化にふれられ、創造性豊かな人が育まれる		
報告書の内容	1. 文化振興ビジョンの趣旨 2. 三重の文化の背景 3. 文化振興の目標 4. 文化振興の基本的視点 ・一人ひとりのエネルギーを高める ・地域の個性に磨きをかける ・多様な文化の交流を活発にする ・感性豊かな人を育てる ・豊かな自然との共生を図る 5. 施策の方向 以下の7つの方向に沿い施策を提言 (1)文化にふれあう機会を充実させる (2)多様な文化創造の環境を創る (3)多面的に文化交流を促進する (4)歴史文化を継承し活用する (5)自然との調和を図り快適な生活空間を形成する (6)文化を支える産業を育成・振興する (7)文化的視点に立って行政を推進する 6. 推進体制の整備 7. 振興プロジェクト		

[市町村]

仙台市芸術文化振興計画（検討委員会答申）			
所在地等	宮城県仙台市	担当	芸術文化振興計画検討委員会
策定年次	1996年度		
報告書の内容	I 仙台市芸術文化振興計画の背景 II 基本となる考え方 1. 芸術文化振興の新たな段階への飛躍を 2. 圏域社会へ、世界へ、芸術文化の開かれた循環を 3. 新たな才能が育まれ、芸術文化がストックされる都市に III 重点的な取り組みの方向性 IV 芸術文化振興計画の具体化に向けて 1. 市民と共に強力な推進体制をつくる 2. 創造的芸術文化環境を拡充する 3. オリジナリティある事業を推進する 4. 情報化とネットワーク化を推進する 5. 才能を開花させていく多様な道を 6. 芸術文化への支援を広く、深く 7. 日々の生活の中に芸術文化を 8. 芸術文化産業の振興		

日立市文化振興指針			
所在地等	茨城県日立市	担当	企画部文化室
策定年次	1993年 6 月		
キャッチフレーズ	文化のまちづくりに向けて		
報告書の内容	I 指針策定の趣旨 II 文化振興の基本的視点 III 文化振興の基本方針 ・地域の個性をいかす 自然環境の保全と有効活用、歴史的遺産・伝統文化の見直しと活用、産業文化の見直しと活用 ・文化的生活環境づくり 快適で潤いのある都市空間づくり、安全と安心の生活環境整備 ・文化活動の環境づくり 施設づくり、文化活動の育成と人づくり、施設・情報のネットワークづくり ・出会いと交流の促進 IV 文化振興の方策 V 実現に向けての推進体制 VI 施策の体系		

豊中市文化振興ビジョン			
所在地等	大阪府豊中市	担当	人権文化部文化課
策定年次	1994年 2 月		
キャッチフレーズ	とよなかルネッサンス		
報告書の内容	I 文化振興の基本的な考え方 ・文化振興ビジョンの策定にあたって ・豊中市文化行政の課題 ・基本理念：市民一人ひとりが文化的存在である ・文化振興の視点：共生・展開・交流・創造 II 文化振興の基本方向と施策展開 －市民文化・都市文化・行政の文化化－ ・市民主体の文化活動の活性化をめざして ・国際・文化都市「とよなか」をめざして ・文化行政を創造するしくみづくり、発想・実践 III 今後の豊中市文化振興の展開について ・文化振興推進体制の確立 ・文化振興重点施策の策定と推進		

長崎市市民文化活動振興プラン			
所在地等	長崎市	担当	企画部文化国際課
策定年次	1997年 3 月		
キャッチフレーズ	「文化の樹」を大きく育てるために		
報告書の内容	I 本書作成の背景 文化振興の必要性和市民文化活動の定義 II 市民文化活動の現状と課題 文化施設、人材、とりまく環境、連携、行政の体制 III 市民文化活動振興への指針 頂点を高める、裾野を広げる、環境を整える IV はじめの一步 行政の意識改革、文化情報交流施設の運営、自主事業への積極的取り組み		

ロサンゼルス市文化マスタープラン			
所在地等	ロサンゼルス市（アメリカ）	担当	文化事業局
策定年次	1991年前後		
報告書の構成	1. ビジョン：市の文化の将来像のための 14 の目標 2. 提言と戦略 「33の提言」 短期26：2年以内に履行 中期 3：新しい方向が定着することを前提 長期 4：かなり先の段階 「7つの戦略」市と芸術、公正さと芸術、観衆を育成する、 芸術家を育成する、若者と教育、景観、文化的基盤 3. 現実：現実の制約事項を確認		
ビジョンの概要	・国際的な芸術センターを目指す ・芸術家の役割こそが文化生活の活力を高める中心 ・芸術が市民の生活の一部となるように芸術団体や制度の基盤を率先して整備 ・芸術は多元文化的性質とロサンゼルスらしさを反映 ・芸術が持つ、卓越性、良質さ、革新性を支援 ・観衆拡大のため、全ての市民への芸術の提供 ・市内全域を通じて地理的に芸術施設と活動を分散 ・芸術への支援と芸術活動への参加機会の平等 ・有形の景観形成に芸術家たちの作品とアイデアを ・若者の人生に不可欠なものとして芸術体験や芸術教育を推進 ・歴史的に重要な場所や行事が、保存され祝賀されるように ・芸術が重要な産業であり、経済の活性化に貢献することを認識 ・総合的な市場キャンペーンを通じて芸術を振興 ・芸術関連の活動や支出について部局間協力		

10. 文化の意義・効果

私たちの暮らしの中で、また、地域にとっての文化の意義・効果は以下のように多彩です。

・豊かな感受性や創造力を育む

芸術文化にふれたり、文化活動に参加することを通じて、豊かな感受性や創造能力を高めることができます。例えば、子供の教育に対しても、文化はその個性や人間形成の上に重要な効果が見込まれます。加えて、これからのわが国の産業では高付加価値的なもの、つまり、オリジナルなものの開発や不定型な業務をこなす創造性・柔軟性等が重要視されてきています。文化はこれらの能力を潜在的に高めることが期待できます。

・自己実現ができる・自分の能力が高まる

文化活動には練習・学習を伴い、現在の自分の能力をさらに高め、自分を磨くことができるというメリットがあります。また、自分の考えや思いをこめた作品を創ることにより、自己の主張やオリジナリティの獲得が実現できます。なかでも、芸術活動は、自己の精神的な純化や高揚を伴い、新しいものの見方・ものごとの本質・問題解決の糸口など、日常の生活では得られにくいことがらに気がつく手だてになります。

・暮らしの中の楽しみ

労働時間の減少・長寿社会の到来などによる余暇時間の増加、生活水準の向上、心の豊かさへの関心の高まりなどを背景に、自由時間に文化活動を志向する人が増えてきています。文化活動は暮らしの中の楽しみの1つで、趣味を生かして心豊かに過ごし、生活を活気づけ、また、気分転換やリフレッシュ効果を伴うという意義を持っています。

・生活を豊かにする

わたしたちの生活そのものを豊かにするため、文化は重要な役割を果たしています。代々伝わるくらしの知恵、食文化など生活文化的なものから、祭り、踊りなど祝祭的なもの、さらには生活空間やまちなみ等に及び、幅広い領域にわたっています。また、近年の大きな傾向として、生活の芸術化があげられます。生活の芸術化とは、衣料品、インテリア、住まい等に洗練された機能やデザインを求めたり、文化教養を身につけた上で舞台芸術や絵画等を鑑賞するなど、くらしの中に芸術を積極的に取り入れ豊かで美しさのある生活を実現しようとすることです。このように、芸術はわたしたちの生活と不可分のものになりつつあります。

・人と人との連帯を醸成

核家族化の進展や旧来の地域コミュニティが弱まるなど、人と人のつながりが希薄になりつつあることが問題になっています。文化活動はその活動自体がもたらす効果や喜びだけでなく、多くの人との共同による共感を生み出し、人と人との連帯の難しさ・楽しさ・尊さを自覚する機会となり、良好な地域コミュニティの形成を促進する効果があります。

・暮らしが楽しい地域・環境の創出

文化活動の共同性や自己実現性により、地域における一人ひとりの役割（顔）が形成され、地域の中で過ごすことの喜びが見い出だされるようになります。また、街路、建築物、緑等に文化的な視点をとりいれて環境整備をすることにより、ゆとりがあり過ごしやすい地域が実現します。このように、文化は暮らしが楽しくなる地域や環境の創出に役立ちます。

・地域の活力の向上

文化事業は、参加した住民が元気になる、地域のアイデンティティが確立する、地域のイメージが高まる、地域から情報発信ができる、住民が地域に誇りを持つようになるなど、地域の活力の向上に役立ちます。また、過疎化や産業構造の転換により低迷している地域では、まちおこしの一環として文化事業が注目され始めています。

・主体的にまちづくりの担い手の育成

文化活動は個人の多種多様な動機に基づく自発性に立脚しており、多くの人々が共同して文化活動を行うことで、行政の単なる受益者として自己の要求をするだけでなく、主体的にまち（地域）づくりに取り組み、意見の異なる市民間の利害を調整するなど、自分たちの社会をより良くするため様々な活動をする町民の養成を図る良い機会になります。

・経済の活性化

地域における文化活動が活発になると、地域内の文化関連の支出が増加し、文化関連産業の発達につながることも期待できます。

また、文化事業の実施により町外から多くの観光客や観客を呼び込むと、来訪者の食事、宿泊、おみやげの購入等の出費を伴い、地域経済への効果が見込まれます。国内では伝統的な祭りが最も知られていますが、近年、音楽祭や演劇祭等芸術関連のイベントの効果が注目され始めています。

11. 事業

(1) オープニング事業

近年開館の公立文化施設のオープニング事業をみると（詳細は次ページ以降に記載）、期間は10日程度～3カ月程度まで様々です。短期間の場合（幸田町、ウィルあいち）は連日イベントを組んでいます。一方、長期に及ぶ場合（安濃町、豊橋市、塩尻市）は1週間に1本程度のペースで事業を企画しています。

事業内容は概ね以下の5つに分類できます。

1. こけら落とし・開館記念式典

開館当日に実施、記念式典の後、記念演奏会を実施する施設が多くなっています。また、一般向けの内覧会・施設見学会を同時に行う施設もみられます。

2. 舞台公演・講演会

演奏会、歌謡曲、歌劇、歌舞伎、演劇、落語、講演会などジャンルは様々です。安濃町、豊橋市、葛飾区では施設の目的や機能に適したジャンルの公演を行っています。

3. 地域の文化団体の発表会

地域の文化団体の発表をオープニング事業の一環として組み込んでいる場合が多くなっています。発表方法はジャンル毎に日時を区切り、文化団体が交替で発表を行うという方法をとっているようです。各団体共通の統一テーマを設定するなど発表内容に工夫をしているケースはあまり見受けられません。

4. 地域の芸術文化創造

豊橋市のオープニング音楽祭、安濃町の創作オペラ、塩尻市のイベント仕掛け人セミナーなど地域の住民参加型の芸術文化創造を意図するケースが近年、増えてきています。

5. セミナー等

ウィルあいち、金沢市民芸術村など施設内に小部屋を数多く持つ施設では、民間非営利団体等が主催するセミナーやミニ講演会等が開催されています。長久手町とは都市規模が違うものの、地域に様々な団体があることが注目されます。

[事例一覧]

幸 田 町 町 民 会 館			
所在地等	愛知県額田郡幸田町	人口	3.3 万人
開館日時	1996 年 8 月		
事業期間	10 日間		
事業内容	・ こけら落とし（記念式典＋水前寺清子歌謡ショー） ・ 舞台公演 6 回（歌謡曲 2、演奏会 1、ミュージカル 1、児童観劇会 1、寄席） ・ 文化講演会 2 回 ・ 地域文化団体発表会（文化協会 2 日、高校吹奏楽発表会、中学生音楽発表会） ・ 情報展		

川越町総合センター内あいあいセンター			
所在地等	三重県三重郡川越町	人口	1.1 万人
開館日時	1996 年 3 月		
事業期間	3 カ月（月 1 回の舞台公演）		
事業内容	・ こけら落とし（古澤巖とリタ・ヘーゲル氏による五重奏） ・ 舞台公演 4 回（歌謡曲 1、演奏会 2、落語 1）		
施 設 等	・ 音楽ホールの席数は 594 席 ・ 教育センター、福祉センターを併設 ・ プロデューサーは TBS の副島氏		

サンヒルズ安濃ハーモニーホール			
所在地等	三重県安芸郡安濃町	人口	1.1 万人
開館日時	1996 年 6 月		
事業期間	1 カ月		
事業内容	・ こけら落とし（記念式典、記念講演、中学ブラスバンド部演奏） ・ 舞台公演 2 回（歌劇 1、ガラコンサート 1） ・ TV 公開録画 1 回		
施 設 等	・ 音楽を主とした 600 席の多目的ホール ・ 保険福祉センター、交流館、図書館を併設 ・ 11 月に住民参加創作オペラ「八百比丘尼」を発表 （町民合唱隊の編成、中学の美術部・生活研究部・文芸部が協力）		

ウィルあいち（愛知県女性総合センター）			
所在地等	愛知県名古屋市東区	人口	—
開館日時	1996 年 5 月		
事業期間	2 週間		
事業内容	・開館記念式典（基調講演、ヴァイマン夫妻演奏（県芸大客員教授）） ・講演会 3 回（6 セッション） ・舞台公演 1 回（演奏会 1） ・国際女性映画祭 5 日間 ・県民参加イベント 72 本 （市民・非営利団体企画：展示、講演会・セミナー、コンサート、発表会）		
施設等	・ホール、会議室 8 室、創作・料理・音楽スタジオ、和室、情報ライブラリー等		

ライフポートとよはし			
所在地等	愛知県豊橋市	人口	35 万人
開館日時	1994 年 5 月		
事業期間	3 カ月		
事業内容	・こけら落とし（第九：豊橋交響楽団・豊橋合唱協会） ・オープニング音楽祭 [15 講演] （豊橋交響楽団、豊橋少年少女合唱団、高校など地域の音楽団体の発表が中心）		
施設等	・音楽ホール		

金沢市民芸術村			
所在地等	石川県金沢市	人口	45 万人
開館日時	1996 年 10 月		
事業期間	3～6 カ月（各工房によりまちまち）		
事業内容	・エコライフ工房 企画20本（市主催3本、市民・非営利団体など主催17本） ・ドラマ工房 演劇祭（地域の27団体の公演＋年忘れイベント） ・ミュージック工房 企画18本（地域の演奏家のライブやセミナー等） ・アート工房 展示企画6本		
施設等	・移転後の工場を改装した施設 ・各工房の運営は地域の民間団体などに一任		

塩尻市文化会館（レザンホール）			
所在地等	長野県塩尻市	人口	6万人
開館日時	1996年10月		
事業期間	3カ月		
事業内容	・こけら落とし（記念式典、記念演奏会、一般内覧会） ・舞台公演10回（演奏会5、歌謡曲2、演劇2、歌舞伎1） ・TV公開録画 ・市民芸術祭（吟道、邦楽舞踊、洋楽舞踊、コーラス、音楽教室、バンド、演劇等） ・ギャラリー展示企画2本		
施設等	・大ホール1,205席、中ホール409席、ギャラリー ・市民向けにイベント仕掛け人セミナー開催		

葛飾区亀有文化ホール（かめありリリオホール）			
所在地等	東京都葛飾区	人口	42万人
開館日時	1996年6月		
事業期間	1カ月		
事業内容	・開館式（一般向けホール見学会も実施） ・舞台公演5回（歌謡曲2、音楽劇1、演劇1、歌舞伎1） ・フリーステージ4日 （地域の文化団体の発表に開放：邦楽、伝統芸能、日舞、洋舞、演劇）		
施設等	・610席（演劇・舞踊、ポップスが主目的） ・区立の文化施設として音楽主目的ホールが既に開設済み ・商業施設との複合施設の8～10F		

(2)文化教室（定期講座）

文化教室の講座の設定にあたり、以下の8点に留意します。その際、「活動希望の高い分野」、「活動環境が整っていない分野」、「民間との競合を配慮」では95年に調査した住民アンケートを参考にしました。

・活動希望の高い分野

開館当初はたくさんの人に文化の家に親しんでもらうため、町民の活動希望が高い分野の教室を開講します。

ex.陶芸・焼き物、外国語会話、コンピューター、料理、写真、手話、園芸等

・活動環境が整っていない分野

活動環境が整っていない分野（「活動している割合」が低い分野のうち、「活動したい割合」が「活動している割合」を大きく上回るもの）の教室を優先して開講します。

ex.日本史・世界史、郷土史、日本の伝統音楽、能・狂言、海外の民族音楽、日曜大工等

・多様な分野

文化の多様性をふまえ、音楽系、演劇・舞踊系、美術系、情報系、映像系、一般教養系、生活文化系のバランスをとり、幅広い分野の教室を開講します。

・様々な層の受講者

こどもからお年寄りまで様々な人を対象として講座を設定します。

ex.お年寄り向け：大正琴、民謡と三味線、健康料理、郷土史、俳句等

ヤング向け：ギター、ジャズダンス、マンガ、ファッション等

こども向け：夏休み講座、土曜講座等

・民間との競合を配慮

民間の活動と重複する分野（活動している割合が高く、活動したい割合が低い）は、講座の内容に行政ならではの特色を持たせる、開催数を控えるなど、その活動を圧迫しないよう留意します。

ex.習字、華道、茶道、音楽教室・レッスン等

・中級講座・応用講座

活動している人が多い分野や初級講座を実施した分野については、徐々に中級講座・応用講座を開催し、活動レベルの向上を支援します。

ex.料理、外国語会話、絵画（平面型）、写真、陶芸等

・戦略的な開催

長期的な視点を持つ、他の事業と連携する、地域の伝統を掘り起こすなど戦略的に事業を開催します。

ex.長期的な視点：アトラゼメント、ステージオペレイト、まちづくり等

他事業と連携：コラス、演劇、ステージオペレイト、

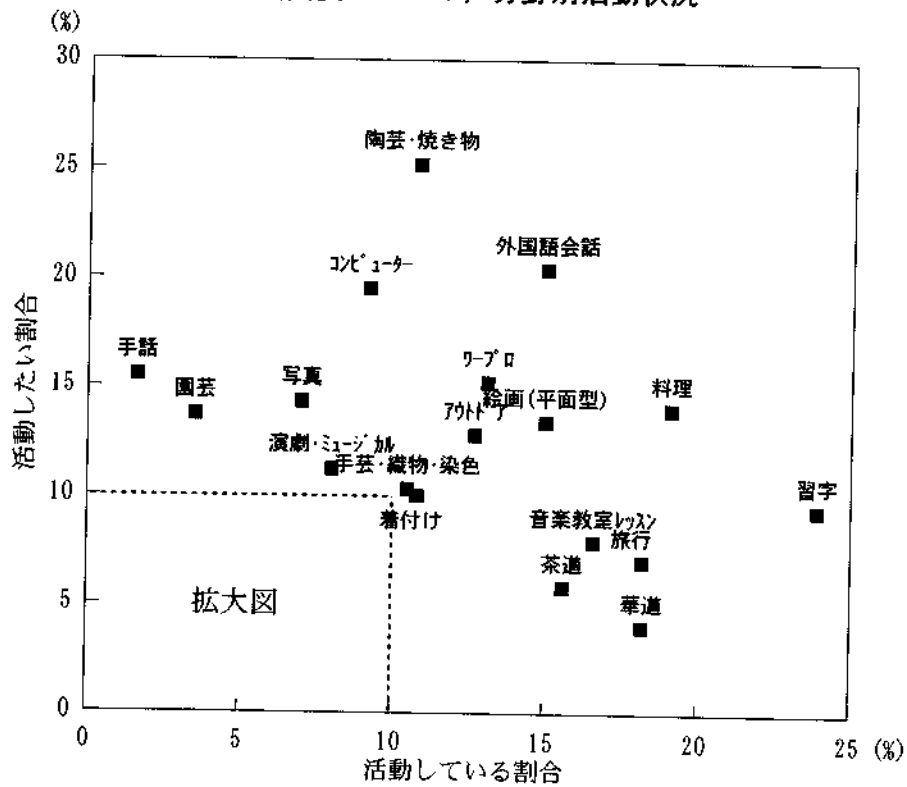
ベルギー-関連（料理、フランス語、フランス語、ベルギー-史、現代ベルギー-事情）等

地域の伝統：郷土史、郷土の文化財、三英傑の研究等

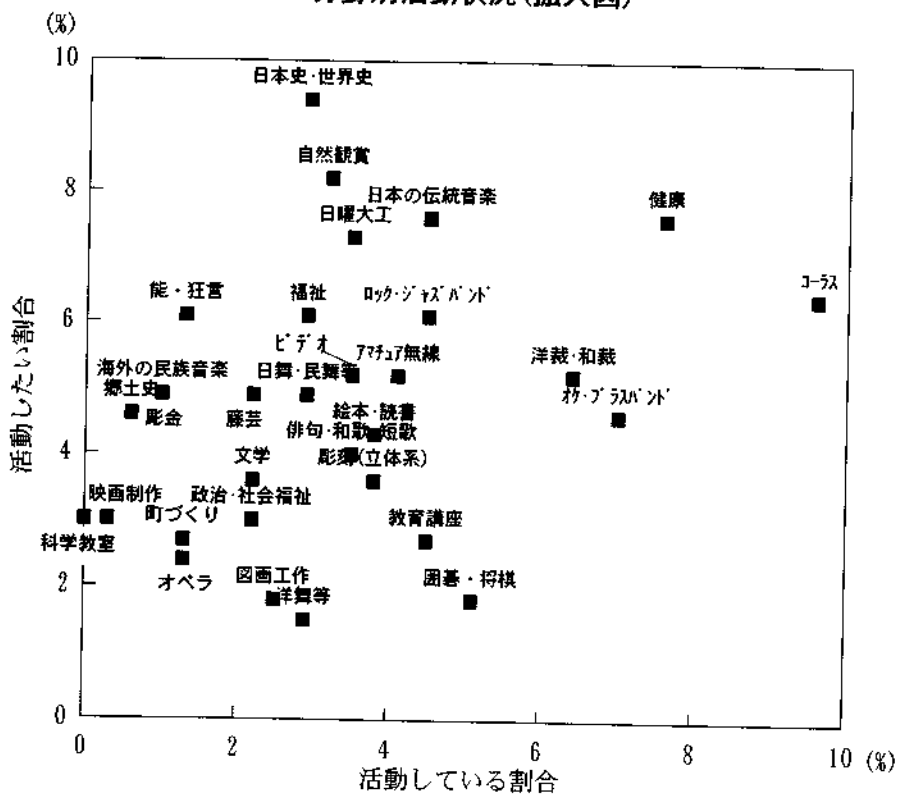
・講座数

文化の家の運営ノウハウの蓄積やスタッフの充実に合わせて、参加者実績を踏まえつつ、開館3年後に一定数になるよう、徐々に講座数を増加させます。

(図表 1 1 - 1) 分野別活動状況



分野別活動状況(拡大図)



(資料) 長久手町調査

(3) オペラ関連事業

オペラ作品の創造に対して国内の各地域で関心が高まってきています。オペラは総合舞台芸術作品で、音楽（合唱、演奏）、演劇・身体表現、美術など幅広い分野にわたり、多くの人の協力を必要とします。このため、地域の芸術活動の振興、地域コミュニティの活性化、地域の情報発進力の向上、地域アイデンティティの形成など、様々な効果が期待されます。地域でオペラ作品を制作する場合、芸術性と市民参加、オリジナル作品と既成の作品という2つの軸があり、目標により、適したコンセプトを設定する必要があります。例えば、オリジナル作品は情報発進力が高い反面、その創造と練習など準備に時間と費用を要します。一方、住民参加型は地域コミュニティや地域の文化活動の活性化に優れている反面、芸術面では限界があります。

若手芸術家の発掘と活動支援のためのコンクールを開催する例も増えてきています。地方公共団体では、オペラ（神奈川県藤沢市等）、室内合唱（兵庫県宝塚市）、チェロ（兵庫県養父町）、ヴィオラ（兵庫県津名町）、オーボエ（兵庫県東条町）など、地域の特徴や人材、ホールの機能に合わせジャンルを限定して開催する事例が見られます。オペラコンクールの事例をみると、盛岡市や京都の事例のように世界大会の日本予選を兼ねていたり、藤沢市のように市民オペラと関連を持たせているなどの工夫が見受けられます。

（図表 1 1－2）オペラの形態と事例

		オリジナル			
住民	八戸市民 創作オペラ 「石の海」	藤沢市民 オペラ 「竜恋譜」	名古屋市総 合舞台芸術 「照手と小栗」	二期会の オリジナル作品	芸術家
	四日市市 民オペラ 「フィガロ の結婚」	藤沢市民 オペラ 「カルメン」	名古屋市総 合舞台芸術 「フィガロの結婚」	二期会の 「魔笛」	
		既 成			

※右上へ行くほど手間と費用がかかる

[地域オペラの事例]

	浜松市	広島市	四日市市
事業名	浜松市民オペラ	ひろしまパ・ラルネッサンス	四日市市民オペラ
公演年月	91.8 カルメン	94.2 犀 (オリジナル) 96.2 ドン・ジョバンニ	95. フィガロの結婚 (通算3作目)
演出	東京の専門家に委託 (練習で20回程度、来浜)	東京の専門家に委託	東京の専門家に委託 (練習で約30回、来四)
舞台・照明等	東京の専門家に委託	東京の専門家に委託	名古屋の業者に委託 (照明：若尾総合舞台)
ソリスト	オーディション (浜松在住者)	オーディション	オーディション (男性は依頼した人も)
合唱	市民オペラ合唱団	オーディション	オーディション
演奏	浜松市交響楽団	広島交響楽団 (プロ)	四日市市交響楽団 (指揮者は名古屋在住)
制作期間	1年	犀：3年	2年 (練習は1年)
総事業費	数千万円	犀：1.2億円	1700万円
備考	浜松市制80周年記念事業、オリジナル制作は中断中	広島市文化創造センターを拠点 マスコミ7社と在広オペラ 5団体と広島県が協賛	ソリスト、演出助手等 はすべてセミプロ 市民参加を重視
所在地等	静岡県浜松市	広島県広島市	三重県四日市市

【オペラコンクールの事例1】

	盛岡市	浜松市	京都
事業名	「国際ベルギー・オペラ・フェスティバル」 「ガボア」オペラ・オペレッタ・コンクール 日本予選	国際オペラコンクール in SHIZUOKA	京都オペラ声楽コンクール
最近の開催年	96.5	96.11	96.11
開催実績	4回目（93年から毎年）	初回	初回
開催期間	2日間	9日間	5日間
主催等	主催：ウイーン・カンマ・オペラ座、 実行委員会、 盛岡市等 後援：オーストリア大使館、 岩手県、 報道機関 14 社等	主催：静岡県、実行委員会 共催：浜松市、(財)アクトシティ 後援：外務省、文化庁、 マスコミ 13 社、文化団体等 協賛：ヤマハ、河合楽器、 音楽之友社、ソニー	主催：日本馬主協会連合会 共催：京都新聞社 後援：ハンガリー大使館、 イタリア大使館、 京都市音楽芸術振興財団
審査委員	ウイーン派遣ソプラノ歌手、 フランスの指揮者等 外国人 2 名、日本人 1 名	声楽家、指揮者等 外国人 7 名、日本人 8 名	アレナ・ディ・ヴェローナ総監督(伊) ハンガリー国立歌劇場芸術総監督(ハンガリー) 等 外国人 9 名、日本人 1 名
申込者	41名	317名（37カ国・地域） （参加者は84名）	—
総事業費	430万円	2億円	—
備考	ウイーン側から日本国内の専門家を通じて打診	三浦環さん没後 50 周年 入賞者：日本 1、ロシア 1、中国 4	ブダペスト国際声楽コンクールのアジア地区大会を兼ねる。 入賞者は海外の劇場で直接研修を受けることができる
ホール	都南文化会館ホール	アクトシティ浜松	京都コンサートホール

〔オペラコンクールの事例２〕

開催地	藤沢市	東京	東京
事業名	藤沢オペラコンクール	日伊声楽コンクール	日本声楽コンクール
最近の開催年	95年(97年は6月予定)	96.6	96.12
開催実績	2回(92年、95年)	32回(毎年)	8回(毎年)
開催期間	6日	4日間(10日中)	4日(3週間)
主催等	(財)藤沢市芸術文化振興財団	主催：日伊音楽協会、 読売新聞 後援：文部省、外務省、 イタリア文化会館等	主催：(財)日本音楽教育 文化振興協会 後援：文化庁、東京都、 報道機関3社等 協賛：ヤマハ、他等6社
審査委員	声楽家、音楽評論家、指揮者等 日本人16名	10名程度(日本のイタリア 声楽研究者)	9名(すべて日本人)
申込者	約240名(国内中心)	約120名(国内中心)	約100名(国内中心)
総事業費	約2000万円	約600万円	約800万円
備考	記念演奏会は東京フィル の演奏。受賞者は市民オ ペラのソリストに。		管打楽器コンクール、日本アマチュア ピアノコンクールも開催
ホール	藤沢市民会館	イイノホール(千代田区)	バリオホール(文京区)

12. 運営体制

(1) 運営体制の事例

	水戸芸術館	メイシアター	ピッコロシアター
主な施設 ()内は席数	コンサートホール (650) 劇場 (550) 現代美術ギャラリー (9室)	大ホール(1400：音楽向) 中ホール(600：演劇向) 小ホール(160) 展示室、会議室など5室	大ホール(400) 中ホール(200) 小ホール(100) 練習室、資料室、展示室
主な事業	※貸し館は一切行わない 水戸室内管弦楽団公演 劇団 ACM の練習・公演 鑑賞事業、企画展	各種鑑賞事業 (大 15、中 15、小 40) こども演劇祭 ピアノ・作曲・人形劇コンクール プロデュース公演など	各種鑑賞事業 15 本 劇団運営、 演劇・舞台技術学校
運営主体	(財)水戸市芸術振興財団	(財)吹田市文化振興事業団	(財)兵庫現代芸術劇場
職員数	40名(嘱託2、出向4)	24名(出向5)	24名(嘱託5)
企画 技師 総務	16名(学芸員) 6名(音楽2、演4) 18名(総務6、広報、 経理6)	5名 9名 5名	21名(劇団8、含広報) 0名(委託) 3名
予算	— 約14.6億円(含人件費) 自主事業 約5.7億円 ※一般会計の1%を充当	約6億円(含人件費) 約4.7億円(含人件費) 自主事業 約0.2億円 事業収入 約1.3億円	— 約4億円(含人件費) 自主事業 約0.2億円 劇団運営 約0.9億円 管理費 約0.9億円 人件費 約2.0億円
所在地等	茨城県水戸市 ・人口 24万人 ・茨城県県庁所在地	大阪府吹田市 ・人口 34万人 ・大阪府の北隣	兵庫県尼崎市 ・県立(広域市町村圏) ・大阪と神戸の中間

(注) 予算の上段は事業料収入を含めた全体予算、下段は行政が実際の支出する金額

(運営体制の事例の続き)

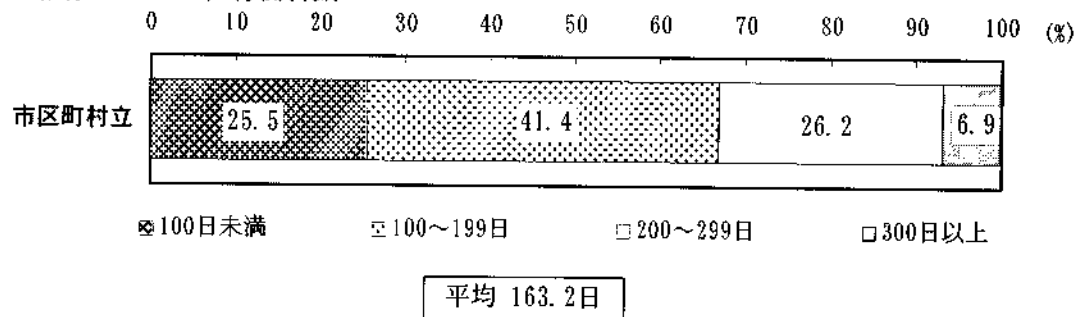
	たんば田園公共ホール	駒ヶ根総合文化センター	名古屋市東社会教育センター
主な施設 ()内は席数	室内音楽を中心とした 多目的ホール (800)	大ホール(1000)、小ホール、 工作アトリエ、リハーサル室 練習室、図書室など	集会室4、和室2、美術室、 料理室、視聴覚室、体育室
主な事業	各種鑑賞事業12本 ステージオペレーターの育成 事業企画できる市民育成 市民オペラ(昨年度まで)	各種鑑賞事業15本 芸術家滞在型演劇の制作 定期講座25講座 共催事業	定期講座51講座 講演会、生涯学習まつり こども向け教室11回 文化サークルの育成
運営主体	兵庫県から篠山町に委託	(財)駒ヶ根市文化財団	名古屋市教育委員会
職員数	7名(出向6)	10名(出向2、嘱託1)	11名(嘱託2)
総務企画 技師	4名 3名 住民ボランティア(表方27名、 ステージオペレーター100名)	5名 5名	
予算	約1.2億円(除人件費) 約0.8億円(除人件費) 自主事業 0.1億円 事業収入 0.4億円 維持管理費約0.7億円	約1.6億円(含人件費) 約1.2億円(含人件費) 自主事業 0.15億円 事業収入 0.4億円 維持管理費 0.6億円 人件費 0.35億円 文化庁補助金 0.1億円	約3,200万円(除人件費) 講師謝礼約690万円
所在地等	兵庫県多紀郡篠山町 ・人口2.3万人 ・神戸から北に40km	長野県駒ヶ根市 ・人口3.3万人 ・長野県南部	名古屋市東区

(注) 予算の上段は事業料収入を含めた全体予算、下段は行政が実際の支出する金額

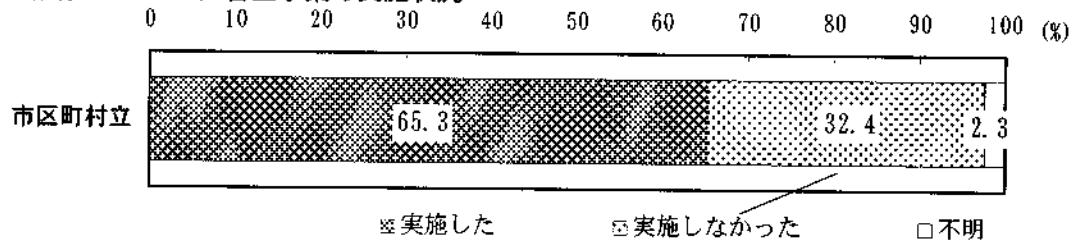
(2)文化施設の稼働状況

文化庁の調査によると、市区町村立の文化施設の年間稼働日数は平均で163.2日です。ただし、3分の1の施設で200日以上稼働している一方、4分の1の施設で100日未満と、施設によりばらつきがあります。自主事業を実施している施設で20日以上実施している施設は約15%（7館に1館）です。

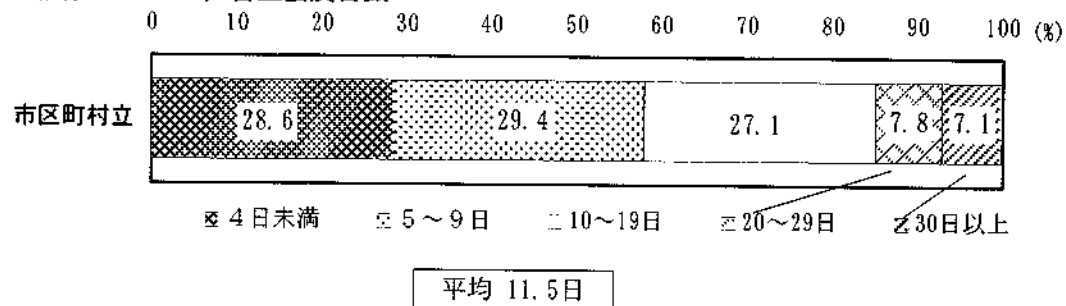
(図表12-1) 稼働日数



(図表12-2) 自主事業の実施状況



(図表12-3) 自主公演日数



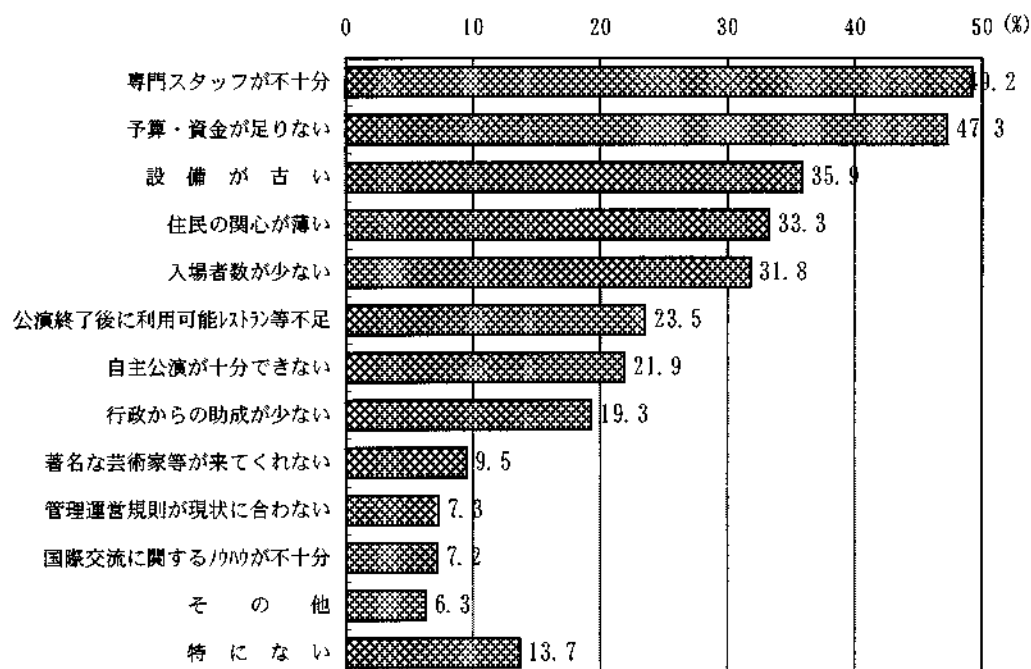
(資料) 文化庁：我が国の芸術文化の動向に関する調査

(注) 自主公演日数は自主事業を実施している施設が対象

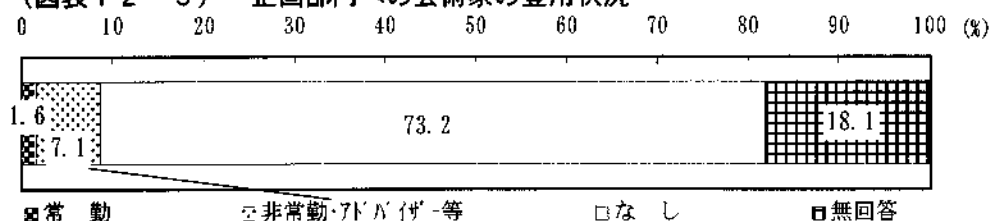
(3)文化施設の職員

文化施設の運営上の問題点をみると、「専門スタッフが不十分」が最も多くなっています。企画部門に芸術家を登用している施設は1割弱です。舞台技術職員については舞台、照明、音響に常勤職員を配置している施設は3割強に達しています。

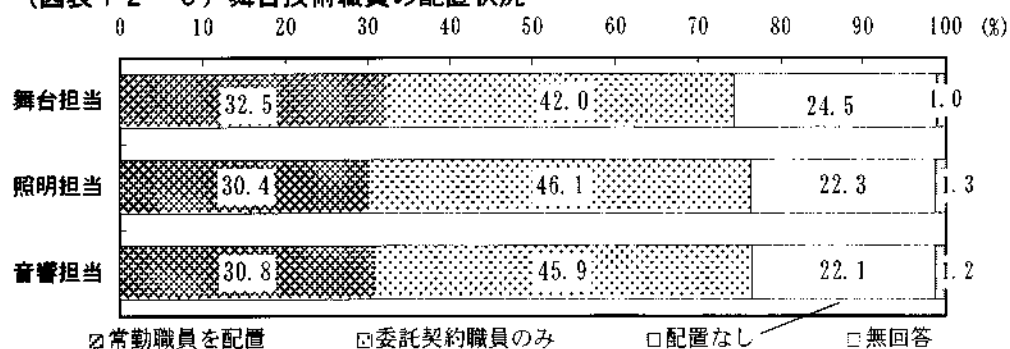
(図表12-4) 文化施設の運営上の問題点



(図表12-5) 企画部門への芸術家の登用状況



(図表12-6) 舞台技術職員の配置状況



(資料) 文化庁：活力ある地域づくりのための地域文化施設のあり方に関する調査報告書

(4) 運営組織の種類

[代表的な事業方式と運営組織例]

	企画・事業化	管理運営	事 例
貸し館型	(利用者)	行政	多くの文化施設
買取公演型	民間プロモーター等	行政	多くの文化施設
行政主導型	行政:専門家登用	行政	ピッコロシアター、伊丹市立演劇ホール
芸術創造型	芸術家	行政	水戸芸術館、藤沢市湘南台文化センター
市民参加型	行政:一部市民	行政	いまだて芸術館、たんば田園交響ホール
市民運営型	市民	市民	金沢市民芸術村、岸和田市自泉会館 瀬戸市の地区公民館

①貸し館型

- ・目的:文化活動の場を行政が提供します。
- ・事業化:(利用者)
- ・留意点:地域の文化活動が少ない場合、利用率が低迷する恐れがあります。
採算が合わない文化活動や文化事業は行われません。

②買取公演型

- ・目的:地方では採算上開催が難しい芸術団体の公演を行い、市民に鑑賞機会の提供。
- ・事業化:主に民間のプロモーター、公立文化施設協議会等の巡回公演。
- ・留意点:単なる文化の消費地にとどまりがちで、地域の文化活動への波及に欠ける面があります。

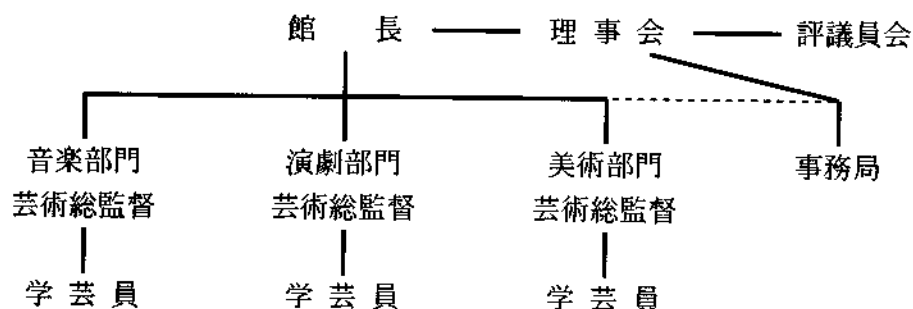
③行政主導型

- ・目的:地域の実情に合わせそのホール独自の事業を実施。
- ・事業化:行政の職員が行う。専門の職員を雇用したり、芸術家にアドバイスをもらうなど工夫をして成果を上げているホールが数多くみられます。
- ・留意点:行政の職員だけで担当する場合、担当者の意欲や資質に左右されがちです。
また、職員の異動によりノウハウの蓄積が難しいという問題があります。
芸術的創造的な事業には企画の限界があります。

④芸術創造型

- ・目的：地域における芸術創造が主目的です。
- ・事業化：芸術家が芸術監督等に就任し、関連事業の企画と事業化を担当します。全面的に委託する場合と専属の職員と協議する場合の2ケースがあります。創造内容について行政は非介入の立場をとる必要があります。
- ・留意点：芸術性の高い事業が実施できるが、住民の意向と乖離する恐れがあります。行政機構を含めて全体を見渡すことができる芸術家が少ない。

ex. 水戸芸術館の開館当時の組織図（財団運営）



⑤市民参加型

- ・目的：市民参加による地域に根差した文化事業を推進。
- ・事業化：実行委員会などを組成し市民が事業の企画・事業家に実質的に参画、もしくは、市民が一部の事業を受託。
- ・留意点：委託者の選定方法の公平性・透明性の確保に留意する必要があります。当初は市民の企画能力を向上させるセミナー等を実施すると効果的です。

⑥市民運営型

- ・考え方：文化創造は本来、市民の自発的活動によるものであるため、市民が文化ホールの企画・管理運営を担当（市民参加型の発展形）。
- ・事業化：市民もしくは市民の代表等。
- ・留意点：市民の自治意識の熟度の高さとノウハウの蓄積が必要。市民主催のだんじり祭の伝統が数百年あり、自治意識が高く、企画運営のノウハウも蓄積している岸和田市でさえも、文化施設の事業・運営ノウハウの蓄積に時間をかけています。金沢市民芸術村、瀬戸市の公民館など小規模で練習中心の施設で市民に運営を委託する動きがみられます。

(5)文化の家の考え方

・芸術家との関係

文化の家の事業は生活文化を含めるなど幅広い分野にわたるため、水戸芸術館のように芸術家が全体を統括する方法はあまり適していないと考えています。芸術創造に関する事業については、その都度、芸術家の協力とアドバイスを受けていきます。

・市民参加

事業の企画運営を市民に委託した岸和田市の自泉会館（100席程度）、金沢市の市民芸術村のような例もありますが、これらの施設は市内に複数ある文化施設の1つです。本町の文化の家は町の中核施設であり、行政が責任を持って運営することが妥当と考えます。

ただし、町民自身による文化活動の様々な展開も想定され、それらの活動を支援・育成していくことが重要です。長期的なビジョンから市民の事業企画力や文化行政のノウハウを蓄積させる仕組みを整備し、市民の自主的な運営も視野に入れたシステムを構築する必要があります。

1 3. 関連法令等

「地方分権推進委員会」中間報告（96年3月発表）抜粋

第5章 くらしづくり部会関係

Ⅱくらしづくり分野における改革の方向「文化等の分野」

この分野については、教育の分野とあいまって、自立した個人が各ライフステージにおいてその個性・創造性を最大限発揮できるようにするため、その基盤としての総合行政の展開や地域文化の振興をいかに図るか、という問題意識の下に、具体例を検討・整理した。

①文化・生涯学習行政の所管組織

【改革の方向】

※
文化・生涯学習については、教育委員会が所管するか、首長部局が所管するかは、当該地方公共団体の主体的な判断に委ねる方向で引き続き検討する。

【現状】

文化・生涯学習の分野においては、「社会教育法」（公民館）、「図書館法」（図書館）、「博物館法」（博物館）、「地方公教育行政の組織及び運営に関する法律」、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」などの各個別法において教育委員会の所管とすることが予定されている。しかし、現実には知事、市町村長部局において、多様な文化・生涯学習施策を行っている例が全国的に多くみられる。

【趣旨】

文化・生涯学習の分野は、住民の多様なニーズに対応するため、教育の分野のみならず、福祉、職業能力開発、環境問題など、より広い分野にまたがる対応が必要である。これらに関連する施策を総合的に行うためには、法令等の規定により教育委員会の所管に限定するのは適当でなく、首長部局が所管するか、教育委員会が所管するかは、地方公共団体の判断に委ねてよいのではないか。

【留意点】

- a. 文化・生涯学習分野における、教育委員会の果たすべき役割をどのように考えるか
- b. 教育委員会の機能は学校教育に純化すべきではないかという意見があるが、これをどのように考えるか。また、教育委員会の活性化の方策をどのように考えるか。
- c. 図書館法、博物館法、社会教育法については、法制定当時に比べて社会経済情勢、国民の意識、地方公共団体の意欲や取り組みが変化していることを考え、法律そのものの存廃についても検討する必要があるのではないか

（注） 報告や法令のポイントとなる箇所に下線を付記しています。

社会教育法〔関係分〕

(1949年6月10日施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

(市町村教育委員会の事務)

第五条 市町村の教育委員会は社会教育に関し、当該地方の必要に応じ予算の範囲内において、左の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること
- 三 公民館の設置及び管理に関すること
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること
- 五 青年学級の開設及び運営に関すること
- 六 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること
- 七 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること
- 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること
- 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会などの開催及びその奨励に関すること
- 十二 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること
- 十三 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、機材及び資料の提供に関すること
- 十四 情報の交換及び調査研究に関すること
- 十五 その他第三条の任務を達成するために必要な事務

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(1990年7月1日施行)

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(市町村の連絡協力体制)

第十二条 市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係教育機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

(1994年11月25日施行)

(目的)

第一条 この法律は音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「音楽文化」とは、音楽の創作及び演奏、音楽の鑑賞その他の音楽に係る国民娯楽、音楽に係る文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。

2 この法律において「音楽学習」とは、学校教育に係る学習、家庭教育に係る学習、社会教育に係る学習、文化活動その他の生涯学習の諸活動であって、音楽に係るものをいう。

3 この法律において「学習環境」とは、音楽学習を行うために必要な施設等の物的条件、指導者、助言者等の人的条件その他円滑な音楽学習を行うための諸条件をいう。

(施策の方針)

第三条 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うにあたっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うこと

ができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

(地方公共団体の事業)

第四条 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断により概ね次の各号に掲げる学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

- 一 音楽の演奏及び鑑賞に係わる行事を主催すること。
 - 二 音楽に係る社会教育のための講座を開設すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、音楽学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
 - 四 当該地方公共団体の設置する学校の教育に支障のない限り、その学校の施設を音楽学習のための住民の利用に供すること。
 - 五 音楽学習に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 六 音楽学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
 - 七 音楽文化に関する調査研究を推進すること。
 - 八 音楽を通じた国際文化交流事業を行うこと。
- 2 地方公共団体は、前項に規定する事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする
- 3 国は、地方公共団体が第一項に規定する事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(民間団体の行う事業の振興)

第五条 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

(顕彰)

第六条 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国際音楽の日)

第七条 国民の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章の精神にのっとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

- 2 国際音楽の日は、十月一日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

14. 貸し空間事業

(1) 開館日時

事例をみると、9:00 に開館し、21:00 もしくは 22:00 に閉館する施設が一般的で、仕事や学校の後に利用できるように夜間も開館しています。休館日は週に1日～2日、平日に設定する施設が多くなっています。こうした中で、尾張旭中央公民館では施設の運営を委託することにより、年末年始を除き基本的に毎日開館しています。一方、サンアートでは、閉館日を週2日設定しており、ランニングコストの節約や職員に無理のない勤務体制についての配慮をしているといえます。

利用区分はほとんどの施設で午前、午後、夜間の3区分です。

〔事例〕

	開館時間	休館日
愛知県芸術劇場	9:00 ～ 22:00	第1・3月曜日、年末年始、保守点検日
名古屋市芸術創造センター	9:00 ～ 21:30	毎週月曜日、年末年始、保守点検日
名古屋市の文化小劇場	9:00 ～ 21:30	毎週月曜日、年末年始、保守点検日
名古屋市演劇練習館	9:30 ～ 22:00	毎週月曜日、年末年始
一宮市市民会館	9:00 ～ 21:30	第1・3火曜日、年末年始
稲沢市民会館	9:00 ～ 21:30	毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始、はだか祭の日、保守点検日
サンアート（三好）	9:00 ～ 21:00	毎週月曜日・火曜日、年末年始
名古屋市東社会教育センター	9:00 ～ 21:00 （日祝は17:00）	第2水曜日、第4木曜日、年末年始等
尾張旭市中央公民館	9:00 ～ 22:00	年末年始等
松本市音楽文化ホール	9:00 ～ 22:00	毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始等
たんば田園交響ホール	9:00 ～ 22:00	毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始等

(2) 連続利用と定期利用

各施設の利用目的により、連続利用や定期利用の制度が設けられています。アートリビング系では、講座・教室系、創造系、展示系の3つに分類できます。名古屋市東社会教育センター、瀬戸市中央公民館など講座・教室系は、定期的な利用に対して配慮しています。名古屋市市民ギャラリーや短歌会館など展示系は、展示期間（連続利用）に一定の幅を持たせています。創造系は名古屋市演劇練習館や富山市民芸術創造センターがあげられ、文化・芸術の創造活動ができるように長期間の連続利用制度を整備するとともに、定期利用にも対応できるよう配慮しています。

ホール系は地域の文化施設で5日程度、都市部に立地し、広域から観客を集めることができる施設はそれよりやや長期間の連続利用を設定する傾向があります。

[事例：アートリビング系]

	連続利用	定期利用
名古屋市演劇練習館 (練習室等) (研修室等)	30日 3日	利用年度を通じて15日以内、かつ、1週間につき3日まで
名古屋市市民ギャラリー	7日	—
名古屋短歌会館 (展示室)	14日	—
名古屋市の文化小劇場 (練習室)	3日	—
名古屋市東社会教育センター (各部屋)	3日	定期利用者を中心に、月1回の受付日に利用調整会議を開催
瀬戸市中央公民館	5日	定期利用社会教育関係団体として登録すれば優先利用が可能 (ただし土曜日の利用は制限有)
尾張旭市中央公民館	—	あらかじめある程度調整
金沢市民芸術村	14日	2カ月まで(週2日以内)
富山市民芸術創造センター (練習室等) (アトリ)	5～30日 5～90日	半年～1年で月2回～週2回
吹田市文化会館 (展示室)	10日	—

[事例：ホール系]

	連続利用	定期利用
愛知県芸術劇場 (大ホール) (コンサートホール) (小ホール)	14 日 3 日 6 日	※ — — —
名古屋市芸術創造センター (ホール) (リハーサル室)	10 日 3 日	不可 不可
名古屋市の文化小劇場	10 日	—
一宮市市民会館	5 日	—
稲沢市民会館	5 日	—
サンアート（三好）	5 日	—
吹田市文化会館	7 日	—

(注) 一印は利用規程等に定期利用に関する記述がみらないもの

(3) 優先受付等の事例

文化施設は様々な用途の利用が想定されますが、設置目的を達成するため、優先利用や利用制限を設けています。

・利用目的の制限をしている施設例

愛知県芸術劇場	施設設置の趣旨にかなうもの
名古屋市演劇練習館	舞台芸術の稽古
瀬戸市中央公民館など 社会教育施設	営利、宗教、政治目的の利用はできない

・利用方法により利用料金を複数設定している施設例

名古屋市の文化小劇場、 稲沢市民会館など多数	入場料金が高額になるにつれ、利用料金が高くなるように設定
サンアート（三好町） 稲沢市民会館など多数	専ら営利営業に関する利用に対して基本料金の数倍に設定

・利用目的により先行受付を実施している施設例

愛知県芸術劇場	優れた舞台芸術公演のうち準備に長期間を要するもの、国際的な会議等（ただし、内定は当該月の利用日数の3分の2以内）
名古屋芸術創造センター	1. 芸術文化活動に使用し、名古屋市が活動基盤で、自ら主催かつ自ら出演または発表するもの 2. 芸術文化目的に使用し、名古屋市が活動基盤 3. 芸術文化目的に使用し、名古屋市以外が活動基盤 4. その他
名古屋市演劇練習館	1. 演劇の稽古の定期利用 2. 演劇の稽古 3. 演劇以外の舞台芸術の稽古、 以上の順で先行受付
稲沢市民会館	物品販売以外
松本市音楽文化ホール	演奏会

世田谷文化生活情報センター

○パブリックシアター〔ホール部分〕

- ・基本方針：開館日の 50 %は貸し館向け、40 %は自主事業・主催事業・共催事業等に、10 %を区の利用に
- ・用途：優れた演劇、舞踊、音楽等の文化・芸術
- ・予約：利用の 14 ～ 16 カ月前（3 カ月単位で開放）から
受付後、内容についてプログラム委員会の審査を経る必要がある
重複した場合は基本的に利用期間の長い方を優先
予約は 1 カ月前まで（職員の出勤日の調整が必要なため）
例）97 年 12 月 1 日～ 10 日に 99 年 2 ～ 4 月分の当初受付を行う
98 年 3 月 1 日～ 10 日に 99 年 5 ～ 7 月分の受付を行う
その後は先着順
- ・連続利用：40 日まで、連続利用者向けの貸し館料金の減免制度はない
- ・定期利用：特別の規定はない
- ・利用料：3 区分（入場料をとらない、入場料 1,000 円未満、入場料 1,000 円以上）

○パブリックシアター〔けいこ場 3 室、作業場 2 室、音響スタジオ〕

- ・用途：ホールの利用者を優先、営利を目的とした使用はできない（ホールは可）
- ・概ねホールと同様であるが、連続利用は 3 日まで（ホール利用者は 40 日まで）

○生活工房（セミナールーム 2 室、ワークショップ 2 室）

- ・対象：区内在住在勤の方で区役所で団体登録が必要
- ・予約：2 カ月前から受け付け、重複時は抽選

15. 芸術団体との協力体制

芸術団体の協力により地域の文化振興に取り組む地方公共団体が増えてきています。ここでは、行政と芸術団体の協力体制の具体的な事例をとりまとめました。本文中で触れたように、協力体制は「行政がプロの団体を設立」、「既存の芸術団体との提携・フランチャイズ」、「事業で芸術家が地域に滞在」の大きく3つのパターンに分けることができます。

「行政がプロの芸術団体を設立」については、常設と随時編成がありますが、本町の規模を考えると、相対的に費用や事務負担が少ない随時編成が適していると考え、岡山県津山市のヴォーカルアンサンブル津山をとりあげました。「芸術団体との提携・フランチャイズ」では、行政と芸術団体が相互に独立した団体として尊重しつつ互いの信頼関係を深めている東京都墨田区と新日本フィルハーモニー交響楽団や、ホールの建設を契機に芸術家の有志がオーケストラを結成した松伏町が代表的です。「事業で芸術家が地域に滞在」では、長野県駒ヶ根市と劇団昴についてとりあげました。

〔協力体制の事例一覧〕

	地方公共団体	協 力 先
行政がプロの 芸術団体を設立	岡山県津山市	ヴォーカルアンサンブル津山
芸術団体との提携 提携・フランチャイズ	東京都江東区	東京シティフィルハーモニック管弦楽団 東京シティバレエ団
	東京都墨田区	新日本フィルハーモニー交響楽団
	埼玉県和光市	新星日本交響楽団
	埼玉県松伏町	アンサンブルオーケストラ・エローラ
事業で芸術家が 地域に滞在	長野県駒ヶ根市	劇団昴

[事例]

津山市（（財）津山文化振興財団）	
設立団体	ヴォーカルアンサンブル津山
団体概要	財団専属の合唱団（96年8月に結成） ・団員は19名（公募によるオーディションで選考） ・ほとんどのメンバーが音楽大学の声楽科を卒業している ・津山市在住は4名、岡山県内が6割、名古屋市在住の団員もいる ・指揮者は八尋和美（東京混声合唱団の指揮者）
活動状況	練習は月2回 定期演奏会の開催、津山国際総合音楽祭に出演等
設立年次	96年8月

江 東 区	
提携先	東京シティフィルハーモニック管弦楽団 東京シティバレエ団
提携内容	○行政の協力 ・ティアラことうの大ホールをリハーサルに提供（管弦楽団：年間20日、バレエ10日） ・ホールの使用料金を2分の1に減額 ○管弦楽団、バレエ団の協力 ・コンサート年間5～6回、室内楽4回 ・市民向け演奏クリニック（年1回）

墨 田 区	
提 携 先	新日本フィルハーモニー交響楽団
提携形態	相互協力 墨田区と新日本フィルハーモニー交響楽団は、相互に独立した団体であることを尊重し、経済的にも相手側に依存することなく、互いの信頼関係を深めていくこととする
提携方法	フランチャイズの覚え書き
目 的	・芸術文化の限りない進展に寄与 ・区民による音楽都市の実現
提携内容	○行政側の協力 ・墨田区文化会館の大ホールとオーケストラ練習室を施設完成時に定める施設利用規程に基づき交響楽団に優先提供 ・オーケストラ運営のための事務所、楽器保管スペース等オーケストラ活動に必要なスペースの提供 ○新日本フィルハーモニー交響楽団の協力 ・墨田区文化会館を活動の本拠地と定め、以下の活動を行う - 芸術活動としての定期演奏会、特別演奏会等の演奏活動 - 啓蒙活動としての青少年コンサート等の演奏活動 - 普及活動としての名曲コンサート、サマーコンサート等の演奏活動（墨田区は上記の演奏会の観客動員に協力する） ・墨田区民とともに歩むオーケストラとして区民と積極的交流を図る - 区内音楽団体への技術指導 - 可能な場合の練習の公開 - 墨田区の公式行事等への積極的参加 - 墨田区が主催する音楽行事の中核的役割 - 区民との親睦の場への参加
提携年次	88 年 7 月

和光市（（財）和光市文化振興公社）	
提携先	新星日本交響楽団
提携形態	相互協力
提携方法	相互協力のための覚え書き
目的	・和光市における芸術文化の振興・普及 ・和光市民の自主的な文化活動の育成 ・青少年の情操教育の推進 ・新星日本交響楽団の音楽文化の発展向上
提携内容	○公社の協力 ・和光市市民文化センターをリハーサル会場として年間 60 回程度、一般のリハーサル料金で提供 ・公社の公演で年 2 回、新星日本交響楽団を起用 ・新星日本交響楽団に年 300 万円の謝礼金を交付 ○新星日本交響楽団の協力活動 ・オーケストラのリハーサルの公開（年間 2 回） ・和光市の市民オーケストラや小中学校、アマチュアプラスバンド等に年 4 回指導 ・文化センターで年 2 回自主公演を行う ・ピアノ 3 台を交互使用し、性能保全につとめる
提携年次	95 年 4 月 1 日～ 96 年 3 月 31 日まで、以後 1 年毎に延長

松 伏 町	
提携団体	アンサンブルオーケストラ・エローラ
提携形態	フランチャイズ（随時結成）
団体概要	オーケストラは、92年に松伏町の文化に対する姿勢と音楽ホールの優れた音響機能に共鳴した若手演奏家の有志により任意団体として結成された。団員は18名で随時編成。
事業概要	・定期演奏会の開催 ・オペレッタ、語りなど松伏オリジナルの音楽作品の演奏 ・合唱団など地域の音楽団体と共演 ・文教施設、福祉施設などで演奏（ふれあいコンサート）

駒ヶ根市（（財）駒ヶ根市文化財団、こまがね演劇鑑賞会）	
提携先	劇団昴
提携形態	事業提携
事業内容	「アーティスト・イン・レジデンス in こまがね」 94年度：こまがね演劇鑑賞会が劇団昴に演劇サマーセミナーを委託 95年度：演劇鑑賞会、駒ヶ根文化財団が協力し、文化庁の事業補助を得て、劇団昴の指導によりサマーセミナー、ワークショップ、共同公演を実施 96年度：文化庁の文化のまちづくり事業の指定を得て、劇団昴の指導によるサマーセミナー、共同公演を実施 ※今後も劇団昴と提携して事業を継続する予定

16. 事業助成制度

(1) 考察

国の省庁の中では文化庁と自治省で、地方公共団体向けの事業助成制度が充実しています。基本的には、文化庁の芸術文化振興基金、「国際音楽の日」記念事業など単独の事業助成ですが、同庁の文化のまちづくり事業や財団法人地域創造の創造プログラム助成など複数の事業を継続的に支援する制度も整備されつつあります。

愛知県においては、直接に地方自治体の文化事業の費用を助成する制度はみあたりませんが、愛知県芸術祭の公演等を誘致すれば、鑑賞事業費の抑制を図ることができます。

企業が設立した財団法人をはじめ民間団体にも、芸術文化活動に対する様々な助成制度があります。公演助成額は1件あたり数十万円から数百万円で、各団体毎に分野、芸術水準、地域性など特徴を持たせています。

こうした中、企業メセナ協議会の制度は、事業の実行委員会等に対する寄付を税制上優遇できるようにして、企業の寄付金を集めやすいようにする制度で、事業規模が大きく企業からの多額の寄付を募るとき有効な手法です。

(2) 助成制度一覧

【文化庁関連】

- ・アーツプラン21
- ・文化のまちづくり事業
- ・「国際音楽の日」記念事業
- ・アーティスト・イン・レジデンス事業
- ・芸術文化振興基金
- ・その他の文化庁関連事業（芸術鑑賞教室、舞台芸術ふれあい教室等）

【自治省関連】

- ・財団法人地域創造

【通産省関連】

- ・生活産業局、社団法人民間活力開発機構、財団法人音楽産業・文化振興財団等

【国土庁関連】

- ・地方振興局、大都市圏整備局等

【愛知県関連】

- ・文化振興局、教育委員会

【民間】

- ・社団法人企業メセナ協議会
- ・財団法人アサヒビール芸術文化財団
- ・財団法人三井海上文化財団
- ・財団法人ロームミュージックファンデーション
- ・その他の民間助成団体（財団法人愛銀教育文化財団、財団法人花王芸術文化財団等）

(3) 助成制度の内容

【文化庁関連】

アーツプラン 21	
担当部局	文化庁文化部芸術文化課
趣 旨	21 世紀に向けた新しい文化立国にふさわしい創造的な芸術活動の活性化を推進する
助成内容	芸術創造活動に対する支援（助成） 1. 芸術創造活性化事業 わが国の舞台芸術の水準向上を図る上で直接的な牽引力となることが期待される芸術団体に対し、年間の自主公演を総合的かつ継続的（原則 3 年間）に支援する ex. 東京フィルハーモニー交響楽団、二期会、松山バレエ団、青年団、文学座等 2. 国際芸術交流推進事業 海外フェスティバル参加など芸術団体の海外公演を助成 ex. オケストラ・アンサンブル金沢：ヨーロッパ公演 劇団 SCOT：デンマーク等公演 3. 芸術創造基盤整備事業 芸術各分野の統括団体が実施する人材養成事業・調査等を助成 ex. (社)日本バレエ協会：バレエフェスティバル (社)日本演奏連盟：演奏年鑑の作成 4. 舞台芸術振興事業 芸術団体の優れた国内公演を助成（芸術文化振興基金より） ex. 名古屋フィルハーモニー交響楽団定期演奏会 助成金 3,900万円 劇団うりんこ公演：森の中の海賊船 500万円 兵庫県立ピッコロ劇団公演：心中天網島 900万円
特 徴	主な助成対象は優れた芸術創造団体
参考資料	アーツプラン 21 報道発表資料（文化庁：平成 8 年 5 月） 事例は平成 8 年度採択事業より

文化のまちづくり事業	
担当部局	文化庁文化部地域文化振興課
趣 旨	文化的遺産・風土等を活かしながら、地域に根ざした特色のある芸術文化を創造するとともに、優れた芸術文化を身近に鑑賞できるようにすることを通じたまちづくりを支援し、地域文化の振興に資する
助成対象	以下の文化活動のソフト経費として、1市町村あたり平均年間 2,000 万円を最高 5 年間継続して助成する。 ・ Aタイプ 地域の文化遺産を基盤とした新たな芸術文化の創造・発表活動の活性化 ・ Bタイプ 地域に根ざした芸術文化の創造・発表活動の活性化 ・ Cタイプ 文化財の保存整備と活用を通じたまちづくり 「キーワード」 新たな文化創造活動、フランチャイズ化、地域間交流
助成事例	平成 8 年度実績（計 39 地域、助成総額 5.5 億円） ・ 長岡地方拠点都市（新潟県） 長岡地域のシンボルである「信濃川」をテーマとした新たな芸術活動の実施 ①市民参加型創作パレタ「みるなの座敷」上演 ②地域住民を対象としたアートプロジェクト講座 ③地域内の音楽団体の出演による合同音楽祭 ④中学生のための音楽教室、信濃川をテーマとする音楽祭 ・ 栗東町（滋賀県） ①NHK交響楽団弦楽五重奏公演や新能等の芸術鑑賞機会の充実 ②演劇学校、音楽学校の開講を通じて文化振興の担い手を育成 ③公立の創作劇団、館付劇団を結成するためピッコロ劇団と交流 ・ 駒ヶ根市（長野県） ①演劇サマセミナ：ワークショップ、劇作教室、指導者講習 ②劇団昴と共同公演 ③伝統芸能、舞台芸術の鑑賞会 ④駒ヶ根芸術文化団体協議会の組成とイベント
参考資料	文化のまちづくり事業報道資料（文化庁：平成 8 年） 官報速報（平成 8 年 3 月）

「国際音楽の日」記念事業	
担当部局	文化庁文化部地域文化振興課
趣 旨	「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」で定められた「国際音楽の日」（10 月 1 日）の趣旨をふまえ、国民の間に音楽の関心と理解を深めるとともに、国際相互理解の促進を図る。
助成内容	国際音楽の日の前後相当の期間内（9 月中旬～ 10 月中旬）に行われる事業を文化庁と地方公共団体等との共催により実施する。 「対象事業」 a. 音楽公演（洋楽、邦楽を問わない） b. 音楽に関する講演会、シンポジウム c. その他音楽関連事業 「助成内容」 1 会場あたり約 200 万円
助成事例	平成 8 年度は 41 事業（地域バランスが配慮される） ・長野県伊那市、松本市、長野市、小諸市 ウィーン室内楽アンサンブル演奏会（4 回） ・岐阜県瑞浪市 マペリーニ管弦四重奏団&瑞浪市交響楽団演奏会 ・静岡県浜松市（国際音楽の日フェスティバル） 世界の民族音楽家や音楽教育者等によるフォーラム 市民参加によるコンサート
参考資料	文化庁提供資料（文化庁） CMC '96（財団法人音楽文化創造）

アーティスト・イン・レジデンス事業	
担当部局	文化庁
趣 旨	国内外の芸術家がある地域に一定期間滞在して創作活動や交流等を行い、地域における芸術文化の向上の契機にする。
助成内容	「事業内容」 ・ 国と地方公共団体が共同で米国等の芸術家を招聘する ・ 招聘された芸術家が創作や発表活動を行う ・ 招聘された芸術家を中心として地域住民に対しワークショップを実施 「対象分野」 ・ 音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術、絵画、陶芸、彫刻、写真、文芸等 「芸術家の招聘人数」 ・ 1地域あたり平均 10 人（外国人 5 名、日本人 5 名：滞在期間 6 か月）
助成事例	・ 平成 9 年度からの新規事業のため、事例なし ・ 平成 9 年度は 10 地域採択予定 （助成総額は 1 億円程度となる予定）
参考資料	平成 9 年度予算案主要事項説明資料（文化庁）

○その他の文化庁関連事業（平成 9 年度予算案等より）

- ・ 芸術鑑賞教室（文化庁地域文化振興課）
 - 優れた舞台芸術を各地域に派遣して、広く国民に鑑賞する機会を提供する
 - ①こども芸術劇場：10 ～ 13 歳対象
 - ②青少年芸術劇場：14 ～ 19 歳対象
 - ③中学校芸術鑑賞教室：中学校の学校現場に優れた舞台芸術を派遣
 - ④移動芸術祭：広く国民一般を対象
- ・ 舞台芸術ふれあい教室
 - 学校の体育館等で芸術の鑑賞事業や実演・鑑賞指導の実施
- ・ マルチメディアアートの振興
 - ビジュアル・アーツ・フェスティバルの開催
 - 映画芸術の振興支援：国立近代美術館フィルムセンターの充実、優秀映画の促進

芸術文化振興基金	
担当部局	日本芸術文化振興会
趣 旨	広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していくことができる環境の醸成とその基盤の強化
事業内容	「助成対象」 1. 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造または普及を図るための活動 ・ 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開など ・ 美術の展示、映像芸術の創造など ・ 先駆的または実験的な公演、展示など 助成実績（平成7年度）：444件、総額 16.4 億円 ex. (財) 藤沢市芸術文化振興財団：藤沢市湘南台シアターハウス 350 万円 越智インターナショナル：名古屋市こどものための巡回劇場 250 万円 (財) 水戸市芸術振興財団：現代ダンスフェスティバル 300 万円 2. 地域の文化の振興を目的として行う活動 ・ 文化会館、美術館など地域の文化施設において行う公演、展示など ・ 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能など文化財を保存、活用 助成実績（平成7年度）：165件、総額 2.5 億円 ex. 裾野市：NHK交響楽団コンサート 100 万円 新城市：ベルリニール八重奏コンサート 50 万円 豊橋市：人形浄瑠璃フェスティバル 130 万円 (財) 河内長野市文化振興財団：マイタウンホール「マカベス」 250 万円 3. 文化に関する団体が行う文化の振興または普及を図るための活動 ・ アマチュア、青少年、婦人等の団体が行う公演、展示など ・ 文化財である工芸技術または文化財の保存技術の復活、伝承など文化財を保存する活動 助成実績（平成7年度）：162件、総額 1.9 億円 ex. 掛川市文化協会：創作劇「掛川の譜」公演 50 万円 四日市シンフォニックオーケストラ：記念コンサート 40 万円 ながはま子供演劇祭実行委員会：ながはま子供演劇祭 20 万円
参考資料	芸術文化振興基金パンフレット（日本芸術文化振興会） ういず 29 号付録（芸術文化振興連絡会議） 事例は平成8年度

【自治省関連】

財団法人 地域創造（地域の芸術環境づくり支援事業）	
担当部局	財団法人地域創造 振興助成担当
趣 旨	地方公共団体や関連の公益法人が自主的主体的に実施する芸術環境づくりのための事業を財政的に支援する。特に事業を通じて文化振興担当職員に自主企画事業の企画・運営のノウハウの向上を期待している。
事業内容	支援総額 4 億円、支援事業数 100 程度 ・創造プログラム 地域の芸術環境づくりに関し、顕著な工夫が認められ、段階的・継続的に推進する事業への財政支援（最長 3 年間） ex. 世田谷区 : 区民演劇ワークショップ 事業 (財)びわ湖ホール: 観客創造プログラム（舞台芸術入門シリーズ等） 愛知県 : HUMAN COLLABORATION (異なるジャンル間の共同製作と関連事業) (財)伊丹市文化振興財団: レクチャー&ワークショップ ・連携プログラム 3 以上の地方公共団体等が共同で取り組む公演・企画等への財政支援 ex. 北海道文化財団など 3 団体: 現代ダンス「アデュ」等公演 愛媛県土居町など 3 団体: フィルム・モノ・合奏団ベルリン公演 北九州市など 5 団体 : 北部九州地域演劇アカデミーと合同公演 ・単独プログラム 地域の人々が参画するなど地域との関連性を有しながら企画制作された事業への財政支援 ex. 札幌市: PMF 札幌交響楽団演奏会 稲沢市: パリ・風景の記録「アジエの写真とオグスの絵画」 (財)名古屋市文化振興事業団: 総合舞台芸術公演「フィガロの結婚」 (財)四日市市文化振興財団 : 創作市民ミュージカル ・研修プログラム ex. 愛知県: アートマネジメント実践講座 和歌山県: イベントアカデミー
参考資料	地域創造レター NO.24 事例は平成 9 年度

【通産省関連】

特に一般地方公共団体向けに助成事業は行っていません。文化産業の振興と電源地域の振興の観点から以下の事業を行っています。

- ・生活産業局サービス産業課

感性社会における企業、産業に関する研究会の実施（平成5年度）

映画産業など映像ソフトに関する調査研究（平成5～7年度）

- ・社団法人民間活力開発機構

公共的催事ホール等の有効活用支援事業（電源地域市町村対象のモデル事業）

内容：公演企画、運営ノウハウの提供など公共ホールの有効活用を支援

事例：栃木県今市市、静岡県御前崎町など6市町（平成6年秋～）

- ・財団法人音楽産業・文化振興財団

アジアをはじめ世界の音楽産業・音楽文化に関する調査、普及事業、研修等を実施

【国土庁関連】

地方振興局総務課地方産業振興室によると、平成8年度現在で地方公共団体向けに補助事業は行っていません。ただし、コンサートやイベントについて調査を検討中です。

平成9年1月に大都市圏整備局計画課で「スポーツ、文化・芸術分野における住民活動支援のあり方に関する調査」を発表しています。

【愛知県関連】

愛知県の文化事業（市町村関係分）	
担当部局	愛知県総務部文化振興局、教育委員会文化財課
支援内容	○文化振興局関連 ・市町村文化推進会議の開催 ・文化活動事業費補助金 県内に活動の本拠をおく文化団体の自主事業に対して助成 ・アート・マネジメント実践講座の開催 ・(財)地域創造との連携・活用 ○教育委員会関連（教育委員会主催の文化行事） ・愛知県芸術祭（計 8 公演） ex.名古屋フィルハーモニー交響楽団（美和町文化会館） 松本道子バレエ団（幸田町民会館） 能楽協会名古屋支部（扶桑町文化会館） ・愛知県青少年音楽鑑賞会（1 公演） ex.名古屋青少年交響楽団（豊田市民文化会館） ・民俗芸能大会（2 公演） ex.愛知県内保存団体向け（豊橋市民文化会館、常滑市民文化会館） ・文化庁の関連事業 こども芸術劇場、中学校芸術鑑賞教室、移動芸術祭（計 5 公演）
参考資料	平成 8 年度愛知県総務部文化振興局の主な事業（愛知県） 平成 8 年度愛知県教育委員会主催主要芸術文化行事一覧（愛知県） （事例はすべて平成 8 年度事業より）

【民間】

社団法人 企業メセナ協議会	
担当部局	社団法人 企業メセナ協議会・事務局 東京都千代田区有楽町（03-3213-3397）
趣 旨	企業と協力して芸術文化活動への助成を行い、もってわが国の芸術文化の向上、発展に寄与する。なお、当法人は特定公益増進法人の認可を受けている。
事業内容	・助成事業 協議会の助成選考委員会の認定を受けた芸術活動に対し、企業等が協議会経由で寄付をすると、寄付金は税制上の優遇措置を受ける（スルー方式）。選考は年6回、実施。 平成7年度実績…認定（80件）、寄付（430件：3億円）
認定事例	・モントリオール交響楽団演奏会 三重県総合文化センターと宮崎県芸術劇場の姉妹提携記念の演奏会 ・北とぴあ国際音楽祭 東京都北区にて、区民参加による国際的な音楽家と区民交流を特徴とした音楽祭 ・パシフィック・ミュージック・フェスティバル（札幌） ・宝塚市民パレ 出演者を宝塚市民等からオーディションで選抜し、上演 ※以上の事例はすべて、平成8年度認定
留 意 点	企業からの寄付を集めるときに有効な制度
参考資料	企業メセナ協議会提供資料

財団法人 アサヒビール芸術文化財団	
担当部局	財団法人 アサヒビール芸術文化財団 (東京都墨田区吾妻橋：03-5608-5202)
趣 旨	美術・音楽を中心とした芸術文化活動を助成するとともに美術館を運営してわが国文化の向上を図り、芸術を選考する青年・学生を支援して国際的な文化交流に貢献する。
助成対象 (関係分)	「美術」 国公立美術館等が企画し、開催する日本画、洋画、版画、彫刻等の 展覧会 「音楽」 オペラ、オーケストラ、室内楽、合唱など、多人数出演の音楽会
助成金額	1 件あたり 100 万円を基準とし、内容、規模、期間等により増減する。 (平成 7 年度は美術 6 件、音楽 15 件が助成を受けた)
助成事例	「美術」 ・ 三重県立美術館：まつりの美術展 (平成 6 年度) ・ 尼崎市総合文化センター：郷土作家展 前田正夫の展 (平成 6 年度) 「音楽」 ・ 四日市市文化振興財団：市民オペラ「フィガロの結婚」(平成 7 年度) ・ 内子町音楽祭実行委員会：岡村喬生の室内楽 (平成 7 年度) ・ 横浜合唱協会：第 40 回定期演奏会 (平成 7 年度)
参考資料	財団案内

財団法人 セゾン文化財団	
担当部局	財団法人 セゾン文化財団・事務局 (東京都中央区京橋：03-3535-5566)
趣 旨	わが国の演劇・舞踊芸術の振興および同分野の国際交流の促進に寄与するため、様々な助成活動を展開する。
事業内容	A.創造環境整備助成 演劇・舞踊界のシステム改善、人材育成、ネットワークの構築など芸術創造を支える環境の整備が目的（主にプロフェッショナル向け） ・対象事業：調査研究、ワークショップ、シンポジウム、出版、アトマネジメント留学等 ・助成例 - 国際会議「シェイクスピアと歌舞伎」実行委員会（アルカイクホール）… 100 万円 - 国際舞踊夏期大学（日本音楽学校）… 100 万円 B.芸術創造助成・C.国際交流助成 演劇界・舞踊界で活躍が期待される芸術家・芸術団体の育成・国際相互交流の推進等 ・助成例：MODE、隣光群、竹屋啓子コンテンポラリー・ダンスカンパニーなど
留 意 点	芸術家、芸術団体の芸術活動の支援が目的のため、地方公共団体が支援を受ける例は少ない。
参考資料	文化財団提供資料

財団法人 三井海上文化財団	
担当部局	財団法人 三井海上文化財団・事務局 (東京都千代田区神田駿河台：03-3259-4131)
趣 旨	音楽・郷土芸能等の分野において、国民一般の文化活動を助成することにより、地域における文化の振興及び文化の国際交流の促進を図り、もってわが国文化の向上、発展に寄与する。
事業内容	A.地域の住民のためのコンサートの共同主催 ・事業内容：地域における文化の振興を支援するため、各地の公立文化ホールに当文化財団が著名な演奏家を派遣し、都道府県ならびに市町村と共同主催で、地域住民のために質の高いコンサートを提供する。 ・助成内容：文化財団が演奏家への謝礼・幹線交通費および宿泊費を負担 年間開催件数は30件程度 ・助 成 例：N響金管五重奏団（新潟県青梅町、静岡県湖西市など） 中田喜直リチャ-コンサート（栃木県日光市、富山県庄川町など） 岡村喬生歌の旅（大阪府河内長野市、北海道釧路市など） B.文化の国際交流活動に対する助成 ・事業内容：地域における文化振興のため、音楽・郷土芸能等の分野で、有意義な国際交流活動をおこなうアマチュア団体に対し助成金を交付 ・助成内容：活動内容により100万円あるいは50万円を助成 ・助 成 例：天竜国際交流協会（グアム大学のコーラス部を招聘） 豊橋交響楽団（ドイツアマチュアオーケストラ連盟と提携コンサート）
留 意 点	毎年、各県知事宛に助成の要項を送付している。コンサートについては、申し込み制をとっているが、国際交流活動助成については、県に推薦依頼をしている。 事例はすべて平成8年度事業 長久手町は平成3年度に、ペンシルベニア合唱団の招聘で、国際交流活動に対する助成を受けている。
参考資料	文化財団提供資料（事業案内、これまでの活動内容）

財団法人 ローム ミュージック ファンデーション	
担当部局	財団法人 ローム ミュージック ファンデーション (京都市右京区西院西中水町：075-311-7710)
趣 旨	音楽活動の一層の進展のために、演奏会への助成金の支給や音楽を通じた国際交流に対する助成、音楽を専攻する学生への昇格金の給付等の活動等を行い、音楽文化の振興に貢献する。
事業内容	A.音楽活動助成 室内楽・独奏の公演、オーケストラ、オペラ他の公演 平成8年度は30件を助成 ex. (財)京都文化財団 : 古楽フェスティバル 100万円 (財)台東区芸術・歴史協会 : 近代日本の室内楽 80万円 (財)エ・ビ・シー音楽振興財団 : 新人コンサート・オーディション 100万円 滋賀県高島町 : ガリパ-新世代コンサート 80万円 B.国際交流助成 海外演奏家の招聘、国内演奏家の海外公演 平成8年度は14件を助成 ex. (財)関信越音楽協会 : 草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル 80万円 (財)宝塚市文化振興財団 : 宝塚国際室内合唱コンクール 100万円 C.音楽研究助成、奨学援助等 ※事例はすべて平成7年度もしくは8年度実績
助成金額	1件あたり50～150万円程度
参考資料	財団事業活動記録

○その他の民間助成団体

「財団法人 愛銀教育文化財団」

- ・愛知県内の各地域の教育文化活動に対して援助を行い、教育文化の振興に寄与する。
- ・助成対象は音楽活動、郷土史研究、美術工芸活動、演劇活動、海外との文化交流活動、高校生の文化活動で、1件あたり数十万円を助成
- ・名古屋市中区栄（052-262-9601）

「財団法人 花王芸術文化財団」

- ・美術、音楽を中心に芸術文化活動を助成し、かつ、これらの分野の国際芸術交流を支援
- ・美術展、音楽公演の助成（計 28 件、計 2,000 万円：H6）
- ・東京都中央区日本橋（03-3660-7055）

「財団法人 サントリー音楽財団」

- ・洋楽の普及振興のため事業・顕彰を行い、洋楽界の水準の向上に資する
- ・邦人作品を含むコンサートの助成
- ・東京都港区赤坂（03-3589-3694）

「財団法人 東洋信託文化財団」

- ・地域におけるアマチュアの音楽・演劇活動、民俗芸能の伝承等のための公演助成
- ・伝統芸能、音楽活動、演劇活動、美術展の公演助成（計 52 件、計 3,100 万円：H6）
- ・東京都千代田区丸の内（03-3218-0611）

「財団法人 三菱信託芸術文化財団」

- ・わが国のプロのオペラなど音楽団体が主催する公演等のうち、一定の芸術的水準を有し、経済的支援を要すると認めたものへ助成
- ・オペラ公演、オーケストラ公演、音楽祭等（計 46 件、約 7,000 万円：H6）
- ・東京都中央区日本橋（03-3281-0604）

17. 基金・公益信託

事業の継続的な資金源を確保するため、基金や公益信託の制度を活用する方法があります。この制度は、基金（公益信託の場合、信託財産）の運用益を利用するため、基本財産等に多額の拠出金が必要となります。資金を拠出する主体は行政、企業、個人等が考えられますが、我が国では基金等に市民の寄付が集まりづらい傾向があり、名古屋市や世田谷区のように行政が財政状況に合わせて積み立てをしているケースが多くなっています。使途は様々ですが、足立区や世田谷区など住民のまちづくり活動に対する助成への効果が注目されます。

芸術文化振興基金（国）	
目 的	広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していくことができる環境の醸成とその基盤の強化
創設年次	90年3月
基金総額	612億円（96年末）
寄付主体	政府出資金500億円、民間出捐金112億円（ほとんどが企業）
積立方法	政府出資金は一括、民間出捐金は随時募集
運用益 の用途	助成実績19億円（96年度） ・芸術創造普及活動 （現代舞台芸術公演、先駆的な芸術創造公演、伝統芸能の公演など） ・地域文化振興活動 （文化会館公演、美術館展示、民俗文化財の保存活用など） ・文化振興普及団体活動
所 管	日本芸術文化振興会

名古屋市文化基金（名古屋市市民文化振興事業積立基金）	
目 的	歴史と伝統を生かした個性豊かな市民文化の創造
創設年次	82 年
基金総額	15 億円（97.2 現在）
寄付主体	名古屋市（12 億円）、市民（法人・個人など 3 億円）
積立方法	市は財政の状況に応じて積立、市民からは随時（毎年 1,000 万円程度）
運用益 の用途	運用収入 1,863 万円（95 年度運用成果） 財団法人名古屋市文化振興事業団の自主事業に充当 （現代の文化・芸術の振興、国際文化交流、伝統文化の普及、 総合舞台芸術の公演） ex.美術展の開催、創作作品の募集、新進芸術家の海外研修、 海外の舞踊団の公演、伝統芸能鑑賞会、情報誌の発行
所 管	名古屋市市民局文化振興課

さいたま緑のトラスト基金	
目 的	埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を保全する
創設年次	85 年
基金総額	積立累計額 42.8 億円 保全地取得など繰出金 - 15.6 億円 基金残高 27.2 億円（97.1 月現在）
寄付主体	民間寄付金 9.5 億円、県積立金 25.4 億円、預金利子 7.9 億円
積立方法	随時、寄贈や遺贈も対象
運 用 益 の 用 途	目的に適する土地や建物の取得 ex.雑木林の取得、渓谷周辺樹林地の取得、河岸緑地の取得
所 管	財団法人さいたま緑のトラスト協会

公益信託あだちまちづくりトラスト	
目 的	住民の創意工夫による自主的なまちづくり活動を行う個人又は団体に対して助成し、足立区の快適で文化的なふれあいのある町の創造に寄与する。
創設年次	88 年 4 月
基金総額	9.3 億円（96.8 現在）
寄付主体	企業、市民、再開発協議会など各種団体、講演会参加者
積立方法	行政は 80 万円、マンション等の建設時に開発負担金を徴収、随時寄付を募集
用 途 決 定 方 法	運営委員会（まちづくり公社理事長、学識経験者、町会連合会長、まちづくり推進委員、区議会議員、区役所職員）
運 用 益 の 用 途	助成実績 1,200 万円（95 年度） 目的を達成するための個人・団体の活動助成や事業助成 ex. フラワーポット設置事業、震災災害対策イベントの実施、「町雑誌」の発行、まちづくりフォーラムの実施、野外彫刻の設置
所 管	財団法人足立区まちづくり公社

公益信託世田谷まちづくりファンド	
目 的	住民、行政、企業のいずれにも属さない独立した中立的な立場から、住民の創意と工夫にあふれる自主的なまちづくり活動を支援する
創設年次	92 年 12 月
基金総額	1.3 億（97.2 現在）
寄付主体	世田谷区の出資 1 億円でスタート
積立方法	総額 5 億円を目指し、随時積立中（現在：行政 1.0 億円、民間 0.3 億円）
用 途 決 定 方 法	運営委員会（研究者 2 名、区民 2 名、専門家 2 名、行政 1 名）による公開審査

用 益 の 用 途	500 万円（95 年度） まちづくり活動助成 まちづくりハウス（専門家集団）の設置・運営助成 まちづくり交流助成 ex.団地の立て替えに対する住民案の作成、 世田谷の街並みシミュレーション手法の開発、 自然を学ぶ勉強会を開催
所 管	財団法人世田谷区都市整備公社

公益信託キャンドル演劇奨励基金	
目 的	愛知県内の中小劇団の活動を支援
創設年次	93 年
基金総額	－
寄付主体	名古屋テレビ
積立方法	一括して拠出
用 途 決 定 方 法	専門家による運営委員会が決定
運 用 益 の 用 途	愛知県内に活動拠点を置き、公演活動を行う劇団に助成 （年間：30 万円×3 作品）
所 管	愛知県教育委員会（住友信託銀行）

18. 評価レポート

■評価レポートの構成

評価レポートは「Ⅱ. 期間別の重点目標」、「Ⅲ. 自主事業レポート」、「Ⅳ. 運営レポート」、「Ⅴ. 決算レポート」とこれら4つのレポートを簡潔にまとめた「Ⅰ. 総括」から構成されます。次のページ以降、これらの具体的な評価軸や書式例を記載します。

評価レポートの構成

Ⅰ. 総括

Ⅱ. 期間別の重点目標

【開館期】(1)全体 (2)住民向け事業 (3)芸術家向け事業 (4)運営

【展開期】(1)全体 (2)住民向け事業 (3)芸術家向け事業 (4)運営

Ⅲ. 自主事業レポート

(1)年間自主事業一覧

「教養・鑑賞事業」、「自主創造活動事業」、「提携事業」、「育成事業」、
「情報事業」、「交流事業」

(2)各事業の詳細

(3)分野別の事業実施状況

「音楽」、「舞台芸術」、「美術」、「映像・情報」、「生活文化」、「一般教養」

Ⅳ. 運営レポート

(1)運営組織

「全体組織図」、「業務別運営報告」、「委員名簿」

(2)施設利用状況

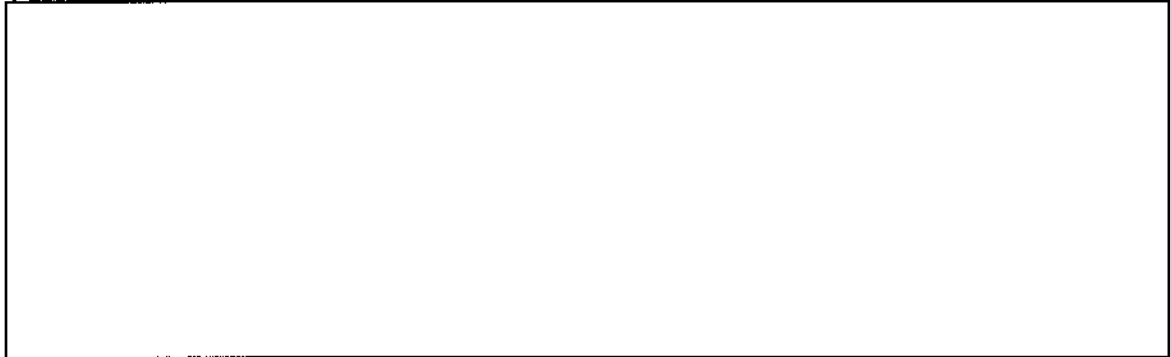
「日稼働率」、「単位稼働率」、「ホールの利用目的」、「貸し空間事業」

Ⅴ. 決算レポート [略]

Ⅰ. 総括

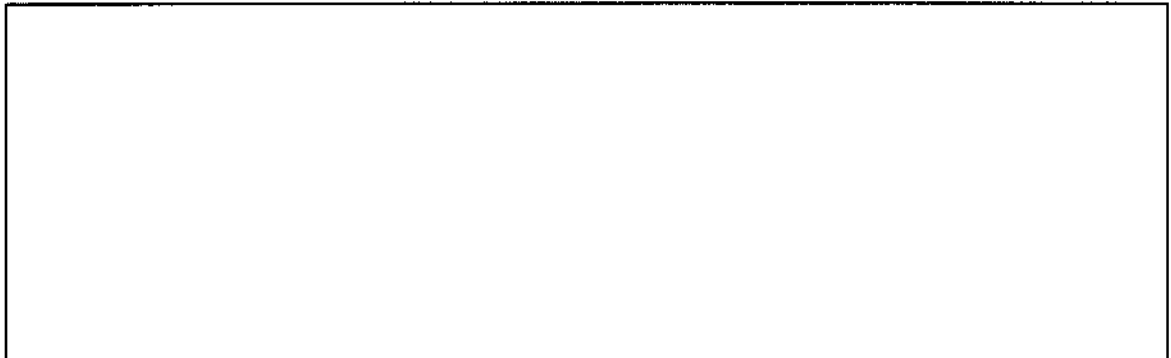
「誰もが参加でき、充実を得られる文化環境」

- ・幅広い分野にわたる文化環境の充実
- ・町民の主体的な文化活動の展開に対する環境づくり
- ・町民の多様な文化活動の展開を支援
- ・郷土の伝統文化の保存、継承、発展
- ・町民の文化活動のレベルアップを支援



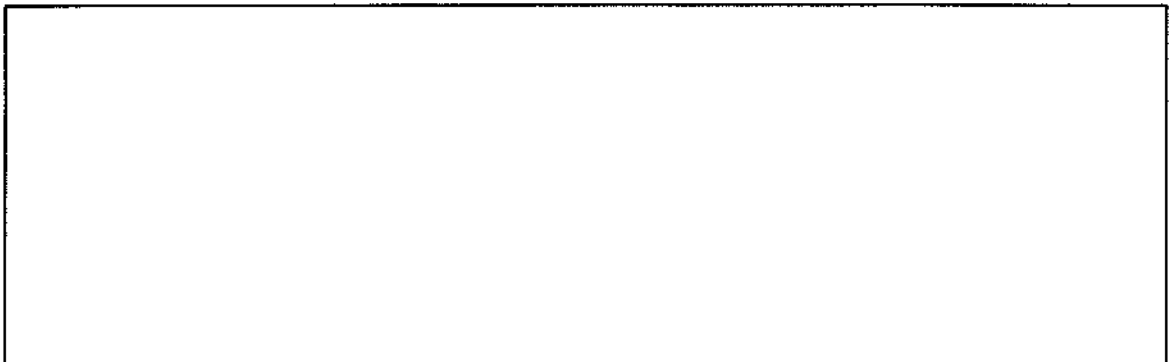
「芸術文化のまちアイデンティティの確立」

- ・地域で芸術を育成、創造
- ・芸術を通じて、全国・世界と交流
- ・芸術創造と町民文化活動の相乗効果の発揮



「文化を育てるまちづくり」

- ・文化的な生活空間の創出
- ・文化的な視点を取り入れた行政のしくみづくり
- ・文化を育むしくみづくり



II. 期間別の重点目標

報告書の3章1節で定めた「計画期間別の施策の方向性」を参考に、以下のような重点目標を設定しました。なお、文化の家の運営が軌道に乗るにつれ、目標が質的に変化することを踏まえ、開館期と展開期に分けて設定しています。

【開館期】（開館準備～開館3年間程度）

(1) 全体

□町民の活動状況 …[※]①

- ・1年間で直接、芸術を鑑賞する割合 65 %（町民アンケートを実施して把握）
- ・1年間で自分自身で文化活動をする割合 50 %（町民アンケートを実施して把握）

□文化の家の利用者数 …①

- ・年間利用者数 160,000 人
- ・町民来館経験率 6割（町民アンケートを実施して把握）

□文化の家の稼働率 …①

- ・ホール：日稼働率 50 %
- ・アトリビング：日稼働率 80 %、単位稼働率 30 %

(2) 住民向け事業

□初心者向けの事業 …①②

- ・各分野別の事業実施状況（開館期3年分の累計、表1参照）
- ・実施した事業のジャンル数（開館期3年分の累計）

□自主文化サークル活動を支援 …①

- ・新たに結成された自主文化サークル数 50 サークル
- ・貸し空間登録団体 100 団体

□住民の創造的な文化活動の支援 …②

- ・町民合唱、町民演劇、町民スタッフ等の取り組み状況

□中長期的な取り組みの開始 …②

- ・伝統芸能、まちづくり

(3) 芸術家向け事業

□地域の芸術家の文化活動を支援 …②

- ・芸術家との提携、文化の家内における芸術家の芸術創造活動の状況

(4) 運営

□利用者の立場に立って運営 …①②

- ・開館日数 300 日、開館時間 9:00 ～ 22:00
- ・ホールサービス（来館者や登録団体等に満足度をアンケート）
- ・定期利用、連続利用制の実質的な導入

□利用者の立場に立って運営 …②

- ・専門的な能力を持つ職員の起用

□運営面で新たに工夫した点 …②

（注）①は定量的、②は定性的な評価

「展開期」（開館後3年程度～）

(1) 全体

- 町民の活動状況（町民アンケートを実施して把握）…①
 - ・ 1年間で直接、芸術を鑑賞する割合 80 %
 - ・ 1年間で自分自身で文化活動をする割合 60 %
- 文化の家の利用者数 …①
 - ・ 年間利用者数 225,000 人
 - ・ 町民来館経験率 7 割（町民アンケートを実施して把握）
- 文化の家の稼働率 …①
 - ・ ホール：日稼働率 65 %
 - ・ アートリビング：日稼働率 90 %、単位稼働率 50 %
- 在住芸術家、事業者 …①
 - ・ 在住芸術家数 600 人（国勢調査報告より把握）
 - ・ 民間文化関連事業者 100 件（各種年鑑、電話帳等より把握）

(2) 住民向け事業

- 芸術性、創造性の向上（経験者向け）…①②
 - ・ 芸術性、創造性向上のための事業実施状況（直近3年分の累計、表2参照）
- 文化活動の自立化支援 …②
 - ・ 町民合唱、町民演劇、町民スタッフ等
- 初心者向けの事業 …①②
 - ・ 各分野別の事業実施状況（直近3年分の累計、表1参照）
 - ・ 実施した事業のジャンル数（直近3年分の累計）

(3) 芸術家向け事業

- 芸術創造 …①②
 - ・ 文化の家を利用して制作された作品名を列举（目安：年間2作品）
 - ・ 芸術家、他の文化ホールと提携して実現した芸術作品の列举（目安：年間1作品）
 - ・ オペラコンクール、地域演劇祭の進捗状況
 - ・ 総合舞台芸術作品の制作状況

(4) 運営

- 利用者の立場に立って運営 …①②
 - ・ ホールサービス（来館者や登録団体等に満足度をアンケート）
- 町民参加 …②
 - ・ 町民スタッフ、利用調整委員会等の活動状況
- 行政内の文化に関する横断的な組織の組成 …②
- 情報発信 …②
 - ・ メディア、専門誌等での取り上げ状況等を列举
- 運営面で新たに工夫した点 …②

表1 初心者向け事業一覧

	文化教室			鑑賞・展示	その他
	文化教室	ワークショップ	講演等		
音楽					
舞台芸術					
美術					
情報・映像					
生活文化					
一般教養					

(注) 上段：事業数、下段：延べ参加者数

表2 芸術性、創造性向上のための事業一覧

	ワークショップ	定期講座	クリニック	指導者育成	その他
音楽					
舞台芸術					
美術					
情報・映像					
生活文化					
一般教養					
アートマネジメント					

(注) 上段：事業数、下段：延べ参加者数

Ⅲ. 自主事業レポート

文化の家で実施した自主事業を事業毎に記録するとともに、そのねらいと効果を振り返り、次の事業をより充実したものにするためのレポートです。以下では、その書式例を記載します。

(1) 年間自主事業一覧

「教養・鑑賞事業」

- ・文化教室

例) 幅広い分野にわたって定期的に開催する教室を48講座（うち初心者向けが40講座）、講演会や単発の体験教室を10講座開催した。また、合唱と演劇について3日間にわたるワークショップを実施した。総参加者数は1,200名。

- ・舞台芸術鑑賞事業

- ・展示・鑑賞事業

展覧会、映像鑑賞会

「自主創造活動事業」

- ・町民合唱事業

- ・町民演劇の制作事業

- ・地域演劇祭

- ・文化の家フェスティバル

- ・伝統文化関連事業

- ・オペラコンクール関連事業

「提携事業」

- ・ 芸術家・芸術団体と提携
- ・ 文化ホールと提携

「育成事業」

- ・ 専門家のレッスン
定期講座、ワークショップ、レッスン、指導者の育成等（経験者向け）

「情報事業」

- ・ 文化の家情報事業
- ・ 出版文化事業

「交流事業」

- ・ 友の会・町民スタッフ事業
- ・ 交流事業
シンポジウム、会議、国際交流、地域間交流

(2) 各事業の詳細

事業名	〇〇××事業
日 時	
内容・方法	
指導者・ 参加者	指導者： 参加者：(年齢層、性別、住所等)
費 用	費 用： 主な内訳 収 入： 主な内訳
ねらい・効果	
講師・参加者 の感想	
委員会等から のアドバイス	
担当者の所感	(担当者名：)

(3) 分野別の事業実施状況

「音楽系」

たくさんの人に様々な音楽の体験機会を増やすことを第一の目標として事業を展開した。少しずつ地域の音楽活動が活発になってきており、徐々に経験者・愛好家向けの事業や発表、交流事業を展開していきたい。

	一般町民向け	経験者・ 愛好家向け	芸術家向け	特定の人向け (こども、高齢者)
鑑賞	邦楽コンサート クラシックコンサート 初心者向け合唱コンサート			
学習・練習	演奏家の講演会 太鼓教室 合唱教室	演奏クリニック		こども向けワークショップ 高齢者向け発声教室
創造	町民合唱		オペラコンクールの準備	
発表	文化の家フェスティバル			
交流				
継承				

Ⅳ. 運営レポート

運営レポートは文化の家の運営組織と貸し空間等の施設の利用に関するレポートです。
以下ではその書式例を記載します。

(1) 運営組織

「全体組織図」

「業務別運営報告」（下記に具体的な内容を掲載）

「委員名簿」

（参考）業務別運営報告例

職員等	・ 事業部門 例）舞台、照明、音響に主担当者を1名置き、事業企画については主担当者1名と兼任担当者を6名（舞台等を含む）配置した。開館後2年たち、施設や設備の特徴にも慣れはじめ各職務の遂行能力が高まってきている。職員研修については、（財）地域創造が主催する研修に2名派遣するとともに、先進事例4カ所の視察を行った。今後も研修、視察等を適宜行い、担当者の能力を高めていきたい。 ・ 管理運営部門 ・ 創造スタッフ
委員会等	・ 運営委員会 ・ 企画委員会 ・ 施設利用調整会議 [主な記載事項] ・ 担当職員数、委員数、委託先名 ・ 職務遂行状況 ・ 研修や技量の向上のための工夫 ・ 今後の課題等

(2)施設利用状況

「日稼働率」

大ホールは目標の稼働日率にまだ達していないが、小ホールは目標の稼働日率を既に上回った。大ホールについては、芸術家の創造活動に提供するなど平日の稼働率を高めていきたい。

部屋名\利用者	利用可能 日 数	稼 働 日 数				稼 働 日 率	利用者数
			一般	自主	行政		
大ホール	2 9 5	1 2 0	2 5 (8)	7 0	2 5	4 1 %	43,400
小ホール	2 9 5	1 7 0	7 0 (4 2)	7 0	3 0	5 8 %	25,700
映像ホール							
...							

「単位稼働率」

部屋名\利用者	利用可能 日 数	稼 働 日 数				稼 働 日 率
			一般	自主	行政	
大ホール						
小ホール						
映像ホール						

(注) 一般の下段の () 内の数字は減免団体の利用数

「ホールの利用目的」

			大ホール				小ホール			
			計	催事 利用	準備・ 練習	構成比	計	催事 利用	準備・ 練習	構成比
舞 台 芸 術	音 楽	クラシック 邦楽 ポップス 民族音楽等								
		オペラ 演劇・ミュージカル 日舞・民舞 洋舞 能・狂言 地域の伝統芸能 寄席・演芸								
映画 講演 学会・研究会 大会・式典 その他										
計										
申 請 者	町 県 内 県 外	内 内 外								

「貸し空間事業」

事業名	貸し空間事業
利用状況	[概況] 部屋別の稼働状況、応募状況、分野別ホールの利用者数 [定期利用] 団体数、延べ利用単位数 [連続利用]（3日以上） 団体数、延べ利用日数
ねらい・効果	
利用者・施設利用調整委員会からの要望等	
委員会等からのアドバイス	
担当者の所感	（担当者名： ）

■主な定量的な目標と参考指標

主な定量的な目標一覧

「町全体について」

- ・町民の活動状況 …(1)
 - 1年間で直接、芸術を鑑賞する割合 開館期：65％、展開期：80％
 - 1年間で自分自身で文化活動をする割合 開館期：50％、展開期：65％
 - ・町民文化サークル数 150団体（現在 約100団体）
 - ・在住芸術家数 600人（90年現在352人 人口比1.3％で県内トップ）
 - ・民間文化関連事業者 100件（現在66件）
- （内訳）
- サービス関連36（ex. デザイン9、写真6、ピアノ教室5、カルチャースクール4）
 - 流通関連30（ex. 書店8、カラオケボックス7、レンタルビデオ7、ギャラリー2、美術館2）

「文化の家全体について」

- ・町民来館経験率 開館期：6割、展開期：7割（現在図書館が73％）
- ・文化の家の稼働率、利用者数 …(2)(3)
 - ホール 開館期：日稼働率50％（6日中3日）、延べ利用者数 80,000人
展開期：日稼働率65％（6日中4日）、延べ利用者数 100,000人
 - アトリビング 開館期：日稼働率80％、単位稼働率30％、延べ利用者数80,000人
展開期：日稼働率90％、単位稼働率50％、延べ利用者数125,000人
- ・登録文化サークル数 100団体

（注） カラオケ、料理を除く

(1) 町民の活動状況

「1年間で直接、芸術を鑑賞する割合」と「1年間で自分自身で文化活動をする割合」については、近年実施された住民の文化活動に関するアンケート調査を比較して、目標として最も妥当な指標を参考にしました（参考にした指標は太字になっています）。

○世論調査（総理府）

前提：96年10～11月調査、15歳以上、有効回収数 3,688 票

- ・ 1年間の文化活動 17.8 % 生活文化の項目あるが定義は分かりづらい
- ・ 今後の活動希望 28.3 %
- ・ 1年間にプロの作品を直接鑑賞 54.7 %
- ・ 1年間にテレビ、ラジオ等で鑑賞 88.0 %
- ・ 今後の鑑賞希望 78.4 % 直接、間接が不明確

○電通総研アンケート（文化庁委託調査）

前提：93年2月調査、19歳以上、有効回収数 1,088 票

- ・ 1年間に直接鑑賞した芸術 65.7 %
- ・ 1年間の間接鑑賞した芸術 95.1 % TV、ビデオ、CD等を利用して
- ・ 今後の直接鑑賞希望 95.9 %
- ・ この1年間に自身で行った文化活動 72.9 % カラオケを含む
- ・ 今後の自身で行いたい文化活動 89.1 % "

○愛知県アンケート

前提：93年10月調査、満20歳以上、有効回収数 1,004 票

- ・ 1年間に鑑賞した芸術文化 80.5 % 史跡を含む（TV等は除く）
- ・ 今後の鑑賞希望 93.7 % "
- ・ 日頃、自身がする文化活動 51.0 % 郷土芸能を含む

○長久手町アンケート

前提：95年9月調査、10歳以上、有効回収数 381 票

- ・ 今後希望する鑑賞活動 9割以上 TV等の取り扱いが不明確
- ・ 趣味活動の参加経験 82.4 % スポーツ、アート、旅行を含む カラオケを含まない
- ・ 今後参加したい趣味活動 86.4 % "

(2)稼働率

施設名		稼働日数	稼働単位数	対象年次
芸術文化動向調査 (文化庁)	公立ホール (市区町村立)	163.2 日 約 50 %	—	1993 年 2 月調査
名古屋市芸術 創造センター	ホール 練習室 1 大会議室	92.1 % 100.0 % 94.8 %	89.0 % 95.6 % 64.8 %	1996 年度
南文化小劇場	ホール 練習室	60.3 % 98.4 %	52.1 % 72.6 %	1996 年度
名古屋市 演劇練習館	大練習室 5 室 小練習室 3 室	96.9 % 99.9 %	59.2 % 76.6 %	1996 年度
名古屋市青少年 文化センター	練習室 3 室 音楽室 3 室 スタジオ 2 室 研修室 5 室	67.7 % 81.5 % 32.5 % 63.1 %	41.5 % 56.4 % 24.4 % 39.9 %	1996 年度 (12 月 1 日 開館)
稲沢市民会館	大ホール 中ホール 小ホール その他	32.2 % 42.5 % 73.3 % 34.1 %		1996 年度
尾張旭中央公民館	公民館 8 室計 研修室 4 室 視聴覚音楽室 工作室 和室 実習室	53.2 % 74.2 % 64.4 % 30.5 % 43.1 %	30.3 %	1995 年度
安城市中央公民館	ホール 音楽室 美術展示室 料理実習室 和室 2 室 会議室 8 室		1.0 回／日 1.2 回／日 0.9 回／日 0.9 回／日 1.0 回／日 1.1 回／日	1996 年度

(3)利用者数

施設名		利用者数	対象年次 備考
稲沢市民会館	合計	161,077 人	・ 1996 年度 ・ 席数 大ホール：1,304 席 中ホール： 504 席 小ホール： 256 席 ・ 練習室、講習室など 11 室有
	大ホール	70,483 人	
	中ホール	31,476 人	
	小ホール	27,496 人	
	練習室等	31,622 人	
尾張旭中央公民館	公民館 8 室計	90,337 人	・ 1995 年度
安城市中央公民館	利用者数	256,625 人	・ 1996 年度 ・ ホールは 520 席 ・ 他に講座室、楽屋など 7 室有
	ホール	60,076	
	音楽室	11,227	
	美術展示室	15,283	
	料理実習室	6,225	
	和室 2 室	11,719	
	会議室 8 室	51,849	

○目標年間利用者数の推計

[開館期]

・大ホール

$$\begin{aligned}
 \text{年間利用者数} &= \text{催事年間入場者数} + \text{主催者やりハーサル等の年間利用者数} \\
 &= \text{催事日数} \times 1 \text{ 回あたり平均入場者数} + \text{稼働日数} \times 1 \text{ 回あたり平均利用者数} \\
 &= (\text{開館日数} \times \text{稼働日率} \times \text{催事比率}) \times (\text{客席数} \times \text{入場率}) + (\text{開館日数} \times \text{稼働日率} \times \text{平均利用者数}) \\
 &= (300 \times 0.5 \times 0.7) \times (700 \times 0.7) + (300 \times 0.5 \times 20) = 54,450 \quad \dots \text{①}^{\ast} \\
 &= (300 \times 0.65 \times 0.7) \times (700 \times 0.7) + (300 \times 0.65 \times 20) = 70,785 \quad \dots \text{②}
 \end{aligned}$$

・小ホール

算出方法は大ホールと同様

$$\begin{aligned}
 \text{年間利用者数} &= (300 \times 0.5 \times 0.7) \times (300 \times 0.7) + (300 \times 0.5 \times 10) = 23,550 \quad \dots \text{①} \\
 &= (300 \times 0.65 \times 0.7) \times (300 \times 0.7) + (300 \times 0.65 \times 10) = 30,615 \quad \dots \text{②}
 \end{aligned}$$

(注) ①は開館期、②は展開期の試算

・映像ホール

計算式はアトリビングと同様、1回あたりの平均利用者数は50名とする

$$\text{年間利用者数} = (300 \times 3 \times 0.3) \times 50 = 13,500 \quad \dots \text{①}$$

$$= (300 \times 3 \times 0.5) \times 50 = 22,250 \quad \dots \text{②}$$

・アトリビング9室

年間利用者数 = 1部屋あたり年間利用者数 × 部屋数

= 稼働単位数 × 1回あたり平均利用者数 × 部屋数

= (開館日数 × 1日あたりの単位数 × 稼働単位数率) × 1回あたり平均利用者数 × 部屋数

$$= (300 \times 3 \times 0.3) \times 20 \times 9 = 48,600 \quad \dots \text{①}$$

$$= (300 \times 3 \times 0.5) \times 20 \times 9 = 81,000 \quad \dots \text{②}$$

・音楽練習室（ポピュラー系）

計算式はアトリビングと同様、1回あたりの平均利用者数は5名とする

$$\text{年間利用者数} = (300 \times 3 \times 0.3) \times 5 = 1,350 \quad \dots \text{①}$$

$$= (300 \times 3 \times 0.5) \times 5 = 2,250 \quad \dots \text{②}$$

・展示ギャラリー

年間利用者数 = 年間展示日数 × 1日あたりの平均来場者数 × 室数[※]

= (開館日数 × 稼働日率) × 1日あたりの平均来場者数 × 室数

$$= (300 \times 0.5) \times 50 \times 2 = 15,000 \quad \dots \text{①}$$

$$= (300 \times 0.65) \times 50 \times 2 = 19,500 \quad \dots \text{②}$$

○年間延べ利用者目標数

開館期 156,450名

大ホール 54,450、小ホール 23,550、映像ホール 13,500、

アトリビング9室 48,600、音楽練習室 1,350、展示ギャラリー2室 15,000

展開期、226,650名

大ホール 70,785、小ホール 30,615、映像ホール 22,500、

アトリビング9室 81,000、音楽練習室 2,250、展示ギャラリー2室 19,500

(注) 安城市中央公民館参照

19. 策定経緯

本マスタープランを策定するにあたり、町民の文化活動の実態調査を実施しました。また、文化の家（仮称）の整備計画との整合性をとるとともに、学識経験者や有識者等から幅広く提言を得るため、「長久手町文化の家（仮称）建設・運営委員会」において指導をいただきました。また、個別具体的な事項に関して検討するためグループワーキングを開催しました。

(1) 町民の文化活動実態調査

町民の文化活動の現況を把握するため、以下の調査を実施しました。

1996年7～8月	町内文化団体等への聞き取り調査（計7団体）
8月18日	町民向けワークショップの開催（町民の文化活動の意向把握）
9～10月	町内文化団体アンケート（文化サロン企画懇話会、文化協会等）
97年2月	町内教育機関への聞き取り調査（計3校）

(2) 長久手町文化の家（仮称）建設・運営委員会における検討経過

長久手町文化の家（仮称）の建設に当たり、建設及び事業運営の推進に係わる専門的諮問機関である長久手町文化の家（仮称）建設・運営委員会で、マスタープランの内容について検討しました。

長久手町文化の家（仮称）建設・運営委員会設置要綱

制 定	平成7年4月3日
一部改正	平成7年6月26日
一部改正	平成8年4月1日

（設 置）

第1 長久手町文化の家（仮称）の建設に当たり、建設及び事業運営の推進に係る専門的諮問機関として長久手町文化の家（仮称）建設・運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（委 員）

第2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱、任命する。

- (1) 学識者
- (2) 町民の代表者および町関係者
- (3) その他町長が適当と認めた者

（委員長）

第3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第4 委員の任期は、委嘱、任命の日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(職 務)

第5 委員会は、次の各号に掲げる事項をその職務とする。

- (1) 長久手町文化の家（仮称）基本構想と設計、施工との連続性の調整
- (2) 専門的立場からの建築計画およびその技術に関する指導
- (3) 施設運営および事業計画に関する指導
- (4) 行政上の調整および指導
- (5) 利用上の調整および指導
- (6) 長久手町文化の家（仮称）基本計画の作成
- (7) 長久手町文化マスタープラン策定にかかる指導
- (8) その他、委員長が必要と認めた事項

2 前号に係る方針および内容の決定については、委員の合意によるものとする。

(会 議)

第6 委員会は委員長が招集し、議長が進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議は原則として非公開とする。

(事務局)

第7 委員会の庶務は、長久手町総務部文化会館建設事務局において処理する。

(雑 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

検討経過（文化マスタープラン関係分）

1996年7月18日	第14回委員会	策定の方法、基本理念の検討
8月23日	第15回委員会	町民向けワークショップの報告
10月22日	第16回委員会	事業(案)の検討、町内の現況調査の報告
12月4日	第17回委員会	事業(案)の検討、事業スケジュール案の提起
97年2月13日	第18回委員会	事業(案)の骨子の承認
4月4日	第19回委員会	文化マスタープラン報告書の骨子の検討
7月4日	第20回委員会	文化マスタープランの策定形式(構成案)の検討
11月5日	第21回委員会	文化マスタープラン全体の検討

長久手町文化の家（仮称）建設・運営委員会委員名簿

安藤隆之	中京大学文化科学研究所教授
市来邦比古	電気音響家、世田谷パブリックシアターテクニカルスタッフ
内山千吉	舞台美術家
大下久見子	愛知県立芸術大学音楽学部助教授、声楽家
太田建治	舞台監督
小栗宏次	愛知県立大学情報科学部設立専任助教授
佐藤壽晃	照明デザイナー、劇場コンサルタント
清水裕之	名古屋大学工学部教授
橘 秀樹	東京大学生産技術研究所教授
中村 旭	長久手町議会「仮称文化の家建設特別委員会」委員長
林 英光	愛知県立芸術大学美術学部教授
広中省子	鑑賞団体「親子劇場」代表
福岡廉二	長久手町助役
三岡 太	長久手町議会議長
與語晴男	長久手町文化協会会長

50 音順 敬称略

(3) ワーキングにおける検討

個別の議題に対して、専門的な立場からマスタープランの内容について検討するため、ワーキングを実施しました。本町内と本町近隣に在住の建設運営委員に対して、テーマに合わせて出席を依頼しました。

検討経過

1996年 9月25日	現況調査、アンケート、事業案、運営体制の検討
10月 7日	オペラ・演劇関連事業の検討
10月16日	事業案の個々の検討
10月31日	事業案の補足、運営体制の検討
11月 5日	事業費の試算
11月 7日	事業費、事業企画担当の検討
1997年 1月17日	事業案の修正、事業企画担当の検討
1月27日	事業化に向けての確認
3月11日	合唱・オペラ関連事業の検討
4月 8日	合唱事業の検討
1998年 1月 5日	マスタープラン全体の確認
1月30日	中長期展望の検討

ワーキンググループの委員名簿

安藤隆之	中京大学文化科学研究所教授
内山千吉	舞台美術家
大下久見子	愛知県立芸術大学音楽学部助教授、声楽家
太田建治	舞台監督
小栗宏次	愛知県立大学情報科学部設立専任助教授
清水裕之	名古屋大学工学部教授
広中省子	鑑賞団体「親子劇場」代表
與語晴男	長久手町文化協会会長

50 音順 敬称略

(4)長久手町文化サロン企画懇話会

長久手町文化サロン企画懇話会設置要綱

制 定 平成7年5月1日

一部改正 平成8年5月1日

(設 置)

- 第1 長久手町文化事業「文化サロン」の実施に当たり、町民の多様な文化ニーズに応え得る企画を考案するため、町民による協議機関として長久手町文化サロン企画懇話会（以下、「企画懇話会」という。）を置く。

(委 員)

- 第2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内に住所を有する満18歳以上の町民で、広く文化、芸術、創造活動に関心を持ち、熱意のある者。

ただし、公職選挙法による公職者、町職員は除く。

- (2) その他、町長が適当と認めた者。

- 2 委員の数は25名までとする。

(座 長)

- 第3 企画懇話会に座長を置き、座長は委員の互選により選任する。

- 1 座長は、会務を総理する。

- 2 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

- 第4 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(職 務)

第5 企画懇話会は、次の各号に掲げる事項をその職務とする。

- (1) 文化サロンの企画立案に関する事
- (2) 町民の文化サロンに対する意見や要望など情報収集に関する事
- (3) その他、座長が必要と認めた事

(会 議)

第6 会議は、座長が招集し、議長となる。

2 企画懇話会に、企画ごとの担当部会を置くことができる。

(顧 問)

第7 必要に応じて企画懇話会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第8 企画懇話会の庶務は、長久手町総務部文化会館建設事務局において処理する。

(雑 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、企画懇話会の運営に必要な事項は座長が定める。

長久手町文化サロン企画懇話会委員名簿

青山つたゑ	平成8、9年度
秋谷純子	平成7、8、9年度
浅井美耀子	平成8、9年度
飯島宏子	平成7、8、9年度
伊佐治美和子	平成7、8、9年度
板屋麻生	平成7年度
大滝啓子	平成7、8、9年度
可西道子	平成8、9年度
加藤美代子	平成7、8、9年度
桑野信子	平成7、8、9年度
榑原直美	平成7、8、9年度
佐藤淳子	平成7、8、9年度
佐藤友美	平成8年度
西村緋紹子	平成8、9年度
野村光子	平成7、8、9年度
早川順一	平成8、9年度
福岡八重子	平成7、8、9年度
福本和子	平成7、8、9年度
堀 昌子	平成8、9年度

松元佳代	平成7、8、9年度
水谷幹子	平成8、9年度
水野美代子	平成7、8、9年度
山口節子	平成7、8、9年度

50 音順 敬称略

長久手町文化マスタープラン

1998(平成10)年3月

編集 長久手町

長久手町文化の家(仮称)建設・運営委員会

調査協力 株式会社 東海総合研究所

発行 長久手町

愛知県愛知郡長久手町大字岩作字城の内60-1

事務局 長久手町総務部文化会館建設事務局

〒 480-1196 TEL.0561-63-1111 FAX.0561-63-2100

